

平成 25 年

第 4 回 定例会 会議録

奄美市議会

第4回定例会 会議録目次

議事日程・付議事件	1
第4回定例会一般質問通告	4
12月10日（火）（第1日目）	
出席議員及び欠席議員	10
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	10
職務のため出席した事務局職員	11
会議録署名議員の指名	12
会期の決定	12
議案第94号～第103号（10件）上程	12
議長の辞職	15
議長の選挙	16
副議長の辞職	18
副議長の選挙	18
常任委員会委員の選任	20
議会運営委員会委員の選任	20
12月11日（水）（第2日目）	
出席議員及び欠席議員	21
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	21
職務のため出席した事務局職員	22
一般質問	
伊東 隆吉 君（平政会）	23
川口 幸義 君（無所属）	34
師玉 敏代 君（新奄美）	43
崎田 信正 君（日本共産党）	53
12月12日（木）（第3日目）	
出席議員及び欠席議員	64
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	64
職務のため出席した事務局職員	65
一般質問	
元野 景一 君（自由民主党）	66
大迫 勝史 君（公明党）	75
安田 壮平 君（無所属）	86
竹山 耕平 君（平政会）	97

12月13日（金）（第4日目）

出席議員及び欠席議員	109
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	109
職務のため出席した事務局職員	110
一般質問	
橋口 和仁 君（新奄美）	111
与 勝広 君（公明党）	121
関 誠之 君（社会民主党）	132

12月17日（火）（第5日目）

出席議員及び欠席議員	144
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	144
職務のため出席した事務局職員	145
議案第94号～第103号（10件）上程	146
議案第104号（監査委員の選任）（1件）上程	152
議案付託	152

12月26日（木）（第6日目）

出席議員及び欠席議員	154
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	154
職務のため出席した事務局職員	155
議案第94号～第103号（10件）上程	156
議案第95号，第96号，第99号（3件）上程（文教厚生委員長報告）	156
議案第97号，第98号，第100号，第101号， 第102号（5件）上程（産業経済委員長報告）	157
議案第103号（1件）上程（総務企画委員長報告）	160
請願第2号（1件）上程	165
陳情第6号（1件）上程	166
議案第106号（意見書）（1件）取下げ	167
議案第105号（意見書）（1件）上程	168
「奄美・琉球」世界自然遺産登録推進特別委員会中間報告（1件）上程	169
議員派遣について	169
閉会中の継続審査申出	169

別紙

各常任委員会審査報告書	171
「奄美・琉球」世界自然遺産登録推進特別委員会中間報告書	174

参考資料（意見書）	179
-----------	-----

会期・議事日程 付 議 事 件

平成25年 第4回奄美市議会定例会議事日程表

(平成25年12月10日開会)

月 日	曜	区 分	
12月10日	火	本会議	1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定（17日間） 3 議案第94号～103号(10件) 上程 説明 4 議長の辞職 5 議長の選挙 6 副議長の辞職 7 副議長の選挙 8 常任委員会の委員の選任 9 議会運営委員会の委員の選任 ※ 全員協議会（本会議終了後） 【議題】 1. 監査委員の推薦について 2. 各種委員会委員、審査会委員構成について
12月11日	水	本会議	1 一般質問 - 伊東議員, 川口議員, 師玉議員, 崎田議員（質問順）
12月12日	木	本会議	1 一般質問 - 元野議員, 大迫議員, 安田議員, 竹山議員（質問順）
12月13日	金	本会議	1 一般質問 - 橋口議員, 与議員, 関議員（質問順）
12月14日	土	休 会	
12月15日	日	休 会	
12月16日	月	休 会	
12月17日	火	本会議	1 議案第94号～103号(10件) 上程 質疑 付託 2 議案第104号(1件)（監査委員の選任） 上程 説明 質疑 討論 採決 ☆ 付託 区分 { - 総務企画－議案第103号（1件） - 文教厚生－議案第95号, 96号, 99号（3件） - 産業建設－議案第97号, 98号, 100号, 101号, 102号（5件） - 全委員会－議案第94号 平成25年度一般会計補正予算（第3号）は、所管する各常任委員会に付託 ※ 請願・陳情付託報告（前議会からの継続審査事件を含む） 総務企画－陳情第5号, 陳情第10号, 陳情第5号, 陳情第6号（4件） 文教厚生－請願第2号, 陳情第7号（2件）
12月18日	水	休 会	※ 午前9時30分から常任委員会審査（文教厚生・産業建設）
12月19日	木	休 会	※ 午前9時30分から常任委員会審査（総務企画）
12月20日	金	休 会	報告書整理・議案等調査
12月21日	土	休 会	
12月22日	日	休 会	
12月23日	月	休 会	天皇誕生日
12月24日	火	休 会	報告書整理・議案等調査
12月25日	水	休 会	報告書整理・議案等調査
12月26日	木	本会議	1 議案第94号～103号(10件) 上程 報告 質疑 討論 採決 2 請願第2号(1件) 上程 報告 質疑 討論 採決 3 陳情第6号(1件) 上程 報告 質疑 討論 採決 4 議案第105号（意見書）（1件） 上程 報告 質疑 討論 採決 5 議案第106号（意見書）（1件）（取下げにより日程削除） 6 「奄美・琉球」世界自然遺産登録推進特別委員会中間報告 上程 報告 7 議員派遣について ☆ 紬着用

○ 付議事件は、次のとおりである。

番号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
		専決処分の報告について (専決第23号 市営住宅明渡し等請求に関する訴訟の提起について)			
		専決処分の報告について (専決第24号 市営住宅明渡し等請求に関する訴訟の提起について)			
		専決処分の報告について (専決第25号 市営住宅明渡し等請求に関する訴訟の提起について)			
		専決処分の報告について (専決第26号 市営住宅明渡し等請求に関する訴訟の提起について)			
		専決処分の報告について (専決第27号 市営住宅明渡し等請求に関する訴訟の提起について)			
(1)	議案第94号	平成25年度奄美市一般会計補正予算(第3号)について	H25. 12. 26	原案可決	全委員会
(2)	議案第95号	平成25年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について	H25. 12. 26	原案可決	文教厚生
(3)	議案第96号	平成25年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第2号)について	H25. 12. 26	原案可決	文教厚生
(4)	議案第97号	平成25年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について	H25. 12. 26	原案可決	産業建設
(5)	議案第98号	平成25年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について	H25. 12. 26	原案可決	産業建設
(6)	議案第99号	平成25年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計補正予算(第1号)について	H25. 12. 26	原案可決	文教厚生
(7)	議案第100号	奄美市名瀬大島紬共同のり張場条例を廃止する条例の制定について	H25. 12. 26	原案可決	産業建設
(8)	議案第101号	建物の譲与について	H25. 12. 26	原案可決	産業建設
(9)	議案第102号	奄美市農林産物直売所の指定管理者の指定について	H25. 12. 26	原案可決	産業建設
(10)	議案第103号	工事請負契約の締結について	H25. 12. 26	原案可決	総務企画
(11)	議案第104号	監査委員の選任について	H25. 12. 17	同意	本会議
(12)	請願第2号	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請	H25. 12. 26	採択	文教厚生
(13)	陳情第5号	「特定秘密保護法案」の廃案を求める陳情	H25. 12. 26	審議未了	総務企画
(14)	陳情第6号	「県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼働を認めない意見書」の採択を求める陳情	H25. 12. 26	継続審査	総務企画

番号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(15)	陳情第 7 号	いじめ解決策としての提案	H25. 12. 26	継続審査	文教厚生
(16)	議案第 105 号	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2014 年度政府予算に係る意見書	H25. 12. 26	原案可決	文教厚生
(17)	議案第 106 号	県民の安全が担保されない拙速な川内原発 1 ・ 2 号機の再稼働を認めないことを求める意見書	H25. 12. 26	取下げ	総務企画

※ 前議会からの継続審査

(18)	陳情第 5 号	公契約における公正な賃金確保等に関する陳情	H25. 12. 26	継続審査	総務企画
(19)	陳情第 10 号	オスプレイの配備撤回を求める陳情	H25. 12. 26	継続審査	総務企画

第4回定例会一般質問通告

(12月11日(水))

◎平政会 伊東 隆吉

1 市長の政治姿勢について

(1) 朝山市長2期目の市政運営に当たり、課題と目標、抱負は。

2 奄振法について

(1) 次期奄美群島振興開発特別措置法延長に伴い、新交付金制度の内容は。

3 まちづくりについて

(1) 末広・港土地地区画整理事業の現状は。

(2) 大型商業店舗誘致が困難となった中心商店街の動向は。

(3) 名瀬本港地区埋立事業の現状は。

4 紬に関して

(1) 紬組合への派遣職員の成果は。

(2) 紬指導センターの現況と将来方向は。

5 観光・交流について

(1) 姉妹都市、友好都市、ほか交流関係先の現状と今後の展望は。

6 教育について

(1) 群島復帰60周年に当たり、子どもたちへの郷土教育の現状は。

(2) 来年度、学力テスト学校別成績の公表は。

◎無所属 川口 幸義

1 建設行政について

(1) 平成25年度市・公共工事発注見通し、第3四半期までの発注率について

(2) 落札業者の債権譲渡等の事案について

(3) 建設業者ランク格付け区分について

(4) 平田浄水場工事について

2 奄美海洋展示館使用料収納事務について

(1) (株)道の島公社の委託料について

① 委託料の基準となるものは。

3 大熊地区都市計画後の現況について

(1) 確認申請がとれない箇所について

◎新奄美 師玉 敏代

1 子ども・子育て支援について

(1) 次世代育成支援対策推進法・子ども・子育て支援法について

(2) 学童保育整備について

- ① 現在の実施状況と問題点は。
- ② 学童保育の設置要綱は。
- ③ 小規模校の整備対応は。

(3) ひとり親の日常生活支援事業について

(4) ひとり親の医療費償還払いについて

(5) 乳幼児子育てについて

- ① 保育所待機の現状と解決策は。
- ② アレルギー乳幼児の現状は。
- ③ 病児病後児保育の現状と問題点は。

2 産業振興について

(1) 奄美大島紬再生への課題と可能性は。

(2) イノシシ防護柵事業について

3 世界自然遺産登録について

(1) 世界自然遺産登録を目指して

- ① 保全環境の取組み。
- ② 東城内海、赤崎公園整備。
- ③ 風水害後の漂流物対応について
- ④ 地域おこしの取組み。
- ⑤ 学校での取組み。
- ⑥ 松枯れ対策と保存樹対策。

4 平成 22 年度集中豪雨災害から

(1) 3 年経過し河川・道路の事業進ちょく状況について

◎日本共産党 崎田 信正

1 市長の政治姿勢について

- (1) 朝山市政 2 期目の決意と最重点課題はなにか。
- (2) 末広・港土地区画整理事業の現段階の評価は。
- (3) これまで実施した緊急雇用創出事業等に対する評価と今後の課題は。
- (4) 徳田毅議員に関係した徳洲会グループによる大規模な金権選挙に対して市長の見解は。
- (5) 米軍用機オスプレイの低空飛行に対する見解は。

2 教育問題について

- (1) 教育の現場で、「米軍のスタッフ」による読み聞かせが、計画された経緯は。

3 社会保障、医療・介護・福祉政策について

- (1) 介護保険制度で 2015 年 4 月から実施予定とする厚生労働省社会保障審議会介護保険部会がまとめた意見書（案）についての評価と対策は。
- (2) 国民健康保険制度について、県単位で国民健康保険広域化等支援方針が作成されているが、広域化に向けた現状とメリット、デメリットはなにか。

- (3) 子ども医療費の中学卒業までの医療費の無料化と、ひとり親医療費、乳幼児・子ども医療費、障がい者医療費などの窓口負担での償還払い制度を改め現物支給に。
- (4) 在宅酸素療法患者さんの電気代補助の拡充を。

4 まちづくりについて

- (1) 小宿土地区画整理事業の進ちょく状況と、地域住民への説明、合意は万全か。

(12月12日(木))

◎自由民主党 元野 景一

1 市長の政治姿勢について

- ① 朝山市政2期を始めるにあたっての基本的考えを問う。
- ② 朝山市政1期を終え、2期に挑む朝山市長の胸に残る積み残し事業、課題は何か。
- ③ 奄美市総合基本計画の前期5年間で平成27年で来ることになるが、その達成について問う。
- ④ 奄美市総合基本計画の後期5年の完結へのスタートが始まることになると思うが朝山市長の考えを問う。

2 産業政策について

(1) 中心市街地について

- ① 奄美市における商業(物品販売業)の役割について問う。
- ② 中心市街地地価評価額変動の推移を問う。
- ③ 世界、国内の経済状況激変の中の商店街について問う。
- ④ 経済形態、物品購入形態の変化に対する課題を問う。
- ⑤ 商店街の今後に対する市としての対応、基本的姿勢を問う。

◎公明党 大迫 勝史

1 市長の公約について

(1) 「もっと一汗宣言」から

- ① 「子育て支援・延長保育の充実」について現状以外の施策を考えておられるか伺う。
- ② 「待機児童ゼロ作戦」について具体的に示していただきたい。
- ③ 高齢者福祉制度の充実について「生きがいづくり」を支援する。についての考えを示していただきたい。
- ④ 「自然エネルギーの普及」についての方向性を伺いたい。

(2) クルーズ船受け入れについて

- ① 名瀬新港に堅固な売り場ブースの常設は検討できないか。
- ② 今後、増える可能性のある外国船クルーズや外国人観光客用の案内板、表記物、案内所スタッフ、通貨交換所等の課題についての考えを伺う。

2 奄美市キャラクターの活用法について

- (1) イベントでの露出が少ないように感じる。市民体育大会に参加できなかったのはなぜか。

① 子どもたちに浸透し、愛着を持ってもらうためにも保育園、幼稚園やその他の訪問が必要ではないか。

3 特定健診について

(1) 特定健診にピロリ菌検査の導入ができるか伺う。

4 環境問題について

(1) 11 月初旬に長浜緑地で TNR（トラップ・ニューター・リターン）方式で行われた野良猫対策は今後も継続するのか。

① 「地域ネコ」活動を啓発していく計画はないのか。

② 山中のノネコ対策はどのように考えているのか。

③ TNR と並行して「里親探し」の施設の必要性は考えていないか。また、霧島市に開設した県の施設は利用できないか伺う。

5 児童の保育環境について

(1) 名瀬幼稚園に設置されたミストシャワーの効果は検証されたか。また、今後増設の考えはないか。

① 保育園にも来夏に備えて設置を検討できないか。

6 公契約について

(1) 「公契約条例」制定により、地元経済・雇用の下支えになると思われるが、認識と見解を伺う。

◎無所属 安田 壮平

1 市長の政治姿勢

(1) 無投票で再選を果たした朝山市長にとって、今後 4 年間でとりわけてなすべき政策、なしたい政策は何か。

2 重点課題

(1) 末広・港土地区画整理事業について、現在の進ちよく状況は当初の計画よりも遅れているとのことであるが、完成に向けてどのように推進していくのか。

① 現在の進ちよく状況、難航している原因や課題をどのように考えているか。

② 本事業推進について、市長の思いやりやメッセージは。

(2) 世界自然遺産登録について、当初の計画を鑑みると残された時間は限られているが、もっと力を入れて取り組むべきではないか。

① 市長の先行登録地視察等の現況はいかがか。

② 景観条例制定の進ちよく状況はいかがか。

③ 英語等外国語を話せる通訳案内士の増員・育成についての考え方はいかがか。

(3) 地域の雇用状況について、近年有効求人倍率に改善が見られることは確かであるが、質の改善について、行政の取組みはどのようにしているか。

◎平政会 竹山 耕平

1 市長の政治姿勢について

(1) 太陽光発電の導入状況（家庭・事業者）、また、補助助成制度・減免制度の対象について

(2) 住用地区の地域観光振興策「ヤムラランド計画（杜と水の都）」

- ① 取組み状況。（地域が持つ資源の活用と地元住民の人材育成）
- ② 世界自然遺産登録による保護地域の可能性がある地域（私有林との調整含め）の位置付けについて
- ③ 2020 年（平成 32 年）鹿児島国体による相撲協議が決定している「奄美体験交流館」施設の利用・充実（長期的な合宿誘致含め）に対する位置付けについて
- （3）世界自然遺産登録PR用に群島統一のピンバッチの活用は意識の共有も図られ、また、売上利益を遺産登録に向けた財源にすることで有効活用することができると考えるか見解を。
- （4）各種税金（個人市民税・住民税・軽自動車税など）の支払いを、現在の金融機関のみならず、他自治体の取組み同様、コンビニエンスストアや AiAi ひろばなどで利用可能とする見解について。また、クレジットカードでの支払い可能による各種ポイントの上乗せができると税金を支払うことによる市民還元と考え、市民サービスにつながると思うがどうか。
- （5）各種証明書（住民票や戸籍謄本など）の公共施設やコンビニ等での取り扱いについて

2 まちづくりについて

- （1）末広・港土地区画整理事業について。

- ① 生鮮3品を扱うスーパーなどへの補助事業の状況について。3，7，8番街区の具体的な現状及び今後の整備計画について
- （2）現状を商店街と活性化協議会に対して説明責任があると思うが、官民協同のまちづくり（商店街づくり）としての推進について
- （3）これまでも質問している、庁舎内の共通認識、積極的な課題解決にむけた取組みとして、調整官が配置されている総務部が主導し（総務部内に担当室・係の創設）推進を図ることが必要と考えるがどうか。
- （4）まちなか景観。景観条例の進ちょく状況について

3 教育行政について

- （1）携帯電話やパソコンの取扱い（インターネットなどによるトラブル防止策等と現状）への取組みについて
- （2）通学路危険箇所点検の公表（HP等含め）の在り方について
- （3）方言条例の制定に向けた考え方について（方言・島唄・伝統文化継承などへの取組み）。

（12月13日（金））

◎新奄美 橋口 和仁

1 今後の市政について

- 2期目に当たり、公約で15にわたって重点事項が掲げられていますが、
- （1）ものづくりの力で元気な奄美市にと掲げております。特に今後4年間で農業の推進をどのように取り組んでいかれるのか伺います。
- （2）雇用の創出に向けて、具体的にどのように取り組んでいく考えなのか伺います。

2 公共施設整備の今後の取組みについて

合併後 8 年が経過し、旧自治体の老朽なる公共施設の整備計画が懸念されますが、

- (1) 今後の公共施設整備の取組みは。
- (2) 住用・笠利公民館の将来構想はどのように考えているのか。
- (3) 他自治体では公共施設マネジメント白書の作成が取り組まれているが、本市での取組みは検討されているのか。
- (4) 財産管理係を課へと昇格の検討はできないのか伺います。

3 体育行事の取組みについて

- (1) 市民のスポーツ大会と地域行事の取組みについて、その位置付けは検討されているのか。
- (2) 統一大会である市民体育祭の今後の取組みは。(運営方法について)
- (3) 将来、隔年での大会運営が検討されているのか。

4 下水道事業について

- (1) 笠利地区・住用地区・名瀬地区の下水道事業の今後の取組みは。
- (2) 少子高齢化が進む中、今後の促進に向けての取組みは。

◎公明党 与 勝広

1 市長の政治姿勢について

- (1) 決算審査を終えて、来年度予算編成にどのように生かすのか。
- (2) 市長の在任期間中における奄美市の喫緊の課題・中長期的課題は。
- (3) 奄美群島振興開発特別措置法について
- (4) 奄振事業に頼らない奄美群島の自立発展をどのように考えるか。地方分権型道州制移行に向け。
(行政区の独立)

◎社会民主党 関 誠之

1 市長の政治姿勢

- (1) 市長 2 期目の政治課題の推進について
- (2) 平成 26 年度当初予算編成への対応について
- (3) 奄美市役所における再任用と臨時職員・非常勤職員の実態と処遇改善について
- (4) 徳洲会グループ公職選挙違反事件について市長の見解と奄美市への懸念材料は何か。その対応は。

2 教育問題について

- (1) 学力の定着・向上に対する取組みについて
- (2) ICT 活用の教育の状況について
- (3) 教育現場における徴収金の滞納実態について
- (4) 朝日小学校における米軍のスタッフによる読み聞かせについて

3 市民生活に関すること

- (1) 垂直離着陸輸送機 MV22「オスプレイ」の低空飛行(運用ルール違反)監視強化について
- (2) 自衛隊の実動演習の周知について
- (3) 千年松の松くい虫防止対策について
- (4) 大浜海浜公園から小浜への遊歩道改修について

第 4 回 定 例 会
平成 25 年 12 月 10 日
(第 1 日 目)

12月10日(1日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	西	公 郎 君	2 番	安 田	壮 平 君
3 番	川 口	幸 義 君	4 番	栄	ヤ ス エ 君
5 番	師 玉	敏 代 君	6 番	多 田	義 一 君
7 番	橋 口	和 仁 君	8 番	向 井	俊 夫 君
9 番	渡	雅 之 君	10 番	戸 内	恭 次 君
11 番	関	誠 之 君	12 番	大 迫	勝 史 君
13 番	与	勝 広 君	14 番	叶	幸 與 君
15 番	奥	輝 人 君	16 番	平 川	久 嘉 君
17 番	栄	勝 正 君	18 番	竹 田	光 一 君
19 番	渡	京 一 郎 君	20 番	元 野	景 一 君
21 番	里	秀 和 君	22 番	伊 東	隆 吉 君
23 番	竹 山	耕 平 君	24 番	崎 田	信 正 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市	長	朝 山	毅 君	副 市 長	福 山	敏 裕 君
教 育	長	坂 元	洋 三 君	住 用 総 合 支 所 長 住 事 務 所	満 田	英 和 君
笠 利 総 合 支 所 長 事 務 所		吉	富 進 君	総 務 部 長	安 田	義 文 君
総 務 課 長		森 山	直 樹 君	企 画 調 整 課 長	東	美 佐 夫 君
財 政 課 長		菊 田	和 仁 君	市 民 部 長	前 里	佐 喜 二 郎 君
市 民 部 参 事		里	忠 文 君	保 健 福 祉 部 長	重 田	久 夫 君
福 祉 政 策 課 参 事		禧 久	孝 一 君	商 工 観 光 部 長	川 口	智 範 君
紬 観 光 課 長		島	名 享 君	農 政 部 長	山 下	修 君
土 地 対 策 課 長		奥	正 幸 君	建 設 部 長	東	正 英 君
都 市 整 備 課 長		上 島	宏 夫 君	下 水 道 課 長	戸 田	正 利 君

12月10日(1日目)

水道課長	佳元保輔君	教育委員会 教育事務局	会長	日高達明君
------	-------	----------------	----	-------

教育委員会総務課長 兼行革調整監兼給食 センター整備対策監	齋藤憲一君	会計管理者	中英信君
-------------------------------------	-------	-------	------

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	橋本明和君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	大江和典君
--------	-------	----------------------	-------

議事係長	前田賢一郎君	議事係主査	岸田賢吾君
------	--------	-------	-------

議長（向井俊夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は24名であります。会議は成立いたしました。

これから、平成25年第4回奄美市議会定例会を開会いたします。（午前9時30分）

○

議長（向井俊夫君） 市長から地方自治法第180条第2項の規定に基づき、専決処分5件の報告がありました。その内容はお手元に配付いたしました文書のとおりであります。

本日の日程はお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に安田壮平君、栄 勝正君、渡 京一郎君の3名を指名いたします。

○

議長（向井俊夫君） 日程第2、会期の決定について、議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、別紙配付の議事日程のとおり、本日から12月26日までの17日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月26日までの17日間とすることに決定いたしました。

○

議長（向井俊夫君） 日程第3、議案第94号 平成25年度奄美市一般会計補正予算（第3号）から議案第103号 工事請負契約の締結についてまでの10件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

なお、本定例会は朝山市長におかれましては市長就任後の最初の議会であります。2期目の御就任にあたって、市長の御挨拶をお願いいたします。

市長（朝山 毅君） おはようございます。平成25年第4回定例会にあたり、議長並びに議員の皆様方の御配慮により、冒頭御挨拶を申し上げる機会を与えていただきました。心から感謝申し上げます。

さて、このたびの任期満了に伴う奄美市長選挙におきまして議員各位、そして多くの市民の皆様の御支援、御支持を賜り、諮らずも無投票当選という結果で、2期目の奄美市政を担わせていただくことになりました。大変光栄であると同時に身の引き締まる思いであり、市民の皆様方からいただきました信頼と期待をしっかりと受け止め、今後ともその負託に応え、全身全霊で努めさせていただく所存でございます。

平成21年12月の1期就任挨拶において、私は人の和を信じ、これからの市政発展のために精一杯頑張る所存であると申し上げました。以来4年間、共に語り、共に考え、共に行動するをモットーに、市民の笑顔があふれ、元気な声がこだまする明るい奄美市づくりに全力で取り組んでまいりました。顧みますと、1期4年間は2年連続にわたる記録的な集中豪雨対策等に奔走した前半の2年と、復旧・復興、そして地域経済の再生に向け努力を傾注した後半でありました。特に豪雨災害は、市内各地で甚大な被害を受けました。今なお復興に向け事業が継続されていることは御案内のとおりであります。

私はこの自然災害をとおして多くのことを学び、そして大きな誇りも感じたところであります。それは危機管理の重要性であり、奄美の人々の人間的な魅力、すなわち、共に支え合う結いの精神が脈々と受け継がれているという奄美の地域性でありました。まさに和の心に相通じるものと心強く感じた次第であります。

こうした市民の皆様や島内外の出身者の心に支えられ、1期4年間で公約の約8割程度を達成することができました。これもひとえに関係各位のお力添えによるものであり、改めて感謝を申し上げたいと存じます。

さて、先般の奄美群島日本復帰60周年の式典は、世代を超えた参加者の未来に向けた誓いと、希望のメッセージが島内外に大きな感動と感銘を与えました。今、奄美群島は歴史的な飛躍に向けて大きなチャンスを迎えております。すなわち、国立公園化と世界自然遺産登録の実現化、更には奄振延長と新たな交付金制度の実現であります。2期目のスタートにあたり、まずは群島における喫緊の課題として位置付け、式典で発表いたしました子供たちの思いに応えるためにも、そして子孫に確かな形でつないでいくためにも、実現に向けて全力で取り組んでまいる所存でございます。

また、奄美市は全国でもまれな飛び地合併でもありましたが、早8年を迎えました。名瀬・住用・笠利のそれぞれの地域のまちづくり、人口対策、産業の振興、防災対策、そして行財政の健全化など、いまだ行政として継続すべき課題は山積いたしております。今回、2期目を迎えるにあたり、奄美市においては1期目の9つの宣言の継続と、その中で更に重点的に取り組む5つのアクションプランを掲げさせていただきました。併せまして奄振法の延長と内容の充実、奄美群島成長戦略ビジョンの実現、そして奄美市の羅針盤であります総合計画の着実な推進を私の2期目の重点事項として位置付けさせていただいております。これら公約の着実な実行こそが、合併後市長選では初の無投票当選という栄誉を与えてくださいました市民の皆様への期待に対する責務だと思っております。そのためにも声なき声に自ら進んで耳を傾け、地域の声をしっかりと吸い上げ、職員と一緒にひと汗も、ふた汗もかきながら、一步一步確実に歩みを進めてまいりたいと考えております。

結びになりますが、行政の長として組織の和を大切に、市民の皆様とともに奄美市の更なる一体感の醸成、発展に努めてまいり所存でございますので、市民並びに議員の皆様方の御理解と御協力を賜りたく、衷心よりお願いを申し上げます。2期目就任の挨拶といたします。よろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいま上程されました議案第94号から議案第103号までの提案理由を御説明いたします。

まず、議案第94号 平成25年度奄美市一般会計補正予算（第3号）の主な内容につき御説明いたします。

第1表、歳入歳出予算補正について、まず歳出の主な内容を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、関係する費目に今年4月からの電気料金値上げに伴い、光熱水費に係る経費を約1,200万円計上いたしております。

総務費については、総務管理費において過疎地域自立促進特別事業基金1億3,050万円や、財政調整基金3,553万4,000円を積み立てるとともに、国の元金臨時交付金を財源とする緊急経済対策事業1,888万8,000円などを計上いたしております。

民生費については、社会福祉費において介護給付等事業費を1億6,065万2,000円追加計上するほか、生活保護費において過年度分国庫支出金超過受入返還金が5,180万1,000円などが主な内容であります。

衛生費については、保健衛生費において健康検診・検査業務等の追加経費の計上を行うものであります。

労働費については、緊急雇用創出臨時特例基金事業として、起業支援型事業費の追加経費419万9,000円を計上いたしております。

農林水産業費については、農地費において県営畑地帯総合整備事業負担金1,047万円を計上するほか、水産業費においては、和瀬漁港整備事業に要する追加経費2,000万円などが主な内容であります。

商工費については、本場奄美大島紬協同組合の要望により、大島紬協同のり張場を市が当組合に無償譲渡する議案と併せて、改修事業に係る予算計上費目を工事請負費から補助金へ組み替えることなどが主な内容でございます。

土木費については、道路橋りょう費において、県道佐仁・赤木名線道路改良整備事業に伴う建物調査業務3,000万円や、県道佐仁・万屋・赤木名線道路改良に伴う河川改修業務2,000万円などが

主な内容であります。

教育費については、赤木名小学校屋内運動場に改築に要する用地購入費及び設計・地質調査業務費用として3,929万6,000円などを計上いたしております。

災害復旧費につきましては、農林水産業施設及び公共土木施設において事業費確定等による予算措置を行うものであります。

公債費につきましては、市債の繰上償還を行うための所要額8,353万5,000円を計上するものでございます。

次に、歳入の主な内容について御説明いたします。

市税については、今年度の見込額に対する所要額を計上いたしております。

その他、歳出に要する財源として、国庫支出金2億9,413万7,000円、県支出金6,571万5,000円、基金繰入金9,949万2,000円、諸収入3,512万9,000円、市債7,473万2,000円などを計上いたしております。

なお、繰入金のうち8,353万5,000円については、繰上償還の財源として減債基金繰入金を計上するものでございます。また、諸収入のうち3,356万9,000円については、平成22年の奄美豪雨災害に係る建物総合損害共済金を計上するものでございます。

以上が歳入歳出予算の主な内容であります。今回の補正で5億7,258万7,000円を追加することにより、平成25年度奄美市一般会計予算の総額は324億1,594万2,000円となります。

次に、第2表、地方債補正につきましては、事業の追加や変更に伴う起債限度額の変更を行うものであります。

議案第95号 平成25年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、諸支出金におきまして過年度分国庫支出金返還金として4,756万5,000円を計上いたしております。

この返還金の財源といたしまして、一般被保険者の保険給付費の減額が見込まれておりますので、相当分の減額計上をいたしております。また、直営診療所の機器購入経費として繰出金に317万円を追加計上いたしております。

歳入につきましては、財政調整交付金において診療所の機器購入に要する財源として相当額を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ694万8,000円の増額となり、平成25年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は74億6,080万1,000円となります。

議案第96号 平成25年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、備品購入費において笠利国民県保険診療所歯科で使用しておりますレントゲンが修理不可能となりましたことから、新たな機器660万円を購入するため所要額を計上いたしております。

歳入につきましては、国民健康保険特別会計繰入金317万円、診療施設整備事業債290万円を計上するものであります。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ607万円の増額となり、平成25年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算の総額は、2億7,790万円となります。

次に、議案第97号 平成25年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして御説明いたします。

まず、歳出につきましては、総務費の一般管理費において消費税確定により公課費を増額計上いたしております。

事業費の維持管理費におきましては、終末処理場及びポンプ場の光熱水費として需用費を増額計上し、契約額確定に伴い委託料を減額計上いたしております。

建設費につきましては、公共下水道建設費において契約額確定及び事業費の増額により委託料を増額、それに伴う工事請負費を減額計上いたしております。

公債費につきましては、利率変更等に伴い元金を増額し、利子を減額計上いたしております。

歳入につきましては、前年度剰余繰越金の確定により、繰越金並びに事業費の増額を伴う財源として、市債を増額計上いたしております。

今回の補正により、歳入歳出それぞれ1,106万1,000円の増額となり、平成25年度奄美市公共下水道事業特別会計予算の総額は16億7,005万2,000円となります。

議案第98号 平成25年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして御説明いたします。

まず、歳出につきましては、事業費の維持管理費におきまして光熱水費として需用費を増額計上いたしております。

建設費におきましては、事業費の増加により委託料及び工事請負費を増額計上いたしております。

歳入につきましては、前年度剰余繰越金の確定に伴う繰越金及び事業費の増額により繰入金を増額計上いたしております。

今回の補正により、歳入歳出それぞれ640万8,000円の増額となり、平成25年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算の総額は、2億9,890万6,000円となります。

議案第99号 平成25年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明いたします。

まず、歳出につきましては、奨学費におきまして役務費所要額を増額計上するとともに、前年度剰余繰越金の確定に伴いふるさと創生人材育成基金への繰出金を計上いたしております。

歳入につきましては、前年度剰余繰越金の確定に伴い繰越金を増額計上するとともに、繰入金を計上いたしております。

今回の補正により、歳入歳出それぞれ1,308万円の増額となり、平成25年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計予算の総額は3,873万円となります。

議案第100号 平成25年度奄美市名瀬大島紬協同のり張場条例を廃止する条例の制定及び議案第101号 建物の譲与につきましては、奄美市名瀬大島紬協同のり張場が存する土地を所有する本場奄美大島紬協同組合に当該施設を譲与するため施設の設置条例を廃止し、地方自治法第96条第1項第6号の規定により市の所有する公有財産を譲与することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第102号 奄美市農林産物直売所の指定管理者の指定につきましては、当該公の施設の指定管理者として奄美市名瀬農林産物直売所運営協議会を指定するため議会の議決を求めるものでございます。

議案第103号 工事請負契約の締結につきましては、奄美市デジタル防災行政無線施設整備工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるのでございます。

以上をもちまして議案第94号から議案第103号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、議決していただきますようお願いを申し上げます。

議長（向井俊夫君） この際、暫時休憩いたします。（午前9時56分）

○

議長（向井俊夫君） 再開いたします。（午前10時10分）

この際、御報告申し上げます。

私は先ほど一身上の都合により議長の辞職願を副議長に提出いたしました。

この2年間の任期期間中市民の皆様、議会の皆様、そして市当局の皆様の議会運営への多大なる御協

力、心から感謝申し上げます。

なお、本件の取り扱いについて議事を副議長と交代いたしますので、よろしくお願いいたします。

副議長（平川久嘉君） 議場の皆様、おはようございます。ただいま報告がありましたとおり、議長 向井俊夫君から議長の辞職願が提出されました。受理しましたので、これから地方自治法第 106 条の規定により副議長が議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

お諮りいたします。

議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○

副議長（平川久嘉君） 日程第 4、議長の辞職の件を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、向井俊夫君の退席を求めます。

（向井俊夫君退席）

お諮りいたします。

向井俊夫君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、向井俊夫君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

向井俊夫君の着席を求めます。

（向井俊夫君着席）

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

（発言する者あり）

暫時休憩の動議がありました。

暫時休憩をいたします。（午前 10 時 14 分）

○

副議長（平川久嘉君） 再開いたします。（午前 10 時 30 分）

日程第 5、議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員は 24 人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

この際、念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の指名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

なお、無効の取り扱いについてあらかじめ申し上げます。

公職選挙法第68条第1項が準用されることから、所定の用紙を用いないもの、その職に就き得ない者の氏名を記載したもの、2人以上の氏名を記載したもの、他事を記載したもの、被選挙人の氏名を自書しないもの、誰の氏名を記載したのか確認し難いもの及び白票については、無効投票と見なします。

また、被選挙人に同姓又は同名の方がおられます。記載にあたっては明確にされますよう御注意願います。

点呼を命じます。

(点呼、投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に栄 ヤスエ君及び橋口和仁君を指名いたします。

両君の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数24票。これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち、有効投票24票、無効投票0票であります。

有効投票のうち、竹田光一君20票、叶 幸與君4票であります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって、竹田光一君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました竹田光一君に対し、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選されました竹田光一君に、当選の承諾を兼ねて御挨拶をお願いいたします。

議長（竹田光一君） 大変多くの御指示をいただきまして、誠にありがとうございます。

選挙直後ということでもありまして、大変多くのお話を準備してございませんが、この奄美市議会の5代目の議長という重責を担うことになりましたことに対し、大変な緊張感で一杯でございます。浅学非才なこの身でございますが、市民生活向上のために議員各位の御協力をいただきながら、粉骨砕身この重責を担ってまいりたいと、このように考えて決意をいたしております。どうか今後とも、議員各位皆さん、そして行政当局の皆さん、御協力よろしくをお願いいたします。はなはだ簡単ではございますが、私の挨拶にかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

副議長（平川久嘉君） 議長交代のため、暫時休憩いたします。（午前10時44分）

○

議長（竹田光一君） 再開いたします。（午前 11 時 04 分）

先ほど副議長 平川久嘉君から副議長の辞職願が提出され、これを議長において受理いたしました。
よって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○

議長（竹田光一君） 日程第 6，副議長の辞職の件を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、平川久嘉君の退席を求めます。

（平川久嘉君退席）

お諮りいたします。

平川久嘉君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、平川久嘉君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

平川久嘉君の着席を求めます。

（平川久嘉君着席）

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

暫時休憩をいたします。（午前 11 時 06 分）

○

議長（竹田光一君） 再開いたします。（午前 11 時 19 分）

（発言する者あり）

暫時休憩します。（午前 11 時 19 分）

○

議長（竹田光一君） 再開いたします。（午前 11 時 30 分）

（発言する者あり）

5 分間暫時休憩いたします。（午前 11 時 30 分）

○

議長（竹田光一君） 再開いたします。（午前 11 時 34 分）

日程第 7，副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員は 24 人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱点検）

異常なしと認めます。

この際、念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の指名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

なお、無効の取り扱いについてあらかじめ申し上げます。

公職選挙法第68条第1項が準用されることから、所定の用紙を用いないもの、その職に就き得ない者の氏名を記載したもの、2人以上の氏名を記載したもの、他事を記載したもの、被選挙人の氏名を自書しないもの、誰の氏名を記載したのか確認し難いもの及び白票については、無効投票と見なします。

また、被選挙人に同姓または同名の方がおられます。記載にあたっては明確にされますよう御注意願います。

点呼を命じます。

（点呼、投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開場）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に西 公郎君及び崎田信正君を指名いたします。

両君の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数24票。これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち、有効投票22票、無効投票2票であります。

有効投票のうち、大迫勝史君20票、関 誠之君2票であります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって、大迫勝史君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました大迫勝史君に対し、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選されました大迫勝史君に、当選の承諾を兼ねて御挨拶をお願いいたします。

副議長（大迫勝史君） ただいま副議長に御選任いただきました大迫でございます。突然のこととまどっておりますが、御信任いただいたからには市民生活向上のため、また、健全な議会運営のために議長を補佐してまいることをお誓い申し上げまして挨拶いたします。どうかよろしくお願いいたします。

議長（竹田光一君） お諮りいたします。

この際、各常任委員会委員並びに議会運営委員会委員の選任について、それぞれ日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

議長（竹田光一君） 日程第8，各常任委員会の委員の選任について，議題といたします。

常任委員の選任については，委員会条例第8条第1項の規定により，議長において指名いたします。

総務企画委員会委員に，西 公郎君，師玉敏代君，関 誠之君，叶 幸與君，栄 勝正君，竹田光一君，伊東隆吉君，崎田信正君，以上の8名を，文教厚生委員会委員に，栄 ヤスエ君，多田義一君，向井俊夫君，渡 雅之君，戸内恭次君，大迫勝史君，平川久嘉君，里 秀和君，以上の8名を，産業建設委員会委員に，安田壮平君，川口幸義君，橋口和仁君，与 勝弘君，奥 輝人君，渡 京一郎君，元野景一君，竹山耕平君，以上の8名をそれぞれ指名いたします。

ただいまから各常任委員会の正・副委員長の互選をしていただきます。

委員会条例第9条第2項の規定により，委員長及び副委員長はそれぞれの常任委員会において互選することになっており，更に同条例第9条第1項の規定により委員長・副委員長がともにないときは，議長が委員会の招集日時及び場所を定めて，その互選を行わさせることになっておりますので，これにより常任委員会ごとに正・副委員長を互選していただきます。

委員会の場所を次のとおり指定いたします。総務企画委員会は第1委員会室，文教厚生委員会は議員控室，産業建設委員会は議長応接室にてそれぞれ開催いたします。

正・副委員長互選のため暫時休憩いたします。（午前11時48分）

議長（竹田光一君） 再開いたします。（午前11時57分）

各常任委員会から正・副委員長の互選の結果について報告がありましたのでお知らせいたします。

総務企画委員会委員長に関 誠之君，同副委員長に崎田信正君，文教厚生委員会委員長に多田義一君，同副委員長に渡 雅之君，産業建設委員会委員長に奥 輝人君，同副委員長に竹山耕平君，以上のとおりであります。

議長（竹田光一君） 日程第9，議会運営委員会委員の選任について議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については，委員会条例第8条第1項の規定により，議長において指名いたします。

議会運営委員会委員に安田壮平君，師玉敏代君，関 誠之君，与 勝広君，平川久嘉君，渡 京一郎君，元野景一君，伊東隆吉君，崎田信正君，以上の9名を指名いたします。

ただいまから議会運営委員会の正・副委員長の互選をしていただきます。

委員会条例第9条第2項の規定により，委員長及び副委員長は議会運営委員会において互選することになっており，更に同条例第10条第1項の規定により委員長・副委員長がともにないときは，議長が委員会の招集日時及び場所を定めてその互選を行わさせることになっておりますので，これにより議会運営委員会の正・副委員長を互選していただきます。委員は議長応接室にお集りください。

正・副委員長互選のため，暫時休憩します。（午後0時00分）

議長（竹田光一君） 再開いたします。（午後0時08分）

議会運営委員会の正・副委員長の互選の結果について報告がありましたので，お知らせいたします。

議会運営委員会委員長に渡 京一郎君，同副委員長に与 勝広君，以上のとおりであります。

以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

明日，12月11日午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。（午後0時09分）

第 4 回 定 例 会
平成 25 年 12 月 11 日
(第 2 日 目)

12月11日(2日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	西 公 郎 君	2 番	安 田 壮 平 君
3 番	川 口 幸 義 君	4 番	栄 ヤ ス エ 君
5 番	師 玉 敏 代 君	6 番	多 田 義 一 君
7 番	橋 口 和 仁 君	8 番	向 井 俊 夫 君
9 番	渡 雅 之 君	10 番	戸 内 恭 次 君
11 番	関 誠 之 君	12 番	大 迫 勝 史 君
13 番	与 勝 広 君	14 番	叶 幸 與 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	平 川 久 嘉 君
17 番	栄 勝 正 君	18 番	竹 田 光 一 君
19 番	渡 京 一 郎 君	20 番	元 野 景 一 君
21 番	里 秀 和 君	22 番	伊 東 隆 吉 君
23 番	竹 山 耕 平 君	24 番	崎 田 信 正 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	福 山 敏 裕 君
教 育 長	坂 元 洋 三 君	住 用 総 合 支 所 長	満 田 英 和 君
笠 利 総 合 支 所 長	吉 富 進 君	総 務 部 長	安 田 義 文 君
総 務 課 長	森 山 直 樹 君	企 画 調 整 課 長	東 美 佐 夫 君
財 政 課 長	菊 田 和 仁 君	検 査 指 導 室 室 長	柳 斉 君
市 民 部 長	前 里 佐 喜 二 郎 君	市 民 協 働 推 進 課 長	金 森 広 子 君
環 境 対 策 課 長	伊 東 義 久 君	国 保 年 金 課 長	上 原 公 也 君
保 健 福 祉 部 長	重 田 久 夫 君	福 祉 政 策 課 参 事 兼 課 長 事 務 取 扱	重 山 納 君
高 齢 者 福 祉 課 長	泉 賢 一 郎 君	福 祉 政 策 課 参 事	禧 久 孝 一 君

12月11日(2日目)

高齢者福祉課参事	久保隆男	福祉政策課参事	三浦一広君
商工観光部長	川口智範君	商水情報課長	前田和男君
紬観光課長	島名享君	農政部長	山下修君
農林振興課長	大海昌平君	土地対策課長	奥正幸君
土地対策課参事	山名純二君	建設部長	東正英君
都市整備課長	上島宏夫君	土木課長	砂守久義君
建設課長	山下勝正君	産業建設課長	納保敏君
水道課長	佳元保輔君	教育委員会 教務局長	日高達明君
学校教育課長	富永琢巨君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	橋本明和君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	大江和典君
議事係長	前田賢一郎君	議事係主査	岸田賢吾君

議長（竹田光一君） おはようございます。ただいまの出席議員は24名であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（竹田光一君） 本日の議事日程は、一般質問であります。

日程に入ります。日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますよう質問者において御配慮をお願いいたします。当局におかれましても答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますように、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、平政会 伊東隆吉の発言を許可いたします。

22番（伊東隆吉君） 議場の皆様、おはようございます。平政会の伊東隆吉でございます。平成25年第4回定例会、一般質問のトップバッターですが、議員通算4期目にして初めてのことでございます。宝くじでも当たるのではと、密かに楽しみにしている私でございます。

質問に入る前に、少々所感を述べたいと思います。まず、朝山市長に対しまして、この度の市長選挙の御当選、心よりお祝い申し上げます。2期目の市政運営となりますが、奄美市も合併して8年目を迎え、3地域の均衡ある発展を更に進めていかなければなりません。市長としてのその真価が問われる2期目です。公約に掲げた、もっと一汗の九つの宣言を政策の基本に置き、奄美市民の生活向上を目指し、幸福感が漂う奄美市のまちづくりに向け、果敢に取り組まれることを期待したいと思うところでございます。

さて、安倍内閣が発足して早1年が経過しようとしている今日、その高い支持率に支えられアベノミクス構想が着々と進み、中央においては景況感が感じられるものの外海離島であるこの奄美においては、その効果は皆無に等しいものであります。更に、来年度からの消費税の増税施行は市民経済への動向がいささか気にかかるところでもあります。また、今年は国の防衛の観点において、尖閣諸島海域への中国公船の領海進入や、防空識別圏の設定等緊張事案が発生いたしており、防衛省は南西諸島など離島防衛をにらみ、来年度、2014年度の予算概算要求に調査・研究費を約1億円計上する方向とのことであります。先だって、私も議会において、種々の課題に関して研究・勉強する任意の会として、奄美市の将来を考える議会の会を発足いたしたところでありますが、その1回目の会におきまして、自衛隊について国分駐屯司令連隊長をお招きいたし、防衛白書に関して第1回の勉強会を行っております。いずれにいたしましても、この奄美諸島の情勢が少なからず変化していくのではないかと考えられずにはおられないところであります。

ところで、今年は奄美群島日本復帰60周年という大きな節目の年に当たり、奄美市や群島各町村の行政、民間、更に関東・関西の奄美会において、式典や祝賀会が催され、この奄美へも多くの関係者が来島され、みんなでお祝いし、先人たちの成し遂げた復帰運動の偉業を理解すると同時に、このことを後世にしっかりと伝えていかねばと改めて認識いたしましたことでもあります。今年も残すところあと21日となりました。奄振法の改正・延長に向け、朝山市長、伊藤県知事ほか先生方が中央への要望活動を懸命に取り組まれておられることは、周知のことでございます。奄美群島広域事務組合において、練り上げられた奄美群島成長戦略ビジョンに基づく新交付金制度の創設等の要望は、新たな奄美の姿を形成していくものと、大変大きな期待を抱かせるものであります。新年度が明るい年度になることを思いつつ、通告に従って質問いたします。

まず、通告に入る前ですが、字の、文字の訂正だけお願いします。1の（1）の2行目の課題の目標、この課題のは課題とでございます。それから、大きなタイトルの奄振法の2の1の2行目の特別措置法の措置の置が置くに、至るになってます、これ置くでございますので失礼いたしました。

それでは、まず1の課題でございますが、質問でございますが、市長の政治姿勢についてお尋ねいたします。朝山市長はこの度の市長選において、無投票で再選され2期目がこの12月1日からスタートいたし、

市職員を前に職員一丸となって地域活性化をと訓辞されました。3地域合併して早8年目に入っているが、3地区の均衡ある発展はどうでしょうか。まちづくり、いわゆる末広・港土地区画整理事業は、その8番街区の大型店舗計画の中断、また、おがみ山トンネルルートの凍結、名瀬本港埋め立て事業の停滞等による中心市街地商店街への客足の減少、また、市の財政状況は借入上限を38億円とした財政規律の徹底により、基金残高はおよそ43億円ほど増額したことにより、好転とはあるものの、財政構造については弾力性がないうとの監査の指摘もあるようでございます。一方、雇用環境において、有効求人倍率は増高傾向にあり、明るい材料も見えております。来年度は奄振法改正・延長へと大きな期待をいたす年でもあります。このような現況の中、2期目の市政運営にあたり、重点なる課題は何か。また、市長としてその公約に挙げました、もっと一汗としての政策目標、並びに市長としての抱負は何かお尋ねいたします。

あとは発言席から質問いたします。

議長（竹田光一君） 当局の答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。伊東議員の御質問に答弁させていただきます。

まず、今般の市長選挙におきまして、市民並びに議員の皆様方の御支援により再選を果たすことができ、引き続き奄美市政を託されましたことに、衷心より厚く御礼を申し上げます。

さて、2期目に際しましての課題、目標、抱負ということでございますが、奄美群島の共通の課題といたしまして、外海離島である、私どもにおいては、人や物の移動コスト高、本土との所得格差、また、人口減少など、その対策が喫緊の課題となっております。御案内のとおり、奄美市は合併いたしまして早8年を迎えております。その間、名瀬・住用・笠利の一体感の醸成、そして均衡ある発展に向け、まずは奄美豪雨災害を踏まえた災害復旧と防災対策、名瀬の中心市街地事業、並びにマリンタウン事業をはじめ、住用・笠利地区における上下水道などの生活基盤の整備、市民生活に直結する雇用対策、更には行財政改革に積極的に取り組んでまいりましたが、いまだ継続して取り組むべき課題は山積いたしております。

そのような中、特に住用・笠利地区におきましては、地域のシンボルとなる新庁舎の整備を先に進めているところであり、併せてそれぞれ地域の活性化に向けた観光振興計画にも取り組んでいるところであります。このような課題・目標に対し、各種施策を進めていく上では、まずは予算確保の面から奄美群島振興開発特別措置法の延長とその内容の充実が必要不可欠でございます。特に今回の改正にあたりましては、奄美群島の条件不利性の改善に向けた農林水産物の輸送コスト支援や、航路・航空路運賃の軽減など盛り込んだ新たな奄美振興交付金の創設を強く要望いたしているところでございます。また、奄美世界自然遺産登録につきましても、奄美群島の振興にとりまして大きなチャンスであり、奄振法の延長と併せ非常に重要な取組であることから、奄美市の市長として、また、奄美群島広域事務組合の管理者として、2期目の重点事項として掲げて取り組んでいるところでございます。いずれにいたしましても、政治は夢を語ることは大切であろうかと思います。その夢を実現するためには、財政基盤の強化が必要であることは論をまたないことでありましょう。その役目が行政であり、奄美市の長として、まずは組織の和を大切にしていくとともに、市民の思い、地域の声をしっかりと吸い上げ、引き続き市民の皆様とともに誇れる奄美市を作り上げてまいりたいと考えております。今後とも2期目に掲げました、もっと一汗、さらに一汗、子孫のためにということをモットーに、市民や議会の皆様方の御指導・御支援を賜りながら、知恵をお借りし市民のために汗をかいてまいりたいと考えているところでございますので、どうかよろしくお願いを申し上げたいと存じます。なお、他の質問等につきましては、所管各部長に委ねますので御理解を賜りたいと存じます。

22番（伊東隆吉君） 市長、ありがとうございます。今回の選挙は、選挙戦にならずにですね、いわゆる無投票当選ということになりましたが、それはやっぱり1期の、1期目における朝山市長のその政策、進め方が、認識・評価されたものだ、このようなことを考えるものであります。今、市長がこの2期目の抱負とか語っていただきましたがありがとうございます。市長の公約等の中においてすべて出て掲げていること、

確認した上でのもう一度の再度の認識でございましたので、いわば2期目のこの、2期目っていうのは本当に、先ほど冒頭も私言いましたけど、やっぱりこの、市長としての真価が問われるときでございますので、やはり1期目は一つのものを提案したりいろんな形があります。2期目はそれを実現にするという、特にその重点に挙げておりますことに関しましては、これはもうやらなければいけないという一つの覚悟であると思っておりますので、ひとつよろしく頑張っていたきたいと思っております。それと、やはりもう2期目となりましたので、いわゆるその行政の職員の、やっぱり知恵をですね、もっといろんな形で結集して、それをやっぱり前に出せるような、やっぱり市民に行政の中身も開かれた、知恵も開かれた、そういう形のものをですね、是非とも、もっと出していただければいいんじゃないかとこのように思っておりますので、やはり、市民、行政の人たちが一生懸命やっぱりいろんな知恵を持っていると思っておりますので、その知恵を最大限に発揮できますことをですね、そういう一つの作りも、市政づくりも必要じゃないかと思っておりますので、是非とも、前向きに進めていただきたいと思っております。あとは、4年間、しっかりと見ていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。市長のほうもこの奄振法に関して少し述べておられましたが、来年の3月末で切れとなる、奄美群島振興開発特別措置法の延長・拡充に向け、今月の3日、紙上、新聞紙上に載りましたが、朝山市長ほかはじめ県知事、県議会、そういう関係者の方々が中央陳情しております。保岡興治先生を介してそのような中央陳情・要望の活動を行い、今回の延長・拡充の中で最大の目玉となっている奄振交付金、概算要求30億4,900万円の創設を直接麻生太郎財務大臣へ要望し、その前向きの返答をいただいたことは大変喜ばしいことであります。その新交付金のことでございますが、航空路運賃の低減化は島民住民に関しては平均57パーセント引きとかいうような、そういう一部の報道もあったようでございますが、その輸送費の支援、航空路運賃等の低減等、いわゆるその中身のほうをですね、詳細にこのことが具体的に今の現在で進めているところが分かれば、お示ししていただきたいと思っております。

総務部長（安田義文君） おはようございます。奄振法のことについて私のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。御承知のとおり、奄美群島振興開発特別措置法、いわゆる奄振法の延長改正につきましては、国・県・地元市町村ともに一体となって取り組んでいるところでございます。今回の法改正におきましては、新たに奄美群島の振興開発にかかる交付金制度の創設を要望しておるところでございます。新交付金の内容といたしましては、これまでは奄振非公共事業で実施しておりました産業振興に資する事業のほか、農林水産物の輸送費支援や航路・航空路運賃の軽減に活用することができるよう要望しているところでございます。特に、航空路運賃の軽減につきましては、離島住民の生活や交流人口の拡大に向けて欠かすことのできない奄美群島の長年の課題でありますことから、その実現に向け、県・地元12市町村一体となって努力をしているところであります。新交付金の創設並びに制度設計は、今後、決定されることとなりますが、航空運賃にかかる地元の要望ということで申し上げますと、鹿児島と奄美大島ほか離島を結ぶ鹿児島間の路線の離島割引を、現行の約27パーセントから57パーセントへ、また、奄美大島と群島内を結ぶ離島間路線の離島割引を現行の約27パーセントから57パーセントへ、往復割引を現行の10パーセントから37パーセントへ、割引率の大きな拡充を要望しているところでございます。併せまして、東京や大阪などの都市圏と奄美大島を結ぶ路線につきましても、観光キャンペーンなどを通じまして運賃低減、軽減が図られるような取組を要望しているところでございます。輸送費支援につきましては、野菜・花き・果樹などの農産物や水産物、林産物の島外出荷にかかる輸送経費への支援を要望しているところでございます。ただ、新交付金の予算といたしましては、今年度奄振非公共事業予算の約5倍の要望となっております。制度の創設は元より要望額の満額確保は非常にハードルが高いものと感じているところでもございます。いずれにしても、まずは奄振全体予算の所要額の確保が第一でありまして、その中に新交付金予算も盛り込まれておりますので、御案内のとおり、今月3日に市長は予算編成に向けた最後の要望といたしまして、関係国会議員、伊藤県知事、地元選出県議会議員の皆様などとともに、財務大臣、農林水産大臣、総務大臣への直接要望を申し上げてきたところでございます。今後も引き続き奄振法の確実な延長と新交付金を含めました内容の充実に

向け努力してまいりますので、議員各位の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

22番（伊東隆吉君） はい、ありがとうございます。大体は、今進めている内容等を、披露していただきましたが、今の答弁にもありましたように通常の離島割引27パーセントが57パーセントということ、もう半分以上、約6に高まるわけですね、6割近く。大変いいことじゃないかと思います。それはすばらしいことで、この奄美群島における、住んでいる住民のためのいろいろ奄振ではありますので、その辺は大変すばらしいことだとこのように思っております。ただ、この最後にその申し上げました関東、いわゆる都市圏とのですね、この間をどうするかというのが後々の課題になってくると思います。我々これまでこの議会においてもいろんな要望等の中におきまして、LCCの問題等も含めまして、その航空運賃の低減化というのは、もう絶えず要望はいたしていることでございますが、第一の目標は、第一の目標はやはり都市圏とのその交流関係において、その航空運賃のこの高さが非常な問題になってようでございます、それを都市に住んでいる人たちにも適応ができるかどうかというのが、いわゆるこの法の中身においてのいろいろな問題点になることじゃないかなと思いますので、そこは逆も真りのような捉え方としてやっぱり離島に入ることによって、離島の住民の生活向上に結局資することになると、こういうこともですね、注視しながらやっぱりとっても要望をしながら勝ち取っていただきたいとこのように思っております。第一、その一つでも、小さなその割引でもいいですので、まず、それを勝ち取ることでですね。最初から大きなものはなかなか難しいと思います。やはり、ものには進め方もあると思いますので、その辺はまた中央において先生方もおられますので、やっぱりいろんな知恵を出して頑張っていただきたいとこのように思いますので、これは来年の3月にはもうはっきりするでありましょうし、また、群島の広域におきましての成長戦略ビジョン、この大変な労力を使って皆さんやっぱり作られたことだと思います。また、この成長戦略ビジョンに関しまして、我々奄振、その議会におきましても、特別委員会等も作りまして提案等もされていたしておるところでございますので、是非とも、このビジョンに関しましてはですね、何とか、是非、その奄振、次期の奄振の中に組み込んでもらうようなことをですね、お願いしたいとこのように思っております。なお、輸送コストに関しましては、当然、その農林水産に関しましての地場産の発展のために、大変重要なことでありますので、これは何としても、やっぱり頑張っていただきたいと思いますので、よろしく、また、期待をしながら来年を待っていくことにいたしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。まちづくりについてでございますが、末広・港土地区画整理事業に関しましては、当該地区においては店舗移転計画に伴い末広通り・ティダモール中央通りで新店舗建設が棟数は少ないものも進みつつあり、その形が徐々にありますが見えてくるものと考えますが、事業の現況・進捗よく、また、問題点はないかお尋ねいたすと同時に、その8番街区への大型店舗計画が中断となったが、その後、当該地区への生鮮産品を取り扱う店舗の設置に向けての、いわゆる当局としての取組は引き続き進んでいるのか、併せてお尋ねをいたします。

建設部長（東 正英君） おはようございます。末広・港土地区画整理事業の現況についてお答えいたします。現況といたしましては、平成24年度末の事業費ベースで約50.2パーセント、平成25年度の予算を含めると約63パーセントの進捗を見込んでおります。全体計画といたしましては、現時点では当初計画どおりの平成30年度の事業完了を予定しております。事業での課題といたしましては、商店街地区での事業であるために、建物を順番に移転させていくことになる玉突き移転工法であること。そしてまた、移転にあたりましては建物所有者、店舗のテナント、アパートへの入居者など多くの方々と同時に交渉を行うことになること。また、予算面も単年度に大きな予算を伴うことになりますが、東日本大震災以降の国の補助金配分も要望どおりに確保することが難しくなっていることなどから、計画どおりの移転を進めることに苦慮しているところでございます。現状でも、予算確保や権利者の理解を得ることに期間を要したことなどから、当初の移転計画に遅れを生じていることは事実でございます。ただ、事業による商店街への影響の軽減を図っていく上でも、まずは関係権利者の御理解と御協力が第一であり、併せて予算の確保も必要不可

欠なことであることから、着実に移転が進めるよう引き続き努力をしてまいりたいと考えております。

次に、8番街区についてございますが、これまでも申し上げてまいりましたとおり、商店街の核となる商業施設が整備予定された街区でございます。本市といたしましても、商店街にとりましても集客性のある核店舗が非常に大きな役割を担うことから、商店街の経済効果が高いと考え、8番街区を先行して整備を進めてまいりました。また、中心商店街区域におきましては、一定規模以上の商業施設が進出しやすいように中心商店街商業集客施設立地促進補助金制度を創設し、商業施設の早期実現に向けた環境整備にも取り組んでいるところでございます。しかしながら、家主と入居するテナントとの条件面での調整に不測の日数を要しており、当初計画の核店舗が入居する施設の整備が厳しく、整備計画の見直しを行い着手すると伺っているところでございます。いずれにいたしましても、現在も関係権利者において協議中とのことでありますので、市といたしましても引き続き関係権利者へ生鮮産品を扱う商業施設の整備をお願いしているところでございます。

22番（伊東隆吉君） 全体計画の進ちょくは数字で表せばそれで済みますけども、やっぱり現実の問題として、この中心市街地のこの活性化に関しての整理事業ですので、やはり、何としてもやらなければいけないんですよ。いわゆるこの、9月議会でもいろいろありましたけど、要するにその核となる施設の入居が2番目の人も駄目だったということの経緯の説明もちゃんとしっかりしていただきました。私は市が一生懸命やっていないとは一つも言ってないんです。でも、結果的に形が現れなければ、厳しいですけどやってないのも等しくなるんじゃないかというふうに見られても致し方のないことなんです。結果がすべてとは言いませんけれども、経緯は一生懸命やるのは当たり前でしょうけど、やっぱりその中身はやっぱりもっとですね、表に出していかなければいけないんじゃないかと思います。なぜかなれば、最近この中心市街地を歩く度に、どんどんどんどん人が少なくなります。当然、新しい建物もできる関係でそういうのもあるでしょうけれども、新しい建物ができたからといって、すぐ入居ができていような雰囲気もないようなのも、今の現状であります。それは、30年に完成するであろうというこの中心商店街、中心市街地の形が見えないからじゃないかと、このようなことも考えるわけでございますが、当然、これは市当局だけで進めるものでもありませんので、事業主体は市ですけど、やっぱり一番肝心要は商店街のその地権者、並びにその商店のやっぱりオーナーさんであろうと、このように考えておりますので、そこら辺等の意見交換会もなかなか大変なことと思いますが、今、町歩きますとですね、その大型施設がなくなったので、これどうなるんだという声が、非常に多いんです。新聞にもいっぱい書かれてますよね、商店街どうのこうのと。その辺をやはり、本当にその事業計画が進めていくためにも、今、核となる施設がなくて、その近辺の人たちはちょっと遠くまで足を運んで買い物に行っているという現状で、そういう話が私にもやっぱり来ます。そういう市民の声、中心商店街のオーナーさんの、その関係当該者の声ばかりじゃなくて、周りの、その利用されとる市民の声もやはり聞くことも必要だと思いますが、そこでこれは市長としても大変なことになるとは思いますけれども、やはりその辺の今のこの動向をですね、聞いて、市民に説明しなさいとは言いませんけれども、そういう一つの今の現状、ここのまちづくりの現状はどうなってますかということですね、いわゆる形として何かいい、市民にこうありますので将来こうなりますよというような、何か期待を持てるような、そういう意見交換会の場とか若しくは説明とか、そういう形は行政の、いわゆるその事業主体者として、やる義務があると思うんですが、その辺はどうお考えですか。

建設部長（東 正英君） 市の中心街でやっている事業でございます。私どもも地権者だけへの、方への説明だけに終わらず、全体の説明会等も早速やって、土地、今、どういう形になっているか、進んでいるか、今後、どういう形で進むかという形で、説明会を通して市民に知らせ、そしてまた、ホームページ等々などでもですね、その辺を周知してまいりたいと思っております。

22番（伊東隆吉君） なかなかね、市民に理解するの難しいかもしれませんが、やはり、形を作ってい

く、例えばそういう若い層・中間層・高齢層というような形の中でも、やはり、そういう会をやっぱり仕組んでいく、そういうことによって皆さんのその市民の啓発につながっていくんじゃないかって気もしますので、そこはやっぱりもう少しこう、何かこう、努力をね、していただきたいと思います。そうしないと、今のままではやっぱり不安材料だけ乗って、後々町はできても、店はできても中身は何もないという形にやっぱりしてほしくないし、我々議会もこれを進めた責任があります。責任があります。従って、やっぱり議会としても、これは毎回毎回いろんな方が、やっぱりいろんな議員さんが質問されますが、当然のことでありまして、商店主においては死活問題に、やっぱり全部絡んできますので、そういう意味で、やっぱり人口の減少いう、そういう中でですね、全然楽しみもないという、それが町の真ん中で起きると空洞化になりますので、そういうことだけは絶対ないように頑張っていたいでます。部長、もうあんた、今度3月で終わりますから、ちょっと少し元気出して、いつも答弁は元気がいいんだけど、とても元気、答弁ないけど、どうですか。ちょっと意気込み、何か最後にかける意気込みなんか言ってごらん。

建設部長（東 正英君） はい。この事業につきましては、もう重要な事業でございます。にぎわいのある、この事業の目的でありますにぎわいに満ちたすばらしいまちづくりになるように、職員一同、地権者の皆様と協力して頑張っていきますので、よろしくお願いいたします。

22番（伊東隆吉君） 言いましたね。そのとおり実現してくださいよ。はい。そこでですね、少し若干関連します、この事業を進めるにあたりまして、通り会連合会からも、重点要望事項であった大型商業施設の誘致が困難となりました。この現状に対して中心市街地商店街や市民の消費者からも、商店街の将来はどのように推移していくんだろうかという声があります。主催者である市として何らかの施策を講じることの必要性を感じるのですが、この中心市街地活性化協議会でも論議された公設市場構想を、この当該地区において新たな展開策を考えてもいいんじゃないかと、このようなことも考えておりますが、この公設市場構想等のことに関してどう思っているのか、また、さっき部長の答弁ありましたが、その家賃補助のこともあります。その辺を含めて、市としてこの中心商店街の動向をどのように進めていこうとしているのか、お答えください。

商工観光部長（川口智範君） まず最初に、中心商店街における動向について、全体的なお話をさせていただきます。中心商店街における大型店舗の誘致についてですが、御案内のとおり、本市としましては生鮮食料品を扱う大型スーパーの立地は商店街の活性化を図る上で不可欠と考えており、議員おっしゃいましたように、通り会連合会などの要望を踏まえ、中心商店街商業集客施設立地促進事業補助制度を創設したところでございます。その上で、大型スーパーの立地促進に向け、環境整備には私どもとして一生懸命取り組んでおりましたが、現時点におきましては残念ながら制度を活用した出店の目途は、今現在も立っておりません。引き続きこの制度の周知を図りながら、意欲のある事業者が出店されることを期待しているところでございます。

一方、商業集積の立地促進と併せまして、まちなか居住の推進をも目的としておりますので、それに併せた制度として店舗併用住宅建設促進事業補助制度を活用した店舗の建て替えも、昨年度から徐々にではありますが進みつつあり、新たな商業ビルも建ち始めております。こうしたことから、新たな商店街が、現在、建設されつつあるんじゃないかなというふうに認識いたしております。

商店街の魅力に関しましては、御存知のとおり多種多様な魅力ある店舗が集積して立地し、付加価値の高いものやサービスを提供できる場であることが重要ではないかと考えております。そうしたことから、公設市場の検討についてでございますが、商店街における生鮮食料品スーパーの立地は活性化を図る上でどうしても欠かすことができない不可欠なものと判断しております。民間事業者による出店の目途が立っていない現時点におきましては、御指摘の公設市場の可能性について、更に検討を行わなければならない課題だと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

22番（伊東隆吉君） 今回、この中で一番、その大型店舗が難しいということになったと、あとどうするかということですが、結局この、今、事業の関連する中で進められるべきものは、やっぱり意見交換が、いろんな協議会でしないにしろ、その公設市場のことはやっぱり避けてはもう通れなくなったのかなというふうに思ったもんですから、これを質問に入れてあります。かつてはこの公設市場も一緒にそれを店舗展開すると、大型施設の誘致に支障をきたすという、こういった意見もあったかに思います。ですから、従って、そういうことも踏まえて、一方を立てれば一方が立たずという案が、これが消えたというふうな理解をすると、市当局としては、やはり、その公設市場がどうあるべきかっていうのはですね、やっぱり真しに検討すべきじゃないかこのように考えますが、今、部長も、今、答弁されました。検討するということですが、ただ検討するのだけではいけないと思います。部長も今年で、今度で終わりでしょ。ですからあなたも、もう最大のいい置き土産の言葉なんかしてほしいと思いますけどね、公設市場に関して、前向きに検討するつちゅうの、ちょっと、あれば言ってください。なければいいです。

商工観光部長（川口智範君） 残された部分で、一生懸命頑張りたいと思います。

22番（伊東隆吉君） 本当に一生懸命頑張ってくださいね。それでですね、この今、先ほどその商店の店舗もだんだん建ちつつありますけどということなんです、このいわゆるその新しくオープンしているものの、オープンと同時にテナントが埋まるには少し時間がかかるような形も見えているんじゃないかと思います。普通であれば、もうすぐ店舗入って、すぐにぎわうって言うんですが、やっぱり通り会においてもなかなかそういうのがないところもあるようでございますので、こういうことも考えますとちょっと将来がちょっと危ぐされます。補助事業等の中で、空き店舗対策等を関係で、新建築店舗への適応することを考えてはどうかと思いますが、いわゆる空き店舗対策としてのものを拡大解釈した新しく新店舗に対しても、そういう一つの形の拡大補助の制度を考えたらどうかということの提案ですが、いかがでしょうか。

商工観光部長（川口智範君） 議員御案内の商店街の新たな展開策として、空き店舗対策事業の見直しを行い、新規に建設されたテナントへ魅力ある店舗が出店しやすいように、都市再生整備事業での家賃補助の検討を行いたいと考えているところでございます。

22番（伊東隆吉君） はい、ありがとうございます。これはですね、是非、お願いしたいと思います。やはり、今の形にしますと、新店舗ができて、新聞等で募集募集と出てる見るのも、やっぱり忍びないという気がしますし、せっかく作ったオーナーさんも、もう入らないのかなとやっぱり思案、不安材料で、後々の返済にもやっぱり、支障をきたすということありますね。だからその辺はですね、是非、この制度のですね、もっとした拡充を、将来、本当みんながここに入りやすい状況をですね、やると。それからやっぱり若い、これから事業、商売を営もうとする人たちにとってもですね、そういう展開が、入りやすいと、そういうことをですね、もっともっと拡大していけばいいんじゃないかと思いますので、その件は是非とも、早期に提案して市民に広めていただきたいと、このように思います。

次に移ります。名瀬本港地区埋立事業についてであります、本市のマリントウン計画において、先ほども市長もちょっと少しお話しされました、マリントウン計画を申された、この港湾道路や観光関連施設等の、これはまちづくりとして関連している事業であります、この現状について説明願いたいと思います。

建設部長（東 正英君） お答えいたします。名瀬本港地区の埋立事業につきましては、ありましたように中心市街地を形成するまちづくりと連携いたしまして、国や県、並びに市の事業と歩調を合わせて一体的に取り組む事業であります。現状を申しますと、権利者の理解を得ることに期間を要しているため、当初計画からすると遅れていることは事実でございます。相手のいる交渉でございますので、詳細には申し上げること

はできませんが、早期に埋立事業に着手できるよう、今後も引き続き権利者との話し合いに真しに取り組み、御理解をいただいた上でお互いに納得した形で事業が進められるよう努力してまいりますので、御理解をお願いいたします。なお、現時点でのスケジュールでは平成28年度の完成を目指しているところでございます。以上です。

22番（伊東隆吉君） 部長、この件はね、もう合併前のときでしたっけね、旧名瀬時代からもうこのように平成18年に検討委員会等も持たれて、我々議会のほうからも何名か参加されて、あそこのスケジュール全部言って、こういう、皆さんに配られましたね。もう、新しい夢のあるまちづくりってな形で、これをやっぱり、港湾道路も含めてもやると。新しい商業施設・観光施設も造ると。そこに新しい住宅等も造るということで進められた計画ですけど、それ以来、会も昨年、18年の3月以来、会はもう催しておりません。これは現実です。それが今の現状です。大変、今、部長の話の中にありました地権者等のいろんな交渉等で、大変いろいろと困難が今のところありますよということではありますが、なぜ進まないのかということもあると思いますので、私もその地権者の方とも何回かよく行ったりして、いろんなお話しをお伺いする機会が多々あります。一生懸命行政も努力されて、ある程度の階級の方まで行かれていることも、確かに話しておりますが、なぜそれができないのかということもあると思いますので、これはですね、この本市におけるマリンタウン計画の中で、これが進まないと、いわゆる中心商店街も兼ね合いながら何も進まなくなる可能性もあります。やはり、この夢の持てるまちづくりをするためにも、こういった計画したものをですね、やっぱり着々と進めるということが大事だと思いますので、そこは市長の、2期目にあたりますので、是非、市長としてのちょっとお答えを少しここで、できれば御質問したい、答えていただきたいんですが、やはり、こう2期目になりましたので、このまちづくりの観点から、そのボードにも市長が申されましたようにマリンタウンというのも入っております。これが一体感として、今、おがみ山構想が少しこの凍結している中で、やっぱりこれをちゃんとしなければ、今、町の真ん中がもうはっきり言えばめちゃくちゃです。やっぱり夢が持てるだろうかというのも、人口もどんどん減少している、つい先だっけの新聞等も対前年比400何名の人口減少って今の現状です。こういう形で、やはり、市長がやっぱり一生懸命、取り組んでいくという姿が、やはり見せなければいけないんじゃないかと思いますが、市長がもし答弁できるのであれば、この件に関しましてよろしく願いいたします。

市長（朝山 毅君） 議員がおっしゃるとおり、中心市街地のまちづくりについては、やはり、郡都の中核を成す商業地域であります。もとより、土地や建物・権利については地権者のものでありますが、あの空間については郡民供用する資産であると、私は思っており、以前の議会でも答弁したことがございます。そのためには、地権者である皆さんの御理解を一日も早くいただき、そして順調に、計画どおり事業が進むようにやっていくことは行政に課せられた、私に課せられた大きな責任であるということを感じております。しかしながら、御案内のとおり、部長からも答弁がありましたとおり、遅れているというこの現実、事実、従って、座して待つ時期ではないということを申し上げ、あらゆる制度等をルールに従って要項等を作り、新しい補助制度などの創設もいたしました。しかし、それでもまだ十分な条件を備えていると思えないということからでありましょう。問いかねにもまだ名乗りを上げていただかないということでもありますので、やはりもっと吟味をしながら、促進できるような環境づくり、そして、理解できるような信頼関係の構築、これをしていくことが最も肝要であり、その地域がやはり整然となることが、奄美市の街並み景観を含めいろんな形で、市民の共有する財産であり、また安心・安全な地域を構築していく原点になるというふうに考えているところであります。一方、マリンタウン事業については、鹿児島県下において鹿児島港・志布志港・名瀬港、これは国から指定されております重要港湾に指定されているような、やはり、港まちづくりの範であります。物流の、鹿児島から沖縄に流れてくる物流の拠点でもあり、その拠点は群島内各町村にも波及する大切な港であります。その港の活況・活性化、港まちづくりというのは奄美市になくてはならない、やはり街並み景観の、また一方の大切な拠点であるというふうに考えておりますので、その両事業については議

員がおっしゃるように、リンクする事業でもありますので、これを同時に、しかも計画どおり進めていくことは、申し上げましたとおり私に課せられた大きな2期目の課題であるということを、私自身自覚いたしておりますので、このことについて職員と共に知恵を出し汗を流しながら、地権者の御理解を一日も早くいただいて、スムーズな事業が進ちょくできますように努力をしまいたいと思います。そのためにはいやが上にも本計画を御承認いただいた議員各位の皆さん方の御理解と御協力も不可欠なことでありますので、どうかその点においても、今後とも御協力賜りますように、お願いも併せて申し上げさせて、私の、要を得ない答弁だったかもしれませんが、思いを述べさせていただきます。

22番（伊東隆吉君） 市長、ありがとうございます。是非、公約に言われたそのもっと一汗でございますので、今、その汗をですね、もっとかいて、是非とも2期目に一つの形ができるように、頑張っていっていただきたいと思います。

それでは、次に移ります。紬に関してですが、これまで本市の行政職員2人を本場奄美大島紬協同組合に派遣いたしているが、派遣することによって紬組合や紬販売組合の両組合の現況の把握、理解は得られたものではないかと推察されますが、それぞれ両組合の事業内容好転に向けての課題など、取り組んでいくものがあるのではと考えますが、派遣によってのその課題、その成果、何か詳細にお尋ねいたしたいと思います。

商工観光部長（川口智範君） 組合への職員派遣の成果ってことで、御答弁申し上げます。本市が基幹産業として位置付けております紬産業を支える本場奄美大島紬協同組合を再生に向けて、同組合の経営や財務体質改善に取り組むため、組合からの要請もあり、平成23年度から事務局長として職員を派遣いたしております。その職員派遣の成果としましては、奄美大島販路開拓資金の運用面での改善がまず挙げられます。具体的に申し上げますと、融資事務の厳格化、未収金回収、財産処分などを推進した結果、平成25年11月末現在の融資残高は約3億678万9,000円（訂正あり）でございます。職員派遣前に比べますと約2億411万円の減額となっております。また、産地間連携事業の推進や委託販売契約の見直し、担保商品の処分等に取り組んだ結果、紬組合が所有する在庫商品は平成25年11月末現在で3,256点と職員派遣前から比較しますと1,856点の減となっております。このように、経営状況の改善といった面で着実な成果が現れている一方、産地を取り巻く環境は依然として大変厳しい状況でございます。今年度からは本市職員と龍郷町職員が員外理事として就任するなど、紬業界とのより一層の連携強化を図っているところでございます。併せまして、販売組合の現況につきましては、なかなか上手くいっていないというのが現実でございます。この販売組合の対応につきましても、つきましては、来年度に向けてどういう方向でのてこ入れ、具体的な方法があるのかないのかも含めまして、販売組合に関しては、今後、組合の、販売組合の役員の皆さんと協議を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

22番（伊東隆吉君） 私もこれ、かつてその組合さんと販売さんと合併しなさいという提案をしました。現状が大変厳しいことであるのは分かっております。紬組合のほうは資産がいろいろあるけども、販売組合のほうは資産的にやっぱり厳しいもんがあるというのがあります。その辺は今後の課題として、これはやっぱり、絶えずこの注視していかなければいけないかと思いますが、いずれにしても厳しいその紬の業界でございますが、今、派遣による成果がこのように報告されましたので、大変それは派遣によって中身がやっぱり精査されて、非常に負担となっていた、その4,000反が今、このように減ってきているということもですね、大変よろしい成果じゃないかと思いますが、いわゆるその貸付金のその回収においても、やっぱり紬を処分することによって、2億ほど減ったということでもありますので、組合さんに関しては大変いいことじゃないかと思いますが、今、私もその気になっているのが、その販売組合さんのほうもなっておりますので、そこは絶えず、またこれからですね、当局としても関連しながら、是非ともそのいい方向に行くようにですね、頑張っていきたいと、このように思っております。時間がありませんので、これはこの辺で終わります。

次に、いわゆるその紬センター、今現在では鹿児島県工業技術センターになっておりますが、県はこの施設に関して現在どのような段階になっているのか、将来どうなるのかについてということで気になるところでございますが、何らかの接触がないかお尋ねいたします。

商工観光部長（川口智範君） 答弁の前に、先ほど私、平成25年11月末現在の融資残高を3億6,000万円ってお答えしておりましたが、これ、はい、申し訳ございません。3億678万9,000円でございますので、申し訳ございませんでした。

紬センターの現況ってことなんですが、現時点では正職員が1名、再雇用職員が3名所属しておられますが、今後の施設の在り方や職員の処遇などについては、正式な決定は成されていないとのことであり、県から市に対する正式な打診等もございません。地元産地としましては、鹿児島県工業技術センター紬部の存続と機能強化を希望しているところであり、後継者育成施設や観光客向け施設の必要性につきましても、他産地の事例や紬会館の在り方などを含めて関係機関と総合的に、今現在、意見交換をしているところでございます。

22番（伊東隆吉君） この施設は大変、地域でも一つ、広い地域を有しておりますので、いろんな意味で、観光的な要素も将来含んでいるんじゃないかと思います。県の再編成がどうなっているか分かりませんけれども、今現在、今、答弁にありましたが、正職が1、臨時が3、この私もその中身のほうは、その臨時が3というのは、やっぱり定年された方を再任、再就職というような形で、今、4名頑張っているってことは周知いたしております。それで、その人たちも将来どうなるんだって、いろんな物語をしても、将来のことはまだ、何もありませんというのが現状であります。ただ、我々議会、若しくはその紬関係者等のいろいろな話を聞きますと、将来あそこはいずれの形かになるだろうというのが予想されます。そういうときに、今の紬組合等も含めいろんな紬関係者のことにおいても、将来、あそこを一つの施設として活用できる可能性が十分膨らんでいるんじゃないかと思いますが、そのときに、やっぱり当局としてやっぱり前向きにその取得に応じることがあり得るのかどうか、その、いわゆる今、もしそうなった場合にはどうするかとかは答えにくいかと思いますが、前向きのほうの捉え方があるのかどうかだけ、簡単にお答えください。

商工観光部長（川口智範君） あれだけ大きな施設でございます。ばらばらの生産体制ではなくて一つにまとまっただけの生産施設としての在り方としては、大変魅力あるものだと私も考えております。そういった意味での検討が、今後なされるべきものだと認識いたしております。

22番（伊東隆吉君） はい、そのときは是非、よろしくお願いいたします。

次にいきます。観光・交流ですが、現在奄美市における姉妹都市や友好都市、いわゆるその交流関係にある市町村はどのようなになっているのか、今の現状は、それから将来どのようなことを展望としているのか、お答えください。

総務部長（安田義文君） まず、現況についてでございますが、奄美市におきましてはナカドゥチェス市と姉妹都市を、西宮市及び豊中市とは友好都市を締結いたしております。また、旧住用村時代から長野県小川村と、旧笠利町時代から群馬県みなかみ町と、児童・生徒による相互交流を開始し現在に至っております。今後の展望ということでございますが、民間の交流、行政間の交流などが両地域において活発に、継続的に行われ、市民の皆様の間におきましても都市間交流の機運が見られる場合には、観光・交流の観点からも検討してまいりたいと思いますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

22番（伊東隆吉君） この件はですね、やっぱり外海離島であるから、やっぱり交流をどんどんどんどん増やさなければいけないという観点で、当然観光にもしていきますので。先だって我々その議会のほう、また、

市の当局にも訪れたと思いますが、静岡県静岡市議会のメンバーが多数訪れて、市長を表敬訪問されております。いろんな形でこの龍郷含めながら、いろんな各所でいろんな事業展開等の、その静岡市にあるところの事業者がやっております。それがいずれ奄美にとってもいろんな関連がするんじゃないかと、そして、静岡大学の関係者もいろいろ入っていくそうでございますが、産官学がいわゆるその本土におけるつながりがあれば、もっといいだろうということでもあります。そういうことを観点におきながら、もっといろんなところと交流関係を結んでほしいということですね、あると思いますので、答弁いりませんが、そういう方向性でもっともっと拡大した、友好都市及び交流都市をですね、是非とも結んでいただきたいと、このように思います。要望いたします。

それでは、教育についてでございますが、時間がないので、復帰60周年という大きな節目の年にあたりましたが、今回ですね、いろんなイベントも開催されましたが、この先人たちが取り組んだこの年、復帰運動を含めた郷土に関する教育への取組はどのようになっているのか、よろしくお答えください。

教育長（坂元洋三君） それでは、まず、郷土教育の現状についてお答えします。郷土教育については小学校は平成23年度、中学校は平成24年度から、あまみっ子ふるさと学習を導入し郷土教育のさらなる充実に向けて支援を行っているところでございます。このあまみっ子ふるさと学習の大きな狙いは、奄美の自然と文化・歴史などを学ぶことにあります。現在、市内小・中学校では総合的な学習の時間や道徳の時間にふるさと学習を位置付けて、様々な取組を行っているところでございます。なお、議員御承知のとおり、各学校におけるあまみっ子ふるさと学習の1年間の取組の成果を、報告書として1冊にまとめ、議員の皆様はじめ各関係機関にお届けしているところでございます。

22番（伊東隆吉君） 教育長の今のは私たちも理解しておりますので、まとめてきております。私はこの復帰の年だからこそ、もっといろんな形があったもよかったんじゃないかということも含めての質問でありましたので、当然、今、世の中にはこういった島唄のこの、本を作ったりとかいって、学校教育にやっているのもよく存じ上げております。私はその、あとあとやっぱり島に、やっぱり本土に行った人もやっぱり島に何らかの形で帰ってくる、若しくは訪れるっていう形をですね、どんどん作っていくためにも、やはり幼いときからのそういう島に対する愛する郷土愛をですね、是非とも学校の場において、是非とも考えていただきたいと思っの質問でございますので、今後とも、是非頑張ってくださいと思いますが、最後の質問だけお願いします。

国は来年度、学力テストの学校別の成績公表を教育委員会等の判断で公表できるっていうことに、そういう発表ありましたが、本市においてはどうするのか、お答えいただきたいと思います。

教育長（坂元洋三君） 議員御承知のとおり、文科省は先月29日に市町村教育委員会による全国学力学習状況調査、学校別の成績公表を認めるということを発表いたしました。現在、本市には小学校21校、中学校12校、うち小・中併設校が5校ございます。小規模校が多く学校別の成績を公表することによって、児童・生徒個人の結果が特定される恐れがございます。本来の全国学力学習調査の目的は教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童・生徒への教育指導や充実や、教育指導の充実や、学習状況の整備、改善等に役立てることであると認識しております。したがって、本市では来年度での好評については、今年度と同様、市全体の平均通過率や分析結果を踏まえた改善方策についての公表とし、学校別の成績公表は行わない方向で対応したいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

22番（伊東隆吉君） ありがとうございます。昔は我々学校に全部、成績が全部こう貼られたものでございましてね、それがいいとか悪いとかっちゃうことではなくて、それをもって頑張った時代でもありました。今の現況は少し時代も変わっているんじゃないかと思いますが、教育長におかれましてはこの奄美市の学校のその教育推進のために頑張ってくださいと思います。これで終わります。

議長（竹田光一君） 以上で、平政会 伊東隆吉君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。（午前10時31分）

○

議長（竹田光一君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き、一般質問を行います。

次に、無所属 川口幸義君の発言を許可いたします。

3番（川口幸義君） 市民の皆様、議場の皆様、おはようございます。私は無所属の川口幸義でございます。平成25年度4回目の定例議会におきまして、質問をさせていただきます。

去る11月の市長選挙で2期目の当選を果たされました朝山市長に、この場をお借りして御挨拶を申し上げます。改めておめでとうございます。今後も奄美市発展のために、御尽力していただけると期待をしております。

質問に先立ち、南シナ海において、台風30号の襲来によりフィリピン諸島に甚大な被害を及ぼし、5千数百名の尊い生命が奪われましたことを衷心より哀悼の意を表したいと思います。また、奄美群島においては、先の台風24号で被災された与論町に、奄美市職員の皆様方が義援金を送られたことを新聞紙上で見ました。奄美の結いの心や絆を改めて感じさせられた次第であります。奄美市民として感謝申し上げたいと思います。

さて、私の所見を少々述べたいと思います。我が国の固有の領土・領空の航空識別圏を侵し、一方的に権利を主張し挑発行為を繰り返す中国に驚異すら覚えます。先日の米中会談で日本に関係する最も大きな問題は、やはり太平洋の問題であり、尖閣諸島問題であります。中国海軍は海洋強国として太平洋に進出していくという宣言しました。尖閣諸島の問題は単に海洋資源の問題ではなく、中国の海洋戦略と深くかかわっているのです。なぜなら、中国が海軍力を増強し太平洋に進出しようとするとき、尖閣諸島は戦略的に極めて重要な場所にあるからです。1982年、中国は沖縄・台湾・フィリピンにつながる島々を第1列島線とし、日本列島からサイパン・グアム・インドネシアに至るラインを第2列島線と配置付ける海軍海洋計画を内部決定しております。これは第1列島の内側は制海権を確立して内海化し、第2列島線の内側の西太平洋海域を戦略目標に据え、極東米軍の動きを押さえ込もうという計画であります。このとき、第1列島線の内側にある尖閣諸島の海域は太平洋に向かう通り道であり、それが日本の支配下にあることは重大な障害になる。中国は尖閣諸島の領有権を強引に主張するのは、正にこのことからなのです。彼らは尖閣諸島は中国の領土主権に関わる問題であり、核心的利益にすると断言しておりますが、核心利益とは絶対に譲歩できない利益という意味であります。では、尖閣諸島は、問題について、オバマ大統領と習近平国家主席の間で、どんなやり取りがされたか、習主席は尖閣諸島の領有権を主張するとともに、対立姿勢を崩さない安倍内閣の右傾化が批判しましたが、オバマ大統領はその話を遮って、日本は我々の同盟国であり友人であり民主主義国家だ、そのことははっきり分かってもらわなければならない、と言って伝えられております。こうした話を聞く限り、オバマ大統領は日本の立場に添って中国の主張を退けたと理解することができます。しかしながら、これが本当に額面どおり受け取っているものか。というのも、この首脳会談の後、ヘンリー・キッシンジャー元国務長官が中国を訪れ、上海で江沢民元国家主席と会談したと伝えられているからです。一説によれば江沢民が激しい権力闘争で苦況にある習近平を持ち上げるために、キッシンジャーの口から優秀だという発言を引き出したと言われております。キッシンジャーといえば1971年、ニクソン元大統領の特使として極秘に中国を訪問したことも思い出されます。キッシンジャーの目的は戦略上それまで冷え切っていた米中関係を修復し、国交回復への道を付けることになりました。そうして会談、周恩来が、アメリカは中国に向け沖縄に軍備を配備しているのではないかと断言したことに対し、キッシンジャーは在日米軍は日本の再軍備を抑えるために、いわゆる瓶の蓋である日米安保条約を改正して米軍が撤退すれば、日本はたちまち軍国主義に戻り手に負えない行動を始めるであろうと答え、日米安保条約と米軍の駐留

を認めた。有名な瓶の蓋の論であります。キッシンジャーは中国の代弁者のようなところがあって、決して親日家ではなく、日本にとってもやっかいな人物である。そこで尖閣諸島を巡る現在の状況を考えたときに、中国が強固な形で日本に軍事的な圧力をかけることは得策か、いたずらに日本を刺激するほど日本は自衛隊を強化し海上保安庁も強化されていく、それが中国にとって有利な状況と言えるのか、米中の中でそうした話が密かにされているのではないかと思えるのであります。実際に、もし、尖閣諸島に対し中国が何らかの直接行動を起こしたら、日本の世論に火がつき、今のままでは憲法改正も難しい、しかし、対中国となると話は違ってきます。それに乗じて安倍内閣は憲法改正へ一気に進むかも知れない。見方を変えれば安倍総理はどうかこれでそれを待っているのかという気がしてなりません。いずれにしても、尖閣諸島の問題は日中が緊張するのは、アメリカにとっても好ましい状況ではないと考え、何らかの形で話し合いが行われたはずであります。それと同時に、先のキッシンジャーの例にあるように、米中が日本の頭越しに手を結んでいるという可能性についても、考えておく必要があるかと思われます。

さて、質問に入りたいと思います。それでは皆様方に、ちょっと大きな1番、これを3番に戻していただいて、3番を1番に繰り上げたいと思います。あの大熊都市計画のを先に、1番のほうで読み上げたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、質問に入りたいと思います。大熊都市計画事業実施地域における、建築制限についてであります。大熊地区は都市計画事業により、近代的な整然とした街並みとなり、地区外からも多くの人たちが大熊に居住地を求め移り住んでおります。新しい家庭が、家屋が次々に建設され、子どもたちの数も年々多くなり活気に満ちてきております。これもひとえに奄美市当局の御尽力の賜であり、集落の方々から大変感謝をされております。これから区画整理事業に取りかかる私も小宿地区の人からすれば、何と羨ましい限りであります。さて、ここで何とも摩訶不思議な木造住宅の建てられない区画が存在しています。その区画は隣地が山裾に隣接する土地で、住居表示では大熊町24の3となっております。これは都市計画により町界町名から大熊町に変えたわけ、町名がですね。先月当該地に住宅を建てるために設計事務所から建築確認のために書類を大島支庁に上げましたら、崖地対策のための擁壁を造るか、鉄筋コンクリートの建物でないと建築許可が下りないということであります。地権者はこのままでは100坪程度の土地を売ることもできず、宅地並みの固定資産税を永遠に払い続けなければならないという泣くに泣けない大変困った状況にあります。相談者の話を伺いますと、当該地の原因は山裾に隣接する地主さんが自分で山側の土地を削って土地を造成し、25メートルほどのブロックを積んで擁壁をしておりません。このことが建築基準に支障を来しているものと考えられます。設計事務所によれば大島支庁の建築主事の話では、公的機関で擁壁を設置してもらうよう近隣の方々に奄美市に陳情したほうがよいのではないかという話でございました。なぜ、このようなことが大熊の同じような区画整理区域で起こったのか、建物が建てられないとなればこれは事業実施者の奄美市の責任であり、大熊都市計画事業の一部で瑕疵があったものと思われて仕方がありません。なぜ、このようなことになったのか、これまでの経緯と今後の方針について、市の当局の見解を伺います。

それではそのあとは質問席にて、質問を順次してまいりたいと思います。

議長（竹田光一君） 答弁を求めます。

建設部長（東 正英君） 答弁を申し上げます。大熊土地区画整理事業の区域内の山裾に近接している土地で、建築確認申請の際に木造建築物について制限を受けているとのことですが、大熊土地区画整理事業におきましては、山裾に近接している土地につきまして、建築物の安全を確保するため、県と協議の上、市が擁壁を設置しております。これに、議員御指摘のただいまの土地につきましては、隣接する山裾の土地に市が擁壁を設置する予定でございましたが、隣接地の所有者が区域外にも土地を所有しておりまして、区域外の土地と一体的に利用するとのことで、市では擁壁を設置しておりませんでした。その後、隣接地の所有者は区域外の土地と区域内の土地を一体的に整地をし、山裾で、山裾に自分で擁壁を設置しておりますが、この擁壁では木造の建築、建物が建てられないという制限がかかっている状況にございます。今後、隣接地権者並び

に県とも協議をしながら、対応策について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくをお願いします。

3番（川口幸義君） ただいま部長の話では県と相談しながら前向きに検討するということなのか、どうでしょうか。

建設部長（東正英君） はい。県の建築主事の方とも再度現場に出向きまして、対応策等について検討してまいりたいということです。

3番（川口幸義君） 僕も現場に行ってますね、2、3度地権者の方ともお会いしました。それで、30メートルほどこだけがいわゆる市の区画整備事業のその擁壁ができてないと、その確認は私もしたんですよ。それで、県の係長と私は現場でお会いしたんですよ。擁壁を打たなければ、木造は無理であろうと。しかし、この町界町名の番地については、もう大熊町の番地になってるわけで、市から固定資産税というのは皆さん同じ区画整理の中で固定資産税は評価されとるわけだから、それについては、市長ですね、もう一汗、市長が流してもらえれば、簡単に私は解決できるものと思うんですが、いかがでしょうかね、市長。

市長（朝山 毅君） ただいまのことについては、担当部長が答弁いたしましたが、大変申し訳ありませんが詳細について私自身把握していないところもありますので、把握した上で答弁させていただきますが、現状においては答弁を同部長に、建設部長に委ねたいと思いますので御理解いただきたいと思います。

3番（川口幸義君） これは早急な話でね、市長も選挙もあったし、現地などまだ見ておられないと思うので、これは仕方ないとしましてですね、部長、これですね、来年度あたりの予算を見てね、ちょっとこの擁壁をね、やっぱりするという条件で、県は、市がこれが区画整理事業でやったところなんだから、市がやるべきだと思うんですけども、今年は何とか間に合わないと思うんですが、これは30メートルぐらいの擁壁を打つとしても、500万円から600万円ほど予算計上すれば私はいけると思うんですが、来年度あたりと思うんですけども、あの部長は来年は何か定年なされると伺いましたので、最後の仕事としてその、何とかメリハリだけはつけていただきたいと思うんですがどうですか、それについて。

建設部長（東 正英君） 先ほども申し上げましたが、現場を再度確認いたしまして、どのような対応策がとれるのか検討してまいりたいと思います。

3番（川口幸義君） 部長のお話では大変前向きな話を私は承りましたので、平成26年度には何とか検討させてもらえるものと私は理解をしておりますので、ひとつよろしく、次の後継者にも伝達をしてもらえればありがたいかと、このように思っております。この大熊区画整理事業については、これで終わります。

次に移りたいと思います。それでは、海洋展示館の使用料の事務についてですが、道の島公社の委託料について伺いたいと思いますが。

商工観光部長（川口智範君） 道の島公社の委託料についてということでございますが、奄美海洋展示館の管理につきましては、受付・館内清掃及び入館料徴収を業務内容として、株式会社道の島公社と業務委託契約を締結いたしております。委託料の基準と申しますか、どういう形で作っているかということでございますが、奄美市海洋展示館使用料収納事務等委託契約仕様書に基づき、業務に必要な人件費、消耗品等必要経費を積算し委託料を算定した上で、道の島公社からも業務に関する見積書を徴収いたしているのが現状でございます。もっと申し上げますと、仕様書については奄美市が作り、その上で道の島公社からも業務に関する見積書を徴収しているということでございます。

3番（川口幸義君） この道の島公社の従業員の件なんですけども、海洋展示館では市の職員が、これまで2人いらっしゃったんですけれども、今は1人で、その職員は1人なんです。それで、その道の島公社の職員が、いわゆる4.5人という計算になっているんですけれども、4.5名で1年間700万円という契約で皆さん働いていると思うんですけど、これについては、皆さんこれは妥当であるかどうか、ちょっと伺いたいんですが。これは市の職員の1年間の1人分の予算にしか満たない、それを4.5人でどのようにしてこれがその予算を組まれたのか、ちょっと私ちょっと腑に落ちないが、お聞かせ願いたいと思います。

商工観光部長（川口智範君） 議員おっしゃいます、約700万円、具体的には25年度予算で委託料として666万7,000円でございます。これに含まれます人件費としましては、社員、常勤の社員が、の0.5人分と、それから公社の社員1人、それとここで1.5人分の計上をしております。それと合わせまして、館内の受付、これは0.5の2人、時間、日にちを変えて、あるいは時間を変えてっていう形で0.5人分を2人、これで1人分。それと合わせまして、パートの清掃、時間を決めたパートの清掃、これを含めまして合計として4人分を計上しているところでございます。こういったことから、委託料につきましては、大変向こうの管理をする上でいろいろございます。例えば向こうの休館が年間で言いますと、条例上12月29日から1月1日の4日間だけは休館日と、あとは全部開けなければならないと、これは県の奄美パークに比べて大変過重な部分になっている面がございます。このあたりの部分も含めて、今後、検討しなければならない課題であるかと思っております。こういった最低限の人員で管理しているってことにつきましては、私どももそういった努力の上でも委託料だと、今は認識しております。

3番（川口幸義君） 今の部長の答弁ですけれどもね、その4.5人、その4.5人とか1.5人とか、これは私はこれについては、この仕事の内容がちょっと理解ができないんですよ。ということは、働いている方は朝、皆さんと同じ時間に大浜海洋展示館に出てきて、一日やっぱり働いて帰るわけですよ。ですよ。それでその1.5人とか、そういった計算はどっから、どのような方向でその1.5人とか、0.5人とかいう、それはあなたのおっしゃるのはそのパートで何か何交代かでやればいいのかという話だろうと思うんですけど、それは一人前の大人がですね、午前中、0.5で働くとしても、一日暇が、やっぱり家出たら一日は1日の暇、やっぱり暇を捨てるわけよ。そういうとこ考えたときに、この今のこの契約のその全体の流れ見れば、私は非常にね、彼らは重労働やっているわりには恵まれてないかと、皆さんも生活をしている、奥さんも家族も持っているということを考えた場合に、4.5人が市の職員の一年間の1人分の予算しかないという、そこらあたりをね、ちょっと理解してもらわないと。ここでね、市長はこの道の島公社の社長さんでありますよね。そこで、自分の社員がこんなに低い給料で、しかも時間も相当遅くまで働いている、彼らは。もう夏なんかっていうのはほとんど家帰るのは11時ぐらいだと思うんだよ。こういう重労働をしているわけだから、市長はこの中身、実態、御存知かどうかは分かりませんが、自分の社員がこういう労働で頑張っているということを理解していただいて、何らかの形で当局側、市長は当局でもあり、また、道の島公社の社長でもあるわけだから、一人で二役をなさっている市長さん、ちょっと社長として発言を求めさせていただきます。

ちょっと議長、待つて。社長として発言を求めます。

市長（朝山 毅君） おっしゃるとおり、私は社長でございます。社長たるもの、社員に対して責任を持ち、経営に参画者として当然責務を持つという立場にあります。その中で、業務の内容、市のほうから受託する業務の内容について、詳細に今後すり合わせをし、状況を見ていかなければいけないと思っております。ただ、労働は対価でありますから、仕事の軽重はあろうかと思います。そういう意味において、この労働の時間、そして労働に対する質等を含めながら、やはり労働対価としての適正な賃金であるか、給料であるかということは、その組織全体を見て考えていかなければなりませんので、そういう意味において、今後、検討

させていただきたいと思っております。

3番（川口幸義君） 全体を見て、という話でございますので、ということはですね、予算ありきで市の職員が減らされるということは、当然、道の島公社にその分の労力がかかってくるわけですよ。市の職員が2人でやっていた分、みんなこの、要するに下請け業者だ。ここにその分の仕事がかかるということ、あなた方は理解しなければいけないですよ、それは。4・5人でね、一生懸命、夏休みなんか1日も彼らは休んでない。7・8・9、これわしずっと統計見てるんだけど、彼らはほとんど家には10時から11時しか帰ってない。こういう労働しながら、賃金はそこそこの賃金でね、職員の1人分の1年間の経費が4・5人で分け与えられるという、こういうことはね、私は是非、是正してもらいたい。人が生活するということは、すべてね、経費はいるんですよ。給料が高くて安かろうが、払うものはきちっと払わんといけん。そういうことを考えたときに、やっぱり検討する余地がないかどうか、ちょっと、部長。

商工観光部長（川口智範君） 議員がおっしゃられるのももっともだと、私も思います。ただ、考えていただきたいことが私どもとしてはあるわけでございます。道の島公社の成り立ちから、まず申し上げたいと思います。元々の部分は物産販売を中心として設立された公社でございました。会社でございました。その物産部門につきましては、今現在、ぐーんと奄美ができております。物販につきましては、ほとんど群島全体でしようという大きな流れになっております。その中で、道の島公社としての事業、そこに位置付けられた職、仕事の量、このあたりを勘案しながら、私どもとしては道の島公社といろいろな協議を進めているところでございます。具体的な話をしますと、これまで物販に携わっていた、仕事をした部分の、その労力の部分を手薄になった市の管理、市の職員がいなくなった部分に何とか振り向けることができないのかと、こういった部分の検討も、今、やっているところでございますので、ちょっと時間はかかるかと思いますが、新年度に向けてはしっかりとした部分での説明できるような体制を、体制作りをしてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解をお願いします。

3番（川口幸義君） 今、部長が物産観光のですね、いわゆる物販であなた方は給料は安いけど、4・5名で物販の販売をして補いなさい、自分たちで稼げということでしょう。あなたが言う物販と言うのは。要するに大浜で、バーベキューなど一生懸命頑張って、その収益であなた方は従業員を賄いなさいよということなのか、ちょっと議長、それ、物販の話を、ちょっと今、部長から聞いたから。

商工観光部長（川口智範君） その面も含めまして、全体的に人間の数の在り方をどうするかを、26年度に向けて、今現在、協議をしているところでございます。

3番（川口幸義君） それではね、ちょっとこれは受注者と発注者の一応やり取りをね、メモしてあるから、ちょっと私読み上げますからね。指定管理者の現状。平成25年8月16日、午前11時、奄美海洋展示館において、道の島公社取締役観光課長立ち会い主導の下、大浜海浜公園管理業者のことについて会議が行われました。現場からは新規に採用した職員が慣れないために、活動がスムーズにいかず作業が遅れているとの意見があった。そのことに対し、取締役課長、公園の作業が遅れているのであれば、海洋展示館の職員が草刈りなどの応援をなさい。または予算の確保については、更に物品販売等をもって働きなさいと指導された。我々海洋展示館に勤務するものは、6・7・8月の繁忙期は特に休みや休館、食事の時間さえも確保できない状態でなく、昼食もできないこともある展示館職員、市の職員は1名減となり、その負担を我々道の島公社がカバーしなければいけない状態になったからである。しかし、一方では同一職場において、これは市の職員のことだから、当然定時には帰るだろうということなんですけど、その監督者である取締役課長から、このような言動の指導者、指導であるまじき言葉がありました。指導の下のもと、指定管理者に対するいじめ、パワーハラスメントの行為だと思います。我々道の島公社職員は会社のために奄美市のサービス

残業までして頑張っております。展示館勤務終了後、夜間は11時ごろまで働くことも少なくありません。労をねぎらう言葉もなく、このような言葉は残念でなりません。このようにね、私にこうしてきてますよ。これは、発注者である管理者の、これは課長の言葉です。やはりね、こんだけ一生懸命頑張っている、ほとんど休みないんです、この人たちは。時間も時間外まで頑張っている。こういう人たちがやっぱり労力に報われるようなことを、行政としてやってあげなければ、お前らが決まったお金でね、今度はやりなさいということではいかんですよ、これは。やっぱり善処することは善処しなければ。現場の声は声として皆さん受けとめるという、これが行政のあんた、あれじゃないですか、行政の責任じゃないですか。その道の島公社の実態について、道の島公社の勤務態勢は三つの業務に分かれ、その業務は大浜海浜公園の維持管理、海洋展示館の受付、清掃、自主事業であります。大浜海浜公園の業務は公園の清掃、施設維持・管理です。奄美指定の指定管理事業で予算は約1,500万円、4.5名でその内訳は現場作業員4名と事務職員0.5名の人件費、その他それぞれが維持費用であります。海洋展示館の業務は展示館の受付、収納事務、清掃、奄美市からの受託、受託事業で約700名、700万円です。これが4.5名の内訳、職務は事務職は1.5名、受付が2名、交代制、清掃2名、交代制、人件費の他のそれぞれに維持費です。自主事業は物販販売でバーベキューの事業で元手なしの1名で、上記の記載が行政から提示された活動内容であります。現場は道の島公社の事務職3名は日常海洋展示館の勤務に従事し、行政が始めた生き物の給餌体験案内も受け継いで行っております。このようなことから、勤務は多忙になりました。また、海洋展示館の集客活動や観光客期間との対応、案内も行政の展示館館長に代わって行っております。その他、25年度から行政の海洋展示館職員が2名から1名に削減になったことと、土曜・日曜・祭日、行政職員はもちろん休みであります。観光客、展示館利用者はこの日が多いのですが、道の島公社職員が早出をして、生き物世話をしております。年間120日以上計算となります。このような活動が日常の業務ですので、行政と言われる自主事業はその業務の合間、時間を見て活動しており、休日出勤や時間外勤務が主です。休日出勤、時間外は半数がサービス残業です。自主事業の名のもと、夜間、展示館勤務終了後は23時までバーベキュー事業として働いて、過酷な勤務であることと思います。このような勤務態勢にもかかわらず、行政は行政の都合で一方的に予算、人員を削減し、契約書の業務委託仕様書に記載されている観光業への協力の名目で強制力を持って、道の島公社にその肩代わりをさせている。異論を言うと市が雇っているこの予算、承諾しないと先はありませんよと、脅かしもありました。そのようなことで契約は一方的に、法務局に届けてない道の島公社取締役なのです。行政職員が市の指示ということで、契約させられたものです。要するに一言で言えば、行政は事務職の3名のうち1人分の人件費は出せませんかという、足りない分は道の島公社の勤務終了後、休日・時間外にアルバイトをして予算を補いなさいという指示しているのと同じことであります。人員が削減された分も道の島がやるのが当然と言っている、これが現状の、道の島の現状であります。こういうふうにしてですね、非常に現場は、いわゆるそういう、大変忙しいんですよ。そういう事業をやっておられるということは、行政として認識をされておりますかね。

商工観光部長（川口智範君） はい。十分認識いたしております。その上で、個々の職員の勤務時間がどのようになっているかっていうことで、私どもとしては調査をしているところでございます。具体的に、Aという職員が朝どういう形での行動するのか、どういう仕事があるのか、このあたりについても詳細に私どもとしては承った上で、次年度に向けてどういう形が一番いいのか、このあたりを、今現在、検討しているところでございます。

3番（川口幸義君） 今、当局からですね、大変前向きと思われるような発言がございましたので、現場はもう一度ですね、調査をして、ひとつですね、やっぱり頑張っている人たちがこれぐらいであれば我々もこんだけの苦勞してもいいなと、やっぱり報われるようですね、やっぱり行政として、やらなければ僕はいけないなと思っているんですよ。非常に僕も心痛めているんですよ。僕は、毎夕方ね、大浜に行ってね、散歩するんですよ。そうすると、そこらあたりまた、やっぱり会話もするし、何かありますか、相談事があつたら

いつでも言うてくださいますよと私はどこ行っても言うて回ってますから、それが私は市民の奉仕者として、私の職務を全うしようと思っているから、私も選挙のときは街頭で市民の皆さんとの口頭契約があります。あくまでも、市民本位の政治をやりたい、川口幸義の政治スタイルは一切変えないという選挙公約がありますから、これからもこれは守っていきたいと思いますので、それについては行政の皆さんも、予算の絡む問題でありますので、やっぱりできるものとできないものもあろうかと思いますが、そこらあたりはひとつ研究をしてですね、何とかいい方向に解決していただきたいと、このように思っております。

それからですね、議長、平成25年9月13日、午後3時からですね、A i A i ひろば2階会議室にて行われたサンプリンセス受入のための打ち合わせ会の結果について、施設責任者である海洋展示館の館長、来島する外国人観光客の対応にして施設の英語案内板の設置、英語記載のパンフレットの作成、英語通訳の確保、外国通貨の両替などの会議内容であった旨を説明し、必要に応じて予算を確保すべきでないかと対応を求めたところ、外国船が1回や2回来たことでこのようなことする必要はない、看板立てる必要はないという、そういうことを回答を得たと。このことにより、今後、道の島公社としての対応は非常に困難になってきましたと、こういうことが本当にこれ、観光で島おこしをすると、奄美は観光立脚としてですね、観光でしか島は生きていけないという、市長は発信しているわけだから、ここらあたりはこういう事実があったかどうか、ちょっと、議長、答えられる人が答えたら。

商工観光部長（川口智範君） 観光地での外国語表記につきましては、今後、全体としてどのように取り組むのか、今後の検討課題として私どもとしては認識いたしております。大浜につきましても、スマートフォンがデータがすぐ、その地域、その地区での部分について入れられるような、こういったPR等も、今、進めているところでございまして、これがいらない、いるとか、そういった部分での話ではないと。全体の部分でのことで考えなければならないから、そういった部分に受け取られたかもしれないと、私は今、お話しをお聞きしてそのように思いました。個々具体的に、これはいらないとか、そういう判断ではなくて、全体としてどうしようという部分の話がこれからも必要だろうというふうに認識いたしております。

3番（川口幸義君） あのですね、看板ぐらいはね、そんなに金がかかるわけが私はないと思うんですよ。例えば、観光船が新港に来られるでしょう。たいがい船から降りられた方は、振興会館のほうに向いて、皆、皆さん歩いていらっしゃる。という、中心街商店街はこちらだよという案内標識がないんですよ。もう毎回私は海岸に行ってそれを見てるんですが、それに対してもですよ、外国船が来たからとしてね、それは検討の課題だと言うんじゃないで、早急にそういったことはやらないと、あんた、観光で島おこしをするという、その観光産業でしょう。だからそこら辺の対応はちょっと遅いんじゃないですか。議長、ちょっと、もう1回。

商工観光部長（川口智範君） 議員おっしゃるように、早め早めにするっていうのが必要だろうと、私もそのように思っております。ただ、どの場所にどういった部分でという、効果的な場所、このあたりについても、まだ検討をしている最中でございますし、観光船バースからお客様をどのような形で運ぶのか、歩く方もいらっしゃるればバスで運んでほしいという要望もございます。そういった部分からも、どういった形が一番妥当なのか、一番いいのか、これから検討しなければならない課題だと思っております。特に、来年、26年度の頭には大型客船、外国船が来ますので、これらへの対応を含めながら、どういう形がいいのか、今後の検討課題、来年度に向けての検討すべき課題だというふうに認識いたしております。

3番（川口幸義君） 検討課題と、私はやってもらいたいわけよ。課題じゃなくてね、やるということではないと、課題は課題でね、ずるずるずるずる先延ばししちゃうんじゃ、これからもう、あんた、今年だって何回、あんた、観光、大型の観光船来てるじゃない。僕はいつも見てるんですよ、浜で、海岸行って。ところが歩いて行かれる方は標識がないもんで、振興会館のほうを見てね、皆さん向こうに歩いていかれる。中心

街はこちらですよという案内標識が必要なんですよ。だからあのバス停式にね、持ち上げて移動する看板を設置してほしい。もう課題じゃなくてすぐやらないと。大した金かからないじゃないですか。そういう、やっぱり御配慮が必要なんですよ。観光で島おこししなければならない、やがては世界自然遺産登録も受けるでしょう。それは観光客は皆さん奄美にどーんと押し寄せますよ。道案内が必要なんです。山ももちろんなんです。そういうことで、ひとつ、強く要望してですね、これについては終わりたいと思います。

次に移りたいと思います。それでは、建設行政について、25年度の公共事業の発注見通しなど第3四半期を迎えてですね、どのような進捗率であるかちょっとお聞きしたいと思います。

総務部長（安田義文君） 答弁させていただきます。まず、平成25年度の公共工事発注見通しにつきまして、10月15日に第2回目の公表を行ったところでございます。これによりますと、建設工事の発注件数見込みが234件となっております。また、発注済みの件数でございますが、11月末現在で129件でございます。発注率で申し上げますと55.1パーセントとなっております。現在、発注担当課におきましては年度内の発注に向けて鋭意努力をしておりますので、御理解をよろしくお願いをいたします。

3番（川口幸義君） 11月現在で129件の55.1パーセントと。ということはあと40何パーセント、まだ残っているということですよ。ということは、これは第4四半期で大方発注しなければ、繰越工事もひっくるめてですね、12月・1月、結構忙しいと思うんですよ。これですね、僕は11月の29日現在の市のA級業者の、出来高をこうずっとこう見てるんですけども、もう大体、突出した業者もいなくてですね、均衡の取れた発注をなさっているのかなと、初めて褒めてあげたいと思います。やればできるのかなと思うんですが、どうしてもですね、技術的に、要するに難しいもの、それから構造物があって分けられない箇所もあるかと思います。そういうときには、これは、ある程度の金額の差はできますので、それについては私は十分理解してるつもりでありますので、ひとつ、これからも、あと第4四半期の発注についてもね、ひとつ御配慮のほど、お願いしたいと思いますが、よろしくお願いします。

じゃ、この（1）についてはこれで終わりますが、それでは（2）番、落札業者の中で、債権譲渡などの事案が見られるかどうかをお聞きしたいと思います。

総務部長（安田義文君） 建設工事請負契約書、これ標準書式のことでございますが、この第5条に記載されておりますとおり、権利義務の譲渡等については原則として認めていないのが現状ですが、これとは別に、地域建設業経営強化融資制度というものがございます。これは市発注工事を受注・施行している中小・中堅建設企業が、市に対して有する工事請負代金債権につきまして、市の承諾を得て債権譲渡先に譲渡担保として提供し、工事未完成部分相当額も含めまして融資を受けることができるという制度でございます。この制度の平成24年度利用実績といたしまして、利用件数が36件ございます。そして、金額にしますと1億2,591万3,000円の多くの利用がございました。それからまた、第三者による代理受領、この規定が建設工事請負契約書の第39条に記載されております。これは受注者が発注者の承諾を得て、請負代金の全部または一部の受領につき、第三者を代理人とすることができるというものでございます。ただし、この代理受領者は奄美市指定金融機関、または奄美市収納代理金融機関に定めておりますので、定められておりますので、この辺も御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

3番（川口幸義君） 債権譲渡については36件ございましたということですが、結構多いことは多いですよ。やはり、建設業も厳しい、そういった状況の中でやりくりをしながら、頑張っているという、これも一つの証だと思うんですよ。それでですね、部長。もし、債権譲渡をして、この債権譲渡された方が、途中で、施行途中で投げ出して、倒産したと。そうしたときのこの施行の保障は、もちろん建設協同組合がなさるのか、いわゆるセーフティネットでお金を前貸しをしたこの団体が残りの事業を進めるのか、ちょっとそれをお聞きしたい。

総務部長（安田義文君） 御承知のとおり、直接の債権譲渡というわけではございませんでして、まず、建設業を受注したものにつきましては、例えば市の工事でしたら市と債権譲渡の申請・承諾を行います。その次に行いますのが、このことについて受注者は事業協同組合のほうに工事請負代金、債権等の譲渡を行います。そのことによりまして、事業協同組合から転貸融資をするということでございまして、ただしその場合、保険事業会社、こちらのほうから連携して保障を行いますので、その保障のほうでということになると思います。それと、債権譲渡とこの地域建設業経営強化融資制度がちょっと違いますのは、債権譲渡はすべての債権について譲渡するわけですが、この制度につきましてはすべてでなく保証会社は保障の分、融資、事業協同組合は融資した分、この分の請求、債権があるわけございまして、もし完成しましたらその分を除いた分はその請け負った事業者、建設業者に支払われるということございまして、答弁といたしましては保証事業会社からの保障でそれは行われるということに考えております。以上です。

3番（川口幸義君） はい、よく分かりました。私もこれについては結構詳しいからね、理解できましたので。

それで次は3番、(3)番ですね、建設業のランク付け区分についてですけれども、これはちょっと鹿児島県の資料ですけれどもね、鹿児島県の建設工事の入札資格審査要綱、基準のうち格付け区分について次のとおり定める。総合点数、いわゆる用いて次の基準による格付けを行う。ただし、土木一式工事及び建築一式工事のA級については、特に経営状況や施工実績など総合的な、総合能力を重視する必要があることから、総合点数だけでなく、土木一式工事のA級について経営事項評価点数及び完成工事高も、建築一式工事のA級について、経営事項評価点数を条件とすると書いてあるんですけれども、本市はいわゆるA級業者、もちろんこれは20社ほどあると思うんですが、A級業者について、今後はその格付けをするにあたってです、どの程度の基準まであればA級に上げられるかどうか、ちょっとその、そこらあたりの基準が奄美市あるかどうか。

総務部長（安田義文君） 答弁させていただきます。今後、平成26年度以降の予定ということでお聞きいただければと思います。この格付けにつきましては、技術者の資格、専門性、実績等を重視して行う予定としております。例えば今、議員がおっしゃったように、Aランク格付けには1級の施工管理技師等の資格を有することを条件にすることなどでございます。このことにつきましては、平成25年度の建設工事入札参加資格者の結果通知書と一緒に、平成25年度連絡及び注意事項に記載して、全業者の皆様へ送付いたしております。以上です。

3番（川口幸義君） はい、ありがとうございます。いわゆるA級業者に格付けをするということは、現場の施工管理者がA、1級の資格がいなければだめだよという、要するに県の場合は3,000万円以上の工事をするにあたってはね、もう1級の管理者がいなければ指名にいけないんです。技術が違うから。そういうようにあるので我々はお互いに奄美市だって、税金を投入する以上は、やっぱり資格者があって初めてA級業者としてですね、これから格付けをしていただければ、奄美のため、市のためになるのではないのかと、このように思っております。これについてはこれで終わります。

あとは、(4)番のですね、平田浄水場のちょっと訂正を、浄水の浄がさんずいの浄に替えていただきたいと思います。浄化の浄に。

それでは時間もあと少々。平田浄水場についてちょっと伺いますが、これはもう、ゼネコンの、入札にあたっては何年後なるかわかりやしません、ゼネコンは何社ぐらい奄美市に、そういった希望の予定者がありますか、ないんですか。

水道課長（佳元保輔君） 今、この工事につきましてはインターネットで公表しまして、今から申し込みはする段階でございますので、まだ具体的には何社がというのは、まだ分かりません。

3 番（川口幸義君） 一杯書類を準備したんですけども、時間がございませんので、また3月議会に続きはやっていきたいと思いますので、一応、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（竹田光一君） 以上で、無所属 川口幸義君の一般質問を終結いたします。
暫時、休憩いたします。（午前11時45分）

○

議長（竹田光一君） 再開いたします。（午後1時30分）
引き続き、一般質問を行います。
次に、新奄美 師玉敏代君の発言を許可いたします。

5 番（師玉敏代君） 議場の皆様、こんにちは。新奄美 師玉敏代でございます。

本題に入ります前に、通告書の訂正をお願いいたします。すみません、質問の主題の1・3・4・5となっておりますので、1・2・3・4と、訂正お願いします。以上です。

平成25年度第4回定例会の開会にあたり、一般質問に入ります前に所感を述べさせていただきます。去る11月17日告示されました市長選挙で朝山市長が無投票で再選されました。その結果に、市長は真しに受けとめ、サイレント・マジョリティ、静かなる大衆の人々の声に耳を傾けていく姿勢を続けていく。また、1期目はプロ野球のキャンプ誘致やクルーズ船の受け入れ、交流人口の拡大に取り組み、2期目はこれをどう発展させるか、世界自然遺産登録に向けた取組をどのように進めていくのか、課題の人口減対策、厳しい財政課題等の取組と、多くの問題山積の中、奄美には沖縄でもなく県本土とも違う、自然や文化・風習がある。これらの大きな資産、観光資源でもあるオンリーな文化を有効に活用し、発展につなげたいと、再選の抱負を地元紙のインタビューに抱負を述べられております。どうか、多くの市民の声を吸い上げ、これまでの市長とむんばなしを継続し、フランクに市民と膝を交える形を続行してほしいと切に願っております。

本年は奄美群島日本復帰60周年の節目の年であり、冠に奄美群島日本復帰60周年を掲げ、様々な催しが行われ、11月9日の式典では太田国土交通相を迎え、奄振法の必要性を示してくださいました。すばらしい歓迎アトラクションの続く中、瀬戸内町の小学校4年生の安君のピアノ伴奏による日本復帰の歌の独唱は、聞いているすべての人に心に感銘・感動を与えてくださいました。また、本年には2020年の東京オリンピックの招致が決まり、同じ年2020年に国体が鹿児島県で開催、相撲競技が奄美市住用町で開催されること、また、既に世界自然遺産登録の暫定リスト記載も決まるなど、意義深い1年であります。これらを生かし奄美の経済発展に更なる弾みがつく要素に大いなる希望を見出す、心から期待している一人であります。どうか、朝山市長、お体に十分留意され、奄美市発展のため御尽力いただきたいと心から願っております。

では、一般質問に入ります。子ども・子育て支援法が平成24年8月に施行され、奄美市においても行動計画策定の作業が進められているところです。平成2年の1.57ショックを契機に、政府は出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることから、家族や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、平成15年7月に地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取組を促進するため、次世代育成支援法対策推進法が制定されました。その後、奄美市においても学童保育の充実、延長保育の実施、待機児童の解消、病児・病後児保育の整備などに努めているところであります。今回、新しい少子化対策として、子ども・子育て支援法の下、行動計画の策定がなされようとしています。この次世代育成支援法に代わるものなのか、また、何か違うのがあればお示しいただきたいと思います。

次の質問から発言席にて行います。

議長（竹田光一君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） 師玉議員にお答えさせていただきます。現在の本市における子育て支援事業は、次世代育成支援対策推進法に基づき策定いたしました奄美市次世代育成支援地域行動計画に基づいて、平成27年3月までの期間で実施しているところであります。近年の急激な少子化の進行、家庭や地域を取り巻く環境の変化等を鑑み、昨年の平成24年8月には子ども・子育て支援法が制定され、平成27年4月以降の子育て支援事業は、この新制度に基づき実施される予定であります。本市におきましても、子ども・子育て支援法の制定を受けて、本年第3回定例会におきまして、奄美市子ども・子育て会議条例を制定し、今年、今月の2日に第1回目の会議を開催いたしました。現在の本市の取組状況を申し上げますと、計画策定の基礎となります子育てに関するニーズ調査を実施いたしております。来年2月には集計分析が終える予定となっております。その後、調査結果などを基に、庁内各関係部署や関係機関、並びに市民の皆様の御意見を伺いまして、奄美市子ども・子育て会議における議論を経て、新たな子ども・子育て支援事業計画を策定することになっております。いずれにいたしましても、子どもは地域の宝でございます。子どもが健やかに成長するためには、適切な環境を等しく確保することと子育てに必要な支援を確実にやっていくことが必要であります。そのためには、まず、事業計画をしっかりと作り上げる作業に取り組んでいるところでございますので、議員の御理解をよろしくお願い申し上げます。

5番（師玉敏代君） はい。次世代育成支援のその対策推進法は、多分27年の3月31の1日限りの時限立法だとも聞いております。その間、一部改正があり、本当は地方自治体、そして事業所に対しての行動計画策定をするんですね。でも、大体その、以前は301人以上の事業所、今回24年改正されました次世代の推進法においては、101人以上の事業所にその行動計画策定をしなければならないというのが位置付けられていましたけど、奄美市においてはそれだけの従業員を抱える事業所というのは皆無だと思います。ないと思いますけどもね。私がここで言いたいのはですね、やはり次世代の育成支援法に基づいて、行動計画策定が多分16年度、17年、みんなされたと思います。一番、こういったものやるとき、先ほど市長も話されましたように、まずはニーズ調査、そのアンケート、その構成メンバーというのはやはりいろいろな立場、子育てをされているお父さん、お母さん、各地区からもその構成メンバーに入っていると思います。確かにそういったいろんなものを一つの冊子にまとめて、行動計画を策定することは、私は大事だと思います。何よりも一番大事なのは、それをどのように、奄美市のニーズ調査を具体的に具現化していくかということが、一番大事であり、やはり子ども・子育て支援というのは、時代背景もどんどん変わっていきますので、支援法も形を変えて来ますけども、やはりただの1冊の冊子、冊子を作る行動計画策定のための事業でなくて、やっぱりしっかりですね、奄美市のニーズ調査をしていただきたいと、そういう意味でこの、このような質問をいたしました。

で、次にですね、子ども・子育て支援法に基づく子育て支援事業計画の必須記載事項にもあります。次の放課後学童保育の件ですけど、放課後児童クラブの需要や延長保育、病児・病後児保育の需要など計画の内容になっていますが、本市の学童保育の現在のですね、実施状況と問題点をお示しいただきたいと思います。

保健福祉部長（重田久夫君） お答えします。現在の実施状況については、名瀬地区において7つ、放課後児童クラブがあります。具体的には10月1日現在で、名瀬小学校38名、奄美小学校35名、伊津部小学校45名、小宿小学校38名、大川小中学校11名が利用し、朝日小学校には二つの児童クラブがあり、36名と64名が利用しています。各クラブの施設は各学校の御協力により、余裕教室等を活用しているところでございます。その運営は父母の会の自主運営となっております。かかる費用は保護者からの保育料が月5,000円から6,700円程度で、おおよそ年間経費の半分は賄われ、半分は県・市の補助金があります。課題としましては、年間を通じ10名以上の利用が補助金交付の要件となっているため、小規模校の学童クラブの設置が厳しいと聞いております。

5 番（師玉敏代君） これの、7つのですね、最近ですよ、大川小が10名以上ということで、どうにかその保護者の話も聞くことができて、御苦労されてやっと設置ができたと聞いております。確かに、これで、やはり、特に朝日は新たに二つ設置になったんですよ。一つ設置、新たに設置して、二つのクラブ、学童クラブがあるんですけど。その辺はどうなんでしょうか。そのサービスを受けたいという保護者の児童を全員受けることができてるんですかね。その状況、お願いします。

保健福祉部長（重田久夫君） 今、現在のところは、待機待ちということはないようでございまして、希望者は受け入れているようでございます。

5 番（師玉敏代君） はい。7つの学童保育の需要っていうか、それに対してすべてサービスを受けられていると認識してます。そうあってほしいんですね。私、今回学童保育を一般質問に入れたのはですね、やはりこういう大きい学校は成り立つんですね。でも、これまででも、ここまで来るには大変な経緯があったと思います。ましてや、小規模校にたってはですね、なかなかこれが設置できない状況もあるんですけども、その中で少子化対策が叫ばれてですね、学童保育の設置要綱にもその弾力化されていないのかと思いますが、その設置するにあたってのですね、設置要綱ですか、それをもうちょっと変更があったりしてましたら教えていただきたいんですが。

保健福祉部長（重田久夫君） 国で定める実施要綱について申し上げますと、開設要件としましては年間通じて10名以上の利用児童がいること、開所時間は1日平均3時間以上で年間250日以上、土曜日や夏休み期間などは1日8時間以上とすること、事故等に備えた保険に加入することなどとなっており、県の補助金交付要綱により、対象事業額の3分の2が補助されます。奄美市の要綱につきましては、平成22年度から国・県の要綱に準じ試行しており、対象事業費の3分の1を補助しております。

5 番（師玉敏代君） 私が聞いたところによりますと、平成25年度からですかね、そういう小規模校というか、その基準に満たない、子ども1人当たりに対して年間5万4,000円の交付税で見られるということを見たことがあるんですが、その辺はいかがですか。

総務部長（安田義文君） 特別交付税ということで、私のほうから答弁をさせていただきます。まず、特別交付税の措置につきましては。普通交付税で措置されない特別の財政需要や特別の事情を考慮して交付されるものでございます。対象となる経費につきましては、地震・台風等自然災害による被害の経費やその他の項目がございまして。その他の項目の中に、小規模学童保育にかかる経費が含まれておりますが、特別交付税は相対額は示されますが、算入いたしましたとしても、個々の細かな内容については公表されていないところでございます。このことから、小規模学校保育分にかかる経緯としまして、国が特別交付税の算入、議員が先ほど御案内しました金額を算入を示したといたしましても、その額をこちらで確認することが難しい状況でございます。なお、国は地方交付税制度の在り方といたしまして、特別交付税につきましては算定方法を簡素化・透明化する理由から、算定方法が明確化されている普通交付税に、今後、移行していく計画であります。現行は地方交付税額全体の6パーセントであります。26年度には5パーセント、27年度以降は4パーセントと、段階的に減少されることとなっております。これらのことを踏まえ、特別交付税を財源とする予算執行につきましては、慎重にならざるを得ないと判断しているところでございます。

5 番（師玉敏代君） 交付税の算入の中で確認ができないんですか。

総務部長（安田義文君） 今、お答えしましたように、ルール分で5,60のですね、項目が来まして、各市町村につきましては、その単価と人数を言って出します。ただ、特別交付税として国から示されますのは総

額でございまして、私どもが一つずつ出したものについて、これについて幾らしてるんだよっていうあれは示されないもんですから、その分が分からないということで、先ほどの答弁をいたしたところでございます。

5 番（師玉敏代君） はい。交付税の算定というか、その関係はですね、やっぱりいろんなところからなって、その交付税は決まるんでしょうけども、やはり、それも中に、その、そういったものが含まれてるんだけど、その、その辺の基準が分からない。その辺のことなんですけども、やっぱりそれですね、やっぱり子ども・子育て支援ということで、子供たちが安心・安全で学校、家庭生活が送れるようにということの、そういった交付税かと思うんですよ。やっぱりその辺もですね、今後、ちゃんと明確にできるようなこともお願いしたいと思います。やっぱりこれはですね、私が思うには、小規模校でも10名、あと1、2名おったらどうにかできるっていう学校もあるんですよ。そのために、学校の先生とか転勤族がいるんですけどね、子どもをあちらで出して、要するにそういう先生方も、仕事は夕方の5時、6時までありますから、その間見るところがなければ、当然、住用とかへき地の学校校区においては、そういう整備がなさなければ、先生方は別のところに子どもを預けて、学校に出勤されるわけですから、そういった整備が、逆にそういった小規模校の生徒の減少の歯止めになるんですね。だから、できれば今回、そういう子ども・子育て支援の行動計画、計画策定ですよ。多分、ニーズに、調査にも出てくると思います。要望が出てくると思います。やっぱり、こういったのもですね、実際のそういったニーズ調査っていうのは、名瀬・笠利・住用によってそれぞれ違いますので、きめ細かなニーズ調査アンケートを採ってですね、それを是非、市政に反映してほしいと思っております。特に、とにかく基準に満たない小規模校の対策、少ない児童・生徒ながら同じようなサービスが受けられない、小規模校の環境整備が不十分なため、追い打ちをかけるように生徒数が減少する、そのことも要因になってます。小規模校の学童保育の整備体をどのように考えていくのか、これも大事だと思います。是非ですね、これも今後、その行動計画策定、その中で是非、考えていただきたいと思います。

次に、奄美市母子寡婦福祉会の中からですけども、ひとり親の日常生活支援事業についてですが、これはですね、これは母子福祉法の中で、母子及び寡婦福祉法の中の、母子家庭等に対する福祉の措置ということで17条にですね、都道府県または市町村、配偶者のない女子で現に児童を扶養としているもの、また、配偶者と死別した男子で現に婚姻をしていないもの、つまり私たちの言う、団体の母子寡婦福祉会のことなんですけども、奄美市にも約1,000世帯の母子家庭、また、寡婦の1,000世帯ぐらいあると聞いております。こういう日常生活支援事業がですね、これが本当は都道府県から市町村へ、また、市町村以外のものに当該便宜を供用することを委託する措置をとることができるということで、県から委託されて、県の県母連に行って県母連から各市町村、大島地区なりその母子寡婦福祉会の中に委託されるんですけども、この日常生活支援事業っていうのが、実際に奄美市でも実施してるんですけど、この周知っていうのが、結局その母子会に入っていないと受けられないというのが状況なんですね。できれば、今、個人情報の問題もあって、あなたは母子家庭ですかとか、そういうことを言いながら相手を母子会に入っていただくことも難しい。本当ならこれは行政が県から委託して市町村が、自治体がやるべきなことなんですけども、本当は。そして、皆さんに等しくこのサービスが受けられるべきだと私は思ってますけども、今、現に県の子ども課から県母連にいて、県母連から各市町村で、各市町村のこのこういう団体に下りてきているもんですから、これ長年に渡ってやってるんです。それと、この事業をですね、この事業というのが、私たちのような寡婦ですね、母子家庭で寡婦が、子育て終わった、その寡婦が保育士、資格がなくても27時間の研修と保育所の実習を受けて、母子家庭のお母さんが、例えばホームヘルパーの資格を取るための研修、パソコンの資格を取得するための研修を受けるための、ときの子どもの託児、託児所ですね、託児をすることができるんです、資格がなくても。そういった研修を受ける。ちょっと保育ママの制度と似てますけど。このような事業を実施してるんですけど、これが一任意団体にこの事業下りているため、広く多くの母子家庭に周知されていない、サービスが受けられない、お母さんが今日は病気でご飯が作られない、代わりに作ってあげましょうとか、そしてお母さんが授業参観に行く間子ども見てほしい、一時見てほしいとか、そういったことも受けられる支援事業なんです。こういったことをですね、行政として情報提供をしてほしいと思いますがいかがですか。

保健福祉部長（重田久夫君） お答えします。ひとり親の日常生活支援事業は、議員おっしゃいました鹿児島県母子寡婦福祉連合会が主体となって実施しております。内容はひとり親世帯が安心して子育てしながら生活することができる環境を整備するため、修学や疾病などにより一時的に家事援助、保育サービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、また、家庭生活支援委員の居宅等において児童の世話などを行う事業であります。利用者は奄美市母子寡婦福祉会へ連絡し、家庭生活支援員を派遣してもらい、所得に応じた利用料があり、限度額が1時間300円となっております。昨年度の利用は8件ということでありました。この事業を利用するにあたりましては、支援員が必要であり、まずはその育成が必要だと認識しております。つきましては、この事業の普及を図るために、市としまして、今後、奄美市母子寡婦福祉会と連携し支援員の育成や事業の広報などに務めたいと思っております。御理解をお願いいたします。

5番（師玉敏代君） はい。今後ですね、先ほど言った育成ということで、その子供たちを面倒みる資格をいただく、その人を育成するその事業も、子育て支援事業というのを今年度奄美市はとったんですね。で、それで今度20名の方を要望して、その人、つまり寡婦、子育て終わったお母さんがその面倒をみることで収入も得られるんですね。雇用にもつながる。そして、子ども育て真っ最中のひとり親のお母さん、お父さんのその子どもたちも助かる、そういう制度ですので、日常生活のね。そういう事業ですので、是非、現況報告っていうのがありますよね、母子家庭のお母さん中にも、そういったとき、また、母子相談員・父子相談員がいますので、そういった人たちとも、そういったことがあるよということも教えていただきたい。周知していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、ひとり親家庭の医療費については、医療を付与するひとり親家庭の母子、母、または父及び児童と、母または父のいない児童に対し、自己負担額の全額を助成するとしております。経済的負担を軽減する意味で助かる、ありがたい支援であります、その趣旨、目的から考えても、現行では厳しいものがあります。なぜ、償還払いを続けているのか、お伺いいたします。

保健福祉部長（重田久夫君） お答えします。ひとり親家庭医療費の助成の趣旨は、ひとり親家庭に対して医療費を助成することにより、その家庭の生活の安定と福祉の向上を図ることとしています。市役所の窓口へ申請書を提出する負担をなくす、いわゆる現物給付につきましては、ひとり親世帯の経済的支援や利便性の向上につながりますが、一方では医療機関が市へ医療費を請求することになり、システム回収など新たに発生する事務の費用を負担する必要があるほか、医療機関における請求事務の取り扱いに混乱が生じることも懸念されます。毎年、県下の福祉事務所所長会議でもこの議題が取り上げられますが、解決策としては共同実施しています県を介した県下一斉の導入が望ましい旨の意見がございます。本市といたしましても、県や他市町村と足並みを揃えて、引き続き検討していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいとお願いいたします。

5番（師玉敏代君） 県下一斉ということですが、県外でこの現物支給というのは実施している自治体もありますね、実際には。これは県のほうに言わなければいけないですね。やはりですね、やっぱり経済的負担、特にひとり親で障害の子を持っているお母さんの話を聞いたことがあるんですけど、その子どもの送迎をして、施設に送って、働く時間は限られているんですね。その間は一生懸命、もう送ったら、また、迎えに行く、そういう状況の中で1か月間の領収書をまとめて行く時間と暇がないと。確かに、こういった、せっかくもう無料だから、その難儀はしなさいよという考えかもわかりません。ある自治体ではその現物支給にすることによって、医療費が凄く増大になったということも聞いております。その辺も聞いてはいるんですけど、せっかくのこのようなひとり親の医療費の無料化を奄美市はされているわけですから、一部じゃなくて。やっぱりこれが感謝されてですね、本当の意味の最初の目的、やっぱり経済的負担、本当に時間もないんですよ、子育て真っ最中で一人だと、限界があるんですよ。やっぱりそういったところをですね、やはり、

県のほうにも市からも、県下一斉でこの現物支給にしようというぐらい要望をしてほしいと思いますが、いかがですか。

保健福祉部長（重田久夫君） 先ほど聞きました障害を持っている方、親に関しましては、そのとおりだと思っていますし、実際に現物支給となりますと、議員がおっしゃるとおり医療費が上がるという危惧もいたしておりますけども、それにつきましては、ひとり親の家庭環境からそういう支援をするのが妥当だと思っておりますので、あらゆる機会を持ちまして、福祉事務所所長会とか、そういう会がありますので、これを通じながら県にも要望をしていきたいと思っております。

5 番（師玉敏代君） このことにつきましては、次に崎田議員も触れると思いますので、そこで詰めていただきたいと思います。

では、次の乳幼児子育てについて質問いたします。現在の保育所の待機児童の現状と解決策について、まず、お示しいただきたいと思います。

保健福祉部長（重田久夫君） お答えします。保育所の待機児童の現状については、平成25年10月1日現在の待機児童は37名でございます。この人数は国の基準での待機児童数になります。国の基準に該当せず待機児童数に計上されない申込者も含めると、総数が81名の申込者がいます。

5 番（師玉敏代君） 12月号のですね、奄美市だよりで、奄美、名瀬のほうではですね、定員トータル750名に対して受け入れ保育児童が882名、定員に対してオーバーして、今、扱ってますよね。それでも待機児童が約92名と書かれてたんですよ。書かれてました。トータル計算したら。こういった状況ってというのはですね、やっぱり待機児童がいる、定員オーバーして、更に待機児童いるという現状をですね、やっぱりこれもですね、子育て、子ども・子育て支援対策で行動計画の中でもんでいただきたいと思います。

保健福祉部長（重田久夫君） すいません。途中、切れましたので。解決策といたしまして、現在、改築中の朝仁保育所が来年2月に定員が10名増となります。ほかに、平成26年度中に既存の保育所を増築することにより、定員30名増員する計画もございます。いずれも県の安心子ども基金を活用した事業でございます。これを、これを一つ一つ解決していきたいと思っております。

5 番（師玉敏代君） 朝仁保育所の整備で30名ほどの解消ということなんですが、やはり待機児童解消にまだいってないと。是非ですね、この辺も子ども・子育て支援の中で、是非、解消に向けて努力していただきたいと思います。

次に行きます。アレルギー乳幼児の現状ということなんですが、実際に保育所でそのアレルギーの幼児がいらっしゃると思うんですが、いかがですか。現状。

保健福祉部長（重田久夫君） 食物アレルギー乳幼児の現状については、乳幼児全体的な数字は把握しておりませんが、市内の保育所には食物アレルギー乳幼児が33名おります。保育所では医師の診断書を取るなどして、給食の安全・安心を心がけています。現場では各自の氏名を明記するなど、ほかの子どもの給食との違いをはっきり分かるようにしています。これが現状です。

5 番（師玉敏代君） はい。保育所の中に食物アレルギーということで、子どもが増えていると聞いております。一つの調理場でね、いろんな卵・小麦、いろいろな甲殻類とか、いろんな、いろいろな段階の対応をしようとすると、調理や管理が複雑でアナフィラキシーのリスク対応で大変だと思います。とにかく、そういった中でですね、やっぱりそこで、その薬の投与とか、何らかの、そういういざというときの対策はあるん

ですかね。してるんですか。ない。

保健福祉部長（重田久夫君） 今現在、そういう対策は取られておりません。

5 番（師玉敏代君） 今のところはなくてもですね、やっぱり、実際食物アレルギーってというのは命にかかわることもありますので、やっぱりその辺の対応というか、調査をされて、やはり一番、万が一に備えてのその自己注射薬、また、注射方法ね、保管方法など、そういった必要な乳幼児扱っている場合ですね、対応されている。そういうことを、やっぱり対応していくべきだと思いますが、保護者・保育者・主治医・消防機関と連携ができるとベストだと思います。命にかかわることですので、その緊急時の対応というのも、しっかりと保育所と連携を取っていただきたいと思いますがいかがですか。

保健福祉部長（重田久夫君） 貴重な御意見、ありがとうございます。これは早速調査などをいたしまして、対応策を考えていきたいと思っております。

5 番（師玉敏代君） はい。やはり乳幼児と言っても、やっぱり大変ですよ。人それぞれ、子どもってというのは大変なもの、保育に時間がかかるし面倒がかかりますので、そういったとこしっかり、何も事故が起こらないうちに対応・対策を取っていただきたいと思います。

では次に、平成24年3月14日に開設いたしました病児・病後児保育の現状と問題点があればお示しいただきたいと思います。

保健福祉部長（重田久夫君） 病児・病後児保育の現状については、御承知のとおり、奄美中央病院への委託事業として、平成24年3月から実施しております。定員3名、看護師と保育士が保育している状況です。平成24年度の実績は延べ257名が利用しました。今年も10月末現在、延べ150名が利用しています。昨年の実績から見ると、これからインフルエンザなどの感染症が流行する時期を迎えることから、利用者が増える傾向にあるようです。問題点は、保育士の、問題点は保育士の確保であり、保育を必要とする子どもがいない日もありますので、必要なときに保育士を確保できる体制を維持する必要があります。現在、市内の保育所で非常勤で働く保育士の方々の御協力をいただき、運営しております。また、人件費を始めとした経費が当初計画よりも支出が多くなっていると、病院事務担当者から聞いてはおります。

それと、先ほど朝仁保育園は来年2月で定員10名増でありまして、26年度、新しく保育所が、また、30名増築予定をしておりますので、朝仁保育園は10名増であります。

5 番（師玉敏代君） 大変、トータル24年度257名の方が利用しているということなんですが、その委託先のですね、中央病院のほうですね。そこから何らかの要望等はないですか、行政に対して。

保健福祉部長（重田久夫君） 先ほどお答えしましたとおり、保育士の確保が非常に難しいということであり、ます。先ほどもお答えしましたが、保育を必要とする子どもがいないときが、日がありますので、保育士を確保して、いないとなつては経費だけでいきますので、そういう確保が大変難しいということであり、ます。

5 番（師玉敏代君） 保育士の確保と、その病児・病後児が預かる日がない、あるということですよ。そういうことの、それでも雇うと経費がかさむということですよ。確かにそういったところはあると思います。それが病後・病後児の保育の実際の現状だと私も思っております。それはどちらでも、その辺は聞いております。けれども、この事業を進めていく上でも、安定的な運営というのが、やっぱり委託先にとっては肝要だと思いますので、今後ともですね、委託先の要望等が反映できるように努力していただきたいと思いま

す。よろしくお願いいたします。

次に、産業振興について。演題は奄美大島紬の再生の課題と可能性ということは、これはそのまんま、この間のNPO法人の総会に出席したときの演題であります。去る11月2日にNPOの法人、奄美大島紬織ランド総会で、本場奄美大島紬再生への課題と可能性と題して講演がありました。大変貴重な講演でありましたが、私にはちょっと難しい、理解しづらいようなこともありました。その中で一つ、地域振興への国・地方自治体の役割として、紬事業者・技術者の社会的役割の評価、生活の保障、後継者育成、技術革新、品質を継承する機能である協同組合や公設試験場への支援強化を述べられておりました。私たちが所管事務調査等で産業振興、町・村の伝統工芸師のことを尋ねるんですが、今、町・村の伝統工芸師がいないんですと、きっぱりと行政の方はおっしゃいます。それは大変なことだと思います。後継者はいないとのお話を聞くことがあります。どれだけの時間、手間をかけ反物になるまでの工程を見れば、その間の技術者・工芸師、多くの方がかわります。この技術者・後継者育成を存続していくには、社会的な役割の評価、生活の保障をして、守り育てていくことは大変重要だと私は感じました。このことをどのようにお考えなのか、お示しいただきたいと思います。

商工観光部長（川口智範君） 本場、本場奄美大島紬の各工程には専門の技術者が従事しておられますが、製造反数の減少と産地価格の低迷により、後継者不足と高齢化が大変深刻な状況にあるものと認識しております。本市としましては、後継者育成という観点から、紬組合が運営します本場奄美大島紬技術専門学院に対する支援や、笠利町での織り子養成指導などを行っておりますが、現在の従事者の方々に关しまして、その現状把握に努めるとともに、何らかの対策の必要性があるのかないのか含めて、産業としての部分がございますので、これらも含めて検討を進めていかなければならないものと認識しております。

ところで、本市では産業としての大島紬を支えるために、多くの事業を行っております。関係機関と連携した本場奄美大島紬振興策として、産地間連携交流事業や奄美・西陣コラボレーション展などを継続実施しているほか、今年度は新たに本場奄美大島紬大産地祭りを開催するとともに、従来からの1月5日の紬の日や毎月15日のすきすき紬デーに合わせて実施し、地元の機運醸成とPRに、現在務めているところでございます。ほかにも、紬組合及び販売組合への販路開拓資金や、事務職職員派遣及び員外理事就任などを通じて、業界全体の下支えとなるような様々な取組を行っております。和装産地の厳しい状況は全国的なものでございますが、本市の基幹産業であり、国指定の伝統工芸品である本場奄美大島紬を後世に残していくため、今後もいろいろな施策を推進していく考えでございます。

5番（師玉敏代君） 先ほど、朝一番で伊東議員のほうでもですね、やはり、職員を派遣して、やはり、財産を処分するなり融資を実施したり、いろんな反物を処分して、その運営に貢献しているという話も聞いてます。その中ででもですね、やはり今、そういった伝統技術を持った人が高齢化ってきてですよ、もうその人がいなくなったらいけないわけじゃないですか。なぜ止めるかっていったら生活ができないわけですよ、その理由は。何が何でもこれは守らなきゃいけないという、本場奄美大島紬の伝統の技術を持った、工程が一杯の人がいますよね。一通りの作業。それをする人というのは大事なんですよ。奄美大島の宝なんですよ。これは、ただ普通の一般の伝統工芸と違って、奄美大島の今までの経済を支えてきた、大事な、私は力と思ってますので、是非ですね、やっぱこういったことも考えなければ、こういった下支えもなければ、もう奄美大島を守ることも、もちろんこの人がいけば、産業おこしもできないですよ、保存もできない。まず、こういったところの下支えをしっかりとやっていただきたい。いかがでしょうか。市長。一言でよろしいです。やっぱこういった奄美市の新しいソフト部門でも、やっぱいろんな金銭の、資金の、助けるというとか、いろんな、職員派遣やってますけども、でもそういった本当の下支えっていうのは、今いる人をどう残していくか、そしてそれを継続して更に産業興しにつなげていく。というこの一番下の部分が薄れていく、今、希薄なってるんですが、その辺をしっかりと考えていただきたいと思いますが、一言、いかがお思いでしょうか。

市長（朝山 毅君） 資源・資産には人・物・金というものがあります。人的資産というものが最も肝要であるとは思っております。人が知恵と工夫を凝らして物を作り、物を作って金を生み、そのサイクルだと考えております。そういう意味において、大島紬の産業は議員がおっしゃるように、人という資産が高齢化してきている、少なくなってきたと、その現状を認識いたしております。そういうことを含めて、奄美の大島紬という1,300年の産業はどうしても残していきたいという思いと、本場大島紬協同組合からの職員派遣の要請を受けて、職員を派遣いたしております。そういう中において、まだ遅々としているかもしれませんが、組織の改善、内容の改善、また、新しい商法の改革などなど含めてやっておりますので、この辺には、やはり、時間もかかるであります。そういう意味を含めて、やはり、そういう人的資産をしっかりと蓄えて、また育成をしていくということも大きな力だと、大切なことだと思っておりますので、そういうことも含めて、トータルしてやってるということを御理解いただき、また、奄美の産業を支えてこられた人々には改めて畏敬の念を表しながら、これを保存・継承していくということもしっかり考えていきたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いします。

5番（師玉敏代君） 是非ですね、やはり、人が宝、人が財産、やっぱりその財産から人を育成して、更にそれが産業、産業振興につながっていくという、やはりこういったものも、やはりまた、改めて考え直された、私も講演を聞きながら思いました。それで、今回一般質問をしましたので、是非、よろしくお願いいたします。

次に、イノシシの進入防護柵事業については、平成25年度、住用町で実施ということで6月定例会で聞いておりますが、この事業の進ちょくというか、作業が遅いように思われますが、いかがですか。

農政部長（山下 修君） それでは、御質問のイノシシの防護柵事業についてお答えをいたします。国におきましては、寄せ付けない・進入を防ぐ・捕獲するの、この三つの取組について、鳥獣被害防止特別法に基づいて、各市町村で策定されました鳥獣被害防止計画のハード・ソフト両面に渡る総合的な鳥獣被害防止対策の取組を推進しております。その中で、本市の鳥獣被害による農作物の被害状況につきましては、昨年度は322ヘクタール、被害額3,744万9,000円、特にイノシシ被害は120ヘクタールで1,816万8,000円となっております。このような状況の中で、平成24年度から国の鳥獣被害対策実践事業を活用し、防護柵の設置によりイノシシ被害の軽減に努めているところでございます。平成24年度の実績は防護柵が1万964メートル、メッシュ柵で636メートル、電気柵で500メートル、更には捕獲器を6基を導入いたしました。25年度につきましては、現在、防護柵9,600メートルの設置。

はい。早期の事業の実施につきましては、進入防護柵の整備事業と箱わなの推進事業を同時に実施をするよう、県から御指導がありまして、今回、このように遅くなった経緯がございます。タンカン収穫期などの、農繁期の進入防護柵の設置などは、早期に着手するよう必要があると認識をしておりますので、今後とも補助事業が早期に着手できるよう、県と協議をしまいたいと考えております。

5番（師玉敏代君） この事業はですね、国が100パーセント補助しようという、ありがたい事業なんです。もう、国のほうでも早くで、5月、6月で決まるわけですよ。それが県に来て、奄美市において、何でこんなに早期に進まないのかと。もう、瀬戸内町は早かったですよ。徳之島あの辺は10月でやってますよ、もう。何で奄美市だけがこんな遅いのかと、10月7日、事前に着手してくださいという、県からのあったと思いますよ。そういうありがたい事業をですね、特に住用するということは住用はタンカンなんです、ミカン。2月になるともう完熟、1月になると。そのころに事業を実施されても一つもありがたくないんですよ。せっかく100パーセントという事業でね、これを待っているのに、皆さんが。いつまでも来ないわけですよ。それはもう、もう過ぎてるからもう言いませんけども、また25年も多分あると思いますけども、やはりですね、国から県、県から来たら速やかに入札をして、そして資材の搬入をして、農家は自ら

張らないといけないんですよ。その防護柵を。そのために農家は人を雇わなきゃいけない。確かに、農家は農家の段取りがあるんですよ。だからやっぱりそういったありがたい事業をですね、農家の人に喜ばすために、やはり速やかにその作業をしてほしい。もう既に、ほかのところやってるの新聞等で見てやきもきしてるんですけども、やっぱりこういった事業は、じゃあこれいつ、入札したんですか。

農政部長（山下 修君） 入札につきましては、11月の19日に終了しております。

5番（師玉敏代君） ほかのところはもっと早くですね、入札して、徳之島なんかは予算のその金額の問題、臨時議会まで開いて、そして工区分けをしてちゃんともう事業搬入してやってるんですね。それを見ながらやきもきするという、農家にとって何が一番嬉しいかというのは、その事業がほしいのはもう、イノシシがもうやがて入るんですよ。ミカンが熟してくるの待ってるんですからイノシシは。そうなってからじゃ、この事業は今年はいいと、もう来年でいいとなるんですよ。100パーセントのありがたい事業ですので、これが農家にとって本当に喜ばれるよう、また、農家とのね、説明会、この事業はいつごろどうなってどうなると、そういう説明もね、やっぱり不足だと思います。やっぱりせつかくのいい事業を導入しているわけですから、これを農家に速やかに入札し執行していくようなことをお願いしたいと思いますが、来年もありますか、いかがですか。

農政部長（山下 修君） 御指摘のとおり、今年度は遅れたことは、誠に農家に対しては申し訳なく思っております。御指摘のとおり、26年度も当事業については導入の予定をしております。今年度の反省を踏まえながら、来年度は早期に着手できるよう務めていきたいと思っております。

5番（師玉敏代君） 常に市民にとって、農家にとって喜ばしい事業の進め方をしていただきたいと要望いたしまして、次の世界自然登録を目指してということで、保全環境の取組の中で、奄美市においてはポイ捨て等防止条例、飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例、希少野生動植物の保護に関する条例などを等々、環境保全をするルール・規則が整備されてきました。この辺についてはこの規則が守られているかどうかと思いますが、いかがでしょうか。この条例等はたくさん作ったけど守られていると、当局は思われますか。

市民部長（前里佐喜二郎君） 本市におきましては、世界自然遺産登録を目指し国・県とも連携を図りながら様々な取組を行っているところでございます。とりわけ、ごみの不法投棄問題、ノネコ・ノラネコ問題、希少動植物に対する保護につきましては世界自然遺産に向けて避けて通れない課題であると考えております。これらの問題につきましては、条例整備を図りそれぞれ関係機関とも連携を図りながら取り組んでいるところでございます。条例につきましては目的を遂行するための規律であり、これを基に業務を遂行しているわけですが、まだまだ浸透していないというのが実感でございます。しかしながら、例えば、ノネコの餌やり禁止条項などにつきましては、多数の市民の方から通報いただくなど、一定の成果も見られ、この条例に対する認知度、意義を感じているところでございます。今後はこの条例のもたらす意義を、地域に分かりやすく説明・周知し、諸問題の改善につながるよう努めてまいりたいと存じます。

5番（師玉敏代君） 私も所管事務調査、政務調査で各ところを行ったときにですね、やはりそのルールを守りましょうという、ポイ捨て等、タバコのポイ捨て等の監視員って方がいまして、そこではそういった、とにかく歩き煙草とか、そこでポイ捨てをさせないような監視員等がいます。そういったところまで必要かどうかは別として、やはりですね、その人がいるだけで、また皆さんの認識っていうのは違ってくると思うんですね。やっぱり市民にとって分かりやすい、何らかの方策もですね、考えて、今後、いかなければ、私はいけないと思ってますが、その辺はどうですか。

市民部長（前里佐喜二郎君） おっしゃるとおり、ごみのポイ捨ての監視員というのはございませんけれども、そのほか、不法投棄、これは山などの不法投棄ですね、これの監視員として4名、希少動植物の盗採防止のパトロール員として2名、それぞれ専門の方を配置してパトロールにあたっております。

5番（師玉敏代君） 今からですね、いろいろと、いろいろな市でできること、県・国、いろいろ、また地域でできること、そういった作業が分けられて取り組んでいくことだと私は思ってます。その辺もですね、是非、やはりこの条例がまだ浸透していないと、市民の身近な問題になっていないようなことは、私たちも分かっております。それをどうしていくか、是非、当局もですね、今後、真剣に考えていただきたとお願いして、次の質問に移ります。

2番の東城内海、赤崎公園のこれについて、2番と、風水害の漂流物対応については、と3、4番ですね、地域おこしの取組は、次に一般質問で言いますので、よろしくお願いします。

次の5番の学校での取組について、お伺いいたします。奄美市教育ビジョン25学校教育課題重点事項の中にも、島を愛するあまみっ子、郷土を愛する心、異なる文化を尊重する心の醸成、その中でも奄美の自然・文化・伝承・伝統産業・歴史等に触れ、奄美のよさを実施する児童・生徒の育成を図る。また、奄美の先人や歴史についての学びを深めて、先人の生き方や歴史を語ることができる児童・生徒の育成を図ると示されています。地元紙でも時折自然観察・自然に触れる姿、また八月踊りに参加等を見ることがありますが、世界自然遺産登録を見据えて具体的な学校での取組があればお示しいただきたいと思います。

教育長（坂元洋三君） それでは、世界自然遺産について登録に向けての学校の取組についてお答えいたします。自然保護を観点とした取組としましては、ウミガメの産卵の観察、あるいはまた、オオゴマダラの飼育の観察やら、いろいろな希少動植物の観察活動を行っております。また、多くの学校では総合的な学習の時間の年間計画の中に、奄美の自然をテーマとした調べ学習や体験活動に取り組んでおり、児童・生徒の発達段階に応じた学習活動を実施しております。加えて、市内全域の小・中学生には、希少野生動植物の写真や解説が載っている下敷きや世界自然遺産登録を呼び掛けるうちわなどを配布することで、世界自然遺産登録に向けた意識の醸成を図っております。以上のような取組を通して、児童・生徒の自然保護や環境美化に対する意識の高揚が図られてきていますので、今後も継続して取り組んでいくよう、各小・中学校に働きかけてまいります。

議長（竹田光一君） 以上で、新奄美 師玉敏代君の一般質問を終結いたします。
暫時、休憩いたします。（午後2時30分）

○

議長（竹田光一君） 再開いたします。（午後2時45分）
再開いたします。
引き続き一般質問を行います。
次に、日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

24番（崎田信正君） 日本共産党の崎田信正です。2013年の師走を迎え、何かと慌ただしい感が増してきました。師走だけではないかと思いますが、今年は奄美群島が日本復帰を勝ち取って60周年という節目の年となり、各種の行事・イベントには祝60周年記念との冠がつけられ祝賀ムードを盛り上げてきたものであります。私は復帰の祝賀ムードだけでなく、その原因となった戦争そのものを見つめることが必要だと思い、市長にも教訓とすべきものは何かとお伺いをいたしました。市長は二度と戦争の惨禍を繰り返すことのないよう、平和への誓いを新たにいたします。更に、平和の大切さを後世に伝え、安全で安心して暮らすことのできる平和な社会が実現できるようと述べられました。私も同じ思いです。そうあってほしいと願ってやみません。しかし、しかしです。今年1年を振り返ると、来年を夢と希望に満ちた年にしたいと

の願いは無残に奪い取られた、こういう思いを強くいたします。消費税の増税、TPPの動きも怪しくなっており、生活保護費・年金額の削減、そして12月7日に成立をした特定秘密保護法はその中身とともに国会運営上も許し難い暴挙であります。各地で反対行動が連日のように展開をされました。秘密、強行採決は戦争への道。こういったプラカードを目にしましたが、正にそのとおりであります。何が秘密か、それは秘密として、政府が勝手に秘密を指定、都合の悪いものは国民に隠し関係する公務員・民間人のプライバシーを根こそぎ丸裸にし、秘密を知ろうとする国民を広く重罰で処罰するという、国民の知る権利を奪う法案です。法案の中身が審議で明らかになればなるほど、国民の反対が増える状況の下で、乱暴に審議を打ち切り強行採決をした政府与党、自民党・公明党の責任は極めて大きいと指摘せざるを得ません。11月27日、朝日新聞の社説は民意恐れる力の採決と表題を付け、数の力におごった権力の暴走としか言いようがない、このように断じました。下駄の雪、この川柳は聞いたことがありますけれども、12月5日の天声人語、朝日新聞ですね、このコラムでは私も初めて聞きましたけれども、メリーさんの羊、この歌詞、どこでもついて行く、かわいいわねの下りが公明党にだぶってくると書き、更に12月7日の朝日新聞社説は異様な光景の果てにの見出しで、公明党は広く国民の合意形成を目指すことなく、自民と強行採決を繰り返したことを恥じるべきだと断じたのです。また、朝日新聞の担当記者は、我が党の仁比聡平議員が参院議院運営委員会で、ほんと私は恥ずかしいですよ、どうしてあなた方は暴挙に暴挙を重ねるのかと涙声で語ったと紹介しております。本当に悔しかったんだと思うんです。記事は反論する与党議員は一人としていなかった、このように締めくくっております。日本共産党は一貫して秘密保護法廃案を求めてまいりました。今年は4月28日の痛恨の日・屈辱の日の問題もありました。戦争によって祖国から切り離された経験を持つ奄美群島民の反戦・平和の誓いを新たに、日本復帰60周年の節目の年に強行された秘密保護法です。ひるむことなく、今度は撤廃に向けて、全国民と力を合わせて全力を尽くす決意であります。更に、復帰60周年の節目に奄美の歴史に拭いきれない、大きな汚点を付けたのが、徳田毅議員に關係する徳洲会グループによる空前絶後・前代未聞と言える選挙違反容疑であります。既に、当初は関与を否定していた親族を含む多数の逮捕者を出す状況に発展いたしました。徳田毅議員が提供したとする徳洲会マネーでは、猪瀬東京都知事もしどろもどろの答弁しかできず、オリンピック招致で流行語大賞となったおもてなし、この言葉が今では裏金ばかりで表なしと使われる状況であります。このような形で奄美の選挙の金権体質が全国放送として、連日報じられる状況は、先の選挙で我が党は三島照氏を擁立して堂々と政策を訴えて戦ったものとして、大変残念だと言わなければなりません。更に、強い憤りを覚えるものであります。このようなことが二度と繰り返されないために、徹底した全容説明が必要であります。この件につきましては、質問通告を出してありますので、そこで市長の見解を、是非、お聞きしたいと思います。

それでは通告に従って、順次質問を行いますので、よろしくお願いをいたします。

まず、朝山市政の2期目が無投票という形でスタートいたしました。まず最初に、市長、就任おめでとうございます。奄美市、奄美丸の船長として船出をされることになりましたが、地元新聞には市議24人中23人が指示したとありました。私は支持表明をした覚えがありませんから、残りの1名は私ということになりますけれども、私は市民から付託を受けた議員として、市民生活の向上と市政の健全な発展を願って、議会で発言をまいりました。これからもいいものにはいい、悪いものは正していく、この立場で取り組んでいきたいと思っております。さて、無投票となったわけでもありますけれども、市長もインタビューに答えて、市政の進め方に不満がないということではないと謙虚にお話しをされ、地域の声を吸い上げ、行政に反映したいとおっしゃっておりますので、この立場で、是非、よろしくお願いしたいと思います。そこで、朝山市政2期目の決意と、最重点課題は何かということでお伺いをいたします。今、アベノミクス効果などと宣伝をされ、冬の一時金がアップするなどとの報道もありますけれども、奄美の現状は厳しいものがあると認識をしております。最低賃金が引き上げられるなどしておりますけれども、生活を安定されるものにはまだまだほど遠いものであります。その反面、8月から生活保護費の削減、10月からは年金の額も削減をされました。しかも、来年も再来年も、更に削減しようと言うのであります。その一方で消費税は来年4月に8パーセントに引き上げられ、更に再来年は10パーセントに引き上げようとしております。電気代や物価、医

療・福祉分野での負担増など、厳しい現実が待ち受けているわけです。そこで、今こそ市民の生活を直接支える政策を優先させるべきだと思いますが、今回の市長の公約、見させていただきました。医療・福祉分野の公約が乏しいと感じておりますので、決意、最重点課題をお聞かせいただきたいと思います。

議長（竹田光一君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） 崎田議員にお答えいたします。まず、祝意をいただきましてありがとうございます。2期目の決意ということですが、2期目公約の中に1期目の9つの宣言の継続と、その中で更に重点的に取り組む5つのアクションプランを掲げており、この公約を着実に実行していくことによりまして、市民の皆様にとって住みやすいまちづくりを推進していけるものと考えております。本市の最重点課題という点で申し上げますと、掲げたものはすべて重点でありますものの、中でも人口減少対策は喫緊の課題ではないかと考えております。人口減少対策と一口に申ししましても、多面性がございまして、すべての施策に通じる大きな課題であり、多様な対策があります。まずは、子どもを産み育てやすく、そして、安心・安全に暮らすことができる生活環境づくりと、働く場の確保が重要ではないかと思っております。そのために、乳幼児医療費の全額助成や高齢者の健康・生きがいがづくり支援など、医療・福祉施策の充実に務めるとともに、雇用支援制度の充実や6次産業の促進などによる雇用創出に引き続いて取り組んでまいりたいと考えております。自治体の根幹であります市民の皆様が安心して暮らせる、住みやすい環境づくりが第一でありますので、今後ともその施策をしっかりと進めていく所存でございますので、引き続き御理解と御協力を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

24番（崎田信正君） 医療・福祉の分野がちょっと乏しいんじゃないかなと思いますけども、これはすべての政策の中で生きてくるものだと思います。それで、今、乳幼児医療の全額助成という言葉がありましたけれども、あとでまた、質問通告出しますけどね、今の時代、乳幼児医療じゃないんですね、子ども医療なんです。小学校・中学校、あるいは高校まで無料にしようという動きが全国に広まっておりますので、それは、質問通告出しておりますので、あとで取り上げたいと思います。

市長の政治姿勢の2番目ですけれども、これ、産業・経済のところじゃなくて、市長の政治姿勢という段で取り上げました。末広・港土地区画整理事業ですね。なぜ、ここで取り上げたかという、2期目の公約でも末広・港土地区画整理事業実現に向けてとあります。現在の事業の在り方を見れば、誰もが早く終わってほしいと思っているのは間違いないと思いますけれども、しかし、この事業終了への期待の声が聞かれないんですね。もう、とにかく早く終わってほしいということで、期待の声が聞かれないということが非常に残念だと思うんですが、11月24日付けの奄美新聞に、市政の声の特集記事がずっと組まれておりました。そこで、この事業を推進されて来られた泉弘子さんの訴えが紹介されておりますね。その内容は郊外店に足を運ぶ市民の呼び戻しを商店街全体で考える必要性を強調し、外食店や生鮮品店、食料品など必要なものが一通りそろった商店街づくりと、利用者を受け入れる駐車場確保というもので、これは、もので、計画は議会を通じて行政が決定したことと述べておられます。これはこのとおりだと思うんですけども、ここで一つ問題にしたいのは、先ほど午前中の質問の中でも、事業はもう予算ベースで63パーセント来ているということなんです。ところが、今の状況というのは、これは実は事業を開始する前の要望なんです。63パーセントとかなるとね、あれもしたいこれもしたいと、ここをもっとこう改善しようかというような話が出てくるのが普通だと思うんですが、事業を開始するときの入口の要望がいまだにここで紹介をされてるということに対して、市長の見解はいかがですかということです。

建設部長（東 正英君） お答えいたします。末広・港土地区画整理事業につきましては、群島にふさわしい町を形成するために必要な事業と考えております。この区画整理事業の目的といたしましては、防災機能の強化などの都市基盤整備と併せまして、商業施設の再編を図り、にぎわいに満ちた魅力ある中心市街地の形

成を図ることです。しかし、区画整理事業だけでは商店街の活性化はできませんので、都市再生整備計画事業や他の事業によって、ハード・ソフト両面から商店街の活性化策を区画整理事業と平行して実施しております。市の商店街の活性化策といたしましては、商店街への交流人口を増やす施策として、A i A iひろばの整備や空き店舗対策やイベントの事業など、定住人口を増やす施策としてまちなか居住推進事業、末広8番街区を含めた核となる商業施設を参入しやすくさせる施策として中心商店街商業施設立地促進事業補助金制度などを実施しており、商店街の活性化には役立っているものと考えております。ただ、末広・港土地区画整理事業は平成24年度末までに事業費ベースで約50.2パーセントの進捗率となっております。まだ道半ばの状態ですが、建物も建ち始め新しい街並みも整備されつつあります。現段階での評価ということですが、当初計画と比べると事業に遅れが生じています。この理由といたしましては、商店街地区での事業であるために、建物を順番に移転させていくことになる玉突き移転工法であること、移転にあたりましては建物所有者・店舗のテナント・アパートへの入居者など多くの方々と同時に交渉を行うことになること、また、予算の面も単年度に大きな予算を伴うことになりますが、東日本大震災以降の国の補助金配分も要望どおり確保することが厳しくなっていることなどによります。今後、事業による商店街への影響の軽減を図っていく上でも、まずは関係権利者の御理解と御協力が第一であり、併せて予算の確保も必要不可欠なことであることから、着実に移転が進めていけるよう、引き続き努力をしまいたいと考えております。

24番（崎田信正君） 朝の伊東議員の答弁と一緒にですね。私は今の状況でね、市長の見解はということでお伺いした。今の市長の見解ということになろうかと思えますけど、事業が済めばいいということじゃないんですね。事業を進める目的があるわけでしょう。あのにぎわいに満ちたと。もう半分の年月が経過して、だいわが撤退をすると、それはもう、事業の目的から大分外れているような気がいたします。この件については、あと何人かの同僚議員が質問通告を出しているようですので、そこでまた、詳しいいろいろな話が出るかと思えますので、私は市長の政治姿勢についてのところで取り上げましたので、今度は末広・港土地区画整理事業についてということで、取り上げるときがあろうかと思えますので、そのときに詳しく、また、したいと思えます。

次に、3番目ですね、市長の政治姿勢について。これまで、市長の公約で新規雇用支援制度充実ですね、それから産業振興拠点作りで雇用増を挙げられておりますけれども、これまで平成21年度から緊急雇用創出臨時特別基金事業として、今年度も9,289万2,000円が計上され、5年間で総額10億円を超えることになりますけれども、多様・多岐にわたる事業は取り組まれております。新規雇用が図られておりますけれども、この緊急雇用事業に対する総括的評価と今後の課題についてお伺いをいたします。

商工観光部長（川口智範君） まず、緊急雇用創出事業に対する評価ということでございます。平成21年度はリーマンショックなど、世界的な経済不況が地域の経済状況にも大きく影響を及ぼし、管内の年度平均有効求人倍率は0.28倍となっております。地域経済の活性化や雇用機会の創出は喫緊の課題であると認識しており、その時期に全国的な取組として緊急経済対策や緊急雇用創出事業が国から提案され、本市としても政策的課題の解決とともに、雇用機会創出にも結びつく効果の高い取組として、積極的に活用してまいりました。その結果、平成21年度から平成25年度も含めた緊急雇用創出事業の実績としましては、約12億5,000万円で、約250事業を実施することで、約840人の方の新規雇用創出につなげることができました。12億5,000万円と申しましたが、この金額は県内において上位に位置する額であり、その後の地域雇用サポート事業など独自の施策を含め、雇用を創出していくという本市の積極性が現れた結果だと考えております。施策の評価とこのことでございますが、これらの取組により平成24年の年度平均有効求人倍率は0.54倍と、21年度に比べるとほぼ倍の伸びを見せ、平成25年3月末には0.68倍という過去最高の求人状況となっております。直近の平成25年10月調査でも0.61倍となり、雇用創出に向けたきっかけづくり、緊急的な雇用対策という点で評価しております。併せまして、地域経済や雇用の下

支えという面での効果もあったと考えております。

次に課題でございますが、緊急雇用対策事業は当初緊急的な雇用対策を目的として創設されましたので、必ずしも継続的な雇用につながる仕組みとはなっておりませんでした。この点では、これまで課題として指摘されてまいりましたが、今年度から実施されております企業支援型雇用創造事業においては、事業終了後に一部継続雇用が条件となっていることから、課題改善につながっていくものだと期待をいたしております。なお、現時点での国・県の補助事業としましては、先の企業支援型雇用創造事業の継続実施部分のみとなっております。しかしながら、引き続き本市において緊急雇用創出事業のような雇用支援の取組は必要であると考えており、現在実施しております地域雇用サポート事業の実施とともに、国・県などの動きに注視しながら同様な事業の提案などがあった場合は積極的に活用してまいりたいと考えております。

24番（崎田信正君） この件についても、市長の政治姿勢についてということで取り上げてますので、これ以上追求しませんが、別に、別途また雇用問題とか、そういったことについては次回に項目を立てて、詳しくやっていきたいと思います。

市長の政治姿勢についてですが、の一つに、徳田毅議員に関係した徳洲会グループによる大規模な金権選挙に対して、市長の見解はということでありますけれども、徳田毅議員の選挙にかかわって、徳洲会グループによる空前絶後という規模での選挙違反事件の報道が、毎日のようにテレビ・新聞で取り上げられております。今は猪瀬東京都知事が中心になっておりますけれども、この質問通告を出すときに、地元で操作の手が伸びなければいいがと思っておりましたけれども、とうとう私たちにとっても身近な人物が逮捕されるという状況になりました。私と名瀬市議会議員選挙で補欠選挙で戦ったんですね、今度やった人はですね。それだけに非常に残念に思うわけでありますけれども、市長は公式の行事でですね、徳田毅関係の集会などに来賓として参加したり、あるいは来賓として招くなどということがありますけれども、また、奄美は今年復帰60周年の節目の年を迎え、あの物資がなく貧困・窮乏の中でも祖国復帰の運動を取り組まれた先人の偉業をたたえてきたところでもありますけれども、徳洲会グループの連日の報道は電波に乗って、全国津々浦々まで届いております。断食までして復帰に祈願を行った先人に大変申し訳ない気持ちで一杯になりますけれども、TPP問題が重要な局面を向かえ、奄振問題など奄美にとって重要問題が山積する中でこのような金権選挙が行われてきたことに対して、また、議員の最低限の義務とも言える国会を欠席している状況に、市長の率直な御見解をお聞かせいただきたいと思います。

市長（朝山 毅君） 率直に申し上げまして、議員と同じように非常に残念であります。

24番（崎田信正君） 非常に残念の一言ですけどね、今回の事件を通じてですね、過去の保徳戦争と言われた時代の、そこまでやるかというおぞましいほどの買収選挙の生々しい状況も新聞紙上で報道されております。市長は選挙公約でトップセールスを掲げておられます。島の全国PRということでもありますけれども、まさか選挙違反、何でもありの奄美をPRするわけにはいけないでしょ。このマイナスイメージをどう払拭するつもりなのか、時が経つのを待つということなのかということになりますけれども、このあたりはどのようにお考えですか。

市長（朝山 毅君） このような事件を非常に残念に思うことは、今、申し上げたとおりであります。ネガティブに考えるのも一つの検証として、反省として大切なことでありますが、これを払拭して、更に飛躍しようという気持ちも、また大切なことであります。先人に畏敬の念を捧げ、現在を直視して、将来に展望あるように務めていくことが、私どもに課せられた責任であると考えておりますので、そういう意味において、明るく元気に奄美をPRするようなトップセールスを更に続けていきたいと考えております。

24番（崎田信正君） 今、その徳田議員を関係するやつは、今、猪瀬知事が東京都議会でずっと追求を受け

ているところですが、新聞紙上でも地元の声としてですね、もういい加減にしてほしいという言葉も出てまいりました。この気持ちも分からないことはありませんが、12月5日の南日本新聞で、元徳田陣営幹部の60歳男性の方ということですが、金の流れを徹底的に究明しなければ、この慣習は続くと語ったと報じられております。奄美は見事に自浄能力を発揮したと、全国に誇れる島づくりを進めるためにも金権選挙一掃の奄美12市町村全体で取り組むことが必要かと思っておりますけれども、この奄美全体で取り組むということで、奄美のリーダーとなる市長の見解をお伺いしたいと思います。

市長（朝山 毅君） 奄美市長であると同時に、奄美群島12市町村が構成する広域事務組合の管理者という立場にもございます。従いまして、市町村長代表したり、若しくは市町村長とともに国会や県会等に要請活動を行うことがあります。当然、それについては、やはり奄美群島12市町村の思いを一丸となって、内外に訴えていくという責任はもとよりであります。今、先ほど申し上げましたように、60年という新しい歴史を作っていた先人の偉業に対して誇りと、そしてまた、次代を見つめる先人の先見の明にも感謝を申し上げ、我々はそれを引きつないで、引き継いでいくという使命感に燃えているわけであります。現状については、それら奄美群島を取り巻く奄美群島振興特別措置法の時限でありますし、また、新たな五つの島からなる思いを一つにして、奄美群島成長戦略ビジョンを掲げておりますので、これらの具現化・実現化のために、なお一層の連帯感を持ちながら頑張っていくことが、私に課せられた責任だという思いで頑張りたいと考えているところであります。

24番（崎田信正君） 今のところ、地元から1人の方が残念ながら逮捕ということになっておりますけれども、これ以上こういったのが広がらないことを願っておりますけれども、その反面、膿は徹底的に出さなければ駄目だというふうに思いますので、司直の、徹底して、奄美がこれで自浄作用を発揮できたという状況になるように願ってやみません。これ以上の広がりが無いことを願いますけれども、一方では徹底した根絶を願いたいという思いで一杯でございます。その思いで、今後の捜査の成り行きを見守っていきたいと思います。

次に、市長の政治姿勢ですが、5番目のところですね、米軍用機のオスプレイの低空飛行に対する見解ということですが、米軍用機オスプレイが訓練地域を離れてというふうに思いますけれども、奄美市上空でも低空飛行を行っていることが、多くの人が目撃をしております。米軍の飛行訓練は全国各地で協定破りの無法な訓練が繰り返し実施されていることが報告をされておりますけれども、奄美市上空で実際に飛行が行われている以上、その飛行を止めさせることは住民の安全を確保するためにも、行政が取り組まなければならない課題だと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

総務部長（安田義文君） オスプレイの飛行についての答弁をさせていただきます。まず、現況についてでございます。本市では10月下旬から市街地付近を中心にオスプレイの目撃情報が寄せられており、11月までに6件寄せられております。これらの目撃情報を基に、低空飛行に該当する情報につきまして、低空飛行情報連絡表、これにより鹿児島県へ照会しております。これを受けまして、県では低空飛行情報を基に、空港管理事務所、海上自衛隊鹿屋基地、陸上自衛隊国分駐屯地へ問い合わせまして、民間機及び自衛隊機の有無を確認の後、九州防衛局へ米軍機の飛行事実の確認を照会し、それらの結果が市町村等へ回答されておるところでございます。県危機管理局へ報告いたしました10月における本市からの目撃情報2件につきましては、2件とも米軍機との回答をいただいております。なお、11月の目撃情報4件につきましては、まだ、回答が得られていないとのことでございます。また、新聞報道等によりオスプレイの飛行写真が掲載されておりますが、これにつきましても県より九州防衛局へ照会をいたしましたところ、機種は特定されず、米軍機であるとの回答であるとのことであります。県では米軍機の低空飛行訓練につきましては、平成11年の日米合同委員会における合意を遵守するよう、国に申し入れを行っておりますので、本市といたしましても市民の安全・安心な生活を最優先に、県や各自治体とも連携を密にしながら、情報の収集・提供に努めてま

いりたいと存じます。

24番(崎田信正君) オスプレイというのは欠陥機だということが言われておりますからね、この民間の、民間というか、市街地の上を通るということは大変危険なわけですね。そういったことについては敏感に反応してですね、二度とこういう飛行が行われないように、また、ルートとしては曾津高崎がルートに入っているだけですのでね、こんなところで見れる、見ることも自体がおかしな話なんですけど、協定違反破りをやっぱり許さないと、元々このオスプレイ配備そのもの、撤回させることが必要だと思いますけれども、今後ともきちんと、敏感に反応していただきたいというふうに思います。

次に、教育問題ですね。教育の現場で米軍のスタッフによる読み聞かせが計画された経緯はということ、計画された経緯ということですが、一つ、日本、日本は憲法で日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達するため、陸・海・空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めないとしております。これはアジア人民2,000万人、日本国民310万人の犠牲を出したあの戦争の教訓から生まれたものであり、世界に誇る日本の宝と称されるものであります。学校教育では平和教育こそ必要であります。もちろん、外国の言葉での読み聞かせを否定するものではありません。グローバル社会ですから必要なことでありますけれども、教育の現場で米軍のスタッフというのは、大変違和感を覚えるものであります。このような企画がどのような経緯で決まったのか伺いをいたします。また、校長名で出されている案内文には沖縄等でも実施しているようですがとありますけれども、具体的にどこかお示しをいただきたいと思います。

教育長(坂元洋三君) 議員御指摘の朝日小学校で行われた、沖縄米国総領事館職員による読み聞かせのことについて、当日に至るまでの経緯、当日参加した児童や保護者の様子、更に領事館職員の交流活動等についてお答えをいたします。今回の話は、沖縄米国総領事館から大島教育事務所に依頼があったと伺っております。今回のような交流活動については、これまでも領事館が沖縄県内の各学校などにおいて、友好・親善を目的に様々な内容での交流活動を展開しているものであると聞いております。朝日小学校での交流は掃海艇の奄美寄港を機会に、乗員の協力を得て実施する予定で、そのほか高校生とのスポーツや英会話活動を通じた交流も計画していたとのことでありました。大島教育事務所からは、今回の実施にあたっては交流の目的が友好・親善であったことや、その内容が英語による読み聞かせであることから特に問題はないとの判断であったとのことでした。また、交流先としては保護者の読み聞かせをはじめ、読書活動の盛んな朝日小学校に依頼したとの連絡を受けました。奄美市教育委員会といたしましても、その目的や交流内容から、大島教育事務所の判断と同様に、特に問題はないものと判断いたしました。結果として、掃海艇の寄港はなく、当日は沖縄米国総領事館の首席領事、広報・文化担当領事の米国の方2人と、経済商務担当専門官、広報・文化担当補佐官である日本の方2人が来校されております。保護者・児童合わせて約140の参加があり、英語と日本語の通訳による大型絵本での童話の読み聞かせがあったようであります。日本の物語との展開の異なりや挿絵の違いに、児童はもちろん保護者も興味深く聞きいったとのことであります。その後の質問コーナーではアメリカでの人気のスポーツや遊び、学校の様子、英語が話せるようになるなど、領事館はどんな仕事をしているのかなど、子どもらしい質問があり、約1時間ほどの間、楽しく過ごすことができたとの報告を受けております。また、領事館で働く人の話を聞く中で、グローバルな職種への憧れも抱き、将来の夢を更に広げた子どもたちもいたようで、初期の目的である友好・親善を十分に達成できた交流だと考えております。以上でございます。

24番(崎田信正君) 質問の中でもね、私はグローバル社会ですから外国の言葉での読み聞かせ、これは否定しないというふうに言いましたよね。それはなぜ、何を問題にしているかということ、米軍スタッフという言葉が堂々と案内文章に出てるわけでしょう。そこを問題にしているんですよ。日本は憲法で陸・海・空軍持た

ないと、軍隊はないんですよ。そういったところに堂々と、教育の現場に米軍スタッフという肩書きで乗り込んでくるということについて問題はないんですかということなんですね。もう一度、その見解をお示しいただきたいと思います。

教育長（坂元洋三君） あくまでも沖縄米国領事館主体の友好・親善といった趣旨に添ったものであったと。教育的な価値があったということで御理解をいただければありがたいと思っております。

24番（崎田信正君） 米軍と友好・親善というのは、教育の現場ではやっぱりありえないと思いますよ。日本国は、日本の国の憲法はそうでしょ。軍備を持たないということに言っているわけですから。そこに堂々と軍隊の名前で入ってくると。今回、たまたまいろんな事情があって帰ってこれなかったから、領事館の人がやったということですが、これは、それを反省して領事館が来たということじゃなくて、そういう、いつかの事故があったから、事故と言うか、問題が生じたからですよ。だから、そういう考えが教育会の中で、米軍が軍隊がどんどん入り込んで来るといって自体が駄目なんじゃないんですかということなんですか、その辺の見解はどうなんですか。構わないということなんですか。

教育長（坂元洋三君） あくまでも友好・親善、交流という立場で教育的配慮がなされておったという判断をしたわけでございます。今後も総合的な観点から、この事業は慎重に、また、判断をしていきたい、こう思っております。

24番（崎田信正君） 今の答弁だとね、米軍と友好・協力の関係を続けていきたいというふうに聞こえるんですけども、私は外国語をね、いろんな事を広く学ぶというのはグローバル社会で世界に打って出るということですから、必要だと思いますよ。そこに何で米軍が入ってくるんですかということの問題にしているんです。憲法とも相容れないじゃないですか。その辺の認識はどうなんですかということなんです。

教育長（坂元洋三君） これはあくまでも、米国の領事館主催のものであり、そして大島教育事務所、そして県教委も一応これは認めたものであると判断したということでございます。

24番（崎田信正君） 案内にはね、米軍のスタッフによる読み聞かせというふうに案内してあるんですよ。教育の場で、米軍のスタッフによる読み聞かせ。領事館の人が来てやるんじゃないですよ。今回はたまたま船が入ってこれなかったからそういったことになりましたけれども、そういうところを見るとこれからどんどん来るってことですよ。だから、そういったことは教育の現場にあってはならないという思いですので、その辺の立場は変わらないですか。あくまでもこれは必要、構わないという見解なのかどうか、再度お伺いいたします。

教育長（坂元洋三君） 総合的な、教育的な配慮をして、判断してまいりたいということでございます。

24番（崎田信正君） このときは米軍が入ってこなかったから分かりませんが、ひょっとして、まさか軍服で来るといことはなかったかなと思いますけれども、もしそういうことがあれば大問題ですよ。だから、今後、これからこういったことについては、平和を守る立場から、また日本国憲法の所在、趣旨からですね、慎重に、教育の現場としては判断をしていただきたいということだけは申し上げておきたいと思います。

では、次に行きます。社会保障の医療・介護・福祉政策についてですが、介護保険制度で2015年4月から実施予定とする厚生労働省社会保障審議会、介護保険部会がまとめた意見書案についての評価と対策ということですが、介護保険制度では2015年4月から実施予定とする、保険部会がまとめ意見が出されて

おります。当初の計画はサービスを提供する自治体や利用者からの反対意見が相次いで、具体案が出されると批判が強まって棚上げをせざるを得ない状況に追い込まれたものでありますけれども、あくまでも社会保障費の削減ありきに固執していることから、利用者や自治体への影響は避けられないと思います。今、示されている介護保険部会の取りまとめは主に3点だと思うんですが、一つは要支援外し、訪問介護と通所介護は市町村事業に移すというものです。訪問看護などは保険給付に残すということですが、二つ目は訪問・通所介護の報酬は現行以下、利用者負担割合は現行の1割以上になる可能性がある。市町村事業費に上限を設定しようというもので、超える場合については個別に判断をするというような内容ですね。すべての市町村は費用低減の目標と計画策定というものでありますけれども、二つ目は特養の締め出しです。特養ホームは要介護3以上に限定。これいろいろ批判がある中で、認知症の関係なんかでちょっと変化がありますけれども、特養以外での生活が著しく困難な場合は認めるということになりました。そして三つ目が利用料のアップなんです。一定の取得者は利用料2割に引き上げる。一定の預貯金があれば特養ホームの食費・居住費軽減の対象外となりますけれども、これらの案についてどのように評価し、対策はどう考えているのか伺いをしたいと思います。それから要支援1及び2の認定者数、そのうち訪問介護と通所介護の利用者数と割合、現行の特養待機者数と要介護1・2の待機者数が分かればお示しをいただきたいと思います。

保健福祉部長（重田久夫君） お答えします。国は高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らすために、医療・介護や生活支援サービス、介護予防などが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指した改正を重ねてきました。今回の制度見直しは、全国的に高齢化が進む中、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続可能性を高めていくために行われるものであります。今回の意見書素案については、今月中に開催される社会保障審議会介護保険部会において正式決定され、制度改正の詳細は来年度の国会で審議される予定となっております。意見書素案についての評価は、同審議会の中でも26名の委員から賛否様々な意見が出されておりますが、本市においても高齢化が進み、介護給付費が上昇する中で、効果的・効率的な介護保険事業の運営を行ってまいりたいと考えます。具体的には国の制度改正の動向を見極めながら、来年度設置される第6期介護保険事業策定委員会の中で検討してまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

なお、平成25年10月末現在、要支援1及び2の認定者数は940名、そのうち訪問介護の利用者数が226名で24パーセント、通所介護の利用者数が253名で26.9パーセント、在宅の特老待機者数は62名で、そのうち介護1・2の待機者は19名となっております。

24番（崎田信正君） 要支援1・2を外そうということになればですね、奄美市に対する、住民に対する影響は大変大きいわけですね。ここに区分される人が多いわけですから、保健の適応外ということに、適応外というか、適応されるけれどもサービスが行き届かないという状況になる心配があるんですよね。そういったときに、市が独自でその対策をできるのかと言えば、財源も必要になってきますから、きちんとした対策が必要だと思います。これは、まだ来年1年間、いろいろ動きがあるかと思いますが、しっかりとですね、特に奄美は財政力が乏しい、市もそうですし市民のほうも負担能力はそんなないわけですから、しっかりとした状況をですね、意見も上に上げていくというような立場で頑張っていただきたいというふうに思います。これはまた、これからも動きがあるかと思いますが、その都度、取り上げていきたいというふうに思います。

次に、社会保障・医療・介護・福祉政策についての2番目、国民健康保険制度について県単位で国民健康保険広域化等支援方針が作成をされておりますけれども、広域化に向けた現状とメリット・デメリットは何かということですが、本年第2回定例会でも国保の広域化について市長の見解をたどりましたが、答弁ではメリットについて3点挙げておられます。市町村間格差が是正されること、運営が不安定な小規模保険者が解消されること、スケールメリットが図れることを挙げられておりますけれども、メリットとした運営が不安定な小規模保険者の解消にはなるんですね、一緒にするわけですから、それは当然です。しかし、

大規模になってその運営が不安定さはなくなるのかということにはならないんじゃないかと思いますけれども、このあたりの考えはいかがでしょうか。

また、近いうちに最終的な報告がなされるという答弁をされました。デメリットについても答弁されておりますけれども、現段階で広域化に向けての動きはどうなっているのかお伺いをいたします。また、全国知事会や町村会などの推移を注視したいということでありましたけれども、一番懸念される保険税が上昇しないかというデメリットの克服に向けた努力が進められているのかお伺いをいたします。

市民部長（前里佐喜二郎君） お答えいたします。お尋ねの大規模になっても運営の不安定さは残るのではないかと、2点目が広域化に向けての動きはどうなっているのか、3点目は保険税が上昇しないかというデメリットの克服に向けた努力、以上3点についてお答え申し上げます。

1点目、最初に大規模になっても運営の不安定さは残るのではないかについてですが、この広域化を含めた社会保障制度改革の態勢や実施スケジュールを定めたプログラム法案が、先週の臨時国会で成立したところでございます。このプログラム法には医療制度の項目の中で、医療保険制度として、まず財政基盤の安定化を図るということで、国保に対する財政支援の拡充を最初に位置付けております。また、小規模で不安定な保険者の集まりの多くで構成される保険者となる予定の都道府県でも、不安定さは残るのではないかと考えは当然であり、都道府県の団体代表である全国知事会からも構造的な問題の解決が前提であるとの声明が出されているところでございます。このようなことから、財政基盤の安定化についての国の財政支援の拡充が図られることを期待しているところでございます。

次に、広域化に向けての動きはどうなっているかということでございますが、先ほど述べましたように、先週の臨時国会でプログラム法案が成立をいたしております。この法律では国民健康保険の運営を市町村から都道府県に移行することも含め、医療制度改革に関する措置を平成26年度から29年度までを目途に順次講ずるとしており、国においてはそのための必要な法律案を平成27年の通常国会で提出することを目指すとしております。このような中で、国においては地方と協議の場をできるだけ早期に再開し、1年余りの論議で具体化する考えを示しており、近いうちに総理大臣を本部長とする社会保障制度改革推進本部及び有識者からなる社会保障制度推進会議が立ち上げられることになっております。

最後に、保険税が上昇しないかというデメリットの克服に向けた努力ということでございますが、平成26年度には低所得者への保険税の軽減拡大が予定をされております。懸念されます賦課方式等につきましては、先ほどの社会保障制度改革推進本部や推進会議で審議されますことから、この推進本部・推進会議での審議状況や、県はもとより国及び全国市長会等の地方団体代表の動向を注視してまいりたいと考えております。以上です。

24番（崎田信正君） 国保の運営方の、後期高齢者医療制度が鹿児島県になってですね、ほとんど我々の意見が通らないような状況になって、どこでどんなふうになっているのかもなかなか分からないという状況で、保険料は上がっているんですね。国保の場合も一番問題なのは、本来これは国の制度ですから、国の制度として全国一律で誰もが納められる保険制度にすべきだと思うんですが、今、市町村でかなりの格差があります。鹿児島市などでもかなりの一般財源からの持ち出しをやってるわけですね。奄美市も2億5,000万円ですよ。この財源の持ち出しを止めるということになれば、当然保険税が上がることになるわけですが、その懸念はないのかどうか、どうですか、分かります。

市民部長（前里佐喜二郎君） 2億5,000万円の一般財源からの持ち出しについてですが、これを当分続けられはしないかな、続けられるんじゃないかなという思い、私の国保を預かる私の思いとしては、しばらくそうしていただければという思いでございます。

24番（崎田信正君） これ、もうちょっと詰めて議論する必要があるかと思いますんで、これだけにしとき

ますが、次に、子ども医療費の中学校卒業までの医療費の無料化と、ひとり親医療費、乳幼児・子ども医療費、障害者医療費などの窓口負担での償還払い制度、現物支給にできないのかという、窓口で無料ですね、償還払いじゃなくて、これができないかということについてお伺いをいたします。

保健福祉部長（重田久夫君） 先ほどお答えしまし、先ほどの師玉議員の答弁を重複すると思いますが、すいません。

議長（竹田光一君） 以上で、日本共産党 崎田信正君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

明日、12月12日、午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後3時45分）

第 4 回 定 例 会
平成 25 年 12 月 12 日
(第 3 日 目)

12月12日(3日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	西	公 郎 君	2 番	安 田	壮 平 君
3 番	川 口	幸 義 君	4 番	栄	ヤ ス エ 君
5 番	師 玉	敏 代 君	6 番	多 田	義 一 君
7 番	橋 口	和 仁 君	8 番	向 井	俊 夫 君
9 番	渡	雅 之 君	10 番	戸 内	恭 次 君
11 番	関	誠 之 君	12 番	大 迫	勝 史 君
13 番	与	勝 広 君	14 番	叶	幸 與 君
15 番	奥	輝 人 君	16 番	平 川	久 嘉 君
17 番	栄	勝 正 君	18 番	竹 田	光 一 君
19 番	渡	京 一 郎 君	20 番	元 野	景 一 君
21 番	里	秀 和 君	22 番	伊 東	隆 吉 君
23 番	竹 山	耕 平 君	24 番	崎 田	信 正 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市	長	朝 山	毅 君	副	市	長	福 山	敏 裕 君
教 育	長	坂 元	洋 三 君	住 用 総 合 支 所 長	住 用 総 合 支 所 長	住 用 総 合 支 所 長	満 田	英 和 君
笠 利 総 合 支 所 長	笠 利 総 合 支 所 長	吉	富 進 君	総 務 部 長	総 務 部 長	総 務 部 長	安 田	義 文 君
総 務 課 長	総 務 課 長	森 山	直 樹 君	企 画 調 整 課 長	企 画 調 整 課 長	企 画 調 整 課 長	東 美 佐 夫 君	東 美 佐 夫 君
財 政 課 長	財 政 課 長	菊 田	和 仁 君	市 民 部 長	市 民 部 長	市 民 部 長	前 里 佐 喜 二 郎 君	前 里 佐 喜 二 郎 君
税 務 課 長	税 務 課 長	山 田	道 男 君	環 境 対 策 課 長	環 境 対 策 課 長	環 境 対 策 課 長	伊 東 義 久 君	伊 東 義 久 君
市 民 課 長	市 民 課 長	元	優 君	国 保 年 金 課 長	国 保 年 金 課 長	国 保 年 金 課 長	上 原 公 也 君	上 原 公 也 君
保 健 福 祉 部 長	保 健 福 祉 部 長	重 田	久 夫 君	福 祉 政 策 課 参 事 兼 課 長 事 務 取 扱	福 祉 政 策 課 参 事 兼 課 長 事 務 取 扱	福 祉 政 策 課 参 事 兼 課 長 事 務 取 扱	重 山 納 君	重 山 納 君
健 康 推 進 課 長	健 康 推 進 課 長	森 岡	博 文 君	高 齢 者 福 祉 課 長	高 齢 者 福 祉 課 長	高 齢 者 福 祉 課 長	泉 賢 一 郎 君	泉 賢 一 郎 君

12月12日(3日目)

保 護 課 長	中 元 幸 立 君	商工観光部長	川 口 智 範 君
商水情報課長	前 田 和 男 君	紬 観 光 課 長	島 名 享 君
農 政 部 長	山 下 修 君	建 設 部 長	東 正 英 君
建 築 住 宅 課 長	備 孝 朗 君	産 業 建 設 課 長	納 保 敏 君
下 水 道 課 長	戸 田 正 利 君	下 水 道 課 参 事	池 畑 修 三 君
水道課参事兼水道 技 術 管 理 者	山 下 一 弘 君	教 育 委 員 会 教 事 務 局 長	日 高 達 明 君
教育委員会総務課長 兼行革調整監兼給食 センター整備対策監	齋 藤 憲 一 君	学 校 教 育 課 長	富 永 琢 巨 君
生 涯 学 習 課 長	大 郷 哲 也 君		
農 業 委 員 会 参 事	山 下 文 次 君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	橋 本 明 和 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	大 江 和 典 君
議 事 係 長	前 田 賢 一 郎 君	議 事 係 主 査	岸 田 賢 吾 君

議長（竹田光一君） おはようございます。ただいまの出席議員は24であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（竹田光一君） 本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。日程第1，一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように質問者において御配慮をお願いいたします。当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔・明瞭に行われますように、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、自由民主党 元野景一君の発言を許可いたします。

20番（元野景一君） 平成25年第4回奄美市議会定例会にあたり、自由民主党議員、元野景一として一般質問をいたします。

一般質問に入ります前に、少しばかり所見を述べさせてもらいたいと思います。地元徳田毅衆議院議員の一連の徳洲会公選法違反事件の件に関しまして、私が公式にコメントする立場にないまでも、一自由民主党党员として、また、奄美市議会において自由民主党会派を名乗る一員として、市民の皆様には不安と御心配をおかけしまししていることに、心からお詫びを申し上げます。一連の事件は、現在、捜査が進められているところです。私たちも、今は静かに見守る以外にすべがありません。もちろん、政治家は政治家である以上、誰でも結果いかに関わらず説明責任がつかまとうのは当然の責務です。必ずや当人の言葉で、後日説明責任が果たされるものと確信をしている者の一人です。市民の皆様の冷静な御判断と、寛容なお心で推移を静観していただけたらと思う次第です。一連の一日も早い収束を願いながら、一般質問に入らせてもらいたいと思います。

朝山市長、まずは2期無投票投票にての御当選、誠におめでとうございます。政治家としてこの栄誉は、あなたの人生において後世胸を張って記憶すべき快挙だと、私は思います。何と言っても、この事実は事実として、1期4年のあなたの市政運営に対して、奄美市民は信任をしたということですから、この事実には民主主義政治の明快な答えとして、私たちは受け止めて、その上で2期目の市政運営を議会の責務として厳しくチェックをしていかなければならないと、私は覚悟を決めているところです。市民の最大幸福のために、馴れ合いに陥ることなく、是は是、否は否として、市民目線でチェック機能を果たしていく所存です。2期目の市政運営に両輪として切磋琢磨できますように念じつつ、通告に従って質問をいたします。

まず、通告書の市長の政治姿勢についての、1・2を一括してお尋ねをするところです。昨日の質問に重なる点もありますが、あとに続く中心商店街の質問に関連する重要な確認ですので、お許しをいただきたいと思います。朝山市政2期を始めるにあたっての、あなたの基本的な考えを聞かせてください。また、朝山市政1期を終え、2期に挑む朝山市長の胸に残る積み残し事業、課題は何か。率直な市長の言葉でお答えをお願いいたします。

以下、答弁席から質問をさせていただきたいと思います。

（「発言席から、発言席から」と呼ぶ者あり）

発言席から質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（竹田光一君） 当局の答弁を求めます。

総務部長（安田義文君） おはようございます。1点目、2点目、私のほうからお答えさせていただきた

と思います。まず、平田前市長におかれましては、合併前の市町村の財政状況や、経済状況などと厳しい状況にある中、将来の奄美市発展に向けましてその道筋をつけてもらえた功績に、好意を抱いているところでございます。そのような中、市長が受け継ぎました取り組みの一つといたしまして、「積極的な行財政改革の実施」が掲げられると思います。市長は平成21年に就任して以降も引き続き、健全な財政保全に努めてまいったところでございます。平成18年度の合併時と比べ、地方債は約57億円減少するとともに、基金は約43億円と大きく増加いたしております。今後とも、引き続き財政規律を堅守し、住民サービスを低下させないよう、持続可能な行財政の運営を進めることが大切であると考えております。このほか、積極的な雇用対策の実施やICTインキュベート施設を始めといたしますITによるまちづくりの振興、横浜DeNAベイスターズの秋季キャンプなどのスポーツ合宿の誘致なども前市政からの礎を基に取り組んできてまいった施策であろうと考えておるところでございます。

「変えたところは何か」という点について答弁をさせていただきます。これまで、行政は施策や方向性を決定するにあたりましては、ややもすると行政主体で方向付けをした点も見受けられたところでございます。案件によりましては、この点を民間も含めました事務手続きの方針に変えようとするところでございます。例を挙げますと佐大熊併存住宅跡地利用の検討、これに関することもその一例となります。「変えるべきものを変える」ことの真意は、広く市民の皆様の御意見に耳を傾け、ともに奄美市をつくっていくということでございます。今後におきましても、奄美市をよりよい方向に進めていけますよう、語り合いを大事にした市民目線の市政運営を行ってまいりたいと考えております。

引き続き、2点目の積み残し事業、課題ということにお答えいたします。奄美市も合併して8年を迎えております。名瀬・住用・笠利、このそれぞれの地域のまちづくり、人口対策、産業の振興、防災対策、そして行財政の健全化など、未だ行政として継続すべき課題は山積いたしております。喫緊の課題の一つとしては人口減少対策がでございます。この課題解決のためには、まずは雇用の場を作ることが重要であると考えております。これまで緊急雇用対策事業を活用し、積極的な雇用対策を図ってまいりました。平成21年に0.28倍であった有効求人倍率も、平成24年には0.54倍とほぼ倍の伸びを見せ、平成25年3月には0.68倍という過去最高の求人状況となるなど、着実に成果を上げているところでございます。このほかにも、自然増人口を増やす取組といたしまして、乳幼児医療費助成の拡充、多子世帯保育料軽減事業の拡充などを実施しまして、出生率の向上を図っているところでございます。また、定住促進住宅事業を実施し、転入者を増やすための受入体制の整備を今後も図っていくことが重要であると考えております。次に、名瀬地区のまちづくりに関する事業がでございます。特に末広・港土地区画整理事業や名瀬港マリントウン地区事業、おがみ山バイパス事業につきましては、移転計画どおりの着実な実施に苦慮しているところでございますが、全庁体制で解決に向けての知恵を絞ると同時に、関係権利者との信頼関係、対話を重視しながら推進してまいりたいと考えております。このほか、今年度末には奄美群島振興開発特別措置法の延長、2期目の任期中には世界自然遺産登録の実現など、非常に重要な取組が続く時期を迎えております。特に奄振法の延長につきましては、奄美群島の条件不利性を解消する航路・航空路の運賃軽減への支援などを盛り込みました交付金制度の創設を要望しているところでございます。その交付金をいかに奄美群島全体の活性化に結びつけていくかが今後の重要な課題であり、そのためにも行政と民間が共に作り上げられたビジョンにかかる計画を仕上げ、今後にしっかりとつないでいけるような制度の内容となるよう努めてまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

20番（元野景一君） 朝山市長は1期、出馬をするにあたって、私は今でも印象深くしっかりと覚えておりますが、総務部長がおっしゃったように、変えるべきところは変え、そして、継続すべきものは継続するんだという形を踏まえて1期出馬されて、そして4年間を過ごされての、今、御答弁だったと思います。それを踏まえて、3番の項目に進めていきますが、奄美市総合基本計画前期5年間で平成27年に来ることになります。その達成についてお尋ねをします。前期5年はあくまでも目安だと思います。

将来目標32年で人口5万人、交流人口45万人、総生産額1,400億円、折り返し地点まであと2年です。その展望はどうお考えですか。お聞かせください。

市長（朝山 毅君） おはようございます。元野議員にお答えさせていただきます。今、総務部長からる御説明がありましたが、その中でも私が基本的に考えておりますことは、行政・財政は継続していくものである。したがって、行財政環境が少しよくなったとすれば、前任者であり、また、当時の議会であり、市民の御理解があつてのこととあります。そういう意味において、私は4年間のめぐりをさせていただき、少しばかり行政上の数値が好転してきているのではないかと考えております。これもひとえに政治の前任者の、また前任の議会のすべての皆さんの結果、努力の証であるというふうに考えております。

そういう中で、総合計画10年を策定いたしました。御案内のとおり、平成23年から平成32年までの10年間の計画であり、今年は前期5年間の、そして中間地点ということとあります。議員がお話しのとおり、人口5万人ということとありますが、直近の平成22年の国勢調査では通学・通勤の民間人口を含めまして、目標5万人に対し4万7,600人となっております。交流人口につきましては目標45万人に対して、平成24年度末であります36万1,000人ということになっております。平成22年度と、2年期と比較いたしますと、回復傾向にあり上昇してるということとあります。それらのことを考えますと、まだまだ数値には至っておりません。同時に総生産額にいたしましては、目標1,400億円を掲げてまいりましたが、現在1,281億円と、平成22年度期でそのようになっております。ただ、そのような結果であります。今後、奄振予算の増加、そして、交流の人口などを考えてみますと、現在、奄振法の延長に関し、人口交流のやはり一つの大きな要因になるであろう航路・航空路運賃の低減化、そして、物流のコスト低減などに向けて新しい交付金制度をお願い、要請活動を協力にやっております。それらの要因が大きく交流人口、また、来島人口の増加につながるであろうし、農産物等を含めた奄美の物流が、やはり、本土向けの出荷しやすいような条件環境になっていくであろうと、もろもろのことを考えますと、やはり、追い風が吹くのではないかと、経済環境、社会環境が今以上によくなっていくように、期待が予測されております。そのような中において、目標と掲げております人口5万、そして交流人口45万、生産額1,400億円というものは、まだまだ到達できるような数値になっておりませんが、あらゆる経済環境、社会環境に期待いたしますと、それに努力を積み重ねてまいりますれば、必ずや到達できる数値目標ではないかと考えているところでございます。そのためには、行政はもとより議会の皆さん、そして、すべての市民一人ひとりの知恵と工夫と努力が相まってこそ、目標を達成できるものと信じておりますので、そのような意味において今後とも引き続き御指導と、そして御叱責をいただきながら、我々も行政の立場で努力をして努力をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。以上です。

20番（元野景一君） ありがとうございます。私もこの奄振、次期奄振に掲げられました交付金制度、これに寄せる期待が胸の中で本当に大きくなっております。これが実現したら、もしかしたら私たちが予想もしない、そのスタートになるんじゃないかっていう、密かな期待はもつとるんですが、どうかそういう意味から、今の市長の答弁を是として、私たちは力を合わせていきたいと思ひます。どうかよろしく願ひします。

それでは、4番の通告に進みたいと思ひますが、朝山2期目というのは、奄美総合、奄美市総合基本計画の後期5年の完結編へのスタートになると思ひます。完結編のスタートになると思ひます。つまり、完結というのは、奄美市総合基本計画の中で、その中の基本構想に基本理念として四つ示されております。地域に誇りを持てるまちづくり、人づくりを中心とするまちづくり、また訪れてみたくなるまちづくり、自然と共生するまちづくり、奄美市民がこれらの四つのことを感ずることができるということになります。完結編に向けて、その自信のほどはどうですか。ちょっとコメントをお願いいたします。

総務部長（安田義文君） 私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。今回、市長が２期目を迎えるにあたりまして、１期目の９つの宣言の継続と、その中で更に重点的に取り組む５つのアクションプランを掲げさせていただきました。あわせまして、奄振法の延長と内容の充実、奄美群島成長戦略ビジョンの実現、そして奄美市の羅針盤である、御案内の総合計画の着実な推進と、大きな基本柱につきましても、市長の２期目の重点事項として位置付けさせていただいております。市長２期目在任期間中に、奄美市総合基本計画が前期計画から後期計画へと移行いたしますが、最終的な数値目標を達成するよう、これら公約を着実に実現してまいりたいと考えております。まず、人口５万人の達成に向けましては、雇用の創出支援制度の充実や六次産業の支援を行ってまいります。次に、交流人口４５万人に向けましては、航路・航空運賃軽減の実現、トップセールス活動の強化を図ってまいります。更に、総生産額１，４００億円の目標に向けましては、交付金制度を実現させ、航空運賃や農林水産物についての不利性を解消し、農業・観光交流・情報を中心といたしました産業の強化を図ってまいりたいと考えております。奄美市総合計画の数値目標の達成に向けて、更に一汗をかき、意欲的に行政運営を行うことにより、議員御案内の地域の誇り・ひとづくり、そのテーマに沿った完結を迎えることができるであろうと、努力を重ねてまいりたいと存じます。

２０番（元野景一君） るる御答弁をいただきましてありがとうございます。私がこんな基本的なことをあえて質問したのは、確認のためと、通告にしたためであります次の中心市街地について質問するためです。私はここに、１点に絞りました。私は昭和２２年の生まれです。４歳か５歳ぐらいのときと思われませんが、現在の中央通りの、今は閉店してシャッターを閉めておりますが、元野商店のある場所で、平成元年、今、私の住んでいる長浜に移るまで、かなりの年月を中心商店街のかの地で生きてまいりました。今年は奄美が日本に復帰して６０年を迎えるわけですが、私は物心ついたころから、この中心商店街で、奄美の日本復帰運動もつぶさに、この目で見てまいりました。幼いころ、名瀬小学校通学のころ、金久中学校通学のころ、高校生時代、大学に進学しほとんど休みの度ごとに帰省した時代、大学を終えて父の家業を継ぐためすぐ帰ってきた時代、結婚して子どもを育て、この町の出来事をすべてこの目で見、この体に刻み込んで、この町で生活する誇りを持って生きてきました。そうしたことを踏まえて、現在の中心商店街の惨状とも思える姿を見るとき、あまりにも変わり果てた中心商店街に対して、何らかの行動を起こさなければと思い、今回、この１点に絞って質問をすることになりました。これまで、中心商店街の出身の一人でありながら、市議会議員になって一度もこの中心商店街の件で質問をしなかったのは、冷静な心構えで現実を見据えた質問ができるか自信がなかったからです。感情に走り、愚痴や責任のなすりつけや、過度の激情で怒りにまかせた不可能な質問で、この真剣で深刻な、重要な町の問題を軽んじたくなかったからです。まずは、通告に従ってお伺いをし、その答弁をいただいて、掘り下げて私の意見、改めての質問、提案等をしていきたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

産業政策についての中心商店街について。１の項目です。奄美市における商業、つまり物品販売業、いわゆる中心商店街の役割についてお尋ねをするところです。奄美市は中心商店街の主な物品販売業の部門を、本市の産業全体における位置付けとしてどのように考えておられるのか。その産業の持つ市民に対する役割をどのように考えるか、まず、当局のお考えをお聞かせください。

商工観光部長（川口智範君） まず、商業の役割についてでございますが、先ほど議員からもありました総合計画の中で使用しております総生産額は、県が毎年算出している市町村所得推計に基づく市内の全産業の生産額を合計した数値となっております。議員御指摘のとおり、商業における生産額を含むものでございます。総生産に占める商業にあたる、卸売り、小売業の割合は９．５パーセント、額にしておよそ１２０億円程度となっており、第一次産業合計が１２億円程度、第二次産業が８６億円ていどで

あることを考えると、大きな生産規模を有しております。その上で、卸売り・小売業は市民の消費・流通を担う重要な産業でございます。議員御指摘のとおり、群島の流通・経済において商店街が果たしてきた役割は大変大きいものがあると考えております。また、卸売り・小売業の活性化のためにも、農業・観光等を始めとする域内経済の成長が不可欠であり、総合計画で市総生産額、すいません、市内総生産額1,400億円を目標として掲げておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

20番（元野景一君） 今、お答えいただきましたが、私はですね、実はこの奄美市総合基本計画、これを本当に議会の質問をする度ごとに確認をしながら読んでいるところですが、この奄美市総合基本計画、もちろん朝山市政はこれを基にそれを達成のためにどう作るかということを一生涯懸命努力なさっていることは重々分かっております。そして、皆さん方が配置について、鋭意努力していることも十分に理解します。この中でですね、私はちょっとやっぱり商店街の出身の一人として、これができる前から思っていたんですが、産業経済部門に関して、観光立島、その中にですね、こう書いてあります。観光立島を目指した多様な産業連携のまちづくりとして、農林水産業を基幹産業と位置付けて、観光産業・大島紬・奄美黒糖焼酎など、また情報通信産業の将来性、その連携は、とこう書かれておいて、どうしてもその物品販売業、商業等の件が、本市における産業部門の中に、どうも位置付けられていない。消費、消費型の産業の一つですから、この基幹産業、もちろん基幹産業という形には位置付けられないかもしれませんが、旧名瀬市の性格上、やっぱりこの消費型、官公庁その他学校等の、役人、皆さん方のようなお仕事がしっかりとこの郡都としての性格を果たしながら、そこが、その人たちが消費する、それから近隣市町村、町村から来る人々、その人たちの消費するこの産業が、やっぱり位置付けされてないという一抹の気持ちがあります。これはですね、市長が前、お仕事されておった奄美群島開発基金、この融資の中にも私たちはその一抹の、ちょっとこの産業、この物品販売業だけは別格にこうのけられているのかなという寂しい思いを実感したことがあります。そのことに関して、部長、お考えがありましたらお聞かせください。

商工観光部長（川口智範君） 開発基金の件に関しまして御答弁申し上げます。開発基金は御存知のとおり、第一次産業を中心とする生産部分についての役割を主な任務としておりました。その中で、最近変わってまいりましたのは、中心市街地部分での飲食業等に関しましても、飲食、物品販売等を含めて、中心市街地に位置する奄美らしい商店等についての融資制度・補償制度、こういった部分について、最近、融資するような形でできておりますので、議員おっしゃるように、これまではそういう部分、中心市街地に目を当てたような施策はございませんでしたが、最近はそのような制度もできあがりつつあるかと思っております。その中、そのほか、いろいろ物品販売業に関しまして、議員からのお話あったとおり、奄美市の経済状況としましては、第三次産業を中心とするサービス業が主な産業構成になっているというのはこれまでもそうでしたし、そのこのほうにまた、特化しつつある現実もあるかと思っております。そういった状況を踏まえながら、物品販売業・流通業をどういう位置付けをするのか、このあたりにつきましては、これから私どもも勉強させていただかなければならない課題だと考えております。

20番（元野景一君） はい、るる説明、ありがとうございました。川口部長におかれましては、この今期で御定年をされるわけですが、私はあなたに今日はしっかりと真っ正面で取り組んで、この話を確認して、あなたにこの奄美市の中においてのこの部分に関しては超エキスパートになってなってもらいたいために、敢えてもう定年だからってことなんかなしに、徹底して今日はこの1本に絞って質問をしていきたいと思っておりますので、どうかあなたの本音の言葉で、あなたの人生をかけてですね、どうか答えていただきたいと思っております。

いろいろ御質問したいんですが、時間が、私は最後にしっかりと質問したいために、もう、走ります。次に、2の項目です。中心市街地地価評価額変動の推移をお尋ねいたします。年に1度、この地価評価

額、これ正式な名称なのかは分かりませんが、年に1度、マスコミ等で発表されるその地方の中心地点の地価評価価格がありますが、本市でもよく中央通りアーケード街のサンヨースポーツ前が幾ら幾らだとか、鹿児島市、鹿児島市においてはタカプラ前が幾らだとか、東京においては新宿高野フルーツプラザ前が幾ら幾らだとか、そういうマスコミ報道をよく耳にします。奄美市における中心市街地の、平成14年でどれぐらい、平成14年ぐらいから現在、平成24年までの、つまり、末広・港土地区画整理事業に取りかかる前、最中、そして、現在の地価評価額をお示ししていただきたいと思います。

商工観光部長（川口智範君） 地価評価の関係でございますが、奄美市内の商業地における国土交通省地価公示価格の推移について御説明申し上げます。一番ピークだったのが平成4年でございます。このときの平米単価が60万円で、それ以降下落を始め、4年後の平成8年に50万円、更にその6年後の平成14年には37万8,000円となり、平成4年から平成14年までの10年間で22万2,000円、率にして37パーセントの下落となっております。区画整理事業決定の2年前である平成15年には35万円となり、平成17年の都市計画決定時に29万8,000円、平成19年の事業計画決定時における26万4,000円、平成22年の仮換地指定時に21万4,000円となり、本年平成25年には17万2,000円に下落いたしております。区画整理事業が決定された平成17年を起点として、前後の5年間を比較してみると、平成12年から17年にかけての下落が14万5,000円、32.7パーセントのマイナスとなっておりますが、平成17年から平成22年が8万4,000円の28.2パーセントのマイナスとなっております。なお、平成22年から25年は、19.6パーセントの減というふうになっております。地価公示価格の下落は事業施工前より始まっていたことであり、事業との関係については、私どもは見出していないところでございます。

20番（元野景一君） はい。この答弁はですね、しっかりと私ども受けとめて、このあとの質問で質問をしていきますので、時間がありますので進みます。

これはとっても重要なことだと思います。3番です。世界、国内の経済状況激変の中、中心商店街についてお尋ねをいたします。グローバル経済、インターネット時代と激変する経済環境の中で、市は現在、商店街の形がどのような形態で推移していくとお考えか。県下・県内でも商店街の空き店舗等問題に共通の問題点が見出せると思いますが、県との連携・対策等、情報のやり取りなど、何か有効な手立て、研究、方向性などはないかお聞かせください。

商工観光部長（川口智範君） 議員御指摘のとおり、経済がグローバル化、IT化していく中で、地元商店街は厳しい競争環境に置かれているものと考えております。これまで言われてきた大型店との競合関係が続く中、通信販売などの目に見えない競合関係への対応や人口減少による絶対的な売り上げ減少への対応など、個店だけの取組では限界がある状況が生まれつつあるものだと認識いたしております。こうした状況において、商店街への集客を図っていくためには、商店街全体としての魅力をより一層高めることが重要であり、そのためにも個店同士の連帯感、一体感を高め、通りごとの成り立ちや特色を生かした戦略作りが必要になってくるものと考えております。商店街において時代の変化に即した取組が進むよう、これからも商店主との意見交換や国・県制度の研究を進めていきたいというふうに考えておりますので、議員の御理解を賜りたいと存じます。

20番（元野景一君） 商業の形が変化していく。それからですね、4番のですね、4番に進みますが、経済の形態、特に物品販売業の形態や人の物品購入の形態そのものが、もう激変していると思います。今、この時代ですね。インターネットで購入する。テレビショッピングで購入する。いわゆる通販、クロネコヤマトや佐川急便、日通等の小口貨物取り扱いのスピードと配送の飛躍的な革新で、大激変をしております。市は、今の商店街の購入形態が、今後、どのように変化していくか、変化していくと予想

しているのか。市としてのお考え、市としての商店街との関わりを、ちょっとお聞かせくださればありがたいと思います。

商工観光部長（川口智範君） 県が実施しております消費者購買動向調査によりますと、自宅で買い物ができる通信販売への顧客流出が奄美においても進んでいるようでございます。これは議員御指摘のとおりでございます。その割合についてですが、76.3パーセントの方が年に1回以上利用しているという結果でございます。商店街にとって、通信販売利用者の増加は人口減少などが進む中で、更なる顧客流出につながるものと、今後の動向に大変危機感を抱いているところでございます。市としましては、これまで国の外郭団体である中小企業基盤整備機構の協力を得て、先進地から講師を招き商店街を対象とした共同ポイントカード事業の勉強会を開催するなど、小売店の新規顧客の獲得や既存顧客の囲い込みに資する共同した取組が行えないか、このような研究も重ねているところでございます。こういった取組の中でも、瀬戸内ポイント会などってというのが、などの例も取組が見られるようでございますので、こういった部分も含めながら、商店街の活性化に努めてまいりたいというふうに考えております。

20番（元野景一君） 部長の答弁に対しての再質問はですね、このあとにまとめてやっていきますが、5番目に進みます。中心商店街の今後に対する市としての対応、基本姿勢はどう考えておられるのか。昨日の質問でですね、大型スーパーの件の現状が示されました。商店街から要請があって、そして、それに対して市が動く形の、それに対しての質問がなされましたが、大型スーパーの件の、その8番街、8番地区での現状。市は今後、どのように進めていくつもりなのか、そこをお聞かせいただきたいと思っています。

商工観光部長（川口智範君） 大型スーパーの誘致が進まない現状をどう考えるかっていうことで御答弁させていただきます。本市としましては、生鮮食料品を取り扱う大型スーパーの立地は商店街の活性化を図る上で不可欠と考えております。通り会連合会などの要望も踏まえ、中心商店街商業集客施設立地補助制度を創設し、大型スーパーの立地促進に向けた環境整備に取り組んでいることは御案内のとおりでございます。しかしながら、現時点におきましては、制度を活用した出店の目途は立っておりませんので、引き続き制度の周知を図り意欲のある事業者が出店されることを期待しております。商店街の魅力は多種多様な魅力ある店舗が集積立地し、付加価値の高い物やサービスを提供できる場であることを考えております。今後も、地域住民の生活に密着した買い物の場であり続けることを基本として、これまで以上により多くの集客を図れるよう、商店街の活性化に引き続き支援を行っていきたいというふうに考えております。

20番（元野景一君） るる御説明ありがとうございます。私は、今の部長の答弁、説明で、うんなるほどと思うのと、あとはそれは考え違いですよと思う点多々あります。これからその件に関して質問を進めていきたいと思っています。

私はまずですね、この質問をするにあたって、当局より資料を集めてまいりました。その中で、まず中心商店街の現在に至った事業の資料で確認したいのですが、私は1年生議員ですので、この件に関して本当に分かりづらかったです。市民の一人として見ながら、分かりづらかった。まず、中心商店街の、という言葉が出たり、それから末広・港土地区画整理事業と言ってみたり、いろんな様々な言葉がしてきましたけれども、資料によってなるほどと思いました。まず、事業名は末広・港土地区画整理事業、そして、進ちょく率は平成24年度末事業ベースで約50パーセント、半分はもう済んでますよ。全体事業費は98億5,000万円、これだけ使ってこの事業を進めますということですね。そして、事業期間は平成15年度から平成30年度、15年間をかけますということだそうです。その事業をする目的は市街地への良好なアクセス、そのため防災機能の強化、道路・公園等の整備をするということ。商

業施設の再編，換地手法による並び替え，これを行ってにぎわいのある魅力的な中心市街地の形成を図っていく，これが目的であるということが書かれております。これ間違いありませんね。

商工観光部長（川口智範君） 議員おっしゃるように，末広・港の区画整理事業の目的につきましては，そのとおりでございます。

20番（元野景一君） この計画を知ったのはですね，私は平成10年か11年の成田市政から平田市政への移行期だったような気がします。記憶違いであればですが，私が実は県議会にいたとき，この説明を市のほうから少し，説明を聞かされて，随分無謀なことをするなど，私は印象的に思ったことがあります。あまり始まったものを，既に始まったものをあーだこうだ言うつもりはありませんが，1年生議員の初めて関わる者としてですね，少しだけ言わせていただきたいと思います。皆さんね，中央通りが，今，アーケード掛かっておりますが，その中央通りが真っ直ぐでない理由を御存知ですか。これはね，もう，あえて質問して答えてもらうようなこともあります，実は私はあそこに住んでいて，うちの父からアーケードを建設する段階のときによく聞かされて印象深く覚えてるんですが，実はここにですね，この，皆さんもよく御存知だ，奄美の昭和っていうので，これから，やがて本が出ますが，ここの，この広告のあれにですね，写っているのが元野履物店，その向いにですね，ナショナル堂ってありますが，これはサンヨースポーツの今の場所です。ですから，この地点から写している写真です。これは，ここから写して，基本的にはですね，その中央通りのこの流れは変わっておりません。なぜか。私どもに，私どもが幼いときに聞かされたのは，うちの父たちがですね，その先代のその商店街の人たちが，人が物を買って歩くには，その道筋があるんだと。そもそも道筋がある。これを変えたらならない。この中央通りがですね，発生する前，つまり戦前の話は万年堂通りというのがあって，あざまご通りっていうのがあって，銀座通りにこうつながっていくっていう形の名称だったんです。中央通りではありませんでした。その万年堂通りとあざまご通りのつながりのあたりから，中央通りという名前に変わって，戦後，発展してきたところなんです。つまり，人が物を買っていくというのは，その本能において，何かその物を，物資不足のときに獲得するためにですね，婦人が，それがそれを必要とする人たちが押しかけて来て，その地点で通っていきます。こうして商店街はできあがっていくんです。商店街の既に形成されている場合は大体そうです。鹿児島でもです，鹿児島市でも那覇市でも，その形状には，その元々ある商店街はですね，いじらない。それを改善していく，改良していく，道を広げていくなりアーケードを掛けるなり，そういう形はします。そして，それに必要に応じて，トイレを整備するなり，駐車場が必要だっていうときはその中に造るんじゃなくてですよ，そこを取り囲む圏内の外側の額に駐車場を構えて，そして，その携帯を改善していく，改良していくっていうのが，この商店街の都市計画の基本姿勢であったはずなんです。基本姿勢なんです。大都市の場合はですね，大都市の場合，人口がもう多くて，その商店街だけでは賄いきれないぐらいの大都市，つまり那覇市ですね，鹿児島市，その場合は新しい新都心ができ，周辺にできて，そこに人工的に今の時代にあつての直線道路を造って企画をしてそこに大型施設を造って，その中に全部閉じこめるっていう方法がありますが，奄美市の5万達成するかしないかっていうようなところ，それから，周辺町村から呼び寄せて成り立っている大消費地のこの形態の商業施設においては，この発生時の，この基本原則を手を突っ込んでいじったら絶対に駄目です。命取りになる。これが今の姿でないかと私は危惧しているところです。ですが，ですが，もう始まって，この形は作られました。これに対して，それを乗り越えていく英知を集めなくっちゃいけない。そのためにこれからの質問をします。

まずですね，商店街での方式，換地手法による並び替え，これを，昨日の質問，答えでは玉突き工法と言って進めておりますっていう答弁でしたが，玉突き工法で15年をかける。玉突きをですね，15年もしていたんでは，その間でですね，倒産が起こってきます。当たり前です。これをですね，例えるなら手術をする人体に匹敵します。ちょうど似ている。いいですか，これから指摘しますが，中心商店

街を都市計画をやっていくということは、人体の手術をするのと一緒です。手術台に乗せる。そして、そのための対策、準備、入念な計画が必要です。手術前にですね。体力があるか、すべての検査を終えているか、血圧・血糖値・心拍数、全部調べます。そして輸血の準備ができ、酸素の準備ができ、アレルギー反応も調べすべての対策を準備をした段階で手術は始まります。そうしなければ、手術を受けている最中に人体が死んでしまう。手術中に手術部門の遠くから、手術部門のその、そこは仮に注意が行われたとしても、遠くから、足の先から手の先から壊疽が始まっている。この姿が今の名瀬市です。奄美市です。奄美市中央商店街のこのことです。私はこれを皆さん方に、是非、分かっていたきたい。この商店街のこの事業を始めるにあたって、本当に輸血の準備はできとったか。これは、その商店街がその15年間に堪え忍ぶだけの融資制度、そのお客さんはどんどん少なくなってきます。工事をかかっているわけですから、その状態のところでおったお客さんは、どんどん郊外に行くかもしれないし、なかなか工事をして空き店舗になっておる、今の現状の中で商店街が人が少ない。これ当たり前のことです。そのことをどうか頭の中に命じてほしいと思います。

それとですね、もう一つ指摘をしとしましょう。市の産業政策に、先ほど御答弁があつてちょっと考えも違うなと思ったのは、市の産業政策にですね、商店街の物品販売業が果たす役割が、私は結びついてない。それはそうでしょう、消費型のものに対して、生産をするものを私たちは見ますよっていう、皆さん方の気持ちは分かりますし、政治はそうじゃなくちゃいけないだろうなと思います。その結果として、消費地の支援になってくる形になるわけですから、それはもう、仕方ないと思います。結びつきが弱い。しかし、商店街と市とのコミュニケーションを強めて、市の産業政策が農林水産業を基幹、基幹だとすれば、農林水産業が基幹だとすれば、その方向性を商店街にしっかりと示してですね、六次産業化をすると昨日の答弁でもお答えありましたから、その一端を商店街の人々に、こんなふうな方向性で行きますよ。皆さん方の今のお力で、もし、その産業にシフトしていくことが希望の人であればこうこうしますよ。こういったふうな要請なり指導なり、それから御意見を言って、そして商店街の人たちの魅力を引きつけていく。そういう形の政策をしていかないと、商店街は自分たちで考えてください、それからこういう形に対してそうしますっちゅう端々のものだと、基本的なものをですね、是非、市が真剣になって考えないと、この商店街は独自でその方向性を考えろって言ったってこれはもう無理です。今の状態の中からいったら。商店街はですね、見方によればそのエキスパートです。100人応援団が、市長が作られて、今、正にそれが動きだしていますが、この100人応援団との連携を強めて、商店街の人々が島外に販売をする役割を担っていく、こういったことなども、これは自由市場経済ですから強制はできませんが、こういうのもありますよ、こういう形にその部門を、物品販売業のその商店街の人たちに、こういう部門がありますよ、こういう形の可能性がありますよ、それに対してはこんなふうな指導、それから援助もありますよ。こんな制度を作つてですね、商店街の物品販売業がこれまで大量消費型に対応する島内の消費、外から品物を持ってきた、復帰以来ですね、物資不足のそれに対応した形をいつまでもとっておいて、この激変する販売形態、それに、いつまでもそこに座しておてんでは、このあとの展望は開けないですよという姿勢はですね、市がやっぱり一緒に考えて進めていかなくちゃいけないと思いますが、部長、どう思いますか。

商工観光部長（川口智範君） いろいろな御提言ございました。1点だけ、1点って言うんですか、まず、お分かりいただきたいのは、中央通りに関しましては元野議員おっしゃるとおり、私どもは一番大事にしている部分でございます。あの通りを守るためにどうすればいいっていうことでの、いろんな、商店街・中心市街地、こういった部分でのいろんな話で進めてきているのを、まずは御理解いただきたいと思います。その上で、中心商店街の役割でございます。議員おっしゃるように、内需に頼ってましたよねっているのは、確かにそのとおりだったと思います。私どももその部分で、今までいろんな施策は進めてきております。議員おっしゃいますように、新たな部分、奄美市が農林水産業を基幹産業にしますと言っている以上、この部分に対する中心商店街が果たす役割、その上で農林水産業プラスの加工、

二次産業、プラスの三次産業の六次産業化の話、こういった部分についての、を中心商店街でどのように展開するかというのは、議員おっしゃるように、私どもとしてはこれから真摯に考えていかなければならない課題だというふうに考えておりますので、これからもよろしくお願いいたします。

20番（元野景一君） 残りが少なくなりましたので端折っていきますが、まずですね、先ほどちょっと部長と僕は考え違うなと思うのは、結論として、末広・港土地地区画整理事業は、地価評価額の件です、推移を見ても分かるように、私は、もちろん時代の激変があつてこう来ているから、それから、民主党政権で一番ピークになったあの壊滅的な経済の破綻、その影響もあるとは思いますが、一番地価評価額の、この中心商店街の奄美市の状況は、見ても分かるようにこの事業の無謀さから、中心市街地の土地所有者はこの激変に、衰退にですね、人生をかけて築き上げた貴重な財産・価値をあっという間にどぶに捨てたようなことになってるのが現状なんです。現状なんです。これは、どんなに、どんなにほかの答弁をしても、この、本当に価値が激変をして下がってきて、本当にこの土地評価額において借り入れの額も決まってくる、保証担保、担保能力もある、この大切な大切な土地評価価格が下落したのは、やっぱりこの事業を進めてきて、15年にわたる長きにわたってしかできませんよっていうような計画の、この無謀さからきているのは事実です。その責任はですね、まず、この計画を立てて着手した行政にあります。そして、そのチェック機能を果たせずゴーサインを出し、推進に踊った当時の議会にあります。私はここであえて明確に言います。この計画を示され、自分たちの明確な考え、商店街としての結束した意見を提示できなかった商店街にもあります。これは今まで、誰も指摘をしなかったけど、私はこの出身者の一人として、これをはっきり言います。やっぱり、商店街もしっかりと自分たちの考えを言って、そしてその三者がしっかりと展望を見せ合わないこの方向は見いだせません。時間が来てますので、残念ながら、まだ言いたいことはあります。これで、もうちょっとだけ付け加えさせてください。中心商店街にいくら大型スーパーを持ってきてもですね、もう、郊外にあれだけ完備されて、無料の大型の駐車場の構えた、そして、中心街にどんなに広いスペースを持ったスーパーを持ってきても、太刀打ちできません。現実そこに入ってくるスーパーはありません。そうじゃなくて、もっと、先ほど、前回質問した伊東議員の言った、南欧にあるような、ASEANにあるようなすてきなマーケットの建設を中心街に持ってきて、観光、はい。質問を終わります。ありがとうございました。

議長（竹田光一君） 以上で自由民主党 元野景一君の一般質問を終結いたします。
暫時、休憩いたします。（午前10時31分）

○

議長（竹田光一君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き、一般質問を行います。

次に、公明党 大迫勝史君の発言を許可いたします。

12番（大迫勝史君） 議場の皆様、おはようございます。公明党の大迫勝史でございます。一般質問の前に、少々所感を述べさせていただきます。

朝山市長におかれましては、2期目の再出発をめでたく果たされ、手がけられている最中の公約、残された公約、そして新たに市民に約束された公約の推進に向け御尽力していただきますように、応援を惜しまないところでございますので、しっかりと働きいただきますようお願いを申し上げます。

さて、国政に目を転じますと、自公政権復活1年が経ち、第185臨時国会が今月8日に幕を閉じましたが、後半、特定秘密保護法案の審議では多様な意見が交わされ、国民の間にも様々な意見があることも事実であります。昨日、同僚議員から新聞記事を引用して、我が党に対する辛辣なる批判がありました。お互いに地方議員として、日頃より市民への奉仕者として活動する身であり、個人的には尊敬こそすれ、それ以外の感情は何も抱くものではありませんが、所属政党に対する批判に対して同じく新聞

記事を引用して反論させていただきます。読売新聞12月7日付け社説には、同法案成立に関して、国家安保戦略の真価につなげよ、疑念招かぬよう適切な運用をとのタイトルで、以下抜粋をいたします。

日本にもようやく、英米など他の先進国並みの機密保全法制が整った。外交・安全保障政策の強化につなげる一方で、知る権利が損なわれるという疑念を国民から抱かれぬよう、政府は運用に十分配慮しなければならない。中国の防空識別圏設定の動きが象徴するように、日本の安全保障環境は厳しさを増している。米国を始め、各国から重要な情報を入手し、連携を強めねばならない。それには、秘密保護への信頼を高めることが不可欠だ。既に、国家公務員法の守秘義務や1954年の日米相互防衛援助協定に伴う特別防衛秘密、2001年の改正自衛隊法による防衛秘密などの法制はある。それでも十分ではなく、日本は情報が漏れやすいと指摘されてきた。今回、防衛・外交・スパイ活動防止・テロ防止に関する政府全体の統一かつ本格的な秘密保全ルールが整ったと言える。ところが、国民を守るための立法趣旨が軽んじられている。審議の中で、戦前、思想犯の弾圧に用いられた治安維持法になぞられた批判まで出たのには驚く。戦後の民主主義国家としての歩みや政治体制・報道姿勢の変化を無視した暴論と言うほかはなかろう。安倍首相が一般国民を知ることにはあり得ない、故に処罰されることはあり得ないと答弁したように、普通の国民が対象となることはない。ただ、法案審議を通じ政府に対する国民の不信感が増したことも否めない。政府は秘密保護法の趣旨を国民に丁寧に説明し、理解を求めていくべきである。与党と維新の会やみんなの党の協議で、秘密指定対象がより絞られ、指定解除後の公開原則も明確になったことは評価できる。知る権利とのバランスや原則公開について、また、国会の関与の在り方、秘密指定の妥当性をチェックする第三者機関など、政府側が次々と妥協を図ったと言える。与野党は協議を重ね、議論を深め、公布までよりよい法制に仕上げてもらいたいと論評をしています。昨日、批判されたように、我が党が下駄に雪ならば、メリーさんの羊ならば、数を頼んでの自民党案をそのまま何もせずに通せばすむことであります。軽減税率を人質に捕られながら、ブレーキを踏みつつ野党と与党のせめぎ合いの中で、クッションや接着剤の役目を果たして、国民を思い国を憂い歯を食いしばり信念を果たした我が党の行動は、かつてのPKO法案成立時と同じであり、現在PKO、PKFが世界で日本の国際貢献の代表選手のように讃えられているように、歴史が証明してくれると確信して反論を終わり、質問に入ります。

市長に公約について、もっと一汗、もっと一汗宣言から、本年4月1日の子ども・子育て支援法の施行により、本市にも子ども・子育て会議が発足し、市長の子育て支援の公約はこの子ども・子育て支援法をベースに練られたものだと察します。子育て支援延長保育の充実について、現状以上のどのような施策を考えておられるのかとの質問ですが、昨日の師玉議員への答弁と被る部分もあるかと思いますが、よろしく願いを申し上げます。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（竹田光一君） 当局の答弁を求めます。

保健福祉部長（重田久夫君） 昨日の師玉議員と重複すると思いますけども、子育て支援延長保育についてお答えいたします。現在の本市における子育て支援事業は、奄美市次世代育成支援地域行動計画に基づき実施しているところでございます。また、名瀬総合支所管内では、現在、認可保育所7施設におきまして、午後7時までの延長保育が実施されております。このような中、本市におきましては昨年の平成24年8月に制定された子ども・子育て支援法を受けまして、本年第3回定例会にて奄美市子ども・子育て会議条例を制定し、今月2日に1回目の会議を開催いたしまして。あわせて、子育てに関するニーズ調査を実施しており、その調査結果などを参考に子ども・子育て会議における議論を重ねながら、新たな子ども・子育て支援事業計画の策定に取り組んでいく予定でございます。平成27年度以降は、この新しい事業計画に基づき事業を実施することになりますが、いずれにいたしましても子どもは宝でございまして。子どもの健やかな成長を支援するため、乳幼児の医療費助成、検診事業の拡充、保育所の

延長保育や小学校の学童クラブの運営への補助など、今後も継続して子育て支援の充実に取り組んでまいりたいと考えております。御理解をお願いいたします。

12番（大迫勝史君） ありがとうございます。昨日の答弁にもありましたが、要するにその事業計画を、一応子ども・子育て会議に諮問をして、その後に事業決定をするという流れであると思います。今、部長のほうから学童保育の充実の質問ありましたし、昨日も同様の質問がありましたが、この子ども・子育て支援制度、支援新制度では、学童保育の充実として対象児童を6年生まで拡大することがうたわれております。そこでお聞きをいたしますが、本市の現状をお知らせいただきたいと思います。その上限がですね、3年生のところ、4年生のところもございますが、本市の現状をお聞かせいただけます。

保健福祉部長（重田久夫君） お答えします。昨日、学童保育の状況についてはお答えいたしました。今のところ、小学校3年までで実施いたしております。

12番（大迫勝史君） 3年生までということですが、この新制度、子育て支援新制度におきましても、6年生まで拡充するとしっかりと条文にうたわれておりますので、本当にニーズはあると思います。これからのニーズ調査でも出てくるとは思いますが、しっくりですね、やはり子ども一人鍵っ子にするというのは大変危険なことでもありますので、6年生までの拡充をよろしくお願い申し上げます。御答弁、お願いします。

保健福祉部長（重田久夫君） 先ほど、全体的な答えをいたしましたので、今現在、ニーズ調査を行っております。その結果を見まして、学童保育の充実を図るために、6年生までするのかにつきましては、その子育て会議の議論などしまして、その中で検討、策定していきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いします。

12番（大迫勝史君） 一つよろしくお願い申し上げます。続きまして、待機児童0作戦について、具体的にお聞きしたいと思っておりましたが、昨日の師玉議員の答弁でも、朝仁保育園の新築で10名増、既存の保育園の増築で30名増との答弁がございましたが、この既存の保育園とはどこを指すのか。またあわせて、0歳児の現状での受入状況はどうか、お示しをしていただきたいと思います。

保健福祉部長（重田久夫君） どの保育所かということですが、まだ計画の段階であります。今後、予算の確保ができ実施の段階でお示ししたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いします。それと、0歳児の受入状況は待機児童があるかとのことでありますけど、現在、0歳児につきましては、保育所が受け入れできる児童数にも達している状況でありまして、今のところ0歳につきましては、受け入れ状態にはありません、という。受けられ、0歳児につきましては、満杯でございます。

12番（大迫勝史君） 分かりました。0歳児は今、満杯で、要するに待機児童がいるということですね。はい。今後、その対応について聞きたいのと、もう一つ、ただいま既存の保育所は計画段階であると言えないということであろうかと思いますが、計画では候補があると思いますが、どういう理由で今、明かせないということがございますか。お聞かせ願えればお願いいたします。

保健福祉部長（重田久夫君） 今の段階です、平成26年度の整備財源として導入を検討している安心子ども基金、まだ予算が決定しているわけではございませんので、今後、予算の動向を見ながら対応してまいりたいと思っておりますので、今しばらく、お待ちをいただきたいと思います。

12番（大迫勝史君） 計画しているからには腹案というのがあると思うんですけども、そういうのも、今、これからということでなんですか。本当はあるんじゃないですか。

保健福祉部長（重田久夫君） その保育所自体は、今、検討、交渉中でありますので、県のほうが内示がありましたら、報告できると思っております。

（発言する者あり）

保健福祉部長（重田久夫君） 先ほど、0歳児の件で今の状況では満杯という返事でありましたけれども、0歳児も含め、既存の保育所の定員を増やすことでは、また、随時対応していきたいと思っております。今後、実施しております保護者へのニーズ調査の結果などを参考にして、0歳児がどれぐらいのニーズがあるのかも検討を重ねてまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いします。

12番（大迫勝史君） 乳幼児に対してもですね、本当に、聞くところによりますとニーズは大変多いものと聞いておりますので、お取りはからいをよろしくお願い申し上げます。

続きまして、認定子ども園についても、子育て支援新制度にはしっかりと内容等ありますけれども、本市におきましてはこういう施設はありませんし、また、これからの方向性として、もしこういうニーズがあれば、どう対応していくのか。その方向性でもお聞かせ願えればと思います。

保健福祉部長（重田久夫君） 認定子ども園は、保育所と幼稚園の役割を併せ持った施設であります。待機児童解消対策や幼児期の教育の重要性等から、将来その整備も必要になるだろうと考えてはおりますが、このことも新たな子ども、また、子ども・子育て支援事業計画策定に取り組んでいく中で検討してまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

12番（大迫勝史君） 本当、認定子ども園は保育園と違いまして、やはり就業しているしていないに関わらず、親御さんがですね、子どもを預けれるという利点もありますので、自ずとニーズは高まってくると思います。しっかりこれから前向きに検討をお願いしたいと思います。

続いて、続きまして、市長の一汗宣言からでございますが、高齢者福祉制度の充実についてということで、この生きがいきづくりを支援するということがございました。その考えをですね、考え方を示していただきたいと思います。

保健福祉部長（重田久夫君） お答えします。高齢者福祉は、高齢者が長年にわたって社会の進展に寄与してきた方々であるとともに、豊富な知識と経験を有していることから、敬愛され生きがいを持って、健康で安心した生活を送ることができるよう、社会全体で支えていくことが重要と考えます。その中で、高齢者が健康で生き生きと、いつまでも暮らしていくためには、生きがいきづくり活動の支援も重要な施策の一つと考えております。本市の総合計画の中にも、高齢者の活動機会の充実を図り、活力ある高齢期の実現を目指すとともに、施策の方向に高齢者が地域を支え元気をつなぐまちづくりを掲げております。また、高齢者保健福祉計画には、健康で長寿を謳歌するまちづくりを基本理念として、高齢者の生きがいきづくりや社会参加の場の確保の促進に務めることを目標の一つとしているところです。高齢者が地域に支えられるだけの存在ではなく、積極的に地域を支える担い手となることを目指し、高齢者自らが介護予防の知識を身につけ、ボランティアとして健康を増進する活動ができるよう、機会、場所の提供に努めてまいりたいと思います。具体的には介護保険施設などのボランティア活動や、各地域において活動している地域健康教室への参加者にポイントを付与し、商品券に交換していただく事業を展開しております。また、各種活動を行っている老人クラブの支援や、高齢者の就業の場の確保に寄与しているシルバー人材センターへの支援のため、補助金の交付を行っております。今後も、社会福祉協議会や各

種団体と連携しながら、高齢者の活動の場や仲間づくりの機会の提供に努め、高齢者の生きがいを支援していきたいと考えております。

12番（大迫勝史君） ただいま、答弁の中で地域で支える場所の提供、また、老人クラブの支援というお言葉がございました。今、おっしゃっていただきました行政主導の予防介護事業以外で、地域の中でシルバーサロンのようなふれあいの拠点、一つ引きこもり対策とか認知症予防のためでもございますが、地域の中でこういう場、拠点を作る場合にですね、作れる場合に、その高齢者福祉の観点から、ただいまおっしゃいましたように、何らかの助成ができないものか伺いをいたします。

保健福祉部長（重田久夫君） お答えします。高齢者の心身の機能の維持や地域でのふれあいを大切にしながら健康づくりを行い、更にお互いに支え合うための地域づくりを通して、閉じこもりや孤立などを防ぎ、寝たきりや認知症などの介護を要する状態となることを予防することを目的としたサロンやふれあい拠点の整備は、高齢者福祉及び介護予防の観点からも、もっともな重要な施策と考えております。本市において介護保険制度が始まる前から、各地域の集会場等で地域健康づくり教室を開催しており、この教室では地域でのふれあいを大切にしながら健康づくりを行い、閉じこもりや孤立などを予防し、寝たきりや認知症などの介護を要する状態を防ぐことを目的として行われております。ちなみに、地域健康教室は奄美市全体で平成25年10月末日現在、66か所で開催されており、そのほとんどは地域住民が自主的に運営しております。利用者は1,080名であります。また、高齢者に対して各種の相談や健康の増進、ふれあいの場としての機能を持ったものとして老人福祉会館が設置されており、その中で悠々長生き・健康づくり事業として、健康体操や認知症予防に関する脳トレーニングなどを実施しております。こうした地域健康教室や老人福祉会館がシルバーサロンやふれあい拠点の意味を持つものと考えており、閉じこもり防止や認知症予防事業の一環として機能しております。今後も地域住民を連携を取りながら、更に充実させてまいりたいと考えております。

12番（大迫勝史君） はい。おっしゃるとおりでございますが、私が申したいのはですね、もっとこうくだけたですね、例えば、我が地域の自治会内の老人クラブは月1回、その常会をもっております。しかし、そこに出てこられるお年寄りというのは、やはりもう、決まったメンバーなんですよ。そういうことで、その老人クラブの中から出てきた声なんですけども、地域の中に空き店舗がございまして、元は飲食店でございました。そこでですね、オーナーの申し出もありまして、もしそこでゆらえるならですね、たくさんお友達も、その常会に出てこないお友達、また、引っ張ってこれるお友達とか、いろんなところ、お茶のみの場とになってですね、地域の中で溶け込んでですね、地域の人も婦人会の人も役員の人も、老若男女出入り、自由にできるような場に提供してもいいというような申し出がありましたが、いかんせん、その維持費ということもありますし、ただでは難しい話ですので、こちらとしても気使いますからということで、であれば幾ばくかのお家賃でもいただければ、それはお互いに使えるんです、とてもいい取組じゃないのかなということが地域で持ち上がりまして、こういう質問をさせていただきましたが、その点についてですね、そういう、自治会として、またそういう経費も出すことはやぶさかではありませんが、幾ばくかその行政のほうとしても、今おっしゃるように支援するお気持ちがあるのであれば、そういう、ほかの地域で、地域でもですね、その空き店舗利用とかいろんな観点で、お家の広い方がそういう場所を提供するとか、そういうこともあろうかと思っておりますので、そういう場合にですね、具体的に助成が可能かどうかということをお聞きしているわけでございますが、いかがでしょうか。

保健福祉部長（重田久夫君） その運動する場所の確保のために助成ということだと思っております。本市におきましては、保健師や看護師などの専門職が地域に出向き関わって参加をし、そこでいろいろ教

えていくのについては、積極的に執り行っておるところであります。その助成につきましては、今現在、調整、各関連部署との調整をまだ行っておりませんので、これにつきましてはまた、いろいろ関連部署と調整をしながら、していかなければならないと思っておりますので、今のところは保健師の派遣やら、そういう考えでやっております。

12番（大迫勝史君） はい、分かりました。我が地域でもですね、地域の見守りネットワークというのを構築しつつありまして、しかし、なかなかあの誰々さんは誰々さんの担当と言われまして、なかなか日頃の付き合いがないとですね、そういういざという場合コミュニケーションが取りづらいということもあります。地域発生の考え方ですので、この、おっしゃるとおりいろいろ行政的にお金を出すということは難しいということであれば、自治体活動としてですね、これに取り組んでいって、やはり、モデル的なですね、運動をしてまいろうかなと今、思った次第でございます。

この点はこれで終わりますが、次、続きまして、自然エネルギーの普及に取り組むという市長の公約について、具体的な構想をお伺いいたします。

市長（朝山 毅君） 大迫議員にお答えいたします。東日本大震災による福島第1原子力発電所の事故以来、エネルギー発電の考え方が見直され始めております。特に太陽光や風力・潮力・地熱などの自然現象から得られる自然エネルギーの導入は、国内エネルギー施策において大変大きな課題となっております。御案内のとおり、奄美市では民間企業が平成20年・21年度に国の補助制度を活用いたしまして、1,990キロワットの風力発電所を建設いたしております。また、今年の3月に1,399キロワットの出力のメガソーラー建設をある企業がいたしております。離島は系統規模が小さいため、系統の安定性を保つために、風力・太陽光発電設備の出力変動幅の制限があります。奄美大島の許容出力変動幅の目安といたしまして、約3,400キロワットが設定されております。今現在、奄美では許容制限に達しているようでございます。今後、50キロワット以上の風力・太陽光発電の設備の連係の場合は、蓄電池を組み合わせるなどの出力変動調整の必要性がございます。九州電力では、平成24年度から長崎県の壱岐市で大型蓄電池の実証実験が開始され、また、今年度中には奄美におきましても2,000キロワットの蓄電池の実証実験を行い、関連データを測定・収集するという情報がございます。本市といたしましては、その実証実験を注視し、今後の自然エネルギーの利用拡大につなげてまいり所存でございます。なお、県のほうでも波力・潮力・海流を利用したエネルギーの可能性を検討しているようです。日本各地で洋上風力発電の実証実験が開始されております。外海離島であります奄美においても、これら海洋エネルギーを活用した自然エネルギーの開発には、やはり、注目・注視をしてまいりたいと考えているところでございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

12番（大迫勝史君） 今、市長がおっしゃいました以外にですね、やはり、以前私も提案いたしました小水力とかも大変有望視されておりますし、また、可燃ごみを燃やすことによって発電をするという、こういうリサイクル、世界自然遺産に向けてもですね、エコの島というイメージを保ちつつ運動を進めていかれるというのも、本当に、一つ大きな柱になると思いますので、取組方、よろしくお願いをいたします。

続きまして、クルーズ船受入についてお伺いをいたします。2014年度は4月から6月にかけて、プリンセスクルーズのサンプリンセス7万7,000トンの寄港が6回も予定されているとのことで、経済効果が2億5,800万円試算されているようでございますが、今後とも、このクルーズ船に対するためにも、現在、テント張りにて行っております名瀬新港におけるお土産品や特産品などを販売するための堅固なブースの常設はできないか、可能性を伺います。

商工観光部長（川口智範君） 名瀬観光船バースは、平成16年からの供用開始から24年度末までの間

に、観光客船がもう既に64回寄港し、約2万4,000人の方が観光客として訪れております。また、議員御指摘のとおり、平成26年には外国船籍の大型観光客船が9回寄港する予定となっております。それと併せまして、8月までには13隻入港する予定となっております。御質問の関係でございますが、現在、クルーズ観光船の受入に関しましては、奄美大島観光協会を中心に、奄美市・大島支庁・奄美大島観光物産協会で歓送迎セレモニーをツアー客への臨時の物産販売を行っております。セレモニーやツアー客への物産販売を行っております。名瀬港における歓送迎セレモニーや臨時の物販販売所などのおもてなしについては、クルーズ船の乗客やスタッフに好評であり、日本クルーズ客船は奄美は第二の母港と、現在言われております。しかしながら御指摘のとおり、荒天時に対応できる施設が現在ございません。こうしたことから、議員御指摘の名瀬港観光船バース内での物産販売所も含めた常設の受入施設の整備を求める声が上がっていることは、私どもとしても十分承知をいたしております。名瀬港港湾管理者である鹿児島県に確認しましたところ、ソーラス条約に基づく対策上、現在、歓送迎セレモニーや物産販売をしている岸壁及び荷さばき地への常設の施設の整備は認められないと。認められませんが、テントの脚を固定する簡易な設備であれば可能であるとの回答は得ております。また、岸壁から50メートル離れた緑地帯であれば支障はないが、受入施設整備に関しては今後の客船の動向を注視しながら検討するとの見解も併せて示されております。常設の受入施設整備に関して、事業実施者である鹿児島県の方針を受け、今後は地元として緑地帯に整備した場合の利便性、クルーズ寄港以外の施設の利用や管理等について慎重に検討を行った上で、鹿児島県との協議に臨みたいというふうに考えております。

12番（大迫勝史君） はい。ご検討くださるということと認識をいたしました。今、新港待合所の店舗組合の方々はですね、クルーズ船寄港の際には現在のテント販売では、本当におっしゃるとおり、悪天候の際には雨風の影響を受け商品の心配をしたり、片付けや商品を並べるテーブルの借用や運搬等、毎回大変な思いをされながら協力しております。さりとて、満足のいく売り上げがあるわけでもありません。この、そうですね、やはり、降りるときにはそれなりに急いで、乗るときもせかせかとやはり時間に追われて急ぐ、そういう中で一生懸命協力している方々がおられるという存在を、しっかりですね、認識して、鋭意御検討をお願いいたします。

それでは、次にまいります。申し訳ありません。それとですね、続きに、②ですね、世界自然遺産への準備が進みまして、今後、先ほどの外国船のクルーズ船もありますが、今後、外国人観光客も見込まれることと思います。現在、計画中の市内5か所への公衆無線LAN整備事業、これもその対策の一つであると思います。奄美市のホームページは、英語・中国語・ハングルと対応していますが、昨日、川口議員からも質問されました、外国人観光客用の表記物や標識、案内スタッフ、また、昨日も指摘されましたようにザンダム号寄港の折りに失敗した通貨交換所など、今後のもろもろの課題について考えを伺います。

商工観光部長（川口智範君） 議員ご指摘のとおり、今後世界自然遺産登録を見据えて外国人観光客の増加も予想されております。あわせて、来年度は外国客船が9隻、先ほど申し上げましたとおり9隻来港する予定となっております。そうしたことから、3月に外国船籍アマディアが寄港したことを踏まえまして、本市の呼びかけで行政や観光・物産の各団体の皆さんに参集していただき、外国船籍来港に際しての課題について話し合いを行ったところでございます。その際、出された課題として議員御指摘のとおり、1点目に、通貨交換の話。2点目に、カード決済の話。3点目に、外国語表記のパンフレット・案内板の話。4点目に、通訳・ボランティアガイドの話。5点目に、常設の受入施設などございました。こうした多くの課題が、こうした外国船籍の受入に伴う多くの課題につきましては、奄美市だけでの問題ではなく、広域かつ地域ぐるみでの取組が必要であることから、現在、観光協会を始めとした関係機関などと密接に連携し、対応について、現在、協議を進めているところでございますので、今しばらく時間をお貸しいただきたいと存じます。

12番（大迫勝史君） はい。よろしくお願いします。流行語じゃございませんが、お・も・て・な・しがですね、やはり島の一番の宝であり売りであると思いますので、よろしくお願いしますを申し上げます。

続きまして、奄美市キャラクターの活用法について伺いをいたします。我が奄美市のコクトくんが、この度の2013ゆるキャラグランプリで、県内で伊佐市のイーサキング、県のキャラクター・ぐりぶー、さつま町のさつまくんについて4位、総合ランキング、全国総合ランキング1579体中504位と、善戦したのか普通なのかよく分かりませんが、ちなみに全国第1位は栃木県のさのまるくんで、とてもかわいい表情をしています。人気のくまもんは別格で、昨年からエントリーしておらず、全国のゆるキャラを応援するゆるキャラアンバサダー大使として働いています。昨今、ゆるキャラも乱立気味で、自治体の支援体制・取り組み方・活用の仕方によって、その効果が大きな差となって表れてきているとの分析がされております。そこで質問です。9月定例会にて物産展や各種イベントへ参加する補足説明等の説明がありましたが、補正予算等の説明等ありましたが、一般市民へのアピールが少し足りないような気がしております。例えば、11月10日の市民体育祭にコクトくん・ロビンちゃんの参加を考えてなかったのか伺います。

総務部長（安田義文君） 御案内、ありがとうございました。本市公式キャラクターといたしまして、コクトくんに4月に辞令交付を行いました。そのあとの奄美市内、市内外でのイベント等に多く参加しております。幾つかご紹介させていただきますと、市内でのイベント参加としましては、先ほどございましたクルーズ客船の出入港時の歓送迎、笠利町ひと・もの交流プラザ落成などのほか、今年の復帰60周年関連でも各種イベントに参加いたしました。奄美まつりパレードにも参加しております。また、消防や警察、法務局などのイベントなどにも要請をいただき、参加したところでございます。市外におきましては、各地で開催されます物産展を始め、友好都市でございます兵庫県西宮市のイベントや福岡ヤフドーム、横浜スタジアムでのイベントにも参加し、議員御案内のとおり、11月に埼玉県羽生市で開催されましたゆるキャラサミットにも参加し、認知度アップを目指して活動しているところでございます。これまでPRの実績のない分野への参加ということで、日程調整などにも配慮しつつ取り組んできたところでございます。現在、コクトくんの活動方針が四つございまして、一つは世界自然遺産登録に関すること、二つが農産物のPR、三つが観光と物産のPR、四つが交通事故防止、以上を職務として辞令交付されたところであり、これを最優先しているところでございます。御質問の市民体育祭への参加につきましては、職務としての物産展への参加が予定されていたこともあり、日程調整の都合がつかなかったために参加できなかったということでございますので、よろしく御理解をお願いいたします。

12番（大迫勝史君） はい。スケジュールが合わなくて欠席ということで承りました。やはりですね、今、四つの活動目標を伺いましたが、やはり、認知度アップといいますか、子供たちにですね、やっぱり認知され、やっぱり人気が出てこない、なかなかこの愛されてこない、愛されない、愛される存在にはなりにくいのではないのかなと思ひまして、私の周りのですね、年齢層の違う2・30人の子供たちに限りましたが、コクトくんを知っているか質問をしてみました。小学校低学年の子どもでは知名度は100パーセントで、会ったことある子が5割、年齢が低くなるほど知名度も低く、くまもと勘違いしている子もいました。もちろん、会ったことがない子も年齢が低くなるにつれてはですね、増えています。ロビンちゃんに至っては存在を知らない小学生もいましたし、幼児はほとんど知りませんでした。このことから、子供たちに愛着を持ってもらい、浸透させるためにも、保育園や幼稚園、小学校の運動会等行事やイベントに訪問する活動も必要なのではないでしょうか。見解を伺います。

総務部長（安田義文君） 御案内の、ロビンちゃんについてですが、去る10月にコクトくんの友達といったしまして、同じく天然記念物のアカヒゲから変身したキャラクターのロビンちゃんも誕生いたしてお

ります。先の本場奄美大島紬大産地祭りが初めてのイベント参加となっております。コクトくと併せまして、各種イベントへの参加を図り、今後、認知度を上げてまいりたいと考えております。それと、幼稚園や保育園といった施設を回るということについてですが、各園や施設のイベント等の重複、日程の調整が困難かとも思われます。児童や園児が一堂に会するような機会・イベントへの参加が実現できないか、可能性を検討してみたいと考えております。以上でございます。

1 2 番（大迫勝史君） おっしゃるように、是非ですね、調整をして、幼稚園・保育園を回っていただいてですね、コクトくんやロビンちゃんのプロフィールを是非、紹介していただきたいと思います。その名前の由来・性格・誕生秘話・コクトくんの腹巻きの悲しい秘密など、子どもたちには知ってもらいたいと思います。ついでするので若干、皆様にも、当局の皆様御存知かと思いますが、でもしかし、私が聞いたときには、ある部長はロビンちゃんは何でロビンちゃんなのって言ったら、分かりませんということでしたので、コクトくん名前の由来はもう、皆さん御存知のとおり、クロウサギと黒糖からとなっております。性別はオスで、性格は基本的にぼんやりしているが自然保護については厳しい面もあると。好物は黒糖を使ったスイーツ・黒糖焼酎、好きな色は黒と白、趣味は三味線、誕生秘話は元々普通のアマミノクロウサギだったが、交通事故に遭い瀕死のところを奄美大島の大自然パワーに助けられて妖精として復活した。お腹の腹巻きは交通事故の怪我を隠していると。妖精なので不思議な力を秘めているが、普段は交通安全と野生動植物の保護を訴えながら、奄美の山で静かに暮らしている。ロビンちゃんはコクトくんのお友達で、名前の由来はアカヒゲの英名・リュウキュウロビンからとなっております。性格はしっかり者でメス、好きな色は赤で趣味は歌うこと。元々はアカヒゲだった。コクトくんがひとりぼっちだったときにアカヒゲを見て、あんなお友達がほしいと念じていたら、コクトくんの妖精パワーでロビンちゃんに変身させてしまった。普段はコクトくんのお友達として遊び相手になっている。アカヒゲだったころの記憶はないが、歌うことは忘れていない。こういうすばらしいですね、こういうちゃんとしたプロフィールをですね、子供たちに話してあげたら大変喜ぶと思いますので、よろしく願いをいたします。大人たちには考えていただきたいことがあります。キャラクターを使っただけの経済効果とか特産品アピールとかも大事であると思いますが、奄美の自然から誕生したこの子たちを子どもたちの情操教育にもしっかりと役立てていただきたいと思います。子どもたちに愛されれば、自ずとグッズ関連の誕生も発生すると思います。そのときには、住民登録も考えてはいかがでしょうか。答弁があればお願いします。

総務部長（安田義文君） プロフィールの紹介、ありがとうございました。コクトくんの誕生の経緯なども含め、キャラクターのモチーフとなっております天然記念物でありますアマミノクロウサギとアカヒゲについて紹介することは、自然の大切さを訴える点において分かりやすく、環境教育の観点からも大切なことだと考えております。また、交通安全などを呼びかけるイベントに参加し、コクトくん・ロビンちゃんから子どもたちへのメッセージを送るような機会を設けることにつきましても、関係団体や担当課での検討と一緒にお願いをしてまいりたいと考えております。グッズなどへの展開につきましても、これまで黒糖焼酎のラベルや看板、タオル類やケーキ・パイなど、もう55件のイラスト利用を承認しておりまして、お土産品としてストラップやキーホルダーなども販売されつつあり、空港などのお土産店でも販売開始が予想されております。正式なデビューからまだ8か月ほどですが、徐々に認知度も上がっているものと思います。御案内の特別住民登録などにつきましては、機運の盛り上がりを見たあとに協議してまいりたいと存じます。

1 2 番（大迫勝史君） はい。是非、よろしく願いいたします。それでですね、活動範囲が本土や奄美市市街区に限っているような傾向ありますので、住用地区・笠利地区とかですね、集落イベント・学校行事への参加もよろしく願いをしたいと思います。

続きまして、特定検診についてお伺いをいたします。我が国においては年間12万人が胃がんに罹患し5万人が亡くなっています。胃がんの原因の95パーセントがヘリコバクターピロリ、いわゆるピロリ菌で、3,500万人が保菌者と言われています。これまで胃潰瘍や十二指腸潰瘍などの病気に限って除菌に保険が適応されていましたが、それよりも症状の軽い胃もたれや不快感の伴う慢性胃炎でも、呼気検査等でピロリ菌の感染が確認されれば、内視鏡で慢性胃炎との診断があることが条件ですが、除菌治療が保険適用されることが今年の2月から認められております。特定検診にピロリ検査を導入する自治体も出てきております。医療費抑制のためにも導入を検討する考えはないか伺います。

市民部長（前里佐喜二郎君） 御承知のとおり、特定検診は平成20年度からスタートいたしております。それまで行われておりました基本検診は市民全体を対象としておりましたが、特定検診は国民健康保険・健康保険組合・共済組合などの各医療保険者がそれぞれの加入者に対して行う健康診査でございます。したがって、市が行っている特定検診は国民健康保険加入者を対象としているところでございます。この特定検診は、いわゆるメタボリック症候群から起こる糖尿病・高血圧・脂質異常・慢性腎疾患などの生活習慣病を早期に発見することにより、早期の治療・発症予防を行い、医療費抑制を目的としている国庫補助事業でございます。この特定検診にピロリ菌検査が追加できないかということでございますが、この検査は血液検査等を行うことができるため、特定検診に含まれる血液検査と同時に実施することの利便性は認識しているところでございます。しかしながら、ピロリ菌検査は特定検診の補助対象に含まれておらず、今のところ特定検診としての実施は予定いたしておりませんので、御理解をお願いいたします。なお、ピロリ菌検査を実施している自治体では、特定検診としてではなく、特定検診と同時に実施する胃がんリスク判定として行っているようでございますので、御理解をお願いいたします。

12番（大迫勝史君） はい、分かりました。胃がんはですね、がんによる死因には肺がんについて2位に位置しております。ピロリ菌を除菌すると胃がんの発生を抑えることができるため、今回の保険適応拡大により胃がんの原因そのものを取り除く、胃がん予防が大きく前進すると期待されているところでございます。今、おっしゃられた方法でも構いませんので、どうか、あらゆる方法でですね、取り入れないか御検討を、今後、お願いをいたします。

続きまして、環境問題についてお伺いをいたします。ノラネコ対策として11月初旬に長浜緑地公園でTNR方式、罾で捕獲し不妊・去勢手術を施し元に戻す、これを提案、TNR方式と言いますが、これで50頭ほど対象として行ったと聞いております。事業の継続により、ノラネコがネコ化するのを防ぐ抑制効果はあると思います。今後、この事業の継続を考えているか、お伺いをいたします。

市民部長（前里佐喜二郎君） TNR調査でございますけれども、これはノラネコを保護し避妊・去勢の施術を施して、元の場所に戻すという、世界的にも知られている方法でございます。市といたしましては9月議会で補正予算をいただき、大島地区獣医師会の協力をいただきながら、11月の7日から10日に長浜町の緑地公園において、また、11月28日から12月1日において佐大熊公園周辺において、これまで2度の調査を実施しております。それぞれの調査実績といたしまして、長浜地区では21頭のノラネコを保護し、そのうち14頭を施術・放獣いたしました。また、佐大熊地区におきましては、21頭を捕獲し、そのうち19頭を施術、手術・放獣いたしております。手術頭数の実数については概ね満足いたしておりますが、現地にはまだまだ未実施の個体もあり、再度同地区の調査を実施するのを含め、対策を検討する必要もあると考えているところでございます。このTNRの効果についてでございますが、ノラネコの無益な繁殖の防止はもちろんでございますが、避妊・去勢をすることにより糞尿の臭いの軽減、さかり時における鳴き声の抑制、また、飼い猫に対する病気の感染防止にも期待できる施策でございます。今年度は5か所での調査を予定しているところでございますが、先の新聞報道での

反響も大きく、多くの地域から実施要望を受けているところでございます。事業の効果やノラネコの現状、また、このような地域からの要望をかんがみますと、今後も引き続き継続していくべき事業だと考えております。

12番（大迫勝史君） はい。継続していただくということで、大変ありがとうございます。しかし、このTNR方式を行政だけで継続していくのは、予算上も負担も大きいと思います。全国的に見ますと、地域猫活動で成功している例もあります。ノラネコで困っている人、餌やりさん、双方を行政がコーディネートしてルールを作る活動を広げながら、その上で活動や避妊・去勢手術を対して助成をするのが望ましいと言えます。この地域猫活動を市民に啓発していく考えはないか、伺います。

市民部長（前里佐喜二郎君） 地域猫についてでございますが、正に今、取り組んでおりますTNR事業が目指す最終的な取組の形態だと思っております。地域猫活動は、議員もおっしゃられますとおり、地域住民と飼い主のいない猫との共生を図る、目指す事業でございますが、まだまだ地方における地域猫活動に対する認知度、理解度は低いのが現状でございます。地域猫活動を実施するにあたっては、行政だけではなく、この地域住民の理解・協力なしでは叶えられない事業でもあります。また、様々なルール作りも伴ってくるものと考えられます。今後は、現在のTNR事業を通じながら、この事業の意義を多くの方に知っていただき、地域猫活動に対する取組の輪が少しでも広がっていけるよう、検討してまいりたいと存じますので御理解をお願いいたします。

12番（大迫勝史君） はい、よろしく願いをいたします。

続きまして、この山中のノネコの対策は世界自然遺産登録に向け、目指す上で重要なことだと思います。現状のノネコに対する対策を、現状と対策を伺います。

市民部長（前里佐喜二郎君） 山中のノネコ対策につきましては、現在、環境省の奄美野生生物保護センターが狩猟鳥獣として捕獲作業を行っているところでございます。捕獲につきましては、奄美野鳥の会に委託しTNR事業と同様のかご毘にて捕獲いたしております。昨年度の実績といたしましては、60個の毘を仕掛けて45日間で7頭の猫を捕獲したとのことでございます。捕獲されたノネコにつきましては、野生生物保護センターにて収容し、譲渡可能なノネコにつきましては里親探しを行っており、その他のノネコにつきましては処分されているようでございます。世界自然遺産登録を目指す本市といたしましても、このノネコにつきましては大変危惧するところであり、また、喫緊の課題であるとも考えております。現在は収容施設の問題もあり、国のような施策はできておりませんが、減らすことと同様に増やさないことという観点から、先に説明いたしましたTNR事業を実施しているところでございます。ノネコに至る前の入口であるノラネコを増やさないことで、結果、ノネコ対策にもつながることと考えております。この猫問題につきましては、家猫・ノラネコ・ノネコのどちらか一方をやればよいというものではなく、一体となった取組が必要でございます。また、1自治体のみでも、でなく、世界自然遺産を目指す奄美大島全体で取り組むべき命題だとも考えております。このような考え方の下、国・県・関係町村とも連携を図りながら、増やさない事業を普及させ、また、減らす事業にも力を結集し、ノネコ対策に取り組んでまいりたいと考えております。

12番（大迫勝史君） 今、答弁にも出てまいりましたが、今年9月に改正された動物愛護管理法では第44条に、愛護動物を遺棄したものは50万円以下の罰金に処するとあります。捨て猫は犯罪なのであります。この犯罪を根絶しない限り、ノラネコは減らないでしょう。TNR方式と並行して、飼えなくなった犬や猫の里親探しの施設の必要性は、奄美ほ乳類研究会が平成22年1月に発表したペット飼育家庭へのアンケートでも要望が高いことが分かっています。施設の必要性は考えられないか、それと先

ごろ、霧島市に開設した県の施設利用はできないか伺います。

議長（竹田光一君） 時間が迫ってますから。

市民部長（前里佐喜二郎君） 時間がありませんので結論だけ申し上げますが、里親探しの可能性、どう言ったら、検討してまいりたい、施設が必要なものですから、これを市が造るのはかなわないということなものですから、ちょっと今のところはできないんで、県に要望してまいりたいと思っております。（「霧島施設を使えないか、それ…」と呼ぶ者あり）

市民部長（前里佐喜二郎君） これは要望いたしました、できないということでしたので、引き続き要望してまいりたいと思います。

議長（竹田光一君） 以上で、公明党 大迫勝史君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前 11 時 45 分）

○

議長（竹田光一君） 再開いたします。（午後 1 時 30 分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

次に、無所属 安田壮平君の発言を許可いたします。

2 番（安田壮平君） 皆様、こんにちは。無所属の安田壮平です。今年を締めくくる第 4 回定例会の一般質問にあたり、まずは一言所見を述べさせていただきます。

これまでも申し上げてまいりましたが、今年は奄美群島日本復帰 60 周年にあたります。前回の定例会から今日までの間、本市においては奄美ファンサミットや記念式典が開催され、また、群島内においても各種記念行事が開催され、実に賑やかな節目の年となっています。そして今後は、今月 25 日におがみ山で行われる日本復帰記念の日の集いをもって一連の祝賀行事が一段落することとなります。盛大なお祝いのあとは、少し寂しい気持ちがいたします。しかし、気を取り直して気持ちを切り替えて、復帰 61 年目の元気で豊かな奄美市づくりを目指して進んでいかなければなりません。この先の 70 周年・80 周年・100 周年、そして、泉重千代翁と同じ、同じ年、大還暦と言われる 120 周年やその先を目指して、そのときに本市が今と同じように元気で豊かであるような姿を思い描きながら、今を生きる私たちは各々の仕事や活動に勤しんでいければと思います。

歴史的に見ても大きな転換点を迎える奄美市と奄美群島、その象徴的なものが奄振法の改正とその中身の大きな変革であり、また、世界自然遺産登録に向けた様々な動きではないでしょうか。そのような時代の転換点にあって、先月の奄美市長選挙で朝山市長が無投票で再選を果たされました。朝山市長、おめでとうございます。奄美市だけでなく、奄美群島のリーダーとして、これまでに培った見識・経験・人脈など総合的な進言力をフルに活用して、奄美の将来を力強く切り開いていただきたいと願っておりますし、私としても、自らの立場で本市発展のためにできることには、労を惜しまずに取り組むたいと考えております。

私も、先の市長選、市長選では、朝山市長を支持させていただきました。ただ、もちろん手放しで支持をしたわけではありません。1 期目以上に真価が問われる 2 期目には、成果を出していただきたい。この奄美市の難局を何とか乗り越えてほしい。このような思いを朝山市長に託した方は私だけではないと考えております。市長の声なき声に耳を傾けるという姿勢を、多くの市民の皆様が期待を込めて見ていることと存じております。繰り返しになりますが、今回の選挙は無投票に終わりました。それは、一面、市長の総合的人間力に対抗できる人物がいなかったことの現れかもしれませんが、その課程において、向こう 4 年間の奄美市づくりの理念や政策を議論する機会が十分に持てなかったことは、私にとっても、また、市民の皆様にとっても物足りなさを感じた面は否めないと思います。では、誰がどこで

この政策論議をするべきか。それは何よりもこの議会の場においてであり、朝山市長を支持した一人の議員として、責任を持って市長の2期目に向けての理念や政策を明確にしていくことが大事な務めではないかという思いを持ちまして、この演壇に立っております。今年度の、そしてこの先も続くであろう奄美市最大の課題は、景気の回復であり、経済の活性化であり、そして、それを安定的な雇用の拡大につなげていくことだと、私は考えております。このことを念頭において、今回の一般質問の内容を進めてまいります。

それではまず、市長の政治姿勢について、今後、4年間で取りわけて成すべき政策、成したい政策を伺わせていただきます。選挙時のパンフレットには、もっと一汗、更に一汗宣言として、全部で14の政策分野についての政策案等が掲げられていますが、奄美市の現状の課題を踏まえて、この中から特にどの分野に力を入れて結果を出したいと考えているのか、三つほどに絞って、市長の思いをお示してください。

次の質問からは、発言席にていたします。

議長（竹田光一君） 当局の答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、早速安田議員の御質問に答弁させていただきます。議員御指摘のとおり、2期目に取り組む政策といたしまして、9つの宣言の継続と、更なる飛躍のための5つの重点事項を掲げております。いずれの政策も重要であるとの思いから、公約に掲げているところではありますが、特に力を入れるべき政策をいって申し上げますれば、まず、人口交流の拡大、雇用の創出、そして長寿・子宝の島づくりであろうと思っております。

まず、島に人が住み続けるためには、働く場が必要であります。働く場を確保するためには、物やサービスを生産する環境、そして加工され商品となった物やサービスが消費される環境づくり、あるいは仕組みを作ることが必要であります。そのためには、物やサービスを生み出すための雇用創出施策と、その消費を増やすための交流人口の拡大に関する施策が効率的に組み合わせられることで、持続的に働く場の確保ができるものと考えております。また、市民の皆様がよりよい生活をするためには、雇用さえあればよいというわけではありません。住みよい環境づくりも必要であり、子育てがしやすく、高齢者が生き生きと暮らすことができる施策を着実に実行していかなければならないと考えております。具体的には、新規雇用に向けた雇用支援制度やインキュベート施設等、産業振興拠点の充実による雇用の創出、更には乳幼児医療全額助成や高齢者福祉制度の充実などにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。これからの4年間、これらのことを念頭において、市民の皆様の声に耳を傾けながら、それぞれの地域の思いをしっかりと吸い上げて行政に反映できるように取り組んでまいりますので、今後とも御理解と御指導を賜りたいと存じます。

2番（安田壮平君） 今、市長から三つほどに絞って回答をいただきました。その三つの方向性としては、僕自身も非常に共感をいたします。方向性としては、今の奄美市を捉えてですね、決して間違っていないというか、より正しい方向にあるというふうに思いますので、それを本当に、着実に進めていただきたいというふうに思っております。

その中で、やはり、奄振法の延長・改正ですとか、または、成長戦略ビジョンのこと、そしてまた、世界自然遺産登録などもかかわってくるんだろうというふうに認識をしております。ちょっとまた、この市長のこの選挙時のパンフレットですね、これに従って話を進めていただきますが、かつて流行語大賞にもなりましたマニフェストという言葉はもう使い古されてしまいましたので、あえてその言葉は使わなくてもですね、市民との約束と言いますか、そういった意味ではとても大事な、様々な宣言・政策が書かれていると思います。やはり、こういったものを向こう4年間で進めていく中でしっかりと、その年度ごとに応じてと言いますか、やはり、一定の期間を区切ってしっかりと検証可能、測定可能に

していくことも大事ではないかなというふうに思います。その政策の具体的内容とともに、優先順位、数値目標、そして、期限や財源などを示しながら行っていくというところが大事だろうというふうに思うんですが、その数値的な目標という意味でいけばですね、この待機児童を0にするとか、あるいは学校の耐震化100パーセントにするとか、これを4年間で達成するということですので、このあたりのことは非常によく、数字にですね、表れているというか、測定しやすい、評価しやすいというふうに思っております。こういったものを、やはり、この14のですね、この政策分野について一つずつ設定していくことも大事ではないかなというふうに思っております。一つだけ気になるのが、この中で観光交流人口45万人達成と、午前中の元野議員の中でも出てきておりましたが、これ、一応奄美市の総合計画においては、平成32年度に45万人というふうになっておりました。市長2期目は29年までですので、3年前倒しでこの45万人を達成するという意気込みなのかなというふうに思いましたが、そのあたりについての認識はいかがでしょうか。

市長（朝山 毅君） 交流人口については、先の議員のお話にも御答弁させていただきましたが、現在36万1,000人と24年度で言われております。ここ最近の統計などをかいま見ますと、暦年、若しくは年度で捉えなければいけませんので、まだ、正確な数字じゃございませんが、昨年よりは2万人ほど増えていると、空港のほうで確認をいたしております。それらのこと等も含めて、前年比上回るのではないかなと思っております。そういう要因を考えてみますと、議員が先ほどお話しをされましたとおり、60周年という大きな節目の中で、いろんな祭事があったということも要因をいたしておりますし、個々に考えてみますれば、奄美市の創設しました100人応援団、その人々がもれなく何人かの友達など、また、関係者をおともして島に訪れているということなども、やはり、起因しているものと思っております。それらのことと合わせまして、奄美群島トータルして、先ほどの自然遺産登録に向けての環境などを含めて、追い風が吹いているような気がいたします。加えて、それらの環境に対して、現在、国のほうにお願いをいたしております、航路・航空路の運賃の低減化なども、やはり、いろんな環境づくりにくみするものでありますし、それらを総合してまいりますれば、45万という数値は、もちろん目標でありますものの不可能な数値ではないというふうな思いをいたしております。そのためには、今が大切ということをしっかり踏まえながら、奄美をPRしていくことが、継続的にやって、行動することが大切だろうということを認識いたしておりますので、皆様方のお力とお知恵をいただきながら、やはり、積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

2番（安田壮平君） 観光交流人口につきましては、10年ほど前から低下傾向ありまして、24年度は少し増加したということで、この傾向が続けば確かにその目標に近づいていくことができると思いますので、更に力を入れて取り組んでいただければと思います。ちなみに、関連なんですけれども、市長の政治姿勢というところで関連してお伺いをしたいんですが、市長の言葉でお伺いをしたいんですけれども、市長が目指すべき市長像と言いますか、どのようなリーダー、リーダー像というものを思い描きながら、日頃のお仕事にですね、取り組まれているのか、そういった市長像を伺わせていただければと思います。お願いします。

市長（朝山 毅君） おこがましいお話しで答弁になるかもしれませんが、信頼される人間たり得たいと思っております。

2番（安田壮平君） 本当、少し答えにくいと言いますが、いろんな答え方がありますので、なかなか急に聞かれても、少し迷惑だったかもしれませんが、私自身は、是非とも後世に感謝をされる市長になっていただきたいと、ですね、後世の人々に尊敬をされる市長になっていただきたいというふうに思

います。その、そのためにも、正に目の前のことと言うか、短期的なこと、直近のこととも取り組むことも大事ですが、やはり、中・長期的な視点を持って10年後・20年後の市民の方々にですね、尊敬をされるような、そういった取組にも、是非、心を向けながらしていただきたいなというふうに思います。

続きまして、私が考える重点課題というものについて伺わせていただきます。もう、昨日も、そして今日も出てきておりますが、末広・港土地区画整理事業についてであります。私自身も最近、商店街を歩いていて、この先どうなるのかという質問や相談を、市民の方や、または、商店主の方から受けることが多くなっていることを実感しております。奄美市最大の課題、もう目に見える具体的な課題の一つがこの事業であることは、誰の目にも明らかだと感じております。その一方で、先の市長選においてはこの事業について、市長の口から語られる言葉はあまりなかったかと、少なかったかと思ひ、少し不安を感じております。いろいろと口に出せないこともあるのかもしれませんが、是非ともこの機会に市長の思いを伺ってみたいと存じます。この事業については、何よりも基盤づくりであるということ、地域の住民や会社・商店の生活環境・事業環境を整備・充実させ、市内の商業の中心部である中心商店街を活性化させ、落ち込みが続く経済状況を反転、攻勢に導く基盤作りであると、そういった大事な事業であるということは十分に認識しております。いわば、攻めと守り、どちらかと言えば私自身は守りに、守りに属する、そういった事業ではないかと思うんですけど、その守りをしっかり果たしてこそ、住民の安定した生活はもちろん、観光客の誘致や物産販売の拡大など、攻めの効果が大きくなりますので、是非、市長のこの2期目の任期中に完遂への目途を付けていただきたいと切に願っております。

それでは伺いますが、本事業の現在の進捗状況と、難航している原因や課題についてなんですけど、これも、昨日から散々伺っておりますので、ここはあえて重複して聞くことは止めたいと思います。では、もう既に整理をされております、幾つかある原因や課題、これをどうすれば上手くいくのかという視点で質問をさせていただきたいと思います。その玉突きを進め方であるとか、または、その予算の面とかですね。いろんな利害関係者がいるとか、その原因や理由、理由というものは十分に整理されていると思いますので、ではどうすればよくなるのかというところを伺わせていただきたいと思います。

建設部長（東 正英君） お答えいたします。その前に、午前中の元野議員からもございましたが、末広・港区画整理事業の経緯につきまして、ちょっと詳細に説明をさせていただきます。

末広・港土地区画整理事業につきましては、平成17年1月に事業を行う区域の3.2ヘクタールにつきまして土地計画決定をいたしまして、平成19年2月には事業計画の決定を行っております。平成19年・20年度にかけまして、用地先行取得をし、その後、平成22年度に仮換地の指定を行い、建物移転工事がスタートしております。現在の進捗率は先ほど議員のほうからございましたので、24年度現在、事業費ベースで50.2パーセントとなっております。完成を、現在のところ平成30年度完成を予定しております。先ほどありましたが、どのような、課題をどのように考えているかということですが、早く事業を進めてほしいという商店街からの多くの声も聞いておりますので、先ほど議員のほうからもありました課題によって事業が遅れないように、そしてまた、商店街の皆様方へ影響を与えないように、予算確保に努めながら関係権利者との事業への協力をいただきながら、移転計画の着実な実行に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

2番（安田壮平君） 少し、尋ね方を変えましたので、そうですね、正に部長がおっしゃるとおりだとは思いますが、一つにはですね、本当にその地権者の方を含め利害関係者の方との様々な折衝、やり取り、そういったのも誠実に、真摯にこれからですね、行っていただくというのも大事ですし、そしてまた、現に今、事業を営んでいる方の、その売り上げとかにもですね、極力悪影響が出ないように、かつてのようなですね、売り上げを取り戻せるように。そのためには、やはり客足を取り戻していくと、安心して市街地に、商店街に買い物に来ていただけると、そういったことも大事だろうと。そして、将来必ず完成できると、完成すると、そういったこともですね、市民の、多くの市民の皆様にも伝えてい

く努力が必要だろうというふうに思っています。やはり、市民の方々にですね、平成30年にはこうちゃんと完成した姿というものをイメージできるような取組が必要だと思います。その結果も大事ですし、そしてまた、そこに至るまでの過程ですね、プロセスも見えるようにしていく必要があると考えますけれども、このことについての見解と言いますか、何か取組の考えをお示しいただければと思います。

建設部長（東 正英君） 市民へ分かりやすくするための、課程や結果を見える化する必要があるのではという御質問でございますが、現在、関係権利者への区画整理事業についての説明につきましては、今年度は移転対象者への個別に説明を行いまして、事業の内容等について理解と協力をいただいているところでございます。これまでは、年度初めに住民説明会を開催いたしまして、事業の内容や進ちょく状況、及び年度の移転計画について説明をしておりましたが、今年度は個別の交渉に重きを置いたため、全体での説明会は開催しておりませんでした。しかしながら、関係権利者が移転計画等の情報を共有するためにも、全体での説明会は必要なことと思いますので、今後は現在の進ちょく状況などについて情報を共有するためにも、全体での説明会を開催してまいりたいと考えております。来年早々には開催したいと考えております。また、市民の皆様への情報提供といたしましては、現在、市のホームページにて末広・港土地区画整理事業の事業概要等を掲載しておりますが、より充実した分かりやすい内容で掲載ができないか、検討をしてまいりたいと考えております。以上です。

2番（安田壮平君） 私があえてこの質問をさせていただいたのは、一つには、やはり、昨今度々ですね、地元の新聞でもこのコラムとか特集が組まれていますし、そしてまた、地元の出版社が発行しているフリーペーパーですね、タウン情報誌、こういったものでも末広・港の事業がですね、特集をされていると。それだけ関心が高い、あるいはですね、やはり心配というか、不安を感じていることの現れではないかなというふうに思っています。ですので、是非、是非とも、この計画について、その進ちょくや、そしてまた、将来像についてですね、もっと、確か町中に看板とかありますけど、もっといろいろ工夫をしていただいて、市民に触れやすくしていただきたいなというふうに思います。ちなみに、奄美市のホームページ、最近見たところ、平成19年2月現在の情報でしたので、要は、もう少しでもう丸7年ぐらいですね、経つというかなり古い情報でしたので、やはりそこはですね、やっぱり定期的に更新をしていく、最新の情報を発信していく必要があるんだろうというふうに思っております。善処していただきますようお願いをしたいと思います。

それでは、この事業推進についてですね、市長の思いやメッセージをお示しいただければと思います。

建設部長（東 正英君） お答えいたします。末広・港土地区画整理事業につきましては、郡都にふさわしい町を形成するために必要な事業だと考えております。中心市街地は行政・商業・文化・教育・娯楽等の機能が集積している場所でございます。将来的にも奄美群島を代表する郡都としての役割を担っていくべき町であると考えております。しかしながら、この地域の中には防災上危険な箇所があり、また、商店街の衰退が見られる状況でありました。この課題に対応するために、区画整理事業を導入しております。この区画整理事業の目的は、議員も御承知だと思いますが防災機能の強化などの都市基盤整備と併せまして、商業施設の再編を図り、魅力あるにぎわいに満ちた中心市街地の形成を図ること、ことであります。この事業を行うことによりまして、この地域の防災機能の強化を図り、末広・港線による商店街への交通アクセスの向上、また、ゆとりある歩道を整備することで市民が安心して買い物ができる安全で安心な街並みを整備することができると考えております。あわせて、商業施設の再編によりまして、商業者が新たな個性豊かな店舗を整備することによりまして、魅力溢れるにぎわいに満ちた中心市街地の形成につながるものと考えております。商店街の皆様方から早く事業を進めてほしいとの声を数多くいただいておりますので、私どももできるだけ早く事業が完成するように、精一杯取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

2番（安田壮平君） この事業の目的とか、機能とかですね、そういうものはもう十分、十分ですね、私自身は認識しておりますし、そういったこともきちんと説明をしていけば、市民の方にも御理解をいただけるというふうに思うんですけども、じゃあどうしてなかなか進まないか、進まないのかということでもありますね、きちんと把握をして分析をして、やっていっていただきたいというふうに思います。昨日の市長の答弁の中で、やはり、信頼関係という言葉がですね、すごく私自身心に残ってしまっていて、それが本当に大事なんだろうというふうに思っております。この市役所と、そしてまた、関係者とのですね、利害関係者との信頼関係、やはり、これを早期に、そして、より強固なですね、関係を築けるようにしていくことが、この事業の成否の重大なポイントではないかなというふうに思っています。では、どうすればその信頼関係を構築していくことができるのか、というところでもありますね、今後、突き詰めて考えてやっていただきたいと思います。そしてまた、一応、市役所内の役割分担もあるんでしょうけれども、是非とも、その市長のトップとしての判断や行動や言葉や、そういったものが恐らく市の職員の方々の志気にもかかってくると思います。志気を高揚させていくためにもですね、やはり、ときには市長のそういったメッセージも必要になってくるのではないかなというふうに思いますので、そこはもう、重ねては聞きませんが、是非、また、改めてこのこういった一般質問の機会などで問わせていただきたいと思いますが、今後の推移を見ながら、また、そういうことも私自身考えていきたいと思います。午前中、元野議員からもありました、東南アジアのようなマーケットという、正に奄美ならではの、奄美市ならではの、そういったものを作っていくことも大事な観点だというふうに思いますので、今、今取り組んでいる事業の中でそういったものがないかどうかというところでもありますね、いろいろと、いろんな可能性を検討していただければというふうに思います。

それでは、次に移ります。世界自然遺産登録について、当初の計画を鑑みると残された時間は限られていますが、もっと力を入れて取り組むべきではないか、お尋ねしたいと思います。先般、本市に事務局を置く奄美大島自然保護協議会が奄美大島自然保護ガイドブックというとても優れた冊子を作成し、本島内にて全戸配布されました。この冊子にも明記されておりますが、登録の目標スケジュールは平成28年夏ということで、残すところもうあと2年半というところまでやってまいりました。これは極めて短い期間だと思いますが、本当にできるのか。また、本当にこのまま登録されてしまってもいいのか、多くの疑問が残ります。奄美市においても、世界自然遺産登録に向けて、担当職員の方々、一生懸命取り組んでいることは、私も十分認識しております。今日の新聞でもありましたが、住用のほうで説明会を行ったり、または、その猫のですね、そういった捕獲調査事業を行ったり、本当にフル回転でお仕事をされていることは、私もすごく実感をしているところです。ただ、環境保全や住民への普及・啓発の面で、まだまだ力弱い部分もあるのではないかなということも、感じることも、また、事実であります。ここで市長御自身の姿勢について伺わせていただきます。まず一つ目ですが、今年の3月定例会でも質問をしましたが、市長の先行登録地、国内の世界自然遺産である屋久島・白神山地・知床・小笠原諸島や、または国内の世界文化遺産、あるいは海外の世界自然遺産・文化遺産、そういったところの視察やユネスコ世界自然委員会等の視察の現況はいかがかお示してください。また、担当職員で同様の取組を行っていたら、併せてお示してください。

市民部長（前里佐喜二郎君） お答えいたします。奄美・琉球の世界自然遺産登録につきましては、平成28年の登録を目標に、地域住民の皆様の御理解と御協力を得ながら、国・県・町村等と連携を図り、登録へ向けた準備と手続きを進めております。あわせて、登録、登録に向けての取組につきましては、広域事務組合にも担当者が配置されておりますので、広域事務組合とも情報を共有しながら進めているところでございます。本市におきましては、今年4月から環境対策課内に新たに世界自然遺産推進室を設置し、遺産登録につなげるための希少動植物の保護や、地域の自然保護啓発活動に取り組んでいるところでございます。お尋ねの市長の先行登録地視察につきましては、今年6月に北海道の知床など、

世界自然遺産登録地の視察を計画しておりましたが、公務の都合上、日程の調整がつかず、視察は実現いたしておりません。しかしながら、担当の世界自然遺産推進室におきまして、今年の10月から11月にかけて、北海道の知床と東北地方の白神山地を視察し、生物多様性の関係を中心に、世界自然遺産登録地における現状と課題について、現地調査を行ったところでございます。今後も、これらの調査を踏まえて、必要に応じ積極的に現地視察を行い、先行登録地と奄美大島の自然、現状を比較しながら、貴重な自然生態系の保護と活用につきまして、地域一体となって協議を重ねてまいりたいと存じます。それから、世界自然遺産委員会の視察についてというお尋ねでございますが、現在のところ具体的な案はございませんが、今後、登録の予定が28年度、それからその前年になる27年度にかけまして、委員会の場所は毎年変わってまいります。これに前年度、それからその当該年度は、市長もそこに、委員会に出席というか、行かなければいけないという検討をしているところでございます。

2番（安田壮平君） 私自身、この質問をするにあたりまして考えたことは、この世界自然遺産というものをどのように捉えているかということですね、伺いたくて、この質問をさせていただきました。これまで国内で世界自然遺産になった地域はですね、いろいろ、いろんな自治体ありますけれども、やはり、もうこれしかない、もうこれに賭けると、そういった意気込みでなった地域も多くありまして、例えば、その知床の斜里町・羅臼町、または、文化遺産になった平泉町とかですね、そういったところ、本当にもう、町の施策の最重要課題としてですね、最重要な重点取組としてですね、もう本気で、町を挙げて自治体を挙げて取り組んでいると、そういう例も多くあるわけでありまして。そういったところを、是非、見ていただいて、本当に奄美市が、現状、このままでいいのかということですね、考えていただきたいかったというところであります。これ、経営に関する、企業の経営に関する言葉ではあるんですけども、一点突破・全面展開という考え方がありまして、いろいろ投資をしたい分野、たくさんあるけれども、その中の一つ、もうこししかないというところに、まずは、もう全力でですね、投資をします。お金にしても人員にしても、そこにいろいろとつぎ込むと。そして、そこから様々な分野に効果を波及させるという考え方があります。もちろん、行政はそういうふうには、企業の経営のようにはいかない面もたくさんあるんですけど、これ一つの経営の手法としてですね、是非、奄美において世界自然遺産というものを存在を考える上で、是非、認識をしていただきたいなというふうに思います。私自身は冒頭の市長の、特に力を入れてる三つの分野について、是非とも、その中に世界自然遺産登録というものを入れていただきたいと、そういう思いがあるわけなんですけれども、それに伴ってですね、やはり、そういった環境関係の部門に対しても予算面や人事面での手厚い配慮というものを持っていただきたいですし、また、それがなければ、本当に、登録の可能性50パーセントと言われておりますけれども、そういった状況にあるという危機感も、また、併せて持っていただきたいなというふうに思います。

続いてなんですけれども、景観条例の制定について。制定の時期や広域性の範囲、具体的内容、あるいは審議の体制や公聴関係、パブリックコメント等の導入について、今、どのような進捗状況になっているのかお伺いしたいと思います。

総務部長（安田義文君） 景観条例の関係について、答弁をさせていただきます。景観条例の制定につきましては、平成26年度中の制定に向けまして、現在、事務作業を進めているところでございます。この条例の制定にあたりましては、景観計画区域や行為の制限に関する事項、重要建造物等の指定の方針などを盛り込んだ景観計画が必要となります。そのため、現在景観に関する基礎調査や、専門家を交えた検討会などを重ね、景観計画のたたき台を策定する作業に取り組んでいるところでございます。審議体制といたしましては、現在、庁内で景観計画策定会議を立ち上げ、作業を進めておりますが、今後は市民の皆様や関係団体の御意見をお伺いする場といたしまして、民間有識者等を構成員とする景観計画策定委員会、この設置を行う予定としております。また、市民の皆様の財産に関することも考えますと、丁寧な住民説明が必要でありますことから、幅広く市民の皆様のお声をお伺いするために、住民説明会

の開催、パブリックコメント等を今後、実施していくこととしております。いずれにいたしましても、景観計画の策定や景観条例の制定によりまして、これからの国立公園化や世界自然遺産登録の後押しになるものと考えております。今後とも、住民や議会の皆様の御意見等も承りながら、進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をどうぞよろしくお願いいたします。

2 番（安田壮平君） 奄美市の景観計画、そして景観条例について、今、お考えを伺うことができたんですけれども、今、議会ですすね、去る5月に近畿地方に所管事務調査で行きまして、その和歌山県ですすね、南のほうに熊野古道という、これは世界文化遺産なんですけれども、その寺社・仏閣だけではなくて、その周りの自然環境もその世界遺産の地域になっている、そういうところを視察をさせていただきました。熊野古道もですすね、奄美もなんですけれども、要はいろいろな市町村にまたがってその世界遺産になるということですから、その辺で、やはり、その自治体単体でその規制をしていく、景観なり、そして、環境を守っていくっていうことは、やはり、単体では十分にできにくい面もあるんだろうというふうに思っています。熊野古道の場合はですすね、県が音頭を取りまして、和歌山県が音頭を取って、その関連する自治体にですすね、ほぼ同じ内容のその条例を制定をしています。国の法律や県の条例で守れない部分を、その市町村の条例で守っていくと。自然にしろ、また、文化的なものにしろですすね。そういう考えでの景観保全、景観保存条例というものを学ばせていただきました。奄美においてもですすね、やはり、この、一つにはこの赤木名地区という重要な文化的景観の地域を守っていききたいという思いがこの景観条例にあると思うんですけれども、それがやはり、そこだけではなくて、世界自然遺産にも広げていくためにもですすね、やはり、近隣の自治体、町村ともですすね、連携が必要だろうと。そのためには、県との協議もまた、必要になってくるだろうというふうに思います。こういったところも、やはり、あらかじめと言いますか、前もって認識をして進めていただきたいと。やはり、奄美市だけでは十分に保存できない部分もあるだろうと、近隣の町村との連携、これはもう、希少野生生物保護条例でも見られましたけれども、そういった体制、この景観関係でもですすね、是非、作っていただきたいというふうに思っております。

続いてなんですけれども、英語と外国語を話せる通訳案内士の増員、育成についての考え方はいかがか、お示しをいただきたいと思います。特に、地域限定通訳案内士や特区制度を活用した通訳案内士、沖縄等で導入をされている通訳案内士等を奄美市でも誕生させるために、鹿児島県との連携・協力についての考えをお示しください。

商工観光部長（川口智範君） 観光交流人口の拡大に向けて、世界自然遺産登録は大変な追い風になることが期待されており、特に、外国人観光客につきましては観光客船の低価格化もあり、今後、増加が見込まれております。現に2014年にはサンプリンセスを始めとするコスタ・ヴィクトリアやザ・ワールドの外国船籍が計9回、名瀬港に寄港する予定でございます。議員御提案の通訳案内士の育成等につきましては、本年3月の外国客船が寄港した際に、通訳不足という課題に直面し、その必要性を痛感いたしました。ところで、通訳案内士は通訳案内士法第2条で、報酬を得て外国人に付き添い、外国語を用いて旅行に関する案内をすることと規定されております。観光庁長官の執行する通訳案内士試験に合格し、都道府県知事の登録を受ける必要があります。ただ、沖縄では議員御指摘のとおり、沖縄に限るという地域限定ではありますが、一定の研修によって資格が得られる、沖縄特例通訳案内士が認められております。奄美群島においても、次期奄振法に向けて策定した奄美群島成長戦略ビジョンにおいて、世界自然遺産登録を見据えた観光ガイド業の確立及び拡大を念頭に、奄美群島に対して通訳案内士の特例を適用し、研修を受講することにより有償外国語ガイドが可能となる特区創設を目指しているところでございます。今後、世界自然遺産登録を見据えた観光交流人口に向けては、自治体単位ではなく、奄美は一つの理念の下、広域的な取組が重要であることから、議員御提案の通訳案内士の増員、育成につきましては、ぐーんと奄美や奄美大島エコツアーガイド推進協議会など、関係機関団体と密接に連携し

ながら取り組んでまいりたいと存じます。

2番（安田壮平君） はい。今、部長から通訳案内士の説明をいただいたんですけども、特に奄美においてですね、かかわってくるのが、外国からのそのツアー客と言いますか、団体旅行客を案内するバスガイドさんとかですね、そういった方々が英語で、そしてまた、案内をして、報酬を得るためにはどうしてもこれ必要な資格になってきます。もちろん、ボランティアでやる場合は別に必要ないんですけども、これはやはり、一つの雇用の場になってくる可能性が十分にあるというふうに思っています。この国家資格はとても難しい試験らしくてですね、毎年200、300人程度しか合格できないと、非常に難関の資格なんですけども、この規制を緩めるためにですね、今、地域限定のものができていまして、その地域限定通訳案内士というのが、北海道・岩手・栃木・静岡・長崎・沖縄となっています。鹿児島は残念ながら入っていません。そしてまた、ありましたが、沖縄特例通訳案内士というものは、これは沖縄法によって認定をされているということで、よりその地域限定通訳案内士よりも更に優しい、様々な試験とかをですね、研修とかをクリアして、すれば、その沖縄だけでそれは営業ができるということでもありますので、今、奄振法の中でというふうなことでありましたので、是非、その方向でも進めたいですし、また、鹿児島県は奄美が世界自然遺産になれば屋久島と合わせてですね、二つの自然遺産を持つと、国内でも極めて希なというか、鹿児島しかない、そういう地域にもなっていくしますので、それを考えればもうそろそろ鹿児島県とですね、議論をして、鹿児島限定のですね、県限定のその地域限定通訳案内士というものも創設してもいいんじゃないかと、そういう議論も進めていくべきときじゃないかなというふうに思いますので、そこは提言、提案をさせていただきたいと思います。

続いて、3番目になります。地域の雇用状況について伺います。近年、有効求人倍率に改善が見られることは確かですが、質の改善について行政の取組はどのようにしているのか、お尋ねしたいと思います。私が冒頭に申し上げました、安定的な雇用の拡大ということは、取りわけ地域の若手世代、子育て世代が奄美市で安心して生活していくためにも、そして、本市の人口を維持し経済規模を維持していくためにも重要であることは論を待ちません。では、それをどのようにして実現していくかということについては、単に民間だけに任せていてもいいというわけではないと感じております。そこでまず、質問の前提として、市長、若しくは部長に伺いたいと思いますが、これはちょっと通告にはありませんが関連しますので、是非、伺ってみたいと思いますが、最近、ハローワークの求人情報ご覧になったことはありますか。そして、それを見られたとしたらどのようにお感じになりますでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

商工観光部長（川口智範君） 求人情報については、見ておりません。ただ、私が感じておりますのは、私どもが発注します小さな事業に対しても、多くの方がいらっしゃるなという、この部分については認識をいたしております。

2番（安田壮平君） 毎月、10日と25日に原則発行されます。市役所の1階にも置いてありますので、是非、時折ですね、その1階の前を通ったときにはですね、手に取って見ていただければ、いろいろ奄美市のその景気の状態、雇用の状況というものがより詳しく分かるんじゃないかなというふうに思います。ちなみに、余談ではありますが、これを見ていくとですね、土・日・祝日勤務有りというところも結構ありまして、やはり、観光産業、あるいは商業関係ですね、そういったところは、土・日・祝日勤務有りですので、そこで働くお母さんたちはですね、子どもをどこかに預けないといけないということにもなりますので、子ども・子育て、子育てニーズ調査のですね、一つの参考にもなりますので、是非、そういった認識も持っていていただければ反映をしていただければと思うんですけど。私自身がこれをざっと見て思うことは、確かに数年前よりは増えたかと、求人情報がですね、求人案内増えたと思うんですけど、その一方でパートが半分ぐらいですね。フルタイム・正社員というのは残り半分というふうにな

っております。そのフルタイム・正社員の中でも、特に介護・医療関係が多いなど。看護師・理学療法士・作業療法士・歯科関係、あとは介護支援の専門医等、そういうのが多いと。またそういう資格を持っていれば、確かに賃金は高いとなっています。そしてまた、最近は建設関係も以前よりは増えてきたなど、そういうことも感じております。その一方で、そのフルタイム、正社員のですね、一般事務・サービス業・販売業・営業などというところはですね、月収が11万円から13万円というところが相場だなというふうに見て、感じておりまして、年収にすれば大体150万円ぐらい、その前後となるというふうに見て取れます。やはり、こういった賃金のチェックというかですね、今、奄美のその様々な労働政策や経済政策、考える上で、こういったところをチェックをしていただいた上でですね、いろいろな手を打っていただきたいと思うんですけれども、それが私自身見て感じた状況であります。昨日もありました川口議員の議論とも少し通じる部分あるんですが、川口議員の場合は公社職員の、関してでありましたが、私は主に民間の企業で働く方々についてでありますけれども、奄美ではアベノミクスの効果がなかなか届かないというふうに、よく言われております。その原因の一つが、やはり、賃金の上昇がなかなか見られないということがあるのでしょうけれども、今、安倍首相が経済団体や業界団体に行っている賃上げ要請、先月も政労使会議を行って成長と分配を求めようとしていましたけれども、こういった動きにならって、朝山市長も地元の経済団体等に賃上げや待遇改善を要請をしたり、あるいは意見交換をしたりすることについて、どのようなお考えをお持ちか伺いたいと思います。

市長（朝山 毅君） 議員のお話のアベノミクスの一つの施策として、大企業に首相が自ら賃金上昇の要請をしております。これは、経済環境が不透明な時期に、やはり、大企業を言えども内部留保をし、そして、不測の自体に備えるための賃金を蓄えていたのは事実であります。今は、以後、円安になり経済環境も変わってまいりまして、特に自動車・電気などの産業については、非常に好景気を呈しております。輸出産業は大変いい環境にあって、それらの企業に対して内部留保金を少し緩めて、職員の給与を上げてくれと、そして雇用の機会を拡大してくれということでありました。これは、ほとんど大企業であります。奄美群島における大企業という資本金1億円以上、従業員200名以上という企業はほとんどありません。中・小・零細企業であります。しかも、産業構造上、非常に製造業の少ない地域でありますので、内部留保を持った企業というのは、もちろんありますけれども、私の知る限りではそう多くはありません。したがって、そういう経済環境の中において、賃金を上げてくれという要請することについては、私自身、今、考えておりません。商工会議所の環境も変わったようでありますので、会議所の皆さん、そして経済界の皆さん方とつづさに連携を図りながら、世情を語り、経済環境を語り、また、行政の関する御提言等をいただきながら、話し合いの場は持ちたいと思っておりますが、賃金上昇要請などなどのことについては、大変おこがましいことであろうと、今、思っております。もっともっと、経済環境がよくなりますれば、必ずや雇用も増えまして、もちろんその前に賃金が増えていくというふうな景気の循環は、いずれ、全体、国内全体の景気がよくなってまいりますれば、以前のバブル経済の弾ける前の、平成の始めごろのような景気が戻ってくれば、必然的に経済循環の中において、雇用の機会、そして賃金の上昇というよい環境が生まれてくると、私は思っておりますので、今、企業に対して賃金を上げてくれということは言えるような環境にない、そういう経済実態であると私自身は思っておりますので、そういうふうに御答弁させていただきます。

2番（安田壮平君） 今、市長はそういう企業の、経済団体のほうにですね、賃上げ要請について行く、そういう話をするのはおこがましいということでしたけど、確かにそのお気持ちも分かりますし、奄美の、奄美市の経済状況もですね、こういった厳しい中ですので、なかなか難しい面はあろうかというふうに思います。そしてまた、もちろんその働く人にとってもですね、多様な働き方ということで、あえて正社員じゃなくてパートとかアルバイト、そういったものを選んでいられる方もいますので、これはもう、全部が全部一緒にするわけにもいかないんですけれども、ただ、私自身普段生活していて、子育て世代

の方からですね、いろいろと奄美の労働問題、賃金が低いですとか、またはパワーハラの事、そしてまた、賃金の不払いとかですね、そういったことがあるのも、また、事実であります。そしてまた、何でしょうね、そういうところに駆け込むのは一義的には労基所とか、そういう労働行政の部門だとは思いますが、地域の様々な事情があって、なかなかそこも、その利用もですね、多くないと。潜在的にはもっといるだろうと、そういうその職員の方の声も先日新聞に載ってましたけれども、そういった状況も、また、どこかにあるのではないかと、そういうところも認識をしていただきながらですね、是非、いろんな方面から、その経済団体の方々ですと、意見交換を、また今後もですね、進めていきたいというふうに思います。

最後になりますが、そのパワーハラスメント対策やメンタルヘルス対策についてなんですけれども、企業や従業員向けへの啓発、呼びかけをどのように進めていくかということで、特にメンタルヘルス対策については、先の決算委員会でもいろいろと議論になりましたけれども、市役所も課題を抱えていると聞いております。随分早く始めよ。要はいろいろとそういったものを啓発する市役所から、まずは模範になるように、お手本になるように取り組むべきではないかという観点から、どのように市役所ではこういった部分の対策を行っているのか、お示しいただければと思います。

総務部長（安田義文君） 職員に対するメンタルヘルス対策の取組について答弁をいたします。心の病は一度発症しますと、その治療に大変長い期間を要し、その間の業務に大きな支障を及ぼす場合もあることから、その対策には特に力を入れているところでございます。まず、5年ほど前から職員係に保健師を配置し、職員の健康管理全般の業務を担っております。この配置によりまして、職員の健康の維持・増進は大きく改善されつつあるものと考えているところでございます。また、職員からの相談窓口として、随時面談等を実施するほか、病気期間休暇中から職場復帰の際においては、継続的なフォローを行い、職場や家族、精神科医等との、と連携をいたしまして、職員の心のケアに努めているところでございます。また、保健師自身もメンタルヘルスに関する講演会や研修会に参加し、スキルアップを図っているほか、他自治体の健康管理者等との情報交換等も積極的に行い、最善の方法を模索しながら職員のメンタルケアに取り組んでいるところでございます。そのほかの取組といたしましては、専門医等によります心と体の健康相談、これを定期的を実施しております。具体的には精神科医や臨床心理士による心の相談室を、毎月2回開催するほか、産業医によります健康相談室を毎月1回開催し、職員に対しカウンセリングや健康指導を行っていただいているところでございます。これらの詳細につきましては、相談者のプライバシーに配慮し職員名や内容等については秘密が守られ、当事者以外は知り得ない状況となっております。このように現在務めておるところでございます。

2番（安田壮平君） しっかり取り組んでおられるということなんですけれども、その取組が本当に十分かというところはですね、絶えずですね、検証していただいて、改善すべきところは改善していただきたい。そしてまた、その保健師の方だけに任せるのではなくて、その職員関係の部門、チームでですね、全体で取り組んでいただいて、そしてまた、その知識やノウハウというものを庁内でですね、共有していただくような、全体的にやっぱりそういったことにこう理解を持てるような環境づくりというのも、ものも検討していただきたいと思います。是非、朝山市長の進める政策の方向性はその通り進めていただいて、あとは中身の充実、質の向上というのを、是非、力強く取り組んでいただければと思います。以上で一般質問終わります。ありがとうございました。

議長（竹田光一君） 以上で、無所属 安田壮平君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後2時30分）

○

議長（竹田光一君） 再開いたします（午後2時45分）

引き続き、一般質問を行います。

次に、平政会 竹山耕平君の発言を許可いたします。

23番（竹山耕平君） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。平政会の竹山耕平でございます。まずは、この度の市長選挙におかれまして、無投票となりましたが、朝山市長、再選誠におめでとうございます。2期目となる市政運営に際し、奄美の健全な舵取り役はもちろんのこと、郡都奄美市としてのリーダーシップを存分に発揮されるよう、強く期待をいたします。市長がもっと一汗、更に一汗、努力を積み重ねるということですが、副市長を始め幹部職員、一般職員の皆様に対しても、市長の決意を共有し市民感覚でもっと、そして更に汗をかく覚悟で御尽力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、質問に移ります。まず始めに、市長の政治姿勢についてお伺いいたします。2012年に施行された国の再生可能エネルギー固定価格買取制度によって、太陽光発電を始めとする再生可能エネルギーは全国的に普及が拡大されております。また、大震災以降の国民のエコ意識の向上が図られたことも要因の一つであると考えています。本市においても、第3セクターによる風力発電所や民間活力による太陽光発電所など、将来ビジョンとして新エネルギー・自然エネルギー利活用の推進が図られてきていると思います。そのようなことから、現状把握として一般家庭や事業者による太陽光発電の設置導入状況についてお示しをお願いします。また、あわせて、これまでも現在を含め設置に伴う本市の補助助成制度と減免制度の対象はあるのかについて、お示しをお願いします。

次の質問より、発言席より行います。

議長（竹田光一君） 当局の答弁を求めます。

商工観光部長（川口智範君） これまでの市内の個人・事業者の太陽光発電について、九州電力奄美営業所に伺ったところ、メガソーラーを除き電力会社との契約件数が、今年の9月末現在、151件で、合計出力としまして797キロワットとなっております。住宅用太陽光システムに対する補助制度ですが、国や県の太陽光発電補助制度がございます。いずれも条件によりますが、1キロワット当たりの補助金は国が最大2万円、県が最大1万円のようにございます。本市では平成23年度から住宅リフォーム等補助金制度を創設しており、住宅リフォームのため、リフォームの際に太陽光発電システムを設置し50万円以上の工事1件につき10万円を補助しているところでございます。今年度、本制度を利用した太陽光発電システムを整備したのは200件のうち10件です。平成24年度につきましては、300件のうち5件でございました。また、本市では発電出力500キロワット以上の大規模太陽光発電設備の設置することを促進するため、今年4月に大規模太陽光発電設備に係る固定資産税を課税年度から5年間、課税額の100分の50を減額する、奄美市大規模太陽光発電設備設置促進要綱を制定いたしております。それ以外の事業所への支援としましては、国の再生可能エネルギーなど支援制度に関して環境省や経済産業省の様々な支援事業があるようでございます。市の事業所に対する補助や支援制度につきましては、今後の研究課題といたしたいと存じます。いずれにしましても、自然環境への負担が少ない再生エネルギーの導入促進は、奄美において重要な課題の一つと認識いたしているところでございます。

23番（竹山耕平君） はい、分かりました。奄美市では国・県によるものについてということと、あとはその住宅リフォーム助成制度で活用していると。これはインターネットでもですね、鹿児島県の中からは鹿児島市を始めですね、例えば始良市さんとか、ほかのところもそのキロワット、今、部長から説明がありましたとおりのもがありました。そして、奄美市のほうではこのリフォーム等緊急経済対策事業補助金としての、この説明が載っておりました。しかしですね、しかしというよりは、すい

ません、今のあの導入状況、そのリフォーム制度でもこれまでも5件ほどあって、今、市では大規模の500キロワット以上のそういう条例があって、そういうものに対しては促進を促していきたいということではございますが、やはり、部長のほうからもありましたように、この導入状況からですね、やっぱり鑑みると、これまでも質問を行っておりますが、そして、先ほど市長のほうからお話がありましたが、この外海離島、奄美という外海離島で、今後のその自然エネルギーのエネルギー振興策をですね、図っていくためにも、やはりその蓄電池、壱岐島で、今年奄美のほうでも、九電さんがあったということで、何件かが手を挙げてるという話もお伺いはしているところではあります、やはり、そういった形で、その設置の補助、そして減免措置、今は検討課題ということではあります、この500キロワット以上というものをもう少し下げてください。下げることによって一般家庭やその事業者が導入しやすくなる。そして、エコな奄美、琉球、奄美・琉球が世界自然遺産登録を見据えている中で、やはり、このエコというキーワードが大事になってくるものだというふうに考えておりますので、やはり、この500キロワット以上ってということになると、結構な大規模な数値になるんですね。それを是非、100キロ、50キロワット以上のものに対して、若しくは10キロ以上から50キロ、10キロから100キロ、そういったものに対して、先ほど申し上げ、部長からもありましたが、他自治体ではですね、開始をされている市もあります。滋賀県の守山市とかですね。固定資産減免措置みたいなものを5年間活用しているところもありますが、やはり、奄美市もですね、是非、見習って、しかし、見習うだけではなく、先ほど申し上げたとおりその5年を10年に、例えば、例えばですね、設置しやすくするためにはそういう措置を、制度を条例を作ったりという必要性も考えられると思いますので、このことについてはですね、今後、また改めて再質問を行っていききたいというふうに、そしてまた、ニーズもあるということで、再質問を行っていききたいというふうに考えますので、よろしくお願いします。

次にですね、住用地区の地域観光振興策、このヤムラランド計画、森と水のまちプロジェクトの整備が進められている最中ではございます。本年度中ということではありますので、平成26年、第1回定例会には示されるものと考えております。そこから三つ、今回の質問では準備しておりますが、もう一括して、総括して、この三つを一気に答弁をいただきたいというふうに思います。

まずはこの取組状況について。その中においても、その地域性が持つ資源の活用と地元住民の人材育成、この二つが最も重要なところだと考えております。その位置付けについてどのように、今、取り組んでいるのか、そのことについてお示しをお願いします。

続きまして、世界自然遺産登録による保護地域に可能性がある地域、そこが住用町だと思います。そういう重要な地域を持つからこそ、今後、その将来性に対してですね、先ほども申し上げたとおり、地域が持つ資源をどうやって最大限に利活用するのか。そして、それを守っていくための、その重要な地域である住用町の、その人材育成をどのように振興策に位置付けるのかということについてですね。これは括弧して、私有林、私有林との調整含めて言うことではあります、これはやっぱり、最も大事なところでもありますので、そういった部分を含めて、振興策としてどのような位置付けをしているのか。そしてまた、2020年、平成32年、師玉議員からもありましたように、鹿児島国体による相撲競技が奄美体験交流館で決定しております。そのことから、この施設で森と水のプロジェクトは、やはり、内海とその周辺の施設を十分に活用・利用する、充実を務める、そういったものを大切にするプロジェクトだというふうにも考えております。そのようなことから、そういう施設がある周辺の施設を生かすためにも、この長期的な、もう4年前ぐらいからですかね、この私もちょうど提言を行っております、この長期的な合宿の誘致を進めていくために何が必要なのか。また、そのためにはどういう位置付けとして、施策をこの地域振興策に盛り込むか。これも重要なことだと考えております。そのすべてが、やはり、最初に申し上げたようにこの取組の中での地域が持つ資源の利活用と人材育成だというふうに考えております。その位置付けをですね、今、三つ申し上げましたが、総括的にまとめて答弁をお願いします。

住用事務所長（満田英和君） 御質問が住用地区における観光プロジェクトに関連するということで、私のほうから答弁をさせていただきます。

住用地区におきましては、今年度から森と水のまち住用観光プロジェクト事業に取り組んでおります。現在、観光振興計画策定を行っているところでございます。また、御承知のとおり、今年7月に設立された住民ネットワーク組織NPO住用ヤムランドが地域振興の一翼を担うべく、プロジェクト事業と連動した活動を開始したところでございます。これまでの取組状況という質問でございますので、詳しくNPO法人ヤムランド及び取組の経緯を説明させていただきます。

平成21年度から現在、奄美群島観光物産協会「ぐーんと奄美」が主催しております、「あまみシマ博覧会」に参加をし、いわゆる着地型観光と言われる住民参加型の観光体験プログラム作りを行い、これを活用したことでメニューの醸成、併せて人材の発掘・育成を行ってまいりました。あわせて、世界自然遺産登録が実現した際には、貴重な自然や文化などが数多く残る奄美・沖縄の中でも、特に豊かな自然、生態系の多様性などが身近で観察することができる住用地域は、自然観察の活動拠点になることは間違いないものと考えております。国内の自然遺産先進地の状況を鑑みますと、様々な課題が発生しております。その中でも、自然保護と観光資源活用の在り方のバランスが大変難しいことのようにございます。また、地元以外の観光業者参入が多数を占めるなど、遺産登録されたことが果たして地元のためになっているのかとの疑問の声も挙がっているようでございます。

昨年度、国土交通省の離島の活力再生支援事業に応募・採択を受け、観光客受入を地域活性化の一つの手段にすべく、住民組織の基盤づくりを行ったところでございます。事業導入の目的は、先進地の状況を学習ししっかりと把握した上で、世界自然遺産は地域づくりと捉え、自然だけでなく地域、集落の歴史・文化を含めた観光資源として掘り起こし、地元にはできないガイドの育成を図ることが主な内容となりました。その結果、NPO法人住用ヤムランドの前身となる実行委員会を立ち上げ、今年7月の法人化につなげることができたところでございます。今年度は、観光庁の官民共同した魅力ある観光地の再建・強化事業の採択を受け、観光アドバイザーの助言をもらいながら、ヤムランドが中心となって2泊3日の観光ツアーを実施し、10月後半から12月までに計4回、30人を受け入れることができました。ツアーの特徴としては、住民とお客様のふれあいを基本に、集落歩きや八月踊りなど多岐にわたりました。ほかでは体験できない貴重で心温まる感動いっぱいメニューですねとの評価もいただいております。また、参加した住民の皆様からも、ふれあいが楽しい、八月踊りなどの継承活動にもつながるなど、喜んでいただいているところでございます。これらの実践の結果を検証し、反省すべきは反省し課題の克服も併せて行ってまいります。今後、事業を進める中で、これらソフト部門と既存の施設の再整備や新規に必要な施設整備の検討など、住民の皆様、観光関係者はもちろん、あらゆる分野に御意見・御助言をいただきながら、訪れてよし、住んでよしの地域づくりに最大の効果が生まれるよう、事業の充実に更に努めてまいりたいと考えております。

それから、2番の御質問でございますが、御指摘のとおり世界自然遺産登録が実現した際には中核を成す地域になると存じております。登録を推進している中で、いかにして地域振興につなげていくかは、住用地域に限らず奄美全体における重要な課題だと認識をしております。先ほど説明させていただいた森と水のまち住用観光プロジェクト事業におきましても、登録を見据え事業を進めております。特に住民ネットワーク組織、NPO法人住用ヤムランドでは、普通の暮らしの中に根ざした奄美のよさを住民自身が再認識することに、設立以前から取り組んでまいりました。その取組の一つが今回のツアーの中で新たな情報として発信できたのではないかと考えております。活用・利用できるものは整備も含めて十分に検討させていただきたいと存じます。また、残すべきもの、守るべきものを地域の方々、そして、専門家の先生方の御教授をいただきながら、メリハリをつけることも大事なことだと認識をしております。今後も観光と環境保全など、関係する部署と連携をはかり、地域振興に結びつくよう取り組んでまいりたいと存じます。御理解をお願い申し上げたいと思います。

それから、体験交流館の関係でございますが、奄美体験交流館の位置する内海周辺は、住用町を代表

する場所でございます。森と水のまち住用観光プロジェクト事業におきましても、重要地域として捉えており、体験交流館周辺を含めどのように利活用すべきなのか、ソフト・ハード部門も含めた意見の集約を検討始めさせていただいているところでございます。以前から、竹山議員を始め多くの方々から、スポーツ合宿の誘致に対し様々な御意見、御要望をいただいております。可能な限り地域振興につなげられるよう、施設の所管部署はもちろん、関係部署と連携を強め観光分野の振興にとどまることのないよう、務めてまいりたいと存じますので、御理解をお願い申し上げたいと思います。以上でございます。

23番（竹山耕平君） 満田支所長、風邪の中で長い答弁、すいません、ありがとうございます。今、支所長がおっしゃったことが、今度その施策の大綱としてですね、位置付けられるというふうに考えております。それを、答弁の中でありましたが、住用の方々が地元のためになるものとして、施策を位置付けていただきたいというふうにいただきますので、そしてまた、私なんかは個人的に、個人的な見解ですけど、やはりその、今、何度も出てきたNPO法人ヤムラランド、この、人材育成ということでありますので、もし、この人材育成が成功する、成功するというか、結びつけることができれば、その地域、地域密着型のその体験交流館という形で、そのNPOがそこに率先して、地元で指定管理を受けるんだというふうなものであってもいいのかなというふうに思います。そしてまた、これも個人的な見解なんですけど、奄美は相撲が盛んです。今、国体での開催も決定いたしました。そのようなことから、やはり、多くのやっぱり相撲の偉人も出しています。なので、そういうところから考えると、その大型クルーズ船、来年来られますよね。そういうメニューの中の一つに、その体験交流館、あれ立派な施設なので、どこに見せても恥ずかしくない、もう見せたいぐらいの、逆に、見せたいという施設でありますので、向こうで、例えばその、この前も栄君があと3名ですか、が全日本の小学校の相撲に出場しました。見事な成績も収めています。そういう子たちであったり、この日高局長を始めですね、多くのその相撲ファンがいる中で、そのメニューの中にそのマングローブパークを、マングローブパークで体験したあとに、例えばあそこの施設で相撲をやっている稽古だとか、そういったのに体験をしてもらえるようなメニューなんか最初に作っていると、もしかしたら外国の方々は大変喜ぶのではないのかなとも思いましたので、是非、そこらへんをまた、満田支所長、よろしく願いしたいと思います。それでは、大綱楽しみにしております。

次に移ります。次に、ピンバッジの活用についてお伺いします。世界自然遺産PRに群島統一のピンバッジの活用は意識の共有も図られ、また、売り上げの利益ですね、遺産登録に向けた財源に充てることで、またそれが、有効利用、有効活用できるものというふうに考えます。この取組についてはですね、奄美市だけの取組ではなく、奄美市として取り組んでほしいというのではなく、この群島広域での取組、また、そして奄美・琉球ということでもありますので、沖縄県とも協力して、また、このパイ、分母を広げる、そして、分子も更に広げていくという形の取組が必要だと考えます。この広域事務組合の管理者としての市長の答弁をいただきたいと思います。私が今、この付けているピンバッジもですね、佐渡の朱鷺のあのピンバッジです。これは、これまでもいろんな場所で皆さんに説明させてもらっていますが、これは行政が販売しているものです。そして、これは600円ですが、その売り上げの一部を、今、佐渡が文化遺産を目指しているということなので、そこに財源を充てるということでもあります。そういったことも含めて、この広域組合管理者の市長から答弁をいただければと思うんですが、見解をお示してください。

市長（朝山 毅君） 貴重なアイデアをいただきました。まず、前段申し述べさせていただきたいと思います。世界自然遺産登録に向けてのPRなど、周知・啓発の取組につきましては、今年度、庁舎と立体駐車場の前面に海と山をモチーフにした看板を設置いたしました。また、市内の小・中学校へ配布用として希少動植物を紹介した下敷き5,000枚を作成、また、自然保護のガイドブック、本島で5万部を作成いたしまして市内全戸に配布して啓発を図っているところであります。自然ガイドブックにお

きましては各地域を巡回し、これを基に地元説明会も今月から始めているところであります。国立公園、ひいては世界自然遺産を奄美群島で目指そうという観点からいたしますと、すべての島々を巻き込んだ取組が必要だと考えます。今、議員がお話しになったとおりでございます。これにつきましては、広域事務組合を中心に、どのような手法でどのようなものが効果的なのかも踏まえ、検討していく必要があると考えております。

その手法の一つとして、議員御提案のピンバッジでございます。コンパクトでしかも身近な物であり、非常にまた、目立つ場所に付けることもできます。最近では東京オリンピックの招致の際のバッジは、皆さんの記憶に新しいところでもございますし、私もいただいて持っておりますが、今日は付けておりません。申し訳ないですが。そのようにバッジを付けることによるお互いの連帯の意識、意識の醸成、そしてまた、あらゆる人に対する啓発活動にもなると思っております。今、議員が御提案いただきました件は、大変貴重なアイディアでもございますので、広域事務組合と市においてしっかり協議をして、実現に向けて務めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

23番（竹山耕平君） はい、是非、よろしくお願いしたいと思います。その取組についてはですね、やはり、民間さんもですね、そういう活動あるのかどうか分かりませんが、民間がやると、やはり、いろいろな、様々な面が見られると思いますので、それが広域行政としての取組であると、やはりその公益性という形から、是非、進んで広げていっていただければなというふうに思います。このときのバッジもですね、向こうの佐渡市の職員の方がですね、自民党、新政会、平政会、6名で視察に行った際にも、是非、もうこれを公認してくださいと、率先していっておっしゃっていました。でまた、そういう取組もできるということです。でまた、そのJACさん、JALさんもその自然遺産登録に向けては、もう前向きに、一生懸命取り組んで、前向きにっていうか、もう協力的に取り組んでいられる最中でありますので、例えば、その機内販売とかも、もう、そういう形でやるのであれば取り組んでもらえるのではないのかなというふうに思います。是非、よろしくお願いしたいなというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。次に、各種税金、この市民税や自動車税などの支払いを、現在、金融機関でのみならず、現在の金融機関のみならず他自治体の取組と同じように、同様に、土・日でも利用ができる、そして市民の都合の取れる時間帯に利用ができるという視点から、観点から、このコンビニエンスストアやA i A iひろばなどでの利用を可能とすることについての見解をお示しをお願いしたいというふうなことです。また、あわせまして、これをクレジットカードでの支払が可能ということができるとですね、その各種ポイント、それぞれ皆様が、市民の皆様が持っている、例えば、そのクレジット機能のポイントの上乗せができると。税金を支払うことによる市民還元というふうに考え、それが市民サービスにつながるものというふうな解釈もできます。その見解をお示してください。

市民部長（前里佐喜二郎君） お答えいたします。近年、社会情勢の変化や情報通信技術の発達に伴い、公共料金の納入形態も多様化しており、利便性を図る上で電子マネー等による納入は時代の流れとなっております。御指摘のコンビニエンスストアでの納入につきましては、現在19市中8市において実施されており、1市が来年4月に運用を予定いたしております。このような中、本市におきましても税務課内にプロジェクトチームを設置し、実施税目や運用方法、関係部署との連携等を行い、平成27年度導入を目標に取り組んでいるところでございますので、御理解をお願いいたします。

次に、A i A iひろばの活用、クレジットカードによる納税につきましては、貴重な御提言でございます。ありがとうございます。A i A iひろばを活用した納入につきましては、金融機関等の休業日にも対応できる納税環境の整備策として考えなくてはならない課題だと認識をいたしております。現在、事前に連絡をいただければ休日でも職員や収納嘱託員が伺い、収納業務に取り組んでいるところでございますが、A i A iひろばの活用につきましては、今後の研究課題として検討してまいりたいと思っております。

おります。クレジットカードによる納税につきましては、県内では唯一鹿児島県が自動車税についての導入しておりますが、御指摘のとおり、納税者が金融機関などの出向く必要がなく、加えてポイントサービスが享受できる特典がございます。今後、システムや運用方法等情報収集に努め、研究をしてまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

23番（竹山耕平君） はい。是非、その平成27年を目標に、プロジェクトチームを立ち上げる、立ち上げるということですので、是非、それが、もう立ち上がっているということですので、是非、取り組んでいただきたいなと思います。やはり、この市民がですね、の市民の皆様がその、やはり、都合がいい時間帯にやっぱり行けるということなので、今の銀行でありますと、どうしても、やっぱり同じような形で土・日は休みだし、A i A i ひろばだと土日にも空いてるし公共的な施設であるということを考えると、まあまあ利用はしやすいのかなと。更に、そういう費用対効果という面で見ると、いかなものかというふうなことは考えますが、市民サービスの向上という面で見ると、やはり両極端というか、同じ土俵で考えるものではないかというふうに考えますので、是非、よろしく願いしたいなというふうに思います。あくまでもこの市民サービスという形でですね、考えていただければなというふうに思います。

次に、同じような質問ですが、この各種証明書、この住民票や戸籍謄本などをコンビニや公共施設などでの取り扱いについて伺いをいたしますが、最近、コンビニエンスストアも各方面にでき、しかも、今年からですかね、そのATMを設置して、もうものすごい、結構行くと利用されてるんですね。そういう意味では、やはり、このコンビニエンスというものは有効な施設というか、いろんな面も、また、その犯罪だとか、いろんな面、怖い面も考えられるんですが、この証明書というふうになると、やはり、福岡とか、福岡に行くとあの博多駅でですね、機械でできていると。これにとっては住民基本台帳カード、これが必要になってくると思うんですけど、それを持っていればすぐ取り出せるということなんです、それは、そういう機能が奄美市でもあると、その支給率が低いこのカードでもですね、取ってみようかなと、これがあったら便利だなというふうなものにもつながるのではないのかなというところから質問をいたします。見解をお示してください。

市民部長（前里佐喜二郎君） お答えする前に認識を確認していただきたいんですが、先ほど御質問のありました納税に関するシステムと、この証明書の発行のシステム、全く別のものということで、御理解をいただきたいと思います。

お答えいたします。各種証明書の公共施設やコンビニ等での取り扱いについてございますが、議員御提案のとおり、市役所の開庁時間内に住民票や戸籍謄本などを取得できない市民の方々、また、島外にいらっしゃる方々の利便性を高めるための有効な方法だと考えております。現在、全国のコンビニエンスストアでの各種証明書の交付につきましては、全国1,742自治体のうち76の自治体がサービスを実施いたしております。県内におきましては、鹿児島市と薩摩川内市の2市が実施をいたしております。全国でコンビニ交付サービスを行っているコンビニエンスストアはセブンイレブン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマートの大手4社でございます。現在、市内にはこの4社の系列のコンビニはございませんので、現状ではコンビニ交付は困難だと考えております。念のため申し上げますと、現在、市内にございますコンビニエンスストアの系列につきましては、サービスと実施していないとのことでございます。公共施設での交付につきまして、別の公共施設ですね、コンビニと別の、交付につきましては、必要な住民サービスと認識いたしておりますので、費用対効果や他市の状況も参考にしながら、今後、検討してまいりたいと考えております。

23番（竹山耕平君） はい、分かりました。鹿児島でも2市が実施しているということですので、また、そのいろんな、そのコンビニの、もういっつも、結構ネットで調べさせていただきました。今、部

長がおっしゃったとおりです。ですので、奄美ででもですね、そういう可能性がないのかなと思いがらの質問でございます。それも、あくまでもやっぱり市民生活、市民サービスにつながる点だなというふうに考えたところからの質問です。是非また、その公共機関、そしてまた、コンビニエンスがですね、また、広がりを見せて、そういう全国的な展開っていうのにもなっていたいただければ、是非また、参考にさせていただきなというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。これまでも多くの同僚議員が質問をしている末広・港土地区画整理事業について伺いをいたします。この生鮮3品を扱うスーパー等の誘致については、現状を理解をいたしました。そしてまた、市がですね、本当に本事業に真剣に取り組んでいるのかというのも、皆さんが、もう、議員からお言葉で認識していると思います。そういう点からですね、本当に多くの議員がこの末広・港土地区画整理事業について質問をするということは、本当にとってもいいことだなと。皆様が感心を持って、ここの、やはり、心配、不安、そういったものがあって、だけど今の奄美市のまちづくりにおいて欠かせない事業である。成功させなければいけない事業であるという皆さんの目標が一つのものであります。そういう中で、それぞれの質問であるということで、私個人的には多くの議員がこの質問に対して、この事業に対して質問を多くの議員が取り上げられているということは、大変ありがたいなということで思っております。本事業の目的としての、そのアクセスの、部長から先ほどありましたが、アクセスの向上、そして、防災機能の強化、そして、商店街の再生、目指すとあります。しかし、本当に事業者である、当事者である行政の取組において、やはり、私もまだ疑問、不安を感じる、個人的にそういうふうに感じておるところです。中心市街地において、本市においてもこの商店街の再生のために、その必要性を十分に認識していたこの大型集客拠点施設の存在は、計画的にもし推進、進ちよくをしていたなら、今、計画が遅れたからというふうに私的には考えているんですね。だから、進ちよくが計画的に進ちよくを成されていたら、いたらばっていうのはもう2年前ですよ。あの更地になっている予定地は。予定の年は。そのときであれば、計画的な進ちよく・推進が図られていたのではないかと思います。これ、個人的な見解ですから。しかし、ということで、残念でならない、後悔をしている、そういう面もあります。なので、しかしですね、本事業はもう前進をしなくちゃいけません。そして、この本事業の目的を達成するために、市長並びにですね、庁舎内が統一課題として更に積極的推進を、御尽力をいただきたいなと。そして、先ほどありましたこの信頼関係の構築という面に対してもですね、是非、担当職が、やはり、担当課がですね、やはり現場に足を運ぶということもあるとは思いますが、是非、その庁舎内体制をしっかり整えていただいて、この奄美市の、もうまちづくりの一つの目標ということを改めて再認識していただきたいなというふうに思います。その中から、1番目の、まず質問に入るんですが、今、12月、その年末商戦のまっただ中ではありますが、この中心商店街の中でもその中心地に位置する、このダイワさん閉店、そして、また2番・3番・7番・8番街区の解体が及ぼしている影響は大きいものではないでしょうか。この詳しい現状と具体的なこの整備計画について、お示しをお願いします。

建設部長（東 正英君） お答えいたします。2番・3番・7番・8番街区の具体的な現状及び今後の整備計画についてでございますが、これらの街区につきましては、現時点で全44棟中30棟が移転完了しており、残りの物件に関しましては今年度から平成27年度にかけまして移転完了する計画であります。その後、道路整備工事を行いまして、事業の進ちよくを図っていきたいと考えております。また、これらの街区での建物の建築状況につきましては、今年度末までに6棟完成予定であり、来年度も店舗併用共同住宅を含めまして、数件の新築計画を予定していると聞いております。その他の街区におきましても、新築の建物が増えてきており、新たな街並みが形成されつつあります。このような、このように当初の計画よりは遅れておりますが、着実に事業は進ちよくしていると考えております。市といたしましても、事業の間、商店街の機能を維持しながら進めるためには移転される方々が一日も早く新築工事を着工して下さることが重要だと考えておりますので、関係地権者の方々には御協力をお願いしている

ところでございます。以上です。

23番（竹山耕平君） はい。あとは、すいません。次の質問に移ります。分かりました。

次にですね、この現在の状況、先ほども申し上げましたが、今、ちょっとすいません、この通告書には書いてなかったの、その解体に及ぼす影響というものが、今、なかったですね。ありましたっけ。なかったですね。通告書になかったものですから、この、今、ですね。12月のまっただ中の、年末商戦まっただ中でこの解体が行われていたり、閉店が、ダイワさんが閉店した影響、やっぱり商店街への足を運んでいただく、そういったものをしっかり、いろんな意味を深く掘り下げて、その調査やいろんなものを実施してもらいたいなというふうに思います。そして、このプレミアム商品券、ほーらしゃ券の扱いもですね、これまではどうだった、しかし今年はどうだったというの、来年はどうだったというの、やっぱり今まで以上に、もう、調査等、そういった分析をしなくてはいけないのかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。そして、その計画についてですね、この商店街や本事業とも深く関わりを持つ中心市街地活性化協議会にも、その説明責任があるのではないかと考えます。その説明責任については官民共同のまちづくり、そして、全体でのその商店街づくり、産業・経済の活性化を進むためにも必要なことだと考えますが、いかかでしょうか。

商工観光部長（川口智範君） 議員御指摘のとおり、商店街の現状に対する商店街の方々への説明は必要だと考えております。ただ、まだ8番街区につきまして流動的な部分もございます。そのために、今、状況をよく精査しているところでございますので、適切な時期に商店街の皆様、商店街の関係者やおっしゃいました中心市街地活性化協議会への説明も、説明をするとともに、御意見を賜る機会を、今後、設けてまいりたいと思いますので、御理解をよろしくお願いいたします。

23番（竹山耕平君） はい、分かりました。是非、お願いをしたいというふうに思います。

それで、また、いろいろこれから、これまでもその計画が遅れているということでもありますので、やはり、活性化協議会、やはり、庁舎だけで進めているのではなくて、官民共同での、やっぱりまちづくり、商工会議所、会頭さんも副会頭さんも替わりました。そういう意味では、是非、今の現状、そして、どうやって進めていくか。活性化協議会は会長は会頭でしたかね。部長でしたかね。

商工観光部長（川口智範君） 私と建設部長は委員になっておりまして、会頭が会長でございます。

23番（竹山耕平君） はい。そういうことでありますので、やはり、会頭が替わったら、是非、また皆さんにもですね、理事も替わっているでしょうし、やっぱりこの庁舎内の体制も替わっていると思います。そういう意味も込めて、是非、官民共同の商店街づくりを成功するために、一緒に考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、これまでも質問しておりますが、本事業を計画的に、そしてまた、積極的に推進をするために、庁舎内の共通認識を図ること、また、課題解決を図ることが求められております。そのようなことから、庁舎内及び商店街や経済界との調整を図るための調整官が配置されている、この総務部が主導し推進を図ることが、これまでも私は一般質問でも述べてきていました。また、今年度よりですね、商工観光部から中心市街地活性化対策室がなくなり、部署がなくなりましたが、その確認をいたします。そういったところで、この総務部内にですね、新たにこの本事業のための新たな対策室や、並びにこの課、課ではないですね、係の設置を望むところではあります。本当に本市が本事業に対し、心から意欲・決意があるのであれば、その必要性は十分に理解していただけるのではないのかなというふうに思いますが、御見解をお示ください。

総務部長（安田義文君） 中心市街地事業にかかる庁内での体制についてでございます。御案内のとおり、平成２２年度からハード部門の建設部とソフト部門の商工観光部との連携及び調整を図る目的で、総務部企画調整課にまちづくり推進調整官を配置しております。同時に、建設部・商工観光部・総務部で中心市街地活性化連絡会議を設置するとともに、平成２４年度からは庁内全部署が参加する幹部会での勉強会を開催し、事業の進ちょくや課題等の確認を行いながら、庁内全体での共通認識の下、事業を推進しているところでございます。このように中心市街地における事業につきましては、長期にわたる一大プロジェクトでございますので、事業進ちょくの確認、中でも特に重要な案件が出てまいりました場合にはその対応策の協議など、所管部署に限らず全庁的な対応が必要とされることから、今後ともその調整役を調整官を始めとした総務部主導で担ってまいります。この中心市街地の活性化事業が大切な事業であり、全庁一丸となって取り組むべき事業であることはしっかりと認識をしておりますので、議員御提案のことも含めまして、今後の定数組織機構の協議の中で検討させていただきたいと存じます。

商工観光部長（川口智範君） 中心市街地対策室のほうはなくなりましたが、ただ、従来から置いております中心市街地対策官としての配置はいたしておりますので、よろしくお願いいたします。

２３番（竹山耕平君） はい、分かりました。今、総務部長のほうからは総務部が主導するというふうな言葉もいただきました。でまた、その商工観光部のほうでも、その対策官がおられて、これまで同様にしっかりとその商店街の活性化に向けてやっていくということでもありますので、是非、この大きな問題をその対策室を改めた名称、以前のもう何年、何年も前もまちづくり推進課もありましたよね。そういう意味で、本当にこのあと２９年・３０年までの本事業であります、を目標としている本事業であります、その決意をですね、改めて、そういう部署の創設が大事だと私は思います。取り組んでいくことが大事だと思います。しっかりと官民、そして商店街に足を運んで課題解決をお願いしたいなというふうに思います。

ここでまた、ちょっと違うんですけど、これ、この教育委員会といたしまして、やっぱりその子どもたちが、今、よくトンネル現場とか砂防の現場とかのどこに行くと、よく子どもたちが見学をされるということが多いと思いますが、この教育的な見地から見て、その商店街に子どもたちが見学に行ったことは、例えば解体とか、何か、そういうことが何かあったのかなという質問です。

教育長（坂元洋三君） 総合的な学習の時間の中で、街並みのいろんな様子を勉強するという時間は各学校で設けているようでございます。はい。特に商店街のその解体工事とか、そういったのに限らず、街並みの動きを勉強しているっていうのがあるようです。はい。以上です。

２３番（竹山耕平君） はい、分かりました。また、是非ですね、今、変わりいく商店街とか、子どもたちにも、やはり、見せていくのもですね、是非、これは教育の中でもあるのかなと、総合的な学習の時間もありますし、そういったものもあるのかなというふうに思います。そしてまた、これまでもいろいろな形で取り組まれている、このまちなかアートプロジェクト、子どもたちが絵を描いて、あと高校、大高生や奄高生の美術部の皆さんがですね、いろんな絵を描いて、そして、その道とかいろんなものをですね、描いて貼っております。そういった事業もですね、あわせて、これから、その民間的な敷地の問題もあるんでしょうが、そこら辺はまた商店街とですね、連携をとって、そういう意味でもいろんな形で商店街と連携を取って、そういう町のですね、この解体している風景を見せるのではなく、やはりこの、来た人、見る人にとっても、また、来て楽しい、見て楽しいと思われるような、そのまちなかアートプロジェクトの第２段、第３段、４段ですかね、を期待をしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、もう次に、の質問に移ります。全く進ちょくの見えない、このまちなか景観、景観協定の

取組状況についてお伺いをいたします。毎回この質問をしますが、やはり、これは絶対どうしても、何か取り組まなければいけない、そういう思いをもって質問をし続けております。区画内にも新たな建物が建設をされております。今後、建設をする商業者の皆様にもです、皆さんもですね、この魅力ある店舗づくり、そして、商店街づくりの構想を持っているものだというふうに思っております。道路や建物については、このまちなか景観についてこれまでも提言書は出されておりますので、今後はですね、この建物も奇抜な色を作らないということも、その商業所の思いがいろいろやっぱり建物にもつながるし、もう建物も何棟も建っていますので、できる、できるものできないものがあるとは思いますが、是非ですね、これからできるものは何なのかという、その統一感とかですね、ができるものなのかについて、どういう見解をお持ちなのか、お示しをください。

建設部長（東 正英君） お答えいたします。議員御指摘のとおり、このまちなか景観につきましては毎回御質問をいただいておりますが、今、あったようになかなか進展がしてないところでございます。しかし、今後ですね、公共施設である植栽等を含めました道路等につきましては、通り会や地域住民を含めた市民の意見を集約いたしまして、来街者に奄美らしさを感じることができる景観整備に向け、早期に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

23番（竹山耕平君） はい。もう、何ができるかというのは、やはり、また商店街の皆さんともですね、やはり、提言書も出てますし、また、いろいろ考えてですね、できることを考えていてもらいたいなというふうに思います。しっかりと取り組んでいていただきたいなというふうに思いますので、お願いいたします。

次に、教育行政についてお伺いをいたします。まず、携帯電話やパソコンの取り扱い、このインターネットなどによるトラブルへの予防策についてお伺いします。

昨日の南日本、今日の南海日日にも載っておりましたが、やはり、その小学校・中学生でのトラブルが増えているということでもあります。私も何日か前に知ったんですけど、この携帯電話とスマートフォンが、同じ物だと思っていたら、違うらしいですね。携帯電話は携帯電話、スマートフォンはスマートフォンだというふうに、いうようなことで、いうことをこの前知りました。この急激な進化を続けるこのインターネット社会に対し、特にこの携帯電話やスマートフォンについては高度化・複雑化が進んでおります。奄美という地理的条件の中ですね、手軽な情報入手や買い物など便利になった部分もありますが、逆にこの詐欺とか、学校裏サイトとか、やはり、この子どもたちを犯罪や個人的な誹謗中傷など、そういうあらゆるトラブルにつながることも、やはり、これまでも確認されております。一つ間違えると大変危険なものとして、強くですね、理解を示さなくてははいけません。そのようなことから、このインターネットによるトラブル、危険性から予防策が必要です。この前も金久中学校の学校誌って言うんですかね、から、そういう警察の方が見えて、そういう子どもたちにそういう事例がありましたよというふうなこともあったし、PTAに対してもそういう説明がありましたというのも見ました。見ましたが、そういう学校の取組だとか、あと、その子どもたちの今の携帯の所持率がどういうものになっているのかというのについて、お示しをお願いします。

教育長（坂元洋三君） 携帯電話やパソコンの取り扱いへの取組についての御質問にお答えいたします。携帯電話の、まず最初に所持率ですが、平成25年の9月の調査結果を見ると、携帯電話所有者数、これは保護者との携帯電話を共有しているものですが、小学生が1,209人、全体の46.1パーセント、中学生が697人、54.4パーセントであり、うち自分専用の携帯電話を所持しているのは小学生が304人、11.6パーセント、中学生が247人、19.3パーセントでした。また、インターネット端末機の所持数が、所持者数が、これも保護者等の機器を必要なときに借りて使ったことがある場合も含めますが、小学生が1,069人、40.7パーセント、中学生が834人でした。この

ような状況を踏まえ、子どもたちをネット詐欺や出会い系サイトから守るために、学校をとおして保護者に対し、フィルタリングを設定するようお願いしているところでございます。フィルタリングの設定の状況については、平成25年9月の調査で自分専用の携帯電話へのフィルタリングの設定率は、小学校で39.8パーセント、中学校で38.9パーセントです。議員も御承知のとおり、数年前から全国的に携帯電話やパソコンを利用したネットいじめや有害サイトの利用などの問題が多発し、更に、ネット依存についても、含めて社会問題になっております。これは、本市でも例外ではありません。したがって、子どもたちが大きな事件や事故に巻き込まれないよう、学校においては情報モラルに関する指導を実施しています。例えば、総合的な学習の時間や道徳、技術の時間において、情報モラルに関する授業を行ったり、学級PTAなどでネットいじめについて話し合ったりしています。また、人権擁護委員を招聘し、携帯電話によるいじめについての授業を行ったり、携帯電話会社や奄美警察署少年係から講師を招聘し、講話を行ったりしている学校もあります。教育委員会としましては、文書を始め定例の校長・教頭研修会や生徒指導主任等研修会など、あらゆる機会を通して適切な指導がなされるよう、お願いしているところでございます。2月の生徒指導主任等研修会では、携帯電話会社から講師を招聘し、携帯電話などの使用による事件・事故等を紹介していただき、今後の指導の役立てとしていただく予定であります。今後も、社会の流れとして携帯電話などの普及率は増加することが予想されますが、その機器を使用する子どもたちの情報モラルの意識の向上を図るとともに、大きな事故・事件につながらないように、学校指導し、未然防止に努めてまいりたいと思います。以上です。

23番（竹山耕平君） はい、分かりました。やはり、小学校・中学校でもですね、その所持率・利用率、タブレット端末、そういったのも利用率もかなり高くなってきていると。それで、これからも更に普及し続けるだろうということでもありますので、是非、いろいろとですね、この出会い系サイトや詐欺などの犯罪に巻き込まれないように、やはり、奄美の子どもたちを、もっと光を、でしたっけ。そういった形で、是非、教育長が指導をしていただきたいというふうに思います。

ちょっと時間ありませんので、この（2）のこの通学路危険箇所点検の公表の在り方についてということは、これ、これまでも申し上げていますが、やはり、簡単には見れません。見ようと思う人だけしか見れません。やはり土木課で、この場所ですって所管はいろいろあると聞きましたが、やはり、知名町なんかは教育委員会の欄から通学路危険箇所を押したらそれをきれいに分かりやすいように見れますよ。だけど、現在の本市のホームページでは、土木課のその何とか何とかってところを見ないことには、普通の人、あそこに辿りつかないです。なので、是非、この公表の在り方ということ、教育委員会がしっかりと主導権、主導をしっかりと握ってですね、公表していただきたいなというふうに思います。これは答弁はいいですね。

（3）のこの方言条例の制定に向けた考え方、基本的な考え方について、ちょっと、一言でもいいです。答弁をいただきたいと思いますが、現在、奄美の子どもたちもですね、方言で劇を作ったり、島唄・方言など継承はすばらしいものだと思います。黒糖焼酎で乾杯条例も制定されました。そういう意味で、継続して、継続性が大事だと。そして、これを後世に伝えていくためには、条例の制定も思うんですが、基本的な考え方について、お願いします。

教育事務局長（日高達明君） 沖縄県のほうでは県が条例など制定しているみたいですので、また、奄美のほうでも、その島口を継承する会というのもございます。その辺の動向を見ながら、今後の検討としていきたいと思います。よろしくお願いします。

23番（竹山耕平君） はい、すいません。これまだ、後ほど聞きたいと思います。
以上で一般質問を終わります。

議長（竹田光一君） 以上で、平政会 竹山耕平君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

明日、12月13日、午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後3時45分）

第 4 回 定 例 会
平成 25 年 12 月 13 日
(第 4 日 目)

12月13日(4日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	西	公 郎 君	2 番	安 田	壮 平 君
3 番	川 口	幸 義 君	4 番	栄	ヤ ス エ 君
5 番	師 玉	敏 代 君	6 番	多 田	義 一 君
7 番	橋 口	和 仁 君	8 番	向 井	俊 夫 君
9 番	渡	雅 之 君	10 番	戸 内	恭 次 君
11 番	関	誠 之 君	12 番	大 迫	勝 史 君
13 番	与	勝 広 君	14 番	叶	幸 與 君
15 番	奥	輝 人 君	16 番	平 川	久 嘉 君
17 番	栄	勝 正 君	18 番	竹 田	光 一 君
19 番	渡	京 一 郎 君	20 番	元 野	景 一 君
21 番	里	秀 和 君	22 番	伊 東	隆 吉 君
23 番	竹 山	耕 平 君	24 番	崎 田	信 正 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市	長	朝 山	毅 君	副	市	長	福 山	敏 裕 君
教 育	長	坂 元	洋 三 君	住 用 総 合 支 所 長	事 務 所 長	満 田	英 和 君	
笠 利 総 合 支 所 長	事 務 所 長	吉	富 進 君	総 務 部 長	安 田	義 文 君		
総 務 課 長	森 山	直 樹 君	企 画 調 整 課 長	東	美 佐 夫 君			
財 政 課 長	菊 田	和 仁 君	市 民 部 長	前 里	佐 喜 二 郎 君			
環 境 対 策 課 長	伊 東	義 久 君	国 保 年 金 課 長	上 原	公 也 君			
保 健 福 祉 部 長	重 田	久 夫 君	福 祉 政 策 課 参 事 兼 課 長 事 務 取 扱	重 山	納 君			
健 康 推 進 課 長	森 岡	博 文 君	い き い き 健 康 課 長	朝	郁 夫 君			
商 工 観 光 部 長	川 口	智 範 君	商 水 情 報 課 長	前 田	和 男 君			

12月13日(4日目)

紬観光課長	島名享君	産業振興課長	元多政重君
農政部長	山下修君	農林振興課長	大海昌平君
建設部長	東正英君		
建設課長	山下勝正君	建設課参事	中山昌則君
下水道課長	戸田正利君	水道課長	佳元保輔君
水環境課長	市田利郎君	教育委員会 教務局長	日高達明君
学校教育課長	富永琢巨君	市民スポーツ課長	高一也君
地域教育課長	重井浩一郎君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	橋本明和君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	大江和典君
議事係長	前田賢一郎君	議事係主査	岸田賢吾君

議長（竹田光一君） おはようございます。ただいまの出席議員は24名であります。

会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（竹田光一君） 本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。

日程第1，一般質問を行います。

この際申し上げます。一般質問は個人質問とし、各時持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように質問者において御配慮をお願いいたします。

当局におかれましても答弁については、時間の制約もありますので、できるだけ簡潔・明瞭に行われますように、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い順次質問を許可いたします。

最初に、新奄美 橋口和仁君の発言を許可いたします。

7番（橋口和仁君） 議場の皆さん、市民の皆さん、おはようございます。第4回定例会に際し一般質問を行います。その前に字句の訂正と削除をお願いいたします。

まず、主題の2の要旨の中の合併後7年を8年に訂正をしていただいて、そして、主題の3の体育行事の取組の中の3，地区大会はどうかを削除していただきたいと思います。

それでは、改めて質問に入りますが、その前に少々所感を述べさせていただきます。先般、11月9日に奄美振興会館におきまして、太田国土交通大臣はじめ伊藤鹿児島県知事、奄美群島の町村長など多くの方が参列し、奄美群島日本復帰60周年の記念式典が盛大に挙行されました。遡ること昭和20年に日本は敗戦し、8月15日に終戦を迎えました。そして21年、奄美群島は、日本から行政分離され占領国の支配下におかれ食糧難、物資不足など過酷な数年を経て昭和28年12月25日に日本に復帰をいたしました。そして、それからこの12月25日をもって奄美群島は、日本復帰60年の歳月を迎えます。これまでに群島各地において60年の節目を祝い、奄美群島日本復帰60周年の冠を掲げ、様々なイベントが開かれてきました。

先の記念式典には、与論から沖永良部、徳之島、喜界と群島の関係者が多く来島されました。そして、先人の方々が歩まれた苦難の時代を顧み、その時代に思いをはせ、更に当時の復帰の映像を見ながら改めて先人の方々の功績に畏敬の念を抱き復帰を喜びを感じられたのではないのでしょうか。

また、奄美群島ファンサミットでは、各分科会に分かれ、本土で活躍されている出身者が奄美へのアイデンティティーをここぞとばかり熱く述べ、そして誇りを更に抱き、今後の奄美の振興をあらゆる角度から述べられておりました。

そのような光景を見ますと、本土で活躍されている出身者と奄美の方々が、奄美という大きな枠の中で一つになっているんだなという印象を強く感じました。私は、いまだかつて奄美を故郷に持つ喜びをこれほどまでに味わったことなく非常にうれしく思ったところでありました。奄美の海の碧さ、山の青さ、自然と人情、更に多種多様な文化、世界に類を見ない各島々の魅力とこのすばらしい宝をしっかり和後世につなぐため、私たちが今、何ができるのか。何をしなければならないのか。できることをしっかりとできるように取り組んでいきたいと思います。

さて、今年も残すところ、あと十数日となりました。月日の経つのが早く、正に光陰矢のごとしであります。足早に来年26年には、国定公園に向けて、28年には、世界自然遺産登録へと、更に7年後には、東京オリンピック、鹿児島国体と正に光陰矢のごとし、イベントや事業が降りかかってまいります。その都度、その都度毎にしっかりと対応できるように日々取り組んでいきたいところであります。

奄美市政におきましては、11月に市長の改選が行われ4年間の朝山市政の市政運営が問われる大事な選挙となりました。奄美市議会においても多くの市議が4年間の朝山市政を評価し賛同をしたところであります。また、来年に差し迫ってきました時限立法である奄振法の延長改正に向け、この大事な時期に朝山市長でなければならないとの思いもありました。今回、無投票当選となりましたが、是非、公約にも掲げられた項目の実現に向けて一汗も二汗もかき、奄振発展とともに群島の長として奄美群島の振興策を誘引していただき、子や孫更に誇りに思う群島に、奄美市になるように、更に汗をかいていただきたいと思います。改めて二期目の市長当選、誠におめでとうございます。

さっそく市長におかれましては、公務多忙を極めておりますが、今12月に喫緊の課題として来年の奄振の延長改正に向けての一つの大きな山場を迎えるということですので、是非頑張ってくださいと思います。

それでは通告に沿って質問を行います。先の選挙公約に掲げられた項目について何点かお伺いをいたします。市長が、市長選に出馬した1期目の時期は、2年前のリーマンショックの影響があり、経済が低迷し求人倍率も0.28と非常に厳しい経済状況でありました。また、財政状況の改善も行革も道半ばで諸課題も山積する状況でもありました。そのような中において、38億円の財政規律を順守し、財政の健全化を図り、またトップセールスマンとして島を売り込むために先頭に立ち、緊急経済対策により雇用の確保や新しい産業の創出を図ってこられました。

同時に、国・県の経済対策の効果等もあり、この4年間に於いて、市長が指し示されたように、起債残高も57億円減少、更に基金も43億円増加し85億円まで積み重ね、求人倍率においても24年3月期0.68と改善が図られてまいりました。

正に、1期目の公約どおり、着実に活性化が図られ、奄美ブランド化が図られ、経済効果へと発展し、厳しい状況からの脱却が図られた感がいたします。しかしながら、今後のことを考えると、来年4月には消費税が8パーセントとなり、今後の経済、雇用状況の先行きが懸念されます。そのような状況の中、今回2期目の選挙公約において、ものづくりの力で元気な奄美市にと掲げられております。その中で特に、今後4年間で農業の推進をどのように取り組んでいかれるのか。お伺いをいたします。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（竹田光一君） 当局の答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それでは早速、橋口議員の質問にお答えさせていただきます。多岐にわたる御質問でございますが、冒頭の農業のことについて私のほうから御答弁をさせていただきますと思います。

御質問のとおり、2期目の公約の中に産業活性化都市宣言、ものづくりの力で元気な奄美市と農業をはじめとした産業の振興を継続して掲げております。その農業の振興の点でございますが、本市では、亜熱帯海洋性気候の四季を通じて温暖多雨な自然条件の下、それぞれ地域の特性を活かし名瀬地区と住用地区では、主に山間傾斜地を活用したタンカン、ポンカン、スモモの果樹栽培を。笠利地区では、主に平坦地を活用したサトウキビ、パッションフルーツ、野菜栽培併せて複合形態による畜産を引き続き振興してまいりたいと考えております。

特に、基幹作物でありますサトウキビにつきましては、生産の回復に向け土づくりや病虫害対策に取り組み、栽培面積の拡大と反収の増加に努めてまいりたいと考えております。

また、生産基盤となる農地や農道等の整備を引き続き推進していくとともに奄美大島果樹選果場を奄美地方卸売市場と連携した、そして活用した流通販売対策を強化してタンカンをはじめとした果樹のブランド化、農産物の島外出荷、更には商工業や観光産業と連携した六次産業の推進にも取り組んでまいりたいと考えております。

あわせて、農業を支える担い手の育成につきましても名瀬や笠利地区で実施いたしております農

業研修事業の充実を図り、農家の確保と生産技術の向上に努めてまいりたいと思います。

農業は、地域を支える重要な産業でありますことから奄振の重点三分野にも位置付けられております。今般の新たな奄振交付金要望の中にも農林水産物の輸送コスト支援を盛り込んでいるところがございます。このように農業の振興は、奄美市だけでなく奄美群島の振興、そして自立に向けまして欠かすことのできない産業であり施策でございますので、今後とも引き続き力を入れて取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解と御協力をお願い申し上げます。

7番（橋口和仁君） ありがとうございます。ただいまの答弁で非常に課題が多岐にわたって山積をしているということで、農業に置かれている状況、本当に厳しいものがある中でしっかりと農業、基幹として重点項目として取り組んでいくということで理解をさせていただきました。

次にですね、本市におけるタンカンとサトウキビについて改めて質問させていただきますが、まず、サトウキビの対策についてであります。本市においては、前期総合計画の重点目標として農業農村活性化プロジェクトの施策がなされております。農業の担い手育成、生産量拡大、更に品質向上に向けて取り組まれており、目標として環境に十分対応し得る産地づくりと農家育成に努め、生産額の増加を図ると計画をされております。正に、先ほど、市長が答弁なされたように、しっかりと前期、そして後期に向けて計画をされていると。前期の計画目標で農業生産額はですね、平成27年度、23億円となっております。これは平成20年度の19億円から約4億円近く増加になっておりますが、その中でサトウキビが7億5,000万円だったんですね。7億5,000万円ということは、やっぱり3万トン以上でなければ、なかなか7億5,000万円に達しない額だろうと、それ以上にまた27年度は、23億円ということでなりますと、3億円、4億円近くの生産量を上げなければいけないという状況で、非常に今の状況では厳しいものがあるのかなという思いがいたします。

そこでですね、今回、地元紙のほうに13年産の群島キビ生産量、32万9,000トンの記事が掲載されました。富国製糖においては、13年産も2万5,000トンと今回も3万トン割れと厳しい状況であります。昨年、一昨年と天候不順やメイチュウによる被害が大きく、その影響で生産量も大幅な減少を来したところであります。必然的に生産農家、製糖の工場、関連するあらゆるところに影響が出てきております。

そこで、今現在、来年度においても2万5,000トンということで、3年連続非常に厳しい状況でありますので、前期の達成目標23億円に向けては、あと2年少ししかないわけでありますので、その向けてですね、今後、本市としては生産回復に向けてどのような取組をなさるのか。まず、お伺いをさせていただきます。

農政部長（山下 修君） おはようございます。それでは、今後のサトウキビの振興につきまして、お答えをいたします。議員御承知のとおり、平成23年、24年産、平成24年、25年産につきまして、メイチュウなどの害虫、また度重なる台風襲来で生産量が激減し、サトウキビ生産農家や製糖会社、また収穫作業受託業者にとっては非常に厳しい状況となりました。

このような状況の中で平成25年度は、国のさとうきび増産基金事業を活用いたしまして、奄美市、龍郷町、瀬戸内町、宇検村で構成している大島本島さとうきび生産対策本部で各種の生産向上に向けての施策を進めているところでございます。

その事業内容につきましては、担い手の育成や生産技術に関する情報提供、栽培技術講習会等を開催し、経営技術の強化を図ることや地力増進対策といたしましてサトウキビ専用堆肥などの有機物の購入費の3分の2を助成するなど生産基盤の強化に努めているところでございます。

更に、生産技術対策として緩効性肥料の3分の2助成や病虫害対策としまして、メイチュウ類の薬剤費3分の2の助成、生産者の生産にかかわる費用の負担軽減に努めているところでございます。

また、追加事業といたしまして今回の干ばつの対策として散水費用も3分の2の助成、それから、生

産者からのアンケート調査で要望等が多かった除草剤の費用の3分の2の助成を追加で行ったところでございます。

このようなことから今後とも継続的な事業の推進に加えて防風対策を考慮した防災営農の推進及び災害時の農家所得の安定確保のため農業共済への加入推進を図り、サトウキビの生産回復に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

7番（橋口和仁君） ただいま部長が、答弁で理解をさせていただきます。正に、今期ですね、国の政策の中でこの助成をいただいたということで生産農家にとっては非常にありがたいという話をよく聞いております。

2年間ですね、連続の不作でいちばん懸念していたのは、生産農家の生産意欲はどうかという思いがありまして、傍から見ておりますと、非常にこの心情は並々ならぬものがあるように感じられております。そこで、その件もありましてですね、今後、生産意欲は減退するんじゃないかなという思いがありましたけれども、今後、今回この3分の2の助成と堆肥の肥料堆肥また殺虫剤助成ということでしていただいて、この生産農家にとっても生産意欲をまた駆り立ててですね、更に頑張ろうと意欲がという話を聞いています。しかしながらですね、今現状としては、先ほど述べたように、来年度、2万5,000トンという状況でありまして、そういうことを踏まえた時にまだまだ農家としては非常に厳しい状況には変わらないわけでありまして。そういうことを踏まえてですね、来年度も生産の助成はできないのかということで再度お伺いをさせていただきたいと思います。

農政部長（山下 修君） それでは、引き続き肥料等の支援の対策についてでございますが、サトウキビの生産回復には、肥料や堆肥の施用は最も大事なことだと思っております。先ほど述べましたとおり、地力の増進対策として市が製造しておりますサトウキビ専用堆肥を安価で提供するとともに引き続き国の基金事業であるさとうきび増産基金事業の活用により農家の生産意欲も高まりつつありますので、今後ともサトウキビの生産が回復するまで基金事業が継続していただくよう、現在、国・県に対し強く要望をしているところでございます。

7番（橋口和仁君） どうか、よろしくお願いいたします。次に、果樹のタンカンの対策についてお伺いをいたします。24年産の奄美タンカン出荷販売反省会ということで、JAあまみ大島事業本部生産部会連絡協議会果樹専門部会の資料であります。その中でJAの共販量が、22年度が100トン、そして23年度が32トン、24年度が109トンということで、明記をされております。今年から選果場が稼働し、24年度実績ということで、先ほど述べたように109トンとなっておりますが、JAでは、奄美のタンカン奄美たんかんきららというネーミングでですね、売り出すということで取り組んでいるところであります。今、市場においては、屋久島がブランド化になって、そしてまた、奄美においてもタンカンが生産されておりまして全国的にタンカンの需要っていうのが非常に高いということを聞いております。そこで、本市におけるタンカンの栽培が今後期待されるところでありますが、今後どのように営農指導を併せて体制を含めて取り組まれているのか。お伺いをさせていただきたいと思います。

農政部長（山下 修君） 次に、タンカンの生産拡大についてお尋ねですが、議員御案内のとおり、平成23年度、24年度の2か年にかけてまして奄美大島本島の市長村及びJAあまみと協力・連携しながら一元集荷・選果による出荷基準の統一を図るため内部品質センサー等を導入いたしました奄美大島選果場を整備したところでございます。今後ともこの整備された選果場の促進利用を図るとともに出荷量の増加、出荷品質の安定、販路拡大、流通コストの支援等に努めブランド産地の形成を図ってまいりたいと考えております。

平成24年度のタンカンが初の選果となりましたが、相次ぐ台風や鳥獣被害の影響により計画量を下

回る結果となりました。平成25年度につきましては、J Aの果樹部会を中心に市長村や関係機関が連携し選果場への出荷推進に現在努めているところでございます。

今後の取組といたしましては、J A果樹部会を中心として各市長村の生産者部会との連携強化を図るとともに生産量の安定確保に向けた取組を推進します。気象条件に影響されない樹園地育成のため防風対策の強化や選果場の品質データーと地図情報システムを利用し農家や樹園地ごとの果実の糖度、酸度等の分析結果を基にきめ細かな営農指導を実施し農家の所得向上に努めてまいりたいと考えております。

更に、平成25年度は、奄美群島農産物輸送コスト支援パイロット事業にて本格実施に向け検証するため大島本島では、カボチャを対象として輸送費の補助を実施しております。また、26年度からの次期奄振事業においては、農産物を島外出荷する場合、本土における陸上輸送に加え海上輸送費が必要となり本土より高い輸送コストを負担していることから流通条件の不利性を軽減するために平成25年度の検証を踏まえ輸送費の補助を国に強く要望をしているところでございます。

このようなことから輸送費の補助をすることにより農家経費の軽減が図られ生産意欲の向上につながっていくのだと期待をしているところでございます。

7番（橋口和仁君） ただいま部長のほうから説明がありましたが、1点だけ再度お伺いしたいんですが、今年から選果場が稼働いたしまして、J Aさんとしては出荷促進に向けて取り組まれているところでありすけれども、現状としては109トンだということであります。J Aさんのほうにお伺いしましたら本島におけるタンカンの生産農地は、大体200町歩だと。そして、生産量が約900から1,000トンだという話を聞いております。そのことから踏まえていきますと100トンというのは本当に10分の1なんですね。ほとんど約8割9割が、個人で流通ラインに乗せて島外に出荷、また島内で販売という形を取られているところではありますが、せっかく何億円という2億円近く余りの選果場の整備してですね、これが100トン、来年200トンという状態では、なかなか今後のタンカンの振興においては非常に厳しいものがあるんじゃないかなと。J Aさんとしては、奄美たんかんきららというネーミングをですね、全国に発信して、そのネームバリューを図りながら、この商品の商品価値を図りたいという思いがあるんですが、なかなかその一体的に図れないというのが非常に課題だということで、今後の振興が待たれるところなんですが、一つ地道な取組をしてですね、一体的に取り組まれるように頑張っていたきたいと思います。

そこで、どうしても果実っていうようなのは、自然のほうでなりますので、規格外品というのが出てまいります。今回も17トンが規格外品ということで、もし一体的に、このタンカンの量が促進されてまいりますと、その規格外っていうのは増えてくるわけではありますが、その辺りの今度は取組、加工場の整備っていうことが考えられますが、その点について1点だけお示しをしていただきたいと思います。

農政部長（山下 修君） 加工施設の整備についてでございますが、農産物の規格外品を活用した加工場の整備は、必要不可欠なものだと認識をしております。整備につきましては、選果場からの規格外の数量等を把握しながらタンカンだけではなく他の農産物の規格外品も視野に入れながら他産地の加工場の調査を踏まえ整備に向けた規模や能力について検討する協議会の設置に向け、現在取り組んでいるところでございます。

7番（橋口和仁君） 分かりました。どうぞよろしくお願いいたします。次に、2番の雇用の創出に向けて具体的にどのように取り組んでいく考えなのかということをお伺いいたします。昨日の同僚議員の説明で理解をさせていただきますが、1点だけお伺いをさせていただきます。来年4月には、消費税が8パーセントになります。また、再来年には10パーセントの状況であります。そうすると本市においては、本土の商品価格に更なる課税がかけられる。いわゆる累進課税が、更に課税され家計に及ぼす影響が非常に大きくなるということでもあります。現状において、じわりじわりと食料品等も値上げをされて

いるようでありまして、家計を圧迫しているようであります。

現在、本市における一般的な商品の小売価格は、本土の商品価格に5パーセントの消費税が上乗せされ、更に離島経費分も加算され、卸しを経て小売価格となっております。本土で売られている商品よりも必然的に高い小売価格となっております。そうすると、買い渋りの状況にもなり、益々地域経済は冷えた状況になろうかと。アベノミクス効果は、離島までまだまだ普及しきれておらず、その上賃金においても低賃金だと物価は上がり、その上4月から消費税が上がるとなると家計も地域経済も冷えて厳しい状況が考えられます。来年になれば状況は分かりませんが、そのことを踏まえて本市の独自の対策はなされないのか。現状においては、来年度の予算編成も取り組まれている状況でありますので、その辺りも勘案していただいて、どのように考えていかれるか。お示しをしていただきたいと思います。

総務部長（安田義文君） 消費税増税による地域経済対策ということで私のほうから答弁をさせていただきます。議員御指摘のとおり、消費税の増税は、何よりも先に一般家庭の生活に影響を及ぼし日常生活における負担がより一層高くなるものと理解いたしております。

また、増税によります消費の減退も考えられ、それに伴う税収の減少や景気の悪化も懸念されるところでございます。そうした中、政府は先日、消費税増税に対応する5.5兆円の経済対策を発表し将来にわたって投資を促進し賃金を上昇させ雇用を拡大させる対策を閣議決定しているところでございます。

また、食料品など生活必需品の消費税率を低く抑える軽減税率の議論も今、活発化してきているところでございます。このように低所得者の相対的な負担割合を緩和するこの議論も活発化し国も景気の低迷を招かないよう対策を講じているところでございます。今後、具体的な実施方針が各自治体に示されるものと思いますが、本市としましても引き続き経済対策として予定しております地域活力特別枠この1億円をより効果的にかつ有効に活用できる対応とすることなどにより各種事業を導入してまいりたいと考えております。どうぞ御理解を賜りますようお願いいたします。

7番（橋口和仁君） しっかりと取り組まれていかれるということで安堵しております。それでは次に移らせていただきます。公共施設の今後の取組についてということで、お伺いをいたします。早や合併後8年が経過をいたしました。これまでに地域の特性を活かしながら、この間、3地域の均衡ある発展に向けてあらゆる事業の展開がなされてまいりました。そして、公共施設の再整備、再利用については、先の豪雨災害の教訓を踏まえ災害に強いまち、市民が安心して暮らせるまちづくりへとその拠点となる庁舎整備に向けて取り組まれてきました。

笠利庁舎においては、先月一部完成し新しい庁舎で業務運営がなされております。また、住用庁舎においても来年早期の完成と更に名瀬本庁舎については、庁舎検討委員会で今現在、検討されておりますが、いよいよ3地域の拠点となる施設が整いつつあります。そのような状況の中、3地域においては、まだまだ公共施設の更なる更新時期を迎えるわけであります。施設の維持管理が今後、どう再整備、再利用されるのかが今後の大きな課題になろうかと思えます。3自治体の建てた公共施設の現状と今後の公共施設整備の取組についてお伺いをいたします。

総務部長（安田義文君） 答弁いたします。市の所有管理する公共施設につきましては、道路、上下水道施設などの公共インフラをはじめとしまして、庁舎、公園、市営住宅、保育所など福祉施設、学校や公民館といった多くの施設がございます。全国的にも昭和30年代からの高度経済成長期の中で急速に公共施設の整備が進められた結果、近年、多くの施設で老朽化している施設更新への対応が問題となっていてございます。本市におきましても老朽化している施設の再整備に加えまして旧市町村間において重複、類似する施設の再編という合併自治体特有の事情もございまして、このことにつきましても今後、市としてどのように公共施設の整備を行っていくかという全体的な方針の下、進めていかなければならないと認識をしております。

取組の方法といたしましては、通常の施設の維持管理は、それぞれの所管課において行っておりますが、新たな公共施設の建設や老朽化した既存施設の再整備につきましては、奄美市総合計画に基づき策定している事業実施計画の中で整備計画を計上し、市全体の事業計画としての位置付けを図った上で進めることとしております。

この事業実施計画を策定する中で施設の必要性等の検証に加えて類似施設の整備方針、スクラップビルドの検討等を毎年度適切に行った上で効率的・効果的な公共施設の整備に努めてまいりたいと考えております。

特に、東日本大震災以降においては、災害対策本部や避難場所としての公共施設の重要性も再認識されておりますので、これらに対応できる耐震化等の対策を講じていくことも併せまして的確に対応してまいりたいと存じます。

7番（橋口和仁君） 総合計画の中でこの事業計画は、盛り込まれているということですが、そこでですね、今回、公民館について質問させていただきますが、現在、本市においては、住用公民館、そして笠利公民館、名瀬公民館、金久分館、伊津部分館、四谷分館、また名瀬公民館であります。生涯学習の教室なり、また児童・一般への本の貸し出しやまた地域の文化の拠点として市民に広く利用がなされております。

しかしながら、建設年度が古く、今後の更新において補修、建て替えも含めて、今後どうするのかというのが懸念されます。先ほど部長のほうからも道路も含めて今後の検討課題ということで答弁をいただきましたが、今回、住用、笠利の両公民館の将来構想は、どのように考えているのかということで、お伺いをさせていただきます。

教育事務局長（日高達明君） それでは、住用地区及び笠利地区公民館の今後の整備計画についてお答えいたします。まず、住用公民館につきましては、昭和44年度の建設で44年が経過しており、平成21年度と22年度に改修工事を行っております。今後は、実施計画の中におきまして地域住民の利便性に配慮した改修工事を検討してまいりたいと考えております。

次に、笠利公民館についてでございますが、建設が、昭和42年度で46年経過しており老朽化が進んでいる建物でございます。これまでも必要に応じて改修工事を行ってまいりました。今後の公民館整備につきましては、笠利支所の新庁舎や笠利農村環境改善センターなどの活用を踏まえ、笠利地区における公共施設全体の在り方及び整備計画等を実施計画の中で検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

7番（橋口和仁君） 分かりました。それでは次に移らせていただきます。次の他の自治体では、公共施設マネジメント白書の作成が取り組まれております。本市での取組は検討されているのかという質問であります。先ほど示していただいたとおり、公共施設については、この長年のこの建設期間が経過しているということで、非常にこのことが大きな課題であるということで理解をさせていただきます。そこでですね、今後、人口の減少やこれからの振興、自治体の財政難、市長村合併の進展などの社会情勢の中で、今後、その施設の維持補修が大きな問題となってきております。公共施設のマネジメント白書とは、これまでは単純に古くなったという理由から施設を解体して改築を繰り返す。また一部を改修するなどのスクラップアンドビルドという考え方から多様化する現在の需用に対し既存建築物の計画的な保全や評価指標を導入し、更に施設の社会的な需要や老朽度の判定、改修時の費用対効果などを勘案し、解体や用途変更、改修、改築などその施設にとってどれがよりよい方法なのか長寿命化を図るという考え方を施設マネジメントと言い、その考えの下、一元的に統一した資料をマネジメント白書と言います。現状においては、所管課で施設の維持管理、改修補修を含め長期的に把握されている状況で本市においても施設マネジメントが取り入れられているようではありますが、一元的に一課に集約し

てないというのが現状であります。

そこで、4番の財産管理課への昇格と併せてですね、お伺いをさせていただきますが、現在は所管課のほうで取り組まれております。一部は、財産管理課のほうで係のほうで取り組まれておりますが、どうしても一体的に取り組まれてということになりますと、人手、時間等が手間等が非常にいるということとであります。そうすると、どうしても今の財政課の中の係だけでは、なかなか対応しきれない状況になろうかなというふうに考えておりますが、それまで含めてですね、答弁をお願いしたいと思います。

総務部長（安田義文君） 2点併せて答弁をさせていただきます。まず、本市での公共施設マネジメントの取組について最初にお答えいたします。現在のところ、公共施設の維持管理につきましては、各担当課において行っておりまして、全庁的な一元化体制にはなっておりませんで、奄美市全体の公共施設マネジメントの報告書を作成するまでには至っておりません。

なお、各担当課が所管しておりますそれぞれの施設における今後の設計・建設費や改修費、大規模修繕費等につきましては、基本的に今後10年間の実施計画に計上されておりまして、維持管理費、運営費等につきましても財政計画において試算されておりますことから施設全般にかかる10年間の中期的な整備費用等については、把握できているものと考えております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、公共施設マネジメントシステムを構築することによりまして、個々の施設の具体的な分析を行い、より詳細な公共施設全体の改修、維持管理費などにかかる生涯費用の把握や必要に応じた施設の統廃合、複合化、集約化などの検討材料になるものと理解いたしております。

これらのことを踏まえまして、本市におきましても来年度から新たに公有財産管理システムを導入し土地・建物をはじめとする公共施設の台帳整備を進めていく予定といたしております。

このシステムの構築とデーターの利活用を図ることによりまして、議員御指摘の公共施設のマネジメントが可能になるものと考えておりますので御理解をよろしくお願いいたします。

次に、財産管理課の設置ということについてお答えします。本市の公共施設整備・管理の組織体制につきましては、公有財産のうち普通財産の全体、それと本庁舎等行政財産の一部などにつきましては、財政課財産管理係が担当をしておりまして、それ以外の道路、上下水道、公園、市営住宅、福祉施設、教育施設といった行政財産につきましては、それぞれ所管する担当課において維持管理、整備を行っております。

一方で公共施設の維持管理、整備につきましては、市としての全体方針や各行政部局の総合連携が不十分では必要な施設を住民ニーズに対して的確に整備・活用していくことはできないといった指摘もなされているところでございます。

したがって、議員御提言の財産管理係を課へと昇格させることにつきましては、市が所有いたします公共施設の整備・管理や公共施設マネジメントを一体的に図るという観点から非常に有効な方法の一つと考えております。しかしながら、公共施設の範囲が非常に多岐にわたっておりまして、これをどの程度まで一つの部署で一体的に整備・管理するのが最も効率的・効果的かといった検討や公共施設マネジメントを進めていく上での各取組段階、まず、1番目に施設の実態把握、それからマネジメントの方針策定、そして実施計画の立案・実践、それから検証であります評価・改善とこれに柔軟に対応できる組織体制も求められるところでございます。

このようなことから今後、庁内の連携を強化するためにプロジェクトチームを設置するなどの方法も含めまして、限られた職員数の中、組織体制についてはどのような方法が最も望ましいか。更に検討してまいりたいと存じますので御理解をよろしくお願いいたします。

7番（橋口和仁君） 分かりました。ひとつよろしくお伺いをしたいと思います。それでは次に移らさせていただきます。体育行事の取組についてであります。現在、本市においては、子どもから高齢者まで

多種多様なスポーツ活動が展開されており、スポーツ都市の結び付き一体化への醸成が図られております。市の施策でも生涯を通してスポーツ活動の推進が図られ市民の健康づくりや体力づくり、そして子どもたちの競争力の向上にと各種イベント、競技が開催をされております。そのような中、近年、各種大会が同時期に行われ、選手が拡散する状況も見られ大会への意義が薄らいだ感がいたしてもおります。

また、地域行事においても生涯学習の推進によって地域に根差した取組がなされておりますが、そのような状況においても他のスポーツ大会競技が多く、現状では、参加率が非常に厳しい状況であります。

このように各分野の取組は非常に評価をいたすところではありますが、合併して一つの市に既存の市町村の競技、イベント大会が合わさっておりますので、一度精査をし、競技の絞り込みや大会の位置、運営について検討が図られないのか。お伺いをいたします。

教育事務局長（日高達明君） 今、議員御質問のスポーツ大会と地域行事の取組の位置付けということについてお答えいたします。市民が、より多くのスポーツ大会等に積極的に参加していただくことは大変有意義なことだと考えております。その一方で地域行事も重要であり、中には歴史や伝統のある行事も多くあり、特に少子高齢化が進む中で参加者の確保は、行事の存続にも関わってくる問題だと認識をいたしております。

本市では、年間の主な地域行事とスポーツ大会等が重複しないよう年度末の2月に次年度の社会体育施設の予約を受け付ける際、笠利、住用、名瀬の地域行事を優先し、大会当日は、施設利用を制限するなどの配慮を行っております。

また、年度当初の市体育協会及びスポーツ少年団の総会時には、地域行事日程を年間事業計画書に記載し、各競技団体への説明、告知をしております。しかしながら、社会体育施設以外の施設を使用した各種スポンサー名の大会及びスポーツ少年団の大会が多くなっているのも実情で、このような大会を規制することは非常に困難なことだと考えております。

今後とも市体育協会加盟団体及び各スポーツ少年団等へは、地域行事を優先的に取り組んでいただくよう周知を図っていくとともに地域行事への積極的な参加を促していくよう努力をしまいたいと考えておりますので御理解をよろしくお願いいたします。

7番（橋口和仁君） 先の12月の8日に行われました笠利町の町おこしフェスタにおいてもですね、事例発表がございました。本市において生涯学習課ですかね、のほうの推進の中で第三日曜日は家庭の日と、そして、地域とのコミュニティーを図るという日ということで、いろいろと制限がかけられているようではありますが、今後ともですね、先ほど部長が言われたように、しっかりとある程度の形でこの競技の競合がないように取り計らっていただきたいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次に移らせていただきますが、統一大会である市民体育祭の今後の取組についてお伺いをいたします。今年は、11月10日に名瀬運動公園陸上競技場において、奄美群島日本復帰60周年記念第6回大会として行われました。

本大会の趣旨は、市民の健康増進と体力向上、そして親睦、融和を基調として奄美市の一体感の醸成を目的に開催をされております。特に、名瀬地区、住用地区、笠利地区が一堂に会し、共に汗をかくということは非常に意義深いところでありまして、私もその一端を担っているということで推進を図っているところであります。うえにおいて今後ですね、大会運営の場所、そして競技種目の検討はなされないのか。お伺いをさせていただきます。

教育事務局長（日高達明君） お答えします。市民体育祭につきましては、市内8地区体育協会の会長・監督会を年間4回開催し、種目選定、競技規則、選手構成等を協議、確認の上、統一を図っております。

その後に各地区体育協会事務局に決定事項を通知し、スムーズな運営に努めているところでござい

す。

開催地につきましては、会長・監督会で当分の間は、名瀬運動公園で開催するという申し合わせになっておりますので御理解を賜りたいと思います。

競技種目につきましても種目選定、それは監督会の中で協議をいたしておりますので御理解を賜りたいと思います。

7番（橋口和仁君） 今回、6回ということで、一体感の醸成にとって非常にこのすばらしい大会だと私も認識しておりますが、しかし、当初のこの体育祭の在り方について、まず、名瀬地区、笠利地区、そして住用地区の皆さんが一体的にこの一つの大会を楽しんでいただくと、幼児の方からお年寄りまで競技種目じゃなくて楽しんで一日を過ごすということが目的ではなかったのかなと思います。

しかしながら、現在は、往々にしてですね、競技種目が、競技大会みたいなようになっているんじゃないかなと、そうすると、この周辺部、特に住用、笠利においてもですね、どんどん人口も減ってきますし、高齢化が促進されてくるという現状の中で、果たしてこの選手選考が、今後、10人、20人と出されていかれるのかということもですね、今後、この検討委員会でしっかりと検討していただいて、そして競技種目においてもですね、検討していただきたいなと思います。

当分の間は、今の現状の形になろうかと思いますが、しかし、先ほど申しましたように、周辺部においてはですね、選手選考、非常に厳しいという現実がありますので、その辺りも勘案していただいて、是非今後の検討にしていいただきたいなと思います。

それでですね、今、6回ということで例年開催されておりますが、巷でですね、やっぱりその隔年大会はできないかという声もございます。これはすぐに隔年開催というのは難しいと思いますが、将来的に先ほど申しましたように、周辺部においては、少子高齢化が非常に促進されてくるという状況を踏まえた時にですね、なかなか選手が招へいできないと。そういうことも踏まえて、今後の課題として隔年に向けての検討はできないかということで、ひとつ答弁をお願いしたいと思います。

教育事務局長（日高達明君） 現在のところ市民体育祭の隔年ということにつきまして、市内の8地区の体育協会の会長・監督会の中では、現在のところは出ておりませんが、一つのまた提案という形で検討課題としていきたいと思います。

それから先ほど多くの市民が参加できるような種目ということ。それも含めまして、レクリエーション的なものも含めて多くの市民が集えるような大会を目指して、また検討してまいりたいと思いますので御理解を賜りたいと思います。以上です。

7番（橋口和仁君） 分かりました。ひとつよろしく願いいたします。次に移らせていただきます。下水道事業についてであります。時間もございませんので、1、2併せて答弁をお願いしたいなと思います。

まず、笠利地区、住用地区、名瀬地区の下水道事業の今後の取組はということで1点目、そして、今後、少子高齢化が進む中、今後の促進に向けての取組ということまで、もし時間がございましたら答弁をしていただければと思います。

下水道課長（戸田正利君） 下水道事業の今後の取組についてお答えいたします。本市の平成24年度末の汚水処理人口普及率は、92.4パーセントで、これは県内19市において最も高い普及率となっております。汚水処理施設の整備は、平成18年度に策定した奄美市汚水処理施設整備構想の整備方針を基に進めているところで、この整備方針につきましては、地域の特性を考慮し集合処理と個別処理との経済性を比較することにより設定いたしております。

各地区の整備状況を申し上げますと、名瀬地区につきましては、市街地は公共下水道事業、農村地域

では農業集落排水事業を導入し、小湊地区、根瀬部地区、芦良地区、名瀬勝地区、知名瀬地区、大川地区の6地区の整備を終えております。崎原地区においては、合併処理浄化槽による個別処理となっております。

住用地区につきましては、農業集落排水事業により山間地区の整備を行っております。今後の取組といたしましては、西仲間、石原を処理する西仲間地区、城、摺勝、見里、東仲間、川内を処理する東城地区の2地区を集合処理、和瀬、戸玉、市、下役勝、中役勝、上役勝を合併処理浄化槽による個別処理で計画しております。

笠利地区につきましては、特定環境保全公共下水道事業により大笠利地区が整備済みであり、平成24年年度より赤木名地区の整備に着手しております。

農業集落排水事業につきましては、用地区、宇宿地区の2地区において整備済みであり、平成25年10月1日より屋仁地区の供用を開始しております。また今年度より佐仁地区の整備に着手しております。

今後の取組といたしましては、手花部・前肥田地区、用安地区、喜瀬地区及び節田・土浜・平を処理する節田地区を集合処理とし、その他の地区につきましては、合併処理浄化槽による個別処理で計画しております。

なお、集合処理により計画されている地区につきましては、事業に関して住民の同意率や財政状況などを勘案して事業を進めてまいりたいと考えております。

こうした中、普及促進への取組といたしまして、特に、住用地区の普及促進の取組といたしましては、整備済み地区の下水道切り替え工事について、毎年、下水道の日に合わせて広報誌に掲載するほか。

（「ありがとうございました。」と呼ぶ者あり）

議長（竹田光一君） 以上で新奄美 橋口和仁君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前10時31分）

○

議長（竹田光一君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き一般質問を行います。

次に、公明党 与 勝広君の発言を許可いたします。

13番（与 勝広君） 皆さん、おはようございます。公明党の与 勝広でございます。質問をさせていただく前に所見を述べさせていただきます。改めまして、朝山市長、2期目の就任、誠におめでとうございます。唐突ではございますが、市長は、何のために誰のために政治を行うのでしょうか。今年のアメリカ議会での出来事でありましたが、オバマ大統領の医療制度改革をめぐりまして、オバマ大統領の率いる上院の民主党と、そして下院の共和党が対立し、とうとう10月からの予算が執行できない状況に陥りました。古今東西、政治路線の対立、そして政党と政党の理論武装は、政治の世界では、ごく当たり前のことでありますが、しかし、それを盾に国民の暮らしや生活が大変な影響を受けるようなことになると、それは次元が違ふと思います。

激動の幕末期に江戸の終わりに、備中松山藩の山田方谷という藩政の改革を成し遂げた人物がおりましたが、彼は元々農家の出でありましたが、彼の政治信条、理念は、民のための国、民あつての国というのが政治理念であり、経世済民、すなわち乱れた世を直して民のために政治を行う。これが彼の信条でありました。今、国においても一つの政党が、政治を司ることは厳しい状況であります。また、我が地域においても一つの団体やグループが地域を運営するのも大変厳しい状況であります。これから私たちにとって大事なことは、奄美をまた奄美群島をよくしていこうという政党、会派、イデオロギーを超え、その知恵と力を結集する力。正に、朝山市長は、2期目の就任にあたってそのことを肝に銘じてしっかりと頑張っていたきたいとこのように思います。政治を司る者、また、その頂点に立つ者に必要

なことは、明確な哲学と誠実の二字が必要であると私はこのように思っております。市長、どうぞこの4年間、命がけで頑張っていただきたいとエールを送りたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは質問に移りますが、私の質問は、市長の政治姿勢についての4項目に絞っての質問であり、これまで同僚議員が、さまざまな角度から市長の政治姿勢、政治政策そしてまた奄振の事業等の報告などもありました。少し説明が長くなり後からの質問になると思いますが御了承をよろしく願いたいと思います。それでは質問をさせていただきます。1番目の市長の政治姿勢についてであります。まず、平成24年度の決算審査が終わりました。その24年度の決算審査を少し総括してみたいと思います。24年度2012年度の決算審査の中身を見ますと、一般会計、特別会計を合わせた歳入歳出総額であります。歳入総額が468億8,358万4,443円と細かい数字でありますけれども、これは対前年度比のマイナス2.22パーセントになりました。金額にいたしますと10億6,624万2,360円の減となっております。

そして、歳出総額でありますけれども、これは465億4,127万4,562円と対前年度比のマイナス1.67パーセントとなり、金額にいたしますと7億9,067万円となっております。この数字は、2011年度に比べますと、歳入歳出比べますと減少しております。その要因といたしましては、先の決算審査でも当局財政課が答弁しておりましたが、2011年度に比べて、これ2011年度は、奄美豪雨のための災害復旧費等の予算が大幅に計上されておったけれども、2012年は、その予算計上が減少したためであると。このような説明であったと思います。

さて、本市の財政力指数、そして経常収支比率また実質公債比率でございますが、財政力指数は0.25、この財政力指数というのは、この自主財源の割合を示す数値でありまして、1に近いほど自主財源の割合が高いと言われておりまして、本市は0.25ですので、この大変、自主財源からしますと、これは厳しい状況であると、財政のこれは柔軟性に乏しい状況であると言えると思います。

また、経常収支比率につきましては、24年度決算が94.6パーセント、これは80パーセントを超えますと財政構造の弾力性に厳しい状況であると、本市は94.6でありますので厳しい、大変厳しいとこのような方向にあると思います。

対前年度比にいたしますと、0.9ポイントの悪化となっております、平成22年度以降からしますと、約2.3ポイントの悪化となっております。

また、実質公債比率は、11.9、これは自治体の収入に対する負債返済の割合を言いますけれども、18パーセント以上を超えますと、これは自治体が借金をする場合は、国や県の許可が必要になると。本市は、11.9ですので、まあ無難な数字かなと、しかしまだ努力は必要になってまいります。

このように、24年度の決算を見ますと、確かに財政の柔軟性、そして財政の構造力、弾力性は厳しい状況であります。この三つの数字は、県下鹿児島県19市の中でも下のところにありまして、財政力指数というのは、これは県下19市の中で18位と。昨日、コクトくんの話ありましたけれども、コクトくんは、公認キャラクターとして県で4番目の人気があると。しかし、まだこのコクトくんとは比較するわけにはいきませんが、奄美市もしっかり上位を目指して行財政改革に取り組んでいただきたいと、こういった状況の中で来年は、ちょうど消費税が今現行の5パーセントから3パーセント上乘せしまして8パーセントの消費税増税ということが、ほぼ決まっております。

安倍総理は、この消費税増税について、まず社会保障制度の全体像が明らかになってきた。年金、介護、医療、少子化対策、今現在、約120兆円であるが、これが2025年になると150兆円規模になると、こういった状況の中で今、国会でもプログラム法案というのが出てまいりまして、これもしつかりまた、これから地方自治体の負担も増えてくると思いますけれども、こういった社会保障制度が、まず明らかになってきた。そして、GDPも4月から6月、7月から9月までのGDPもプラスに転じてきた。そしてまた、日銀の発表しました短観、いわゆる全国企業短期経済調査、これもプラスに転じてきたと。こういった理由などからほかにも様々な理由ありますけれども、来年度は、消費税が8パーセントになると。このような状況の中で本市の24年度の決算を総括し、更に来年は、消費税が8パー

セントになると。そして更に、5.5兆円規模の経済対策を行うと。この方針も明らかになっております。この経済対策が、景気の腰折れを防ぎ、また、景気を失速させないための経済対策であろうかと思えますけれども、この経済対策も本市にとっても少なからず予算編成に影響を及ぼしてくるのではないかと思います。総称して24年度の決算審査を終え、そして来年度の消費税増税やまた5.5兆円規模の経済対策等が本市の来年度予算にどのように影響を受けてくるのか。また、こういった方向の予算編成がなされるのか。質問をしたいと思えます。これからの質問は、発言席より行いますので御答弁よろしくお願いします。

議長（竹田光一君） 当局の答弁を求めます。

総務部長（安田義文君） 答弁をさせていただきます。平成24年度の決算指標につきましては、ただいま議員御案内のとおり、依然厳しい状況であると認識をいたしております。また、来年4月からの消費税の増税は、何よりも先に一般家庭の生活に影響を及ぼし、増税に伴う消費の減退も考えられ、それに伴う税収の減少や景気の悪化も想定されておるところでございます。これらのことから平成24年度の国の補正予算にかかる元金臨時交付金の基金活用や今、議員から御案内ありました先般、閣議決定されました消費税増税に伴う今年度の国の緊急経済対策事業、この活用に努めることはもちろんのこと、財政の健全化に向けました歳出の抑制と併せまして自主財源の確保に向けた地域経済の活性化、地域雇用の創出などに取り組むことを念頭に置き予算編成に臨むよう各課のほうへ通知をいたしたところでございます。

この方針の下、国の経済対策事業と併せまして、地域経済の活性化や雇用と地域活力の創出に資する事業をより効果的に行うため、平成25年度に引き続きまして一般財源ベースで1億円程度の特別枠を設ける予定にいたしておるところでございます。

平成26年度の当初予算編成におきましては、これらのことなどを踏まえまして、引き続き財政健全化の継続と地域の雇用確保及び地域経済活性化の両課題に取り組むとともに国の経済対策の動向を見極めながら限られた財源の中で各種施策の優先順位についての厳しい選択を行いまして、創意と工夫で最大の行政効果が得られるよう努めてまいりたいと存じます。

13番（与 勝広君） 大体その予算編成の方向性、また国の動向等も踏まえて予算編成をされるということですので、しっかりしていただきたいと思えます。公明党市議団も11月28日に38項目に亘る来年度予算の要望をいたしました。一応その中で私たちが、当局に対しての思いといたしましては、来年度から消費税も8パーセント増税するとそういった中で市民の暮らし生活も本当に大変な状況になるということは目に見えておまして、その中でやっぱり市長はじめ職員の皆様方も市民の暮らしや生活をしっかり肌で感じた上で予算編成をしていただいと、このような気概で予算編成をしていただきたいと、このように思っております。

さて、先ほど24年度決算の総括をさせてもらいましたけれども、その中で先ほど申し上げましたように、一般会計、特別会計を合わせた歳入総額、歳出総額と、さっき金額申し上げました。その歳入総額から歳出総額を引いた形式収支、そしてまた更に、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支、これは共に黒字であります。ちなみに形式収支は、3億4,230万9,881円と。実質収支が2億5,473万3,406円と。これ共に黒字でありますけれども、私は、将来的な奄美市のこの財政運営上、少し危うしているところがありまして、来年度平成26年度から平田浄水場の更新事業が本格化いたします。更に、27年度からは、その事業の費用も拡大をいたします。そういった中で先の議会では、この平田浄水場の更新事業については、国庫補助金を除く財源については、これは企業債を活用すると。そして、単年度の収支の不足額については、これは内部留保金を充当し赤字を出さないと。このような答弁であったと思えます。しかし、来年度から消費税が8パーセント上がりますし、この自

己負担額が、どのくらいかかるか分からないと。ちなみに本市の国保会計事業というのがありますが、昨日もありましたけれども、2億5,000万円の一般会計から繰入れして、毎年、繰入れをして赤字解消を行っております。公営事業法上、この会計内でやり繰りをしなければならないという原則がありますので、それはできませんけれども、そういった中で例えば、今、内部留保金が4億5,000万円、約、そして、建設改良費が8億2,300万円と、そういったものを活用しながら、この事業を行っていくと思っておりますけれども、しかしながら、先ほど言ったように、本当に自己負担額が、どれくらいかかるか予想もつかないような状況の中で、この事業も総額で42,43億円と言われております。そうなりますと、最終的には、借金という形で、借金を余儀なくするような形になりまして、もっと最終的には、私たち市民が、水道料金の値上げという形で跳ね返ってくるのではないかと。このような危ぐをしております、だから、この今、この経常収支、実質収支も24年度決算では黒でありました。しかし、これが3年後、4年後には、赤に転じていくのではないかと。このような心配をしておりますが、この先の財政運営の見通し、そういったものについて、どのような見解を持っているのか。御答弁をお願いいたします。

水道課長（佳元保輔君） 水道事業についてお答えいたします。少子高齢化、市民意識の変化による節水型社会、給水人口の減少により今後の水事業の伸びは期待できない状況にあります。

近年、大規模な災害の発生、地震等の自然災害から水道施設のライフラインとしての機能を確保することの重要性が改めて認識されております。昭和30年代から40年代にかけて新設された水道施設の改良、更新に伴う経費の増加が見込まれるなど、水道事業の経営を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっております。奄美市の平田浄水場は、建設後約50年を経過し、施設の老朽化とそれに伴う維持管理が増大する傾向にあります。このような中、コンパクトで維持管理費を考慮した施設の更新事業導入は、市民への良質で安全な水の提供に向け早急に取りかかなければならないと考えております。

御承知のとおり、財政的に平成27年度から29年度は、事業費が増大しております。これは、企業債を活用することにより借入れ後、5か年間は、元金据え置きがあることにより単年度の支出を抑えながら大規模事業を実施できること。また、事業の公益性に鑑み事業費を現在の受益者だけでなく後年度の受益者にも公平に負担していただくという考えによるものです。

また、新たな借金を余儀なくされる状況におきましては、建設改良費等を利用することになりますが、同時に水道事業の収益など料金収入の増加に取り組み、漏水対策による収益の改善に努めることで安易な水道料金値上げに頼ることがないように企業努力をしていきたいと思っております。

13番（与 勝広君） 今、企業努力をしっかりとやっていくと、そういった面での財政運営というのは、ちゃんと先々を読んでやっていますよと。そういうことですね。分かりました。

先ほど来から申しあげておりますように、今、本当に市民の暮らし、生活は厳しい状況でありまして、例えば、先ほど言うのを忘れていましたけれども、平成24年度の市税なども見て見ますと、年々この市税などもなかなか、こうその金額が上がらないと。ちなみに24年度の市税の徴収率が90.5パーセント、これは自主財源の11.4パーセントを占めておりますけれども、金額にいたしますと37億9,306万円、これが対前年度比で約2,000万円ほど減少しております。

ちなみに先ほど申し上げた自主財源、依存財源、この自主財源が17.3パーセント、金額で65億5,812万円と、そしてまた、依存財源が267億3,947万円と。これは80.3パーセント、本当に本市のこの自主財源もなかなか20パーセントを超えないという大変厳しい状況も続いております。

こういった中で、この平成25年、今年ですね、当初予算の一般会計が308億5,657万9,000円と。この本市のホームページにも掲載してありますけれども、家計簿方式と称しまして、年間約309万円として、これを1万分の1のスケールとしての計算してあります。約じゃ年間309万円

のこの収支、これをちょっと市民の皆さんもこの議会等を見ておられますので、まだどれだけ奄美市の財政が厳しいかということもちょっと加えてですね、説明をしていきたいと思います。

まず、この年間309万円の収入、どのようにして、この収入をお金を集めているかと。これに対しては、まず309万円のうち38万円、これはいわゆる市税などの自主財源、これはいわば家計簿式に言うとな年の我が家の給料といったところだと思います。そして更に217万円、これは国や県などの補助金、またあるいは、これは親からの仕送りだと。交付金もこれに入ると思います。そして更に、更に5万円、5万円は、これは使用料とかそういった手数料、そして1万円、この1万円は財産収入、そして8万円、8万円は負担金、分担金といったところですが、そして更に、それでも追いつかず2万円の預金の切り崩しをします。そして更に、38万円、これは年間の借入れと。そして、やっと309万円揃うと。しかし、この家計には、515万円の借金があると。これが家計簿式に言う、奄美市の財政の台所状況だと。こうなりますと、これは一般家庭では、これは有り得ない既に破たんをしているような状況であり、こういった状況の中で、お金を集めるのも、こういった大変な思いでお金を集めると。そして、先ほど申しましたように、財政力指数、これも本当に本市の財政のこの柔軟性を示す。これも厳しい。そして、この経常収支比率に至りましては、94.6という、この経常収支比率というのは、自治体が自由に使えるお金のうち、そのうちのどうしても避けることのできない経費、義務的経費などを言いますが、例えば、この義務的経費が、ちょっと中を見て見ますと、平成24年度の決算時では、179億8,160万円と、この中の内訳をこれは人件費、公債費、扶助費と、この内訳をちょっと23年と24年度にちょっと分けてみますと、まず、人件費が23年度の決算時では約51億円ありました。これが24年度決算では50億円になりました。これは人件費については、今、去年くらいから職員の大量退職に入りまして、これがあと3年、4年しますと約48億円程度ぐらいになるかなと思いますけれども、更にその中で扶助費、扶助費は平成23年度の決算が87億円、それが24年度決算では88億円と。大体扶助費は、年間約1億円ずつ上げていっています。

そして公債費、公債費が平成23年度の決算で見えますと、39億7,900万約40億円といったところですが。これが平成24年度になりますと、これが41億円と。だから、これは扶助費は、もう40億円、41億円をほぼ繰り返しておりますけれども、こうなりますと、今のこの義務的経費の中で見ますと、人件費は、これから3年、4年かけて大体こう少なくなっていってまいります。しかしところが、扶助費はまた逆に上がってくると、そして公債費は、ほとんど変わらないと。そうなりますと、ほぼ180億円、そこらでずっと繰り返しているんじゃないかと。そして、やっぱりこの財政構造の弾力性をこういかにして、こう出してくるかという、この部分も大事になってきて、これ例えばいいか分かりませんが、例えば、サラリーマンが、月3万円の自由に使えるお小遣いがあると、そのお小遣いから毎日800円の弁当を買おうとします。そうすると月30日で8・3・24で2万4,000円、2万4,000円割る3万かけるの100パーセントで計上収支比率が80パーセントと。そして、それがサラリーマンが、その800円の弁当をですね、もうちょっとおかずも減らし御飯も減らし600円にしますと、6・3・18で月1万8,000円、1万8,000円割る3万かける100パーセントで計上収支比率は60パーセントと。これは机上の上の計算ですので、20パーセントは、こうして机上の上で簡単に計算できます。

しかし、本当にそういう意味では、いかにしてまだもっとした徹底した行財政改革と、そしてまた、徹底したその無駄を省いていくかと。こういった部分での財政構造のこの弾力性、これをこの今後またこれもしっかり行財政改革の大事な要因と捉えてですね、やっていかなきゃならないと思うんですが、そこについては今度どういうふうな見通しであるのか。御答弁をお願いいたします。

総務部長（安田義文君） 議員の御指摘のとおり、現在、合併特例期間により優遇されている普通交付税等が平成28年度から5年間の激変緩和措置を経て33年度には一本算定となることを考慮しますと、現在厳しい財政状況下に置かれていることは十分に想定しているところでございます。

参考までに平成25年年度の普通交付税額で試算いたしますと、議員御案内のとおり、一本算定の額は、現在より約14億円程度減少することとなります。そのため本市におきましては、合併特例期間後の財政状況を考慮し、毎年、社会情勢の変化や国の制度改正等を念頭に置き、可能な限り適正な将来予測となるよう向こう10年間の財政計画を作成し、健全な財政運営を進めているところでございます。

あわせて、市税をはじめいたします自主財源の確保や将来の不測の状況に備えるための基金積立を行うとともに、起債枠38億円の財政規律を堅持することが最も効果的な財政運営につながるものと認識をしております。

重要なことは、今後とも引き続き、おっしゃいますように財政規律を堅持し、合併特例期間の終了におきましても現行の住民サービスを低下させないよう持続可能な行財政の運営を進めることが大切だと考えております。

また、議員おっしゃいますように、苦しい中でございますが、何よりも自主財源の確保が、いちばん大切なことと考えておりますので景気対策、雇用対策に図りながらこのことに努めてまいりたいと考えております。

13番（与 勝広君） 今も部長が、答弁したとおりだと思います。本当に今、私たち奄美市も23年に奄美市総合計画を策定しまして、32年の目標としては、昨日来からありますとおり、人口5万人、交流人口45万人、総生産額1,400億円と、そして、24年度の予算編成もその総合計画に沿った目標達成するための予算編成になっていると思います。

先ほども申しましたように、国の動向等も見ながら経済対策も打ちながら、しっかり足腰を固めながら強めながら行財政改革に取り組んでいかなければなりません。行財政改革というこの終わりのない改革、これは本当、市長をはじめ職員の皆様も更なる緊張感を持ってやっていただきたいと。このように思います。

地方交付税も平成24年の決算時では、127億2,113万円と。しかし、これはもう平成32年以降になりますと、約14億円削減されると。こういった試算も出ておりますので、これももう遠い話ではなく、もう将来的には、確実に交付税が削減されると。こういった状況の中でしっかり足腰を高めるためにも強めるためにも自主財源の確保をしっかりしていただきたいと。こういったふうに思っております。

さて、それでは先ほど国保会計事業について触れましたので、これも財政運営上どうしても国保会計というのは、影響いたしますので、少し医療費の抑制という観点からちょっと質問させていただきたいと思います。

まず、この国保会計事業については、毎年、一般会計から繰入れをして赤字解消を行っているのが皆様承知のとおりでございます。そういった中で、まず医療費をいかにして抑制するか。それはまず2点、まず、このジェネリック薬品を使っていただくと。そしてまた、利用者の医療機関の重複を避けていただくと。これがいちばん大事な部分であります。しかし、なかなか結果が出てこない。結果が伴わない。これから国保会計事業もこの5年のうちには広域化になるかと思いますが、まずしっかり足元の医療費の抑制をしっかりしながら、そういったこの広域化になればいいと思いますけれども、そこで、広島県の呉というところで、呉方式というのがありまして、これは今、全国いろんなところから医療費の抑制に功を奏している自治体でありまして、これはどういうことをやっているかといいますと、本市もそういう思考していると思いますけれども、これは、例えば、診療報酬明細書、このレセプトを上手に活用して、まずレセプトを国民健康保険者のレセプトをデータベース化いたします。そして、それを例えば、その利用者が、どういった医薬品を使っているのか。そしてまた、どういった診療内容なのかということを市がしっかり調査をして、その上に立って医療費の抑制に効果があると思われるその利用者に対しては、例えば、その方が先発医薬品を使っていると、引き続き、そして、これを安価な医薬品、ジェネリックに変えた場合、どれだけコストが削減できるかということを通知するシステムであり

まして、もちろんこのデータベース化するのもある程度時間もかかりますし、お金もかかります。その中で医師会との連携、連絡、こういった部分についてもしっかりとやっていただければ、もっとこの医療費の抑制に現実味が帯びてくるのではないかと思います、当局のそれについての御答弁を求めたいと思います。

市民部長（前里佐喜二郎君） お答えいたします。議員から御紹介のございました広島県呉市は、レセプト情報をデータベース化し、全国に先駆けてジェネリック医薬品を使用した場合の差額について、国保加入者への通知を始めた自治体でございます。

また、その効果額は、年間7,390万円と算出されており、その効果の大きさに他の自治体も呉市を参考に医療費適正化を推進しているところでございます。

本市におきましては、鹿児島県国民健康保険団体連合会により平成23年度からジェネリック医薬品を使用した場合の差額通知を作成することが可能となりましたため、平成23年8月から対象者への通知を開始いたしており、現在も年2回のペースで通知をいたしております。

その効果につきましては、月単位での比較になりますが、ジェネリック医薬品を使用した数量ベースで平成23年7月調剤分で30.8パーセントだったものが、平成25年3月調剤分が38.3パーセントへと増加しており、先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えたことでの効果額は、年間で最大1,600万円ほどになるとの試算も出ております。

なお、厚生労働省におきましては、平成24年度までにジェネリック医薬品の数量シェアを30パーセント以上にするという目標を掲げておりましたが、本市においては、これを達成しているという状況でございます。

このようにジェネリック医薬品を使用した場合の差額通知は、一定の効果を上げておりますが、議員御指摘のとおり、更に医療費適正化を図るため医師会など医療機関との連携が必要だと考えております。

また、レセプト情報の活用につきましては、現在、医療費の疾病分類別や年齢別など基本的なデータのみの運用に限られております。

今年度には、国民健康保険中央会から国保データベースシステムの提供があり、近々稼働する予定となっております。このシステムの運用により新たに検診、医療、介護情報の取得が可能となり、これまでより詳細なデータを運用することができるようになります。

今後は、このシステムの積極的な活用により、これまでの取組は元より健康教室、それから重症化予防のための保健指導などといった保健事業の中で活用を図るなど様々な角度から医療費適正化を推進してまいりたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

13番（与 勝広君） このシステムは、本当しっかり利用して、まだ削減は、まだまだ可能だと思うんですね。本当に先ほど言ったように、まだこの利用者の医療機関の重複がまだ結構あるんです。これなどもしっかり市で調査して、しっかり指導していただきたいなと。

この国保会計事業については、その保険料の収納率の向上と、そして歳入の確保、歳出の抑制と、これが原点でありますので、しっかりとそこを見ながらですね、また、これはもう市全般に言えることですけれども、今国会でプログラム法案と要支援1.2、要介護1.2.3.4.5と、こういった要支援の体制等もしっかり地域でこれからやっていかなきゃならないような時代に入ってきますので、そうなった時に、いかに健康で長生きする高齢者をつくっていくかと、こういう施策とともにですね、そういうのもしっかり同時並行でやっていただきたいと。このように思います。

今、この1番目の市長の政治姿勢についての来年度予算編成、どのように活かすかということで、いろいろ種々中を説明しながら質問いたしました。本市、この会計、決算も終わって、その一応この我々がやっているのは、この官庁会計、この官庁会計というのは、まず現金主義、そして単年度主義、そしてまた単式簿記と、これが官庁会計でありまして、またこの目的は、与えられた予算を年度内にきっち

り使ったかどうかということを議会に報告して議会で審査すると。そして、その議会で、その例えば、その決算時において、どれくらいのサービスをどのお金、どれくらいお金をかけて使ったかと。こういうのは大体容易に分かることでありますが、人件費とか光熱費とかいうなどは、この中見については詳細に内訳が分からないと。

更に、資産とか負債とか、そういうのも例えば、１０万円入ってきました。この１０万円は、借金をして得た１０万円なのか、それとも給料でいただいた１０万円なのかと。その原因が分からない。現金主義ですので現金は分かりますけどね。そういった部分で、なかなかその詳細が分からないと。そして、その費用対効果を明確にするために、この官庁会計に加えて、今、総務省のほうでも総務省の指針でもあります公会計化というのが、私たちは、財政の見える化と言っていますけれども、これが今、進められておりまして、本市でもそれを活用してるようでもありますので、ちょっとそこら辺のまだ分からない多くの市民もいらっしやると思いますので、そこら辺の説明をちょっとよろしく願いいたします。

総務部長（安田義文君） 現行の会計制度や公会計改革等につきましては、ただいま議員から御案内のとおりでございます。本市におきましても国から示されました新公会計制度による財務諸表を平成２０年度決算から作成し、ホームページで公表しているところでございます。公表している内容といたしましては、決算統計情報等の既存のデーターを基に普通会計及び連結会計の２つに分けまして、それぞれ財政諸表を公表いたしております。

まず、連結会計の対象となりますのは、普通会計に加え、特別会計、企業会計、それに本市が構成団体となっております一部事務組合、本市が出資しております第３セクター、更に社会福祉法人の計２９の会計が対象となっているところでございます。

この財務諸表の内容でございますが、まずは資産、負債、純資産を総括的に対照表示しました貸借対照表、行政サービスにかかる経費と対価として得られた財源を対比させました行政コスト計算書、純資産の１年間の変動を示します純資産変動計算書、更には歳計現金の１年間の出し入れを示します資金収支計算書、この４表で構成されておるところでございます。

なお、総務省の指針におきましては、すべての自治体が、平成２３年度までに整備されることが示されておりましたが、平成２３年度決算時点で全団体の整備率は約７割程度に留まっており、公会計制度が、全国規模で確立された状況ではございません。

しかしながら、今後、財務諸表から得られました情報を基に資産の状況や行政コストの状況等を他市と比較できる段階におきましては、財政運営の効率化、適正化を踏まえた予算編成等にも活用できるものと考えております。以上でございます。

１３番（与 勝広君） せっかく、こういう公会計法とうのがありますので、こういったのをしっかり活用して、また、財政のこの運営に生かして、また、行政改革、行財政改革にしっかりそれを生かしていただきたいと、このように思います。

それでは、次の（２）の質問に移ります。市長の在任期間中の奄美市の喫緊の課題、また、中長期課題をどう考えるかと。これについての質問であります。先ほど、この今質問でも様々同僚議員から市長の市政方針、その政策等についての質問ありました。私も簡潔に質問したいと思います。まず、市長も１４項目の市民の皆様とのお約束を發表いたしました。そして、市長は、常々おっしゃっているのは、声なき声をしっかり拾い上げて、そこをしっかりと政策に反映していきたいと。こういうことをおっしゃっておりまして、また、奄美市総合計画にのっとって市長のこの市民とのお約束公約もあると思います。本当に喫緊の課題とか中長期課題とか、それは全部重要な課題だとは思いますが、それを強いてそこら辺のどういうふうに、総合計画にリンクしてでもいいですので御答弁をよろしく願いいたします。

総務部長（安田義文君） この点につきましても私のほうから答弁をさせていただきます。まず、市長の2期目に際しましての公約実現に向けての喫緊の課題あるいは中長期的な課題でございますが、まず、奄美群島の共通の課題といたしまして、外海離島であるがゆえの人や物の移動コスト高、本土との所得格差、また人口減少など、その対策が喫緊の課題であると考えているところでございます。

また、名瀬、住用、笠利の一体感の醸成、そして均衡ある発展に向けまして、名瀬地区においては、末広・港土地区画整理事業や名瀬港マリンタウン地区事業、おがみ山バイパス事業の推進、住用・笠利地区における上下水道などの生活基盤の整備、市民生活に直結する雇用対策、更には行財政改革など、これまでも積極的に取り組んでまいりましたが、今後とも継続して取り組むべき課題であろうと認識いたしております。

そういう課題に対しまして、その克服につなげる際の指針となる本市の総合計画につきましては、平成23年度から32年度までの10年計画として目標を掲げておりまして、今年度は、前期5か年計画の中間の年を迎えております。それぞれ指標の現状を申し上げますと、人口につきましては、直近の平成22年の国勢調査では、通勤・通学の中間人口を含めました目標5万人に対し4万7,600人ほどとなっております。

交流人口につきましては、目標の45万人に対し平成24年度では、36万1,000人ほどで、落ち込みました22年よりは回復傾向にあるところでございます。

総生産額につきましては、目標の1,400億円に対し直近のまとめとなります平成22年度は、1,281億円ほどで平成21年度よりは30億円程度増加しているものの目標には120億円ほど届いていない状況となっております。

このように、それぞれの指標は、いまだ計画達成には至っておりませんが、総合計画もいまだ前期の中間でありますので、32年度の10年の目標に向けまして27年度までの前期計画の実行度や体制状況などをしっかりと検証しながら様々な課題の克服に向け後期計画につなげていけるよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

13番（与 勝広君） 人口5万人に向けても交流人口45万人に向けても総生産額1,400億円に向けても簡単に言うとベクトルが上向きになっているということですね。あとは、しっかりそれを実現するために各部署連携を取りながら頑張っていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。3番目の奄美群島振興開発特別措置法についての質問に移ります。この8月の27日に国土交通省が、奄振の来年度の概算要求額を提示いたしました。総額で272億8,500万円と、これが公共、非公共で公共事業が242億1,200万円、非公共が30億7,300万円、これは対前年度の44.4パーセントと、とっても高い伸び率でありまして、中でも奄美群島振興にかかる交付金と、これは一括交付金という形で30億4,900万円と、このように中身が予算額が提示されました。

私たち公明党に奄美ティダ委員会という組織がありまして、これは遠山清彦衆議院議員を中心とした組織でありますけれども、また、離島対策振興本部という公明党にその組織がありました。この組織が、6月の18日に他の政党に先駆けまして国交省へこの奄振の来年度の要求、中身とそれを提示いたしました。要求いたしました。それが8月27日に、ほぼ満額回答という形で国交省が予算を提示されました。これは、この金額的にも中身的にも大変申し分のない数字であります。しかし、これは、あくまでも概算でありまして、あと20日以降くらいには、ほぼ来年度の予算額と、あと中見については、ほぼ確定すると思いますので、先だって遠山衆議院議員に一応お聞きいたしました。来年度のこの奄振のこの予算の額とまた中見については、どういう状況になっていると。それはもう一応、太田大臣もしっかりとそこは強力に推し進めていくと、こう言っておるので、満額という部分に向かって、とにかく頑張っていきたいということでした。

今回、何と言っても目玉となりますのは、30億4,900万円のこの一括交付金、六つのメニュー

一からなっております。これは昨日、一昨日と総務部長が、この中身については縷々説明いたしました。一応確認のために、まず一つは、奄美群島の農林水産物の条件不利性の改善と。これもやはり奄美群島というこの航路航空運賃が高い中で都会とこう勝負ができないと。こういった部分でそういった条件不利性を改善していただくための奄振の予算であると。更に2点目が、航路航空運賃の低減、これも総務部長から57パーセント、一応要求額の予算も提示されました。

3点目が、農業創出支援、そして4点目が、農業、観光、そして情報通信と人材育成、定住促進と。5点目が、流通効率化、農業、そして、防災施設等の整備、6点目に世界自然遺産登録等に向けてのと、そういう予算の中身でありまして、本当にこのこれが満額、また中身が充実したのになりますと、今、私たち、この奄美という本当に復帰60周年という記念事業を終えまして、25日は、また復帰の記念の式典ありますけれども、そしてまた来年は、奄美ナンバーの実現と。そして更に、この3年後は、世界自然遺産登録と、そういった中で、この奄振の中身まで一括交付金まで本当に充実しますと、人・物の交流が、もっと盛んになって経済活性につながると。これについて、この見通し、いろいろ市長も答弁もされていますけれども、この財務省に先だって行った時も感触が良かったと。こういう話もありました。この見通しについて、どういう状況なのか。答弁を求めたいと思います。

市長（朝山 毅君） 与議員にお答えさせていただきます。まず最初に、奄美市の財政状況また財政指標について詳しく御説明いただきましてお礼を申し上げたいと存じます。おっしゃるとおりでございます。100の経常収入に対して95の経常的支出そのように5パーセント程度しか弾力性のない収支のバランスの状況下にあるというのが、奄美市の実態であります。

総じて、12市町村、奄美群島財政比率が大変厳しい環境にある。したがって奄振の特別措置法が、まだまだ必要であるということから継続して奄振の延長を唱えているところでございます。

本市においても17.8パーセントの毎年少しずつ自己資本比率は動きますけれども、予算の額によって総じて20パーセント前後の自主財源比率という硬直化した財政状況にあることは事実であります。

ただ、翻ってみまして8年前の合併当初においては、経常収支比率100を超える時があったということから考えてまいりますと、お互いの努力でこのような実態に少しずつなりつつあるということも議会の皆さん方の御理解・御協力、市民の御理解の結果ではないかというふうに思っているところであります。

そういう状況下においては、どうしても社会資本の整備、港湾漁港、農業基盤の整備、治山治水、やっていくためには、国の力が必要であり、県のお力が必要であるというのが実態であります。

そのことが、奄振法の私どもが求める原点でもございます。同時に今回、議員がおっしゃるとおり、6つのメニューの中に新しい交付金制度をお願いしてまいりました。この交付金制度については、新しい制度でありますだけに、大変ハードルの高いことを実感いたしております。

奄振法の延長についても元よりであります。その状況を申し上げますと、11月に太田大臣が、御来島いただいて、60周年式典の祝辞をいただき、また、あらゆる御示唆を賜りました。そのお礼も兼ねて、太田大臣に御挨拶そしてお願いをしてまいりました。関係国会議員そして関係者とともに大臣室をお邪魔させていただき、より良いお話も賜ったところであります。

太田大臣が、私どもの所管省庁の大臣でございますので、大変心強く感じたところであります。8月末をもって財政当局に国交省は、また各省庁は、奄振予算を含めて提出いただきました。そのことを踏まえて12月の初めに、財務大臣、総務大臣、農水大臣のほうに県選出の保岡先生、そして森山先生、そして伊藤知事をはじめ群島選出の4県議も今回は、いっしょさせていただいて、予算の内示前に所管大臣が、地元の要望する我々と会うということは、めったに異例のことだったと思います。これもひとえに各関係者の皆さんの御配慮の賜物だと、本当、感謝を申し上げたところでありますが、その中におけるある大臣のお話は、現行奄振非公共预算の5倍にあたる交付金を申請しておりますよねというお話でありました。

ただ、離島に生活をしている皆さんの環境状況、お気持ちは分かりますよというお話でもありました。そのようなことから、やはり国の財政環境の大変厳しい中でありますので、満額確保について、関係者それぞれ一丸となって努力はいたしておりますものの、今申し上げましたように、国の状況そして新しい、全く新しい交付金の創設であると等々、実績のない制度の創設でありますので、そういうことで厳しさを感じますが、あと2、3週間の間には、政府の原案が内示されるはずであります。そのことに踏まえて、まだしばらく時間がありますので、一生懸命関係先と連携をなお密にしながら頑張ってまいりたいと考えているところであります。

そのような意味において、我々はやはり、この新しい創設される制度を利用して少しでも地域の力を蓄えて特別法が要らないというふうな経済環境、社会環境になっていくことが、我々の夢でありますので、そういうことを踏まえて力を蓄えていく地域づくりのためにも今しばらくは、この高率助成のある法律を必要としているわけでありますので、議員の皆様方の御理解も賜りたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。

13番（与 勝広君） そうですね。あともうやるだけの手はすべて打ち尽くしたと。あとは、しっかりその結果を待つのみと、そういう状況だと思います。

さて、じゃそれでは最後の質問に移ります。奄振事業に頼らない奄美群島の自立発展をどのように考えるかと。近い将来、国は、地方分権型道州制というこの形を強いてくると思います。そうした時に本当にこの奄美が何でもって自立をするのか。この奄振の予算も延々と続くわけじゃありません。国も今、大変な危機に瀕しておりまして、例えば、中国の防空識別権はじめ領空・領海、いろんなその世界とのかかわりをどうするかと。国のほうは、外交、防衛、安保をやって、あとしっかり地域に財源、権限を委ねますよと。そういう時代になってくることは、もう間違いありません。そういう中で、いつまでも奄振の予算、もちろんまだまだ、このやっていただきたいところは、たくさんありますけれども、この奄振の事業が何を区切りに何を目途に終わるのかということは、まだはっきり明確に示されておられません。私はある意味、この奄振のこの事業があるうちに奄美は今回、奄振の予算を獲得するために12市長村の首長の皆さん、そして広域事務組合の皆さん中心となって奄美群島成長戦略ビジョンというものを策定いたしました。それが私は、奄美が自立するそこにヒントがもうあるんじゃないかと。そして、その中でこの奄振予算があるうちに広域事務組合を組織をもうちょっと強化して組織の強化とそして裁量権を持ってその中で今までのこの奄振を総括しますと、この近年、奄振、奄振といって市民の皆さんいろんな形で言うておりますけれども、この59年の間、確かに奄美群島の隅々に至るまでインフラ整備、特に、私たちの環境、生活し易い環境は整いました。しかし、イコール生活が良くなったかといいますと、これはイコールじゃなくて、やはりそういう部分で先ほど申しましたように、この奄振の今回の中身は、一括交付金もすごい充実しておりますし、どういう判断下されるか分かりません。しかし、奄美地元ナンバーもそしてまた、世界自然遺産登録とそういった流れの中で、正に、この追い風の時に奄美が、この道州制に移行した時に奄美がしっかり奄美は、九州につくのでもなく、沖縄といっしょになるのでもなく、奄美が、きちっと行政区としての独立をできるように、そういう方向性で見定めて奄美のこの市長は、広域事務組合のね、管理者でもありますので、しっかりそういった部分を見据えてですね、自立のために、今まではね、60年前は復帰を勝ち取るためにやったけど今度は、行政区の独立をね、するために頑張っていたいただきたいと思いますが、その見解をお願いいたします。

総務部長（安田義文君） お話にありました道州制につきましては、政府与党で平成24年9月に示しました道州制基本法案、これを基本に来年の国会提出を目指しているようでございます。この中で都道府県を10程度の道、州とし、市町村の区域を基礎自治体として再編する枠組みの検討案のようでございます。御指摘のありました奄美群島が、自立的発展に向け力強く歩んでいくためには、まずは群島が、一体となった体制の強化が大切であると考えております。そのためには、広域事務組合の充実であると

の思いで昨年から市長村からの派遣を増やしたところであります。

ビジョン策定、交付金の創設など奄美群島が一体となった広域事務組合を中心とした取組は、緒に付いたところでありますので、まずは足元をしっかりと固めながら国の変化に対応できるよう努めてまいりたいと存じます。よろしく御理解をお願いいたします。

13番（与 勝広君） もう話す時間ありませんけれども、やはり本当にこの広域化をしっかり考えて、奄美が自立できるように、行政区と自立できるように、市長を先頭に12市長村、今、本当にいい形で前向いていますので、よろしくお願いいたします。以上です。終わります。

議長（竹田光一君） 以上で公明党 与 勝広君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前11時45分）

○

議長（竹田光一君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

次に、社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

11番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、こんにちは。私は社会民主党、社民党の関 誠之でございます。今年、一般質問、おおとりを務めさせていただくことになりました。まずもって、今回の市長選に無投票で再選をされました朝山市長に心からお祝いを申し上げます。おめでとうございます。無投票の市長選は、奄美市では初めてであり、旧名瀬時代を含めても1978年、昭和53年の選挙以来35年ぶりだそうであります。2期目の抱負で、新たな気持ちで奄美市政発展のために努力をいたしたい。また、声なき声に耳を傾けると語っておられたことを着実に実践し、子孫のためにもっと一汗更に一汗をかいていただき、公約を実現いたしますようお願いを申し上げます。

私も議会の場において、市民目線に立ち、是は是、非は非として共に汗をかく所存でございます。この4年間、朝山市長は、自己評価における公約の達成度は8割程度だったと公言されています。私から見ても奄美振興開発事業の重点施策である農業、観光・交流、情報などの実施状況などを見た時に、選果場の整備、奄美農業創出事業の実施、奄美満喫ツアー事業、歴史回廊の笠利観光プロジェクト、情報通信産業インキューバート施設整備など主な施策については着実に実施をしており十分に成果を上げているものと評価をいたしております。

このことから自己評価における公約の達成度を8割程度ということも納得できる数字であります。確かに公約の実現や平成20年度から始まった国による緊急経済対策により、この8年間で38億9,000万円余りの多額の資金が奄美市でも投入をされ、統計上の有効求人倍率など一部数字は、良くなっています。

しかし、具体的に実感として雇用が増えた。収入がよくなった。住みやすくなったと、住民の声はほとんど聞かれないのも事実です。であれば、どこに原因があるのかをもっと詳細に分析し、どのような施策がいちばん必要なのかを研究することは喫緊の課題であると考えます。

施策の実現を図るためには、職員の協力は必要不可欠なものであると思います。職員の知恵をもっと活用するために各部署において政策研究グループを創設させ、年に一度は公表する場を設けて、優秀なグループには更にスケールアップのための先進地視察などインセンティブ的な予算を措置するシステムの構築を提案をいたします。是非御一考ください。

このような活動を継続することにより職員のやる気・元気が助長され、当局も能力主義に応じた人事の在り方が確立をされ、結果的には住民の福祉向上にもつながることだと考えます。

さて、朝山市政の2期目の課題、推進について質問をいたします。市長は、3地区の均衡ある発展に取り組んだが、現状課題は山積していると述べています。今議会で多くの同僚議員が末広・港土地区画

整理事業について取り上げていることから、私は山積している課題の一つは、名瀬のまちづくりであると思います。中心市街地の再開発に合わせた郡都として名瀬の全体像の視点からみると、この名瀬まちづくりの基本構想は、1997年、平成9年旧名瀬市で策定された成田市長時代の都市マスタープランを基軸とした総合計画後期基本計画の中における交通ネットワーク21都市整備構想であったと思います。その中で商業地域については、快適で魅力的な商業空間の形成を目指して、市街地再開発事業を導入し、臨港地と連動した土地の高度利用を図りますとなっております。この名瀬のまちづくりを実現するためには、その構想の一つである末広・港土地区画整理事業を今後どのように進めていくかを市民に対して十分に説明責任を果たすことは、朝山市政の施策の最重要課題だと考えております。

この事業は御承知のとおり、総事業費が98億5,000万円のうち移転補償費が約88億円で全体の89パーセントを占める事業であり、2018年、平成30年度に完了予定の事業であります。

事業は、あと5年を残すだけとなりましたが、2012年、平成24年末の進捗率は、議会でもお示しいただいたように当初計画では、事業費で65.1パーセント、現状は50.2パーセントであり、移転終了率は40.5パーセントとかなり遅れている感があり、このままの状態では計画どおり完了するとは思えません。

市民から何が原因で遅れているのか。郡都にふさわしいまちづくりであるのか。まちが打ち壊されていくのでは。完成した時の姿はどうなるのか。という声が聞こえています。そこで、もう一度、構想時の原点に返って、どのようなまちづくりをしたかったのかを検証するとともに、市長の政治的な決断も含めて質問をいたします。

一日目の伊東、崎田議員、二日目の元野、安田、竹山議員からの多くの質疑がありましたが、角度を変えて質問いたしますので、当局も角度を変えた視点から誠実にお答えいただきたいと思います。まちづくりの基本構想として皆さんの中で一つ、交通アクセスの機能を高め、バス・タクシー等のターミナルの整備、併せて奄美らしい景観を整備する。二つ目は、居住性、安全性、利便性、快適性、娯楽性に富んだ都市機能の集積、三つ目は、コンパクトシティ、若い世代と高齢者が共に住むことのできるまち、医療、福祉、ショッピング、趣味、文化、教養等の学習奨励に役立つ施設など徒歩圏内にあるコンパクトシティの整備となっていたようではありますが、具体的に言いますと、このことがどこにどう実現をされ、また、実現をしようとしているのかを簡潔にお答えください。次の質問からは発言席にて行います。

議長（竹田光一君） 当局の答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、関議員に早速お答えさせていただきます。

市長2期目の政治課題につきましては、先日よりそれぞれの議員の方にお話申し上げたところであります。私が今申し上げますのは、1点目に現在改正が進められております奄振法の延長と今回国に対しても熱望をいたしております新たな交付金制度の創設など奄美群島の地理的不利性を解消し、群島の発展につながる政策の充実や奄美の魅力を広く発信して、人口交流の拡大につながる自然遺産登録へ向け、奄美市の長として、また、広域事務組合の管理者として郡内他市町村とも共に連携を図りながら取り組んでまいりたいと思います。

2点目には、これまで平成18年3月の合併以来、名瀬、住用、笠利の均衡ある発展と一体化の醸成に向け、各種生活基盤の整備や都市、自然、農業など3地区それぞれの地域特性を活かしたまちづくり、産業の振興などと併せて新庁舎の整備にも取り組んできたところであります。

その中で、ただいま議員が、お話にありましたとおり、名瀬地区におきましての末広・港土地区画整理事業、名瀬港の本港地区の整備をはじめとする名瀬まちづくりにつきましては、郡都としての都市機能を有する名瀬の中心地の再整備として引き続き必要があると認識をいたし、強く推し進めてまいりたいと考えております。また、ただいま申し上げました以外にも雇用対策、観光・交流事業の推進、子育て、教育環境の充実、行財政改革の推進など、たくさんの方が山積しております。引き続いて議会の

皆様方のお力をいただき、また、市民の御理解をいただきながら強力に推進してまいりたいと考えております。

以下の個々の御質問につきましては、担当部署のほうから答弁させていただきますので、御理解をよろしくお願いいたします。

建設部長（東 正英君） お答えいたします。末広・港土地区画整理事業を中心としました名瀬のまちづくりという御質問の趣旨から、特に、中心市街地を主としたまちづくりや今後の計画について、お答えをいたします。中心市街地の整備につきましては、先ほどもありましたように、当初、平成12年度に作成されました名瀬市中心市街地活性化基本計画の中で、43ヘクタールの区域や整備方針が示されました。この区域の中で、商業機能が集積している地域に防災上危険な箇所があり、また、商店街の衰退がみられる状況でありました。この課題を解消するために、末広・港土地区画整理事業3.2ヘクタールを行っております。区画整理事業だけでは、中心市街地のまちづくりはできませんので、都市再生整備計画事業や他の事業によって、ハード・ソフトの両面から行っているところでございます。

御質問の交通アクセスの機能を高め、バス・タクシー等のターミナルの整備についてでございますが、和光バイパス、おがみ山バイパス、仮称であります、三儀山バイパス、末広・港線の道路の整備をすることによりまして、中心市街地と郊外地との交通アクセスの機能を高め、そしてまた、測候所のある場所にバスターミナル等を整備する計画でございました。その中の道路整備につきましては、計画実行に向けて、現在取り組んでいるところでございます。バスターミナルにつきましては、当初バス事業者2社による複数の路線バス発着所と計画されていましたが、現在、バス事業者が1社となり、末広・港線沿いにバスベイを整備する計画となっております。

次に、末広・港沿いの奄美らしい景観の整備につきましては、民間を含めた勉強会を立ち上げ、景観に対する提言をまとめております。この提言書を受け、関係権利者へ周知を行っているところですが、建物につきましては、関係権利者の同意が得られず、統一は厳しい状況となっております。しかし、公共施設である植栽等を含めました道路部分につきましては、来街者から奄美らしさを感じることができる景観に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、居住性、安全性、利便性、快適性、娯楽性に富んだ都市機能の集積とコンパクトシティの整備についてはということでございますが、今後高齢化が進む中、郡都としての都市機能を将来的に担っていくためには、大型商業施設、都市型住宅、総合病院、仮称であります生涯学習センター、福祉施設等の生活に必要な施設が郊外にではなく中心市街地に都市機能を集積する必要があります。集積することによりまして、若者も高齢者も共に住み、環境にやさしい行政的にも効率的なコンパクトシティのまちづくりを計画する計画でございます。現状におきまして、具体的な施策といたしましては、A i A i ひろばの整備は終わりましたが、商業施設につきましては、郊外への大型商業施設を規制する特別用途地区の指定、中心商店街への家賃補助制度、都市型住宅用地の確保等を実施しており、また、構想といたしまして、仮称であります生涯学習センターの整備があります。この名瀬のまちづくりの基本方針は、長年かかって実現するものでありまして、2期目の課題といたしましては、先ほどもありますが、末広・港土地区画整理事業の早期完成を目指していきたいと考えております。以上です。

11番（関 誠之君） 具体的に、どこがどうということが言えればね、市民の皆さんも、ああ、そうだなと。次は、こうなるよねと。A i A i ひろばが形として唯一できておりますけれども、そこで、関連をする問題ですから次の質問に移らせていただきます。

名瀬本港、いわゆるマリンタウン地区の整備の事業の推進について質問をいたします。一つ目は、末広・港地区と連動した商港区の整備を推進するとなっておりますが、歩調を合わせた整備が進んでいるようには見えないが、どのように連帯が取れているのか。二つ目は、名瀬測候所の跡地を活用した拠点施設整備、文化、先ほど言いました文化施設、図書館、生涯学習センター、都市住宅は、今後、本当にこ

れできるのかどうか。心配をしておりますが、どうなるのか。また、関連する施策であります国道、今話がありました国道５８号線、おがみ山バイパスの事業の促進について併せて質問をいたします。現状と今後の事業実施の可能性をどう捉えているのか。また、三儀山バイパス、仮称ということで国道５８号おがみ山バイパスとの連帯したまちづくりは、今後どのようになっていくのか。現状も踏まえて、お答えをいただきたいと思います。

建設部長（東 正英君） お答えいたします。名瀬港本港地区につきましては、市街地におけます土地不足や中心市街地の活性化という課題に対処するために、本港地区と中心市街地が相互に補完し、かつ相乗効果を発揮するような都市機能と一体となったみなとづくりとまちづくりの連携を図るため整備を進めております。

本港地区の事業の進捗よくにつきましては、議員御指摘のとおり、事業が遅れている状況でございます。他事業との関連もございますので、これ以上遅れないよう、遅れが生じないように取り組んでまいりたいと考えております。

また次に、名瀬測候所の跡地を活用した拠点施設整備につきましては、マリントウン地区に計画されています国の合同庁舎に入る予定でございますが、マリントウンの埋め立て事業が遅れていることにより、実施時期については未定でございます。従来から国の施設につきましては、統廃合をして合同庁舎を整備する計画がありますので、将来的には移転する可能性は高いものと思っております。測候所が移転した場合には、現段階では、市の方針は仮称生涯学習センターであります。その時点におきますまちづくりや公共施設の整備状況や社会経済状況等、考慮して検討してまいりたいと考えております。

続きまして、国道５８号おがみ山バイパスの事業の進捗よくということで、現在の永田橋交差点の改良の整備状況とのことでございますが、事業主体の県に確認しましたところ、永田橋交差点の交通混雑の緩和を図るため、永田橋交差点から末広交差点までの県道名瀬・瀬戸内線の改良工事を進めているところであります。現在は、路線の切り替えを終えまして、現道部の永田橋の架け替え工事に着手したところで、平成２６年度中の完成を予定しているとのことであります。また、おがみ山バイパスにつきましては、本市といたしましても市街地での災害時における避難道路や代替道路として、また、古見本通りを補完し、交通混雑を緩和するために必要なバイパスであると認識をしております。また、都市計画マスタープランにおきましても仮称であります。三儀山バイパスとの連結も視野に入れた構想もあることから今後の道路網の在り方や事業の効果を踏まえながら国・県へ要望してまいりたいと考えております。

１１番（関 誠之君） この３日間の議論で、かなり現状が分かってきたとは思いますが、当局の答弁からですね、まちづくりの基本構想部分が、基本的な分野で具体化されていないように聞こえるわけですよ。確かに構想としてはあるんですけども一つずつ立って、例えば、遅れるのは、これは遅れるかも分かりません。しかし、遅れてもこういうふうな形でこうなりますよと、いうところが非常に住人が心配をしているところではないかと、いうふうに思いますので、前段申し上げました基本構想を踏まえてですね、本当に郡都としてのまちづくりをしっかりとやっていただきたい。そのためには、まずは末広・港の土地区画整理事業を何が何でもこの計画年度内に完成をさせていくということだというふうに思います。

そこで、市長の見解を求めたいんですが、市長の政治決断もそろそろしなければいけない時期かなと、庁舎の建て替えがこの地に決まりました。そういう時代背景も違ってきております。そういう中で、測候所、先ほど言いました測候所、また、保健所の跡地、そういった活用策を含めて、この中心市街地活性化基本計画というのが、もうそろそろ早く見直してですね、この今の時代に対応するまちづくりを計画をしなければいけないなというふうに思いますが、このことについて、市長の見解をお聞かせください。

市長（朝山 毅君） 議員がおっしゃるとおり、平成の9年頃から構想が立案され、基本計画、実施計画に移ってまいりました。その間の事業の遅れについては、担当部署よりお話があったとおりであります。その間の政治背景、または経済背景を見てまいりますと、地価が平米当たり50万円相当あった地価が、20万円代に落ちる。政権が替わる。予算の確保が変わってきた等々あらゆる内的・外的環境の変化がありました。その中において、約10数年という日数をたどってまいりましたが、議員がおっしゃるように、確たるものをお示しできないという、まだ不確定要素があることも事実であります。それはなぜかといいますと、事業が遅れたことにより地権者それぞれとの御理解の遅れ、そしてマリンタウン事業の遅れ等々が、リンクする事業であるはずなのにこれが遅れているという現実、反省をしながら、なお一層の努力をしていかなければならないと、改めて思うところでありますが、そういう中において、当面は、それぞれの予算に裏付けされた事業を確実なものにしていくという毎年度のその事業計画を実行するということが、まず私に課せられた責任の所在であろうと思います。そのためには、議会の皆さん方の御理解は元より、そして、何よりも地権者である皆様方との信頼関係を更に構築しながら御理解を得て、事業の進ちょくがスムーズにいくような環境づくりをしていくということがまず第一義であると考えておりますので、遅れたことに対し反省をしながら、また、なお一層の努力をすることをお誓い申し上げたいと存じます。以上です。

11番（関 誠之君） 一層の努力をということで、しっかりやっていただきたいと。先ほど言いました3.2ヘクタールでなく43ヘクタールの全体を見た名瀬のまちづくりをしっかりとやっていただきたいということを要望しておきたいと思います。

次に、平成26年度予算編成への対応についてということであります。平成26年度の予算は、全職員の創意工夫により各種政策を効率的に執行するとともに、納税者の視点を大切に、限られた財源の効率的・効果的な活用を図り、奄美市民の幸福と前進のため予算として編成していかなければなりません。という予算の編成方針に書かれております。そこで、4点をお伺いをいたします。

市財政の現状認識と予算編成の基本的な考え方と特徴というのは、先ほど同僚議員の話でも出ましたので、予算編成の基本的な考え方の中心となるべきものだけお答えください。

二つ目は、交付税算定の基準に対する新年度の予算で対応はどうか、ということですが、これは政府が2014年度に地方自治体に配る交付税の算定基準で、産業振興の成果を上げた地方自治体に交付税を加算させる制度を5年ぶりに復活させるということを閣議決定をいたしております。自民党時代に頑張る地方応援プログラムというのがありましたが、その復活ではないかというふうに思っております。

3番目では、総額管理枠方式による予算編成について、私も一昨年、質問させていただきましたけれども、もう積み上げでという時代は終わったのではないかと、それぞれの部課長なりに、それぞれの課題に応じた予算の大きな枠を配分して、それをそれぞれの部で予算を編成していくというようなことも考えていただきたいということは、検討するというものでありましたが、どう検討されたか。

四つ目は、総合計画や事業実施計画との連動はどのように図っておられるのかについてお伺いをいたします。

総務部長（安田義文君） 1点目の予算編成のことですが、これまでの効果等については、まえまえ述べたとおりでございます。その中で申し上げたとおり、経常収支比率や財政力指数については、悪化するなど依然厳しい状況であります。それを踏まえて財政運営の基本的な考え方につきましては、今後とも財政規律を堅持しながら、安定的な自主財源を確保するために各種産業の振興による地域雇用の確保と市民経済の活性化が必要であると考えているところでございます。また、来年4月から予定されております消費税の増税は一般家庭の生活に影響を及ぼし増税に伴う消費の減退も考えられることから、地

域経済の活性化や雇用と地域活力の創出に資する事業をより効果的に行うため、先般閣議決定されました消費税増税に伴う今年度の国の経済対策事業と併せまして、平成25年度に引き続き、平成26年度におきましても一般財源ベース1億円程度の特別枠を設ける予定にしております。26年度の当初予算編成方針では、以上のこと等を踏まえ、昨年度に引き続き、財政健全化の継続及び地域雇用の確保と経済の活性化という両課題に取り組むものであることを念頭に置き、予算編成に臨むよう各課・部署に通知いたしましたところでございます。

次に、交付税の算定基準に対する応対ということでございます。平成26年度におきます地方交付税の算定基準については、今議員がおっしゃいましたように、新聞報道等によりますと、地方自治体の産業振興の実績に応じた交付税の配分措置を国が検討しているとの報道がなされております。これは、平成19年から平成21年度まで導入されました頑張る地方応援プログラム、これと同様の制度のものと考えられますが、現時点におきましては、具体的な制度設計は示されていない状況でございます。本市におきましても、現在は、御承知のとおり、平成26年度の予算の要望を受け付けている段階でございますので、この情報に注意をしながら、国・県の情報等を見極めながら、適宜普通交付税の試算に反映させたいと考えております。いずれにしましても、これらの措置は、本来の基準財政需要額に国の政策経費を加味する仕組みでございます。制度の是非は別としまして、本市にとって普通交付税の増額に寄与する制度設計になっていただくことを期待しているところでございます。

失礼いたしました。総額管理枠方式の予算編成についてということでございますが、議員御指摘の総額管理枠配分方式につきましては、見込まれる一般財源総額から人件費、公債費、扶助費及び重点事業に要する費用を除いた額を各部の裁量で編成できる予算枠として配分し、より効果的な事業へ組み替えることが可能な方式であり、その目的は、事務事業の評価を予算要求に反映させ、効率的な行財政運営を行うことと認識しております。ただ本市の予算編成につきましては、前々から申し上げますとおり、奄美市総合計画に基づく事業を着実に推進するため、基礎となる実施計画を策定しております。このことが事務事業の評価を担っているものと考えております。また、予算編成方針におきましても各種施策の優先順位についての厳しい選択を行い、創意と工夫で最大の行政効果が得られるよう各担当課に指示しております。具体的に申し上げますと、各担当課が予算要求をする段階で各部課長、計画調整担当による部内の査定を実施しております。そしてまた、各総合支所間で連携して部内の事務事業の統一性と整合性を図ること。更に事業のスクラップアンドビルドに努めること。もう一つ、各事業について目標達成度、市民ニーズ、事務事業の主体、事業手法、費用対効果の観点から徹底的な見直しを行い、量から質への転換と事業の効率化による経費削減を図るよう通知しております。このようなことで、予算編成の方法は異なりますが、趣旨においては、現在私どもが行っております予算編成においても、議員の提案なさる方式と同じかと考えておりますので御理解をよろしくお願いいたします。

4点目は、26年度の当初予算編成の対応で総合計画や実施計画との連動はどう図られたかということでございます。新年度の予算編成方針では、奄美市総合計画前期5か年及び同実施計画に基づく事業を着実に推進するため各種施策の優先順位についての厳しい選択と創意工夫により最大の効果が得られるよう各課へ通知をしております。なお、各課からの予算要求につきましては、現在、財政課におきまして予算編成前の集計段階でございます。具体的な要求内容等は現在把握しておりませんが、実施計画に沿った予算編成を行うことはもちろんのこと、地域経済の活性化や雇用と地域活力に資する事業等については重点的に取り組む必要があると考えているところでございます。以上でございます。

11番（関 誠之君） ありがとうございます。是非そのような方向性で予算編成をお願いをしたいと思います。

3番目の奄美市役所における再任用と臨時職員・非常勤職員の実態と処遇改善について、後段の臨時職員・非常勤職員の実態と処遇改善については、質問主意書を出してありますので割愛をさせていただきます。

奄美市役所における再任用について２点について質問をいたします。本年の３月２６日、国家公務員は、２０１４年４月１日から希望者全員再任用ということで閣議決定をいたしております。それを受けて総務省の３月２６日に地方自治体等に対する通知ということで、前項の公務員への閣議決定の趣旨を踏まえ必要な措置をということで通知があったと思っております。そういうことから来年度から無年金期間が発生をする職員が出てくるということでありますが、１９名、調査によると再任用希望者が１９名いらっしゃるということで、実施ができるかどうか分からないというような今状況だというふうに聞いております。そのことについて実施できない場合を想定できたらその理由をお示しいただきたいということが一つ。

二つ目は、県内の他市の調査ということで、先ほどの実施もどうかということでしょうけれども、いつまで検討して、いつ頃までに結論を出すのか。辞める方にとっては、一人で働いて奥さんも働けないような状況もある方もいらっしゃると思います。いろんな資産をつくって借金も持っておられるようですから是非この辺のところは、国がやることについては、是非それに準じてやっておられるわけですから、今まで、それについての回答をお願いいたします。

総務部長（安田義文君） 再任用の関係について御答弁申し上げます。職員の再任用につきましては、今、議員から御案内がありましたとおり、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が、平成２５年度以降段階的に引き上げられることに伴いまして、無収入期間が発生しないように、雇用と年金の接続が求められているところでございます。これを踏まえまして、国家公務員におきましては、平成２６年４月１日から年度末に定年退職する職員が、公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員につきましては、原則再任用することの閣議決定がなされているところでございます。また、地方公共団体におきましても閣議決定の趣旨を踏まえ、地方の実情に応じて必要な措置を講ずるよう総務副大臣名で平成２５年３月２９日付けで要請がなされておるところでございます。これらを踏まえまして、県内や多くの自治体で雇用と年金の接続を見据えました再任用の検討が今現在なされているところでございます。本市におきましても、これまで国の再任用制度や県内他市の状況を見ながら検討してまいりましたが、今月中に定年退職者に対しての意向調査や再任用者が担う職種の調査等を実施するべく、調査表を送付してございます。再任用実施の可否等について、その結果を見たりしながら決定してまいりたいと考えているところでございますので、今しばらくお時間をいただきたいと思います。

１１番（関 誠之君） 今しばらくというのは、４月１日から働けるような状況を踏まえた今しばらくということで解釈をさせていただきますが、是非御努力をお願いをいたしたいと思います。

次に、徳洲会グループ公職選挙法違反事件について、市長の見解と奄美市への懸念材料は何があるのか。ということで質問をさせていただきます。

私も、市長が新聞紙上出ておりましたが、非常に残念だということでありました。そのとおりだというふうに感じております。市長は、今回の徳洲会グループ公職選挙法違反事件について、崎田議員に対する答弁の中で、検証と反省をして、今後払拭し飛躍することという文言が報道されておりますけれども、どのようなことを検証・反省し、飛躍するには何が必要とされるのか。非常に難しいお答えだとは思いますが、お答えをいただきたいというふうに思います。

私は、今回の事件は、復帰６０周年記念、世界遺産登録、奄振延長など大変重要な課題がある中、郡民が一丸となって新しい奄美群島を作り上げていこうとする時期に水を差したことで、この徳洲会グループの公職選挙法違反事件の罪は、大変重たいものだと思っております。今後は、徹底して司法の手で説明をしていただき、今後二度と、このようなことはしないよう私たちの意識も、意識改革も含め変えることを祈念をしたいというふうに思います。また、徳田代議士が国会にも出席をせず、奄美を含む県２区の住民に対し説明の責任もいまだ果たしておりません。国会議員としての国会に出席をするという職務も果たしていないと報道で読んでおります。出処進退は自ら決めるのが政治家でありますけれども、早

く辞職したほうが良いという人々の声は大きいというふうになってきております。このことを十分に認識をして、奄美のためにしっかりと判断をしていただきたいというふうに申し上げ、二つ目の質問は、この違反事件は違反事件として、現実、笠利病院、医療法人鹿児島愛心会が運営していると聞いております。この法人の法違反が認められますと、その法人の税の優遇措置がなくなるとのことのようではありますが、運営が上手くいかなくなると、奄美市民が生命と財産を脅かされることになるというふうに考えております。そこで優遇措置取り消しなど想定し、事件の推移に応じた準備・対策を事前に練っておくべきだと考えるが、市長の見解はいかがお考えかお聞かせいただきたいと思います。

市長（朝山 毅君） 関議員にお答えいたします。まず、本事案については、昨日、一昨日ですか、崎田議員にもお話申し上げましたとおり、非常に残念ですということであります。事件の内容については、現在捜査中でありますので、私のコメントは控えさせていただきます。それと同時に、崎田議員の設問の中で、このような時期にこのような案件をと、どうするかということに対して、私は、言葉足りない部分もありましたが、今年の1月、世界自然遺産登録に登録が現実のものになったとう朗報を受け、8月にはまた、全国でも離島で初めての奄美ナンバーが来年度実施される等々、朗報があり、しかも60年という大きな節目の中で郡民が等しく時代を検証し、そして更に飛躍せんがための60年の祝いをした。そういういわゆる朗報の中においての事案でありました。したがって、60年を検証し、更に60年という節目を61年に向けて飛躍するという意味を申し上げたつもりであります。そのことは誤解のないようお願いを申し上げたいと存じます。

それと、医療法人鹿児島愛心会笠利病院は、平成10年の4月に開設されたと記憶いたしております。以来、地域医療を担う病院としてその役割を果たしてきたものと信じております。そして今、許認可権を持つ鹿児島県とは連携を密にしながら、今議員が危ぐなさっておられます、もしそういう優遇措置が解除された場合ということなどに対しては、コメントを控えますが、どのような場合にどのような事が起こり得るかということについては、許認可権者、監督権者とよく話をしながら、地域医療の停滞を招くことがないように努力をしていきたいと考えているところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

11番（関 誠之君） 是非、事件の推移に応じた準備・対策だけは、しっかりと立てておいていただきたいということをお願いをしておきます。この質問最後になりますけれども、市長、奄美を離れて頑張っている郷友会の人々、この事件が起こってからは、奄美出身と胸を張って言うことがつらい。また、言えなくなつたと聞いております。そういった方々に是非奄美のリーダーとして激励を込めてエールを送ってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

市長（朝山 毅君） 一つの結果は結果として、謙虚に賜り、それをバネにする郡民等しく共同体、60年の歴史を振り返り、なお一層の団結を持ってまいりますれば、必ずやよりよい奄美が生まれると思います。そういう意味で、なお一層これを契機に頑張りましょう。以上です。

11番（関 誠之君） ありがたい。また、元気の出るエールを送っていただき、ありがとうございます。本当につらい、また、胸を張って奄美出身者と言い難いなというふうなことを聞いておりますので、是非離れた同胞の皆さんもこの事件にしっかりと見据えてですね、奄美のためにいっしょに頑張っていてほしいということを私からもお願いを申し上げたいと思います。

あと、教育問題について、時間がだいぶ迫って大変教育長にも早口でお願いを申し上げたいと思いますが、学力の定着・向上に対する取組ということで、それに対して、手段としては、全国学力検査、また、基礎・基本定着度調査の結果を踏まえてどうするかということになると思いますので、下にご覧いただき、なぜ学力が低下しているのか。学力にどんな格差が生じているのか。それらを改善するに

はどうしたらよいのか。この検査結果を示しながらお願いをいたしたいと思います。

教育長（坂元洋三君） 全国標準学力検査は、主に中学生を対象に実施しております。平成25年度中学校1年生においては、全教科において全国平均を上回るか、ほぼ同程度の結果となっております。中学2・3年生は、共に、全教科で全国平均を下回っております。また、同一生徒を前年度と経年比較いたしましても全国との差が開く傾向にあります。

次に、基礎・基本定着度調査の結果について御説明いたします。平成24年度は、平成25年1月に小学校5年生、中学校1・2年生全員を対象に実施しております。小学校5年生は、国語と社会において県平均を上回っております。また、算数と理科は県平均を若干下回っておりますが、昨年度と比較すると県全体との差が縮まっており、全教科において改善が図られつつあります。

中学校1・2年生は、共に全教科で県平均を下回っております。特に中学校2年生においては、国語以外は県平均を5ポイント以上下回っており定着が不十分な状況にあります。

このことから小学校では、学力の定着が図られつつある一方、中学校では、依然として学力向上が喫緊の課題であると認識しております。

次に、なぜ学力が低下しているのかという質問ですが、中学校においては、平成25年度全国学力・学習状況調査の結果から、全国的には活用力を問うB問題に課題が見られます。また、鹿児島県や奄美市においては、B問題とともに基本的な知識を問うA問題についても全国平均を下回っております。

中学校において学力が低下している原因については、様々な要因が絡んでおり一概に申し上げることは難しい状況ですが、学校現場においては、教員の指導力や生徒の学習意欲の向上が課題となっております。また、平成25年度全国学力・学習状況調査の質問紙調査から、平日に2時間以上家庭などで学習する生徒の割合が、県平均よりも17ポイント以上下回っているという家庭学習時間の確保などに課題が見られます。

次に、学力にどんな格差が生じているかということについてですが、学力の格差については、教科によって若干の違いはありますが、全体的には、学年が上がるとともに学力上位層が減少し、学力下位層が増加するという悪い傾向が、今、続いております。見られます。

続いて、じゃそれらを改善するにはどうしたらよいかということについてですが、本市としましては、中学校のこのような状況を踏まえ、次のような施策を通して学力向上に取り組んでおります。

まず、教員の指導力や生徒の学習意欲の向上に向けては、教科セミナーや授業づくり講座の開催を通して、問題解決的な学習や体験活動、ペアやグループなどの学び合いなど生徒の主体的な学習を充実させるための指導方法の工夫改善に向けた教員研修を進めております。更に、学力の定着に課題のある学校を学力向上推進校に指定し、学校の取組状況について定期的推進会議を開催し、各学校の学力向上に向けた相互の情報交換や指導助言を行っております。

家庭学習の充実に向けては、今年度から新規事業として学力向上フォーラムを開催し、学力向上に対する保護者への啓発を行っております。また、各学校においても家庭学習状況調査や強調週間などを設定し、保護者と連携して家庭学習の充実に向けた取組を進めております。

なお、学力下位層の生徒への取組としましては、各学校に週1回以上補充指導の時間を設定させ、定着の低い生徒を中心に個別指導や補充学習を実施しております。また、学力調査等で定着の低い問題を取り上げたミニテストを全教科作成し、各中学校に配付し、補充学習などで活用できるようにしております。

今後も各学校を支援するとともに、学力向上に関する施策を積極的に展開してまいりたいと考えておりますので御理解のほどよろしくお願いいたします。

11番（関 誠之君） 御丁寧な答弁ありがとうございました。それを踏まえてですね、以降の議会でも

議論をさせていただきたいというふうに思います。学習環境づくり、独自の学力調査、教材の共有化、学力向上支援教員、上位の県に学ぶなど、いろいろ参考になるところがございますので、一つよろしくお願いを申し上げます。

2番目のICT教育は、そういう意味の手段としてしっかり使っていただきたいということでありますので、何校で取り組んでいるのか。できていない原因というふうな質問してありますが、割愛をさせていただきます。

3番目の徴収金の滞納、これは学校給食等ありますけれども、一つだけ、ふるさと創生人材育成基金の滞納が、教育奨学金で2,910万円、企業奨学金で106万円の合計3,097万円と多額に上っていますが、この対策についての見解をお聞かせをいただきたいと思います。

教育事務局長（日高達明君） ふるさと創生人材育成資金の奨学金の今の状況なんです、平成24年度滞納額が先ほど議員からありましたが3,097万290円、滞納者が96名となっております。これにつきまして、今現在、滞納者に対して納付のお願いの送付、それから保証人、それから連帯保証人への連絡を取るなど滞納者との接触を図っております。今後、教育委員会、名瀬、住用、笠利一丸となってその回収に当たっていきたいと思いますので御理解をよろしくお願いいたします。以上です。

11番（関 誠之君） もっと深く話したいんですけど、時間がございませんので、是非努力をして解消をお願いをしたいと思います。

4番目の朝日小学校における米軍スタッフの読み聞かせ、崎田議員が、やりましたので経過も分かりました。状況も分かりました。しかし、恐らく教育長が分かっておられないのの一つあるだろうと思います。この掃海艦が入るということで、結局入りませんでしたけれども、この掃海艦が11月の15日に観光バスに入る、私、行ってみました。100メートルにわたってコンテナを2段積んで目隠しをしておられた。目隠しを。なぜこういうことをやりますかと聞いたら、テロの恐れがあるかもしれない。また、入港に際しての妨害もあるかもしれないから、こういうふうにやるんですよ。こういった危ない掃海艦に乗った人たちが、そのまま学校に行くんですよ。こういう学校の特殊性を考えた時に、これ教育事務所で聞きましたけれども、初めて、県内で初めてのことだと。普通は、行政が初めてやる時には非常に後ろ向きになるにもかかわらず、この場合はすんなりと決めた。ここが本当に学校が、どういう状況にあるのか。教育長がいちばんお分かりですよ。行政からもいろんなところから独立した機関ですから。是非そういった思いを持ってですね、もっと慎重にやっていただきたいと、いうふうに申し上げて、この件は終わりますが、今後、しっかりと監視をしてまいりたいと思っております。

市民生活に関すること。1と2、両方あります。オスプレイ、低空飛行、これについては、崎田議員の件でもありましたから納得をいたしました。今ですね、先ほど言いましたように、海には掃海艇、米軍、空には米軍のオスプレイ、そして笠利では自衛隊の飛行機が離着陸の訓練、そして瀬戸内は江仁屋離で離島の奪還作戦、それに、この自衛隊の実動演習ですから、前もあつた時に私は聞きました。いい悪いは別として、それはそれぞれが判断することですから、しっかりとどういう訓練が行われ、どれくらいの期間で、ということなどが説明があるはずですから、市政だよりないしは報道を使ってしっかりと住民に知らせるべきではないかというふうに申し上げましたが、そのことについてどのような検討がなされたのかお伺いをいたします。

総務部長（安田義文君） オスプレイの件につきましては、私どものほうから県に随時目撃情報を申し上げているということで答弁いたしました。自衛隊の演習等の件でございます。これは本年10月28日から11月15日に行われました陸上自衛隊の訓練につきまして、8月下旬に自衛隊の担当者が奄美市へ来庁し、災害等も想定にいった訓練を行う予定との説明を受けております。その後、訓練宿泊施設等の調整のお願いを受けまして、笠利太陽が丘運動公園での日程調整等を行っておりますが、市民への広

報につきましては、自衛隊側で報道発表を行うということでございましたので、奄美市としての広報は行いませんでした。確かに、議員御指摘の市民への周知につきましては、訓練を実施する際には、情報提供を依頼し、周知方法につきまして自衛隊と十分に協議の後、市のホームページでの周知をまず検討してまいりたいと考えます。

11番（関 誠之君） 自衛隊に任すということで、前ありましたが、ホームページ等で検討すると、一歩前進、大きな前進だと捉えたいと思います。

最後になりますけれども、千年松くい防止対策についてどのようなことが行われているのかということ、これは保存樹の1号でありますから、また、奄美市のシンボルでありますから、是非枯らさないように頑張ってくださいたい。この4番目の大浜海浜公園小浜遊歩道改修、壊れたということで縄を張って、入りがならんのですよ。これは、そういうことでもありますけれども、世界遺産を目指し観光を目指す奄美市にとって、やはりこういったところをこの際、総点検するということも含めて提案をいたしたいと思いますが、回答をお願いをいたします。終わり次第、私の一般質問は終わりますが、よろしくをお願いをいたします。

市民部長（前里佐喜二郎君） 一本松についてお答えいたします。千年松についてお答え申し上げます。議員おっしゃるとおり保存樹第1号でございます。昭和52年に指定を行って以来、様々な保護活動を行っておりますが、平成12年3月には、樹勢診断及び保護のための大掛かりな枝の剪定や土壌改良を行うほか、松くい虫が流行ってまいりましたので、樹幹注入、その他様々な措置を事あるごとに施しております。おっしゃるとおり保存に努めたいと思います。以上です。

商工観光部長（川口智範君） 御指摘の大浜の遊歩道の改修の必要性につきましては、十分認識いたしております。現在、老朽化が著しい遊歩道含め園地の全面的な改修について、時期・内容等の検討を進めているところでございますので御理解を賜りたいと存じます。

11番（関 誠之君） 以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（竹田光一君） 以上で社会民主党 関 誠之君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日12月14日から16日までの間、議案調査のため休会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、12月14日から16日までの間、休会することに決定いたしました。

12月17日午前9時30分本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。（午後2時31分）

第 4 回 定 例 会
平成 25 年 12 月 17 日
(第 5 日 目)

12月17日(5日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番 西 公 郎 君
3 番 川 口 幸 義 君
5 番 師 玉 敏 代 君
7 番 橋 口 和 仁 君
9 番 渡 雅 之 君
11 番 関 誠 之 君
13 番 与 勝 広 君
15 番 奥 輝 人 君
17 番 栄 勝 正 君
19 番 渡 京 一 郎 君
21 番 里 秀 和 君
23 番 竹 山 耕 平 君

2 番 安 田 壮 平 君
4 番 栄 ヤ ス エ 君
6 番 多 田 義 一 君
8 番 向 井 俊 夫 君
10 番 戸 内 恭 次 君
12 番 大 迫 勝 史 君
14 番 叶 幸 與 君
16 番 平 川 久 嘉 君
18 番 竹 田 光 一 君
20 番 元 野 景 一 君
22 番 伊 東 隆 吉 君
24 番 崎 田 信 正 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長 朝 山 毅 君	副 市 長 福 山 敏 裕 君
教 育 長 坂 元 洋 三 君	住 用 総 合 支 所 長 満 田 英 和 君
笠 利 総 合 支 所 長 吉 富 進 君	総 務 部 長 安 田 義 文 君
総 務 課 長 森 山 直 樹 君	企 画 調 整 課 長 東 美 佐 夫 君
財 政 課 長 菊 田 和 仁 君	市 民 部 長 前 里 佐 喜 二 郎 君
税 務 課 長 山 田 道 男 君	保 健 福 祉 部 長 重 田 久 夫 君
福 祉 政 策 課 参 事 兼 課 長 事 務 取 扱 重 山 納 君	商 工 観 光 部 長 川 口 智 範 君
紬 観 光 課 長 島 名 享 君	農 政 部 長 山 下 修 君
農 林 振 興 課 長 補 佐 満 永 亮 一 君	建 築 住 宅 課 長 備 孝 朗 君

12月17日(5日目)

水 環 境 課 長	市 田 利 郎 君	教 育 委 員 会 長	日 高 達 明 君
		事 務 局	

教育委員会総務課長 兼行革調整監兼給食 センター整備対策監	齋 藤 憲 一 君	選 挙 管 理 委 員 会 長	圓 和 之 君
		事 務 局	

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	橋 本 明 和 君	議 会 事 務 局 次 長 兼	大 江 和 典 君
		調 査 係 長 事 務 取 扱	

議 事 係 長	前 田 賢 一 郎 君	議 事 係 主 査	岸 田 賢 吾 君
---------	-------------	-----------	-----------

議長（竹田光一君） おはようございます。ただいまの出席議員は24名であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（竹田光一君） 本日の会議は、お手元に配付いたしてあります議事日程第2号のとおりであります。

日程第1、議案第94号 平成25年度奄美市一般会計補正予算（第3号）から議案第103号 工事請負契約の締結についてまでの10件を一括して議題といたします。

ただいまの議案10件に対する質疑に入ります。

通告のありました順に発言を許可いたします。

初めに、社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

11番（関 誠之君） 議場の皆さん、市民の皆さん、おはようございます。私は社会民主党、社民党の関 誠之でございます。

早速ですが議案第94号 平成25年度奄美市一般会計補正予算（第3号）について、質疑をさせていただきます。

（1）、P14ページ、3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費、20節扶助費の介護給付事業1億6,065万2,000円の補正について質疑をいたします。介護給付費の伸びが非常に顕著であり、このままいくと持続可能な福祉サービスができるか、大変危惧をしているところでございます。そういうことで、一つ、介護給付事業の一番伸びている事業は何であるのか。二つ目はその原因は何であるのか、その対策はどうしているのか。三つ目は今後の予想はどのように推測をしているのか。以上3点について質疑をいたしたいと思います。

大きな（2）、17ページ、7款商工費、7項商工費、4目本場大島紬振興費、15節工事請負費700万円から負担金補助金及び交付金への組替補正について質疑をいたします。関連議案101号がありますので、その101号とも関連して質疑をさせていただきます。

一つ目、大島紬共同のり張場の利用状況と建設費の概要についてお示しをいただきたいと思います。二つ目は当初予算で700万円の工事請負費が計上されていたにも関わらず、8か月もその執行がなされなかった理由をお示してください。三つ目は議案101号において市有財産奄美市名瀬大島紬共同のり張場を無償譲渡する議案が上程されているが、その根拠、理由をお示してください。

大きな（3）、19ページ、2款総務費、1項総務管理費、15目緊急経済対策事業費の元金臨時交付金地域振興基金に積みまれているが、の残額と、今後の使途について説明をお願いいたします。

四つ目、27ページ、当該年度中起債見込額が50億3,400万円となっていますが、一つ、一般会計の年間起債額29億円を超えておりますけれども、その原因と当局の考える特別枠を詳細にお示しをいただきたいと思います。以上です。

議長（竹田光一君） 答弁を求めます。

福祉政策課長（重山 納君） それでは、関議員の御質問にお答えいたします。金額の大きい伸びの大きい順で申し上げますと、まず1番目は生活介護事業で、次に2番目は就労継続支援事業、その次が居宅介護事業となっております。

また、その原因は何であるか、またその対策はどうしているかという質問に答えます。原因は、さっきの三つの事業ともに利用者の増によるものでございまして、その対策といたしましては、現在支給量、公費により助成する量の決定は市町村が行い、支給量の決定にあたっては障害程度区分、障害の種類は本人の家族の希望など包括的に勘案する必要がありますが、1件ごとに判断を行うこととなっております。限りある予算を公平かつ適正に執行することが求められていることから、他県にて実施されている障害福

祉サービス等に関する支給基準を参考に検討し、適正化に努めていきたいと考えております。

3番目の今後の予想はどのように推測しているのかということについてお答えします。国の平成26年度の障害福祉サービス関係費概算要求の伸び率は10.7パーセントを予想しており、本市も障害者の数が年々増加の傾向にあるため、伸びていくものと推測されますが、平成26年度末までにすべてのサービス利用者がサービス等利用計画を作成することによって、ある程度の平準化が図られていると考えております。以上でございます。

鮎観光課長（島名 享君） （2）の大島鮎共同のり張場の①番の利用状況と建設当時の財源につきまして回答いたします。最近の利用状況につきましては、平成22年度が939回、平成23年度が914回、平成24年度が835回となっております、十分に活用されている状況でございます。

建設当時の財源でございますが、総事業費が5,060万9,000円、国庫補助が1,265万3,000円、県費補助が843万4,000円、残りが市の財源となっております。

次に②番の執行が8か月もその執行がなされなかった理由ということでございますが、今回、予算の組替補正案を上程している700万円の工事につきましては、昨年度本場奄美大島協同組合より雨漏り、天井補修に関する要望書を受けておりました。作業時に支障をきたす状況と判断いたしまして当初予算に計上いたしましたものでございますが、今年度の予算執行にあたりまして本市と鮎組合との間で今後の施設の在り方について議論を行ってまいりました。その結果、施設を無償譲渡する議案を上程することとなりましたが、その過程でここまで協議に時間を要したところでございます。

次に③の無償譲渡をする議案、その理由ということでございますが、今回の無償譲渡は鮎組合からの要望を受け、本市といたしましても調整会議などの内部などの協議を重ねた上で方針を出したところでございます。無償譲渡に関する鮎組合からの要望書の中で、老朽化による補修整備につきましても要望を受けたところでありまして、改修工事に係る経費が組合運営に大きな負担となると判断されることから、鮎振興策の一環として市から補助を行うこととしております。鮎組合の一部負担につきましても、協議を行ったところですけれども、現実的に困難であるとの結論に至り、今回の工事発注から施設所有者として主体的に施設の維持管理に関わっていただくことで、施設の有効活用につながるものと判断いたしまして無償譲渡となったことでございます。終わります。

財政課長（菊田和仁君） それは財政課のほうから（3）、（4）について答弁いたします。

まず、元気臨時交付金についてでございますが、先般、額が確定し、交付決定額は3億4,666万2,000円でございます。平成24年度の補正予算で計上いたしました交付金額が3億6,900万円でございますので、予算より2,233万8,000円少ないという結果になりました。その理由につきましては、地方負担額の算出根拠となる補助事業費から事務費が対象外となったことなどによるものでございます。

次に、元気臨時交付金の積立額についてでございますが、24年度補正予算に計上した積立額は3億6,429万9,000円でございますが、現段階での基金積立額は約2億5,000万円になるものと試算しているところです。

基金積立額が予算計上額より少なくなる理由につきましては、これまで申し上げてきましたとおり交付税措置がない起債事業に元気臨時交付金を財源に当てたことが主な要因でございます。したがって、現時点での元気臨時交付金積立見込額約2億5,000万円から今回の予算計上額を含めたこれまでの基金取崩額が約2億1,100万円となりますので、差引き約3,900万円が基金積立額の残額と試算いたしております。

今後の使途についてでございますが、今年度の残額については基金に残し、26年度事業の財源とすることも制度的に可能となっておりますので、極力新年度の当初予算に計上したいと考えております。

次に、当該年度中起債見込額が29億円枠を超えているとの御質問でございますが、議員御承知のと

おり27ページの地方債の現在高見込みに関する調書おける起債見込額には24年度から25年度への繰越事業に伴う起債が含まれております。その前年度からの繰越起債額は6億9,520万円でございます。この額を差引きますと43億3,970万円となります。この額が本年度の予算に計上している起債額であり、2ページ、第1表、歳入歳出予算補正の市債の欄における補正後の計の額、これと一致するということでございます。議員御質問の特殊要因であります、起債借入による基金への積立及び貸付、それと庁舎建設に係る起債を特殊要因といたしております、合計で16億7,880万円ございます。詳細を申し上げますと、過疎地域自立促進特別事業債過疎ソフト事業債でございます。これによる基金積立2億1,590万円、それから臨時財政対策債による庁舎整備基金積立、こちらが4億5,000万円、それから地域総合整備資金貸付事業債、民間が行うホテル整備事業への貸付分です。こちらが1億7,800万円、最後に庁舎建設に係る起債、合併特例債を活用しておりますが、こちらが8億3,490万円でございます。これらの特殊要因を除いた一般会計の起債額は26億6,090万円となり、29億円の枠内であることを御理解いただきたいと存じます。以上でございます。

11番（関 誠之君） これは、かなりやっぱり介護給付を含めて伸びておりますけれども、就労支援の継続B型とかいうのが、かなり伸びているということも聞いておりますから、先ほど言いましたように持続可能なサービスでなければいけません。そういう中で、再質問をさせていただきますが、先ほど課長のほうからも言われておりましたけれども、障害程度区分によりサービス等利用計画、これがこのように作成をされて、利用後のモニタリングがどのように行われているのかということが1点。

二つ目は、サービスの必要量や供給量、質等について、サービス事業者に対して調査を行うなどの現状把握をして点検はできているのかと。例えば、通所をして時間が何時間いるのか分かりませんけれども、そういった基準的なものがしっかり守られているのか、またあるのか。ただ施設に行って1時間おって、それをチェックして1日といたしますか、5,000幾らのものを支給するとかですね、そういうことをしっかり現状を把握して点検ができていないのかというのが二つ目です。

それから、のり張場の関係でありますけれども、少し理解が難しいかと、私自身思うのは、700万円の工事費を出すときにですね、当初予算に。その前段の話というか、この無償譲渡の話とか、そういったのがあってもいいと思うわけですね。それが当初予算を組んで8か月間そのまま当初予算を置いて、その間に話し合いがあったと。だから無償譲渡したんだというふうに聞こえましたけれども、この無償譲渡という在り方がですね、非常にこれは政治的判断とすると高いレベルで判断をせざるを得ないことだというふうに私は考えますけれども、そういったことが、そういうような経過の中で行われたというのは、少し私としては理解がなかなかできない気がいたしますけれども、そういうことで、補助金、負担金、交付金ということで組替えをしてしておりますが、この700万円というのは、どういう形でどう出して、どういうふうな形でチェックをしてやるのかということが1点。

その前に交付金なのか、負担金なのかと。負担金であれば、もう上げっぱなしですから、補助金であればそれなりの目的を持ってやるわけですから、先ほど言ったどのような条件のもとに、使い道の軸はどうかということと、これは先ほど国庫補助と県補助が入っておりますけれども、この契約書によりますと用途に供した日から5年間引き続き指定用途にということで、のり張場として5年間は使わなければいけませんよねということになります、この、何年に造った、それは補助金適正化法が何年までかかっておるのか。この5年間のところで切れるのかどうか。もし切れなければ、その間は補助金返納とか、そういったのがないのかどうか。そういうことまでお知らせをしていただきたいと思います。

以上ですけれども、よろしく願いをいたします。

福祉政策課長（重山 納君） サービス等利用計画はどのようにして作られるのかということで、御説明いたします。

まず、申請がありました利用計画につきまして、認定調査員がまず100項目の調査を行います。そ

れに基づきまして審査委員会、これは医者も含めての審査委員会がありますが、そこで区分認定をし、市町村が決定をするということになります。それから、その区分認定に基づきまして相談支援事業所がその方にあった適正なサービスの利用計画を作成するということになっておりまして、それもその計画がその人にあったものなのか、モニタリングをして、その人にあった適正なサービス計画をつくっていくということになります。

それから、事業所に対しての指導はということでございますが、これは介護給付等サービス事業者の指定並びに指導については鹿児島県で行っており、利用者のサービス低下を招かないように県と連携しながら、こちらも適宜お金を出しているほうでございますので、事業所にも訪問して調査をしたいと思っております。以上です。

鮎観光課長（島名 享君） まず、執行が遅れまして大変申し訳ございませんでした。それにつきまして、やはりこの施設は産業振興施設、鮎の振興施設として一つの用途をもっておりまして、今後、利用するのも大島鮎組合ということがございまして、先方とも協議を続けて、長時間にわたって12月補正ということになった次第でございます。補助金の支出の仕方でございますけれども、まず、工事につきましては建物の屋根防水工事や天井張替、階段等の手すり、窓ガラス取替えなどの原型復旧という形の工事で、それに要した費用につきまして市補助金等交付規則の手続きで補助金の交付申請実績報告書に基づきまして補助金を確定し交付することから、全額が補助になるかはまだ未定でございます。

それと、国庫補助をいただいております、その補助金適正化法との関連でございますけれども、共同のり張場は昭和55年度に奄振事業で整備した施設でございまして、補助金適正化法及び関連基準等により、今後6年間の処分制限時間を残しております、少なくともその間は施設整備当初の用途以外に使用することはできないこととして、鮎組合のほうにも了解をいただいているところでございます。御理解をお願いします。

11番（関 誠之君） 利用計画の後のモニタリングもしっかりやっている、またやるということと、サービス事業者に対しては県も含めて調査、現状把握していくというようなことでよろしいんですね。それですね、あともって安田壮平議員からかなり緻密な質問が出ておりますので、その辺はそこに譲るとして、最後になりますけれども、今議論をしてきたようなことで、私はやはりサービス業者に対して調査をして、現状を把握をしてその把握の中でどうするかという方向性を見出していかなければいけないというふうに思っておりますけれども、そういう中で、行政の視点から見える今後の課題はどういうことなのかということをお聞きをしたいというふうに思います。

それと、のり張場の問題については、昭和55年度、後6年ということですが、この契約書によりますと、5年間引き続き指定用途にということで書いてありますけど、後の1年はどういう形で、これ計画をされているのかというのがよく分かりませんが、いつ契約するかによって違うと思いますけれども、是非、その辺のところをはっきりさせていただきたいというふうに思います。

それと、補助金ということでありましたから、しっかり使っただけ払うということだというふうに思います。基本的に考えれば、この無償譲渡ということは、先ほど言いましたように政治的な判断が必要になるんだというふうに私は理解をしますけれども、例えばこの、のり張場は土地が鮎組合で、上屋が市のもの、近くにあります燃糸工場、これは逆に土地が市のもので上屋が、もうほとんど崩れる寸前の木造、一部鉄筋がありますけれども、そういったところとのですね、やっぱり話し合いをして、将来、何坪あるか分かりませんが、ざっと見て500坪くらいあるのかなと、安勝の一番いい土地に、あれだけの位置に土地がありますから、やはりその辺も鮎組合とですね、こういったときにしっかりと話して、将来子育て支援施設とか、福祉の複合施設とか、そういったのを造れるような形で準備をしておけばいいかなというふうに思いましたけれども、そういった意味で、今利用されていない燃糸工場の建物、鮎組合が市へ譲渡し、土地活用をするような話などはなかったのかどうか。最後にやはりこれは政治的

レベルですから、市長にまずやっぱり、事務方の発言は分かりましたけども、こういうことになったのか、市長の判断はどういうところで無償譲渡というゴーサインを出したのか、そこまで含めて最後の再々質問をしたいというふうに思います。以上です。よろしくお願いします。

市長（朝山 毅君） 御指摘の件については、当初予算に責任をもって上程し、可決をいただきました。その間の事業執行に至らずに、今回の財源組替えによる新しく上程をしたということについては、私も反省をし、また事務方にもその旨を伝えております。そういう中において、議員が今お話になりましたとおり、土地は紬組合、上物は補助事業を導入して市が責任をもって建設したという経緯があって、約40年相当をかけて今経過している老朽化した建物でございます。今後の管理運営については、やはり責任をもって紬組合が今後管理運営したほうが妥当であろうという、まず1点。そして2点目については、紬組合の財務諸表、内容等を整然としていく、まず段階であると、紬組合の仮店舗にしておりました幸町ですか、向こうの店舗も金融機関に譲渡いたしました。そのことにより財務諸表に動きがあり、むしろ債務が軽減化され、負債が軽減化されたという経緯があります。併せまして、今持っていらっしゃる資産、負債の中における遊休化した資産を整然として、そして貸借をすり合わせながら、やはり資金繰りをやっていくということが、今喫緊の私は課題であろうと思っております。そのような意味において、まず資産の整然とした貸借対照表をきれいにすべきだということが、私のまず考えであります。そういう意味において、その一端として土地に所有するものがその上に乗っている上物をしっかり管理運営していく。そして有効に利用して手数料等をいただきながら紬振興に資していただきたいというまず1点であります。2点目の撚糸工場の件についてであります。私も向こうを通りながら、随分老朽化していると。もしくは今のでありますと、台風等の災害の多い地域でもありますだけに、もしかすると事故や災害の一因になっては困るというふうなことも考えておりまして、そのことについても紬組合さんと話をしながら、どのような形で、どういう計画で、どのようにしていけばいいかということも、抜本的な形として話し合いをしております。したがって、一つ一つ、今の大島紬業界の置かれた状況、環境をとらえながら、まず自分たちの持つ資産の管理運営、そして負債がどのような状況にあるか、そういうことをしっかりやっていく財務諸表の体制を整えるということが大事ではないかという意味からも、話を一つ一つやっているところであります。この件については、緒についた一つの手法として、手法と言いますか、段階としてやっているところでございますので、今後とも紬組合と綿密な連携を図りながら、やはり大島紬の振興に資するための核としての大島紬協同組合の組織そのものも整然とし、また拡充していきたいというふうに思っておりますので、どうか御理解をいただきたいと思います。

紬観光課長（島名 享君） 議案で添付しました契約書の案の件でございますけれども、やはりこの施設は紬振興の施設としての位置付けでございますので、妥当な用途期間の指定を妥当な期間で定めて契約をいたしたいと思っておりますので、御理解をお願いします。

議長（竹田光一君） 次に、無所属 安田壮平君の発言を許可いたします。

2番（安田壮平君） 皆さん、おはようございます。無所属の安田壮平です。1年振りに総括質疑をさせていただきます。私は1点に絞って、関議員の1番目の質問と同じ箇所になります。奄美市一般会計補正予算（第3号）14ページ、障害者福祉費の中の20節扶助費、介護給付等事業費1億6,065万2,000円の増額要因についてであります。もちろん、この財源は4分の3は国や県のものとは言え、4分の1は市の財源でありますので、これが本当に伸びが顕著ということで、青天井に増えていては困ると、そういった危惧からの質疑をさせていただきます。

まず、①ですが、直近数年間の本市の障害者数、介護給付等サービス利用者数、実人数及び延べ人数の推移はいかがか。②直近数年間の本市に係る介護給付等サービス事業者の数、各サービスの定員の合

計、何と言いますか、サービス事業者、本市の中、そしてまた周辺の町村にあると思いますけども、それらすべての各サービスごとの定員合計ということです。そして事業者に支給される事業費の最大値と最小値をお示してください。③ここ数年、本事業費の伸びは民生費全体の伸び率を大きく上回っておりまして、単純に比較できないかもしれませんが、例えば23年度と24年度で比べてみた場合、民生費の全体の伸びは総額5,485万円余りの伸びで0.5パーセントの伸びということですが、この介護給付等事業費に関しては、同じ期間の間で1億5,840万円、率にして17.2パーセントの伸びと、かなり民生費全体の伸びを大きく上回っている状況であります。けれども、このことへの対応は何かしら検討されているのか。また、サービスの質が保たれるようなチェックはなされているのかということをお伺いさせていただきます。

議長（竹田光一君） 答弁を求めます。

福祉政策課長（重山 納君） ①の直近数年間の本市の障害者数、介護給付等サービス利用者数、実人員、延べ人数とともにの推移はということでございますが、平成22年度末の障害者数は5,031名、内訳といたしまして身障者3,719名、知的が471名、精神通院が841名でございます。平成23年度末は5,208名、身障が3,833名、知的が496名、精神通院が879名、それから平成24年度末は4,890名、身障者が3,372名、知的が543名、精神通院が975名となっております。

介護給付等サービス利用者については、平成23年度の実人員は507名、平成24年度は696名であり、延べ人数は平成23年度6,087名、平成24年度は8,313名であります。

直近数年間の本市に係る介護給付等サービス事業者の数、各サービスの定員合計、事業者には支給される事業費の最大値と最小値ということでございますが、このサービス事業所数が73か所にも及んでおりまして、それすべてに各一つの事業所でサービスを幾つもやっているものがありまして、それをすべて半日でちょっと調べるとというのが、無理だったものですから、平成24年度の直近の介護給付等サービスの申請の数ということでお答えさせていただきたいと思っております。

介護給付等サービス事業者の数は73か所、各サービスの定員合計は5,231名、それから事業者には支給された事業費最大値は1億7,572万401円、最小値は45万7,050円であります。この数値は請求があった事業所の推移で、仮に請求が遅れたりとか、した場合にまた数字が変わってきますので、サービスを受けない場合は、また数値などが変わってきます。

それから、3番目のここ数年、本事業の伸び率は民生費全体の伸び率を大きく上回っているが、このことへの対応は検討されているかという、またサービスの質が保たれるようなチェックはなされているかということについてお答えいたします。

これは関係員のときにもちょっと答弁いたしましたけれども、他県にて実施されております障害福祉サービス等に関する支給基準を参考に検討し、サービス利用の適正化を図りたいと思っております。

それと、またサービスの質が保たれるようなチェックについては、介護給付等サービス事業者の指定並びに指導については、鹿児島県で行っており、利用者のサービスの低下を招かれないように、県と連携を取りながら障害者福祉に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

2番（安田壮平君） 御答弁ありがとうございました。①に関しては、障害者数や利用状況を見てみたいなど。そしてまた②に関しましては、事業者間によるですね、そういった事業費等をばらつきというか、偏りというか、そういったものを是非、ちょっと伺いたいなど、そういう趣旨で伺わせていただきました。②の最大値、最小値で、大分金額にですね、差があるようなんですけど、それも全部で73か所あって、大きな事業所から小さな事業所までありますので、こういったことはあり得るんでしょうけど、

ただ最大値の事業所に関しては、かなり大きいなという印象を持っております。やはり、何と言いますか、最大値に、最大値とされているその事業所ですね、定員が、いろいろなサービスがあるとは言え、定員が何名なのかなと。そしてまた、それを定員を上回る利用があるのではないかと。そしてまた、そのことがサービスの質の低下につながっているんじゃないかなというように危惧も持ってはいるんですけども、個別の事案ですので、そこまではお伺いはいしませんけれども、ただ、今後のチェック体制ですね、チェック体制を実際に行っていくというにあたりまして、同じお金を使うのであれば、事業者にとっても、そしてまた利用者にとっても、またその利用者の家族にとってもですね、いい運営をしていただかなければならないというふうに思っているんですけども、そういった今後のチェックをされるということですが、利用者や、あるいは利用者の家族の声は、集めると言いますか、その声を聞くという、そういうことに関しては今後の予定としてはどのようななっていますでしょうか。

福祉政策課長（重山 納君） 今後の検討課題にさせていただきたいと思います。あくまでも個別の施設については、県の指導監査対象でございますので、その辺の入所者の声というのは、またこちら先ほど答弁しましたが、お金を払っている以上、ある程度のことは予防できると思いますので、その辺は検討してみたいと思います。

2番（安田壮平君） 是非そのあたりも検討していただいて、また我が市における障害者全体の数というのも、人口の1割以上あるということで、これも大変大きな数字だと思うんですけども、その一方で奄美市が本当に障害者に優しいまちかという声は、あまり聞かれないというか、障害者に優しいまちであるという声はなかなか聞かれない。やっぱりそういった障害者政策というのもですね、しっかり掛けたお金以上の効果を上げていただくような取組をお願いをしまして質疑を終わりたいと思います。以上です。

議長（竹田光一君） ほかに、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第103号及び議案第94号 平成25年度奄美市一般会計補正予算（第3号）中の関係事項についての2件は、これを総務企画委員会へ、議案第95号、96号及び議案第99号並びに議案第94号 平成25年度奄美市一般会計補正予算（第3号）中の関係事項についての4件は、これを文教厚生委員会に、議案第97号、98号及び議案第100号から議案第102号までの3件並びに議案第94号 平成25年度奄美市一般会計補正予算（第3号）中の関係事項についての6件は、これを産業建設委員会にそれぞれ付託いたします。

この際、御報告いたします。

本定例会において受理いたしました請願、陳情はお手元に配付してあります文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたので御報告いたします。

○

議長（竹田光一君） 日程第2、議案第104号 監査委員の選任について、議題といたします。

地方自治法第117条の規定により里 秀和君の退席を求めます。

（里 秀和君退席）

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。ただいま上程されました議案第104号の提案理由を御説明申し上げます。

議案第104号 監査委員の選任につきましては、議員のうちから選任される本市監査委員に里 秀

和氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

何とぞよろしく御同意くださいますようお願い申し上げます。以上です。

議長（竹田光一君） これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案はこれを同意することに決定いたしました。

里 秀和君の着席を求めます。

（里 秀和君着席）

お諮りします。

各常任委員会審査及び報告書整理のため、明日12月18日から25日まで休会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日18日から25日まで休会とすることに決定いたしました。

12月26日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午前10時16分）

第 4 回 定 例 会
平成 25 年 12 月 26 日
(第 6 日 目)

12月26日(6日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	西	公 郎 君	2 番	安 田	壮 平 君
3 番	川 口	幸 義 君	4 番	栄	ヤ ス エ 君
5 番	師 玉	敏 代 君	6 番	多 田	義 一 君
7 番	橋 口	和 仁 君	8 番	向 井	俊 夫 君
9 番	渡	雅 之 君	10 番	戸 内	恭 次 君
11 番	関	誠 之 君	12 番	大 迫	勝 史 君
13 番	与	勝 広 君	14 番	叶	幸 與 君
15 番	奥	輝 人 君	16 番	平 川	久 嘉 君
17 番	栄	勝 正 君	18 番	竹 田	光 一 君
19 番	渡	京 一 郎 君	20 番	元 野	景 一 君
21 番	里	秀 和 君	22 番	伊 東	隆 吉 君
23 番	竹 山	耕 平 君	24 番	崎 田	信 正 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市	長	朝 山	毅 君	副	市	長	福 山	敏 裕 君
教 育	長	坂 元	洋 三 君	住 用 総 合 支 所 長	住 務 所 長	満 田	英 和 君	
笠 利 総 合 支 所 長	笠 務 所 長	吉	富 進 君	総 務 部 長	安 田	義 文 君		
総 務 課 長	森 山	直 樹 君	企 画 調 整 課 長	東	美 佐 夫 君			
財 政 課 長	菊 田	和 仁 君	市 民 部 長	前 里	佐 喜 二 郎 君			
税 務 課 長	山 田	道 男 君	保 健 福 祉 部 長	重 田	久 夫 君			
福 祉 政 策 課 参 事 兼 課 長 事 務 取 扱	重 山	納 君	商 工 観 光 部 長	川 口	智 範 君			
紬 観 光 課 長	島 名	享 君	農 政 部 長	山 下	修 君			
土 地 対 策 課 長	奥	正 幸 君	建 設 部 長	東	正 英 君			

12月26日(6日目)

土 木 課 長 砂 守 久 義 君	下 水 道 課 長 戸 田 正 利 君
水 道 課 長 佳 元 保 輔 君	教 育 委 員 会 長 日 高 達 明 君
文 化 財 課 長 山 田 和 憲 君	監 査 委 員 事 務 局 長 山 崎 實 忠 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 橋 本 明 和 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱 大 江 和 典 君
議 事 係 長 前 田 賢 一 郎 君	議 事 係 主 査 岸 田 賢 吾 君

議長（竹田光一君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

○

議長（竹田光一君） 本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程第３号のとおりであります。

日程に入ります。日程第１，議案第９４号 平成２５年度奄美市一般会計補正予算（第３号）から、議案第１０３号 工事請負契約の締結についてまでの１０件について一括して議題といたします。

本１０件に関する各委員長の報告を求めます。

最初に、文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長（多田義一君） おはようございます。御報告申し上げます。文教厚生委員会は１２月１８日午前９時３０分開会し、慎重に審査をさせていただきました。当委員会に付託されました議案第９４号から議案第９６号まで及び議案第９９号の４件の主な質疑について、審査結果を御報告いたします。

まず、議案第９４号 平成２５年度奄美市一般会計補正予算（第３号）中関係事項について。

当局より補足説明があり、委員より、緊急雇用創出臨時特例基金事業での幼稚園「運動遊び」指導員派遣事業を受け入れるにあたった経緯はとの質疑に対し、当局より、今年度文部科学省の委託を受けて、幼稚園の子どもたちの運動能力と運動量を調査した。運動能力に関しては、二極化であり、できる子どもは、非常にできて、全く運動ができな子は、できないということが分かりました。運動量は以前の子どもたちは１日に１万４，０００歩から１万５，０００歩に対して、奄美市の公立幼稚園の平均は１日に５，０００歩であった。このため、運動量の確保及び健全育成につなげていくよう、この事業を導入したとの答弁がありました。

そのほかに、委員より、学校教育費の学校建築費中、用地購入費についての質疑があり、当局より、県道佐仁赤木名線の改良に伴って赤木名小学校屋内運動場の敷地の一部がかかっていて、同校には屋内運動場を造る空き地がないことから、新たに屋内運動場建設用地を取得しようとするものであると答弁がありました。

そのほかにも、奄美市の保存樹と千年松の松くい虫対策や中国残留邦人等支援給付金の件、ほかに学校給食のことや小学校校舎改善など、多くの質疑がなされましたが、この際、割愛させていただきます。

次に、議案第９５号 平成２５年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について当局より、保険税収納率向上特別対策事業費の１２０万円や、繰出金の３１７万円、直営診療所歯科レントゲン購入の一部にあてるなど、歳入歳出、当てる額総額６９４万８，０００円の増額となり、予算総額は７４億６，０８０万１，０００円となるとの補足説明があり、委員から、高額医療費について質疑がありました。その他は特段の質疑がございませんでした。

次に、議案第９６号 平成２５年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算

(第2号)について当局より補足説明があり、委員より、レントゲンの購入について、前回はリースだったが、今回はなぜ、購入かなどの質疑があり、当局より、平成8年から6年間のリースをし、終了後に無償譲渡を受けている。設置後17年を経過し、部品もないことから修理不可能ということで購入をしたい。また、リースをしない根拠は、リースも検討したが起債が使えないことと、今回辺地債を使ったほうが有利なことから決定しているとの答弁がありました。その他は特段の質疑がございませんでした。

最後に、議案第99号 平成25年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計補正予算(第1号)について当局より補足説明があり、委員より、この事業の今後の方向性はとの質疑があり、当局より、奨学金の貸付は無利子で行っており、このまま続けていきたいとの答弁がありました。その他は特段の質疑がございませんでした。

これらの4件の議案につきましては、お手元に配付いたしました審査報告書のとおり、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で文教厚生委員会の審査報告を終わりますが、御質問がございましたら他の委員の協力を得てお答えいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（竹田光一君） 次に、産業建設委員長の審査報告を求めます。

産業建設委員長（奥 輝人君） 議場の皆さん、うがみしょうら。おはようございます。産業建設委員会は12月18日1日間開会し、本会議において当委員会に付託されました6件を審査いたしました。6件の議案につきましては、お手元に配付いたしました産業建設委員会審査報告書のとおり、すべて全会一致で可決すべきと決しました。以下、議案審査の中で主な質疑について御報告いたします。

まず、議案第94号 平成25年度奄美市一般会計補正予算(第3号)中関係事項について当局より補足説明があり、その主なものは2款総務費、1項総務管理費、15目緊急経済対策事業費、15節工事請負費1,406万5,000円のうち556万5,000円につきましては、奄美市肉用牛集合団地牛舎間の通路舗装改良工事687.84平米を行うもの。18節備品購入費の482万3,000円につきましては、地域農業活性化と農家の所得向上を図ることを目的に、農林水産物集荷車保冷库付2トン車の購入を行い、奄美市地方卸売市場の機能の充実を図るもの。次に6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金75万円につきましては、青年就農給付金の不足分を計上するもの。次に商工水産関係分について、2款総務費、1項総務管理費、15目緊急経済対策事業費、15節工事請負費1,406万5,000円のうち、小湊漁港250万円は、小湊漁港管理道路の舗装改修に係る経費を計上するもの。7款商工費、1項商工費、8目振興開発費、19節負担金補助及び交付金56万円は、地上デジタル放送送受信環境整備補助金として笠利川上地区4世帯の追加分。10目中心市街地活性化対策費、19節負担金補助及び交付金77万4,000円は、中心市街地活性化資金保証料補助金が当初見込みより増えたことに伴うもの。次に、土木課に関

係する分について、6款4項4目漁港整備事業費、15節工事請負費の2,000万円の増額につきましては、和瀬地区漁村再生交付金事業で実施する橋りょう工事に伴う河川護岸工事に要する費用とのこと。次に、紬観光課に係る分について、7款商工費、1項商工費、4目本場奄美大島紬振興費、15節工事請負費の全額700万円につきましては、安勝町の奄美市名瀬大島紬共同のり張場改修工事を、同じ4目の19節大島紬共同のり張場改修事業補助金として組替えるものなど、当局からそれぞれ補足説明があり、委員より、地上デジタル放送受信環境整備事業費補助金について、難視の件について質疑があり、今回の事業はアナログ放送は見ていたが、デジタル放送移行により難視になった地区の事業で、笠利川上地区4世帯の追加分との答弁。

また委員より、中心市街地活性化資金保証料補助金とは何か、財源は何かの質疑があり、当局より、中心市街地の事業者が県の融資制度を受けるにあたり、保証期間の保証料に対し補助金を交付することにより、円滑な事業資金の調達ができるようにする目的の事業で、県の融資制度を利用し、開発基金に対し補償料を支払い分への補助とのこと。財源は、まちづくり整備基金との答弁がありました。

また、委員より、青年就農給付金について、どのような活動をしているのかの質疑に対し、経営は施設果樹、露地カボチャを中心にサトウキビの専業農家、野菜の専業農家との答弁でありました。そのほかにも質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、8款土木費の補正について、当局から補足説明があり、8款2項3目緊急地方道路整備事業費、13節委託料の建物調査業務3,000万円の増額につきましては、県道佐仁赤木名線の未改良部340メートルの山側の歩道整備を県に代わり市が施工するためのもの。また、河川改修業務の2,000万円の増額につきましては、県道佐仁万屋赤木名線改良工事に伴い市が管理する準用河川須野里川の付替工事を県へ委託するための費用。8款5項4目の小俣線街路事業において工事請負費の2,000万円の減額は、事業費の精査による減額とのこと。同じく6目の小宿土地区画整理事業においての460万円の増額は、幹線道路となる都市計画道路小宿里線の道路設計等に係る費用など、当局より補足説明があり、委員より、県道佐仁赤木名線改良事業の完成年度、総事業費、また代行事業の経緯等について質疑があり、完成年度は平成28年度予定、総事業費は4億円、経緯について県事業として平成15年度事業を開始、平成21年度まで事業を実施、平成19年度に鹿児島県において道路事業の見直しがあり休止となる。平成22年度再度見直しがあり、休止継続となる。市としても県道の管理者は県があり、県が管理をすることが責務だということを訴えてきたのですが、県の方針がなかなか変わらなくて、県の担当者と協議を続ける中で道路法17条が平成23年度に改定され、歩道については都道府県に代わって事業を実施するのが適当であると認められる場合においては、その都道府県に協議し、その同意を得てそれを行うことができましたので、これにより今回、歩道に限り市が県に代わり事業を実施するものと答弁がありました。

また委員より、小宿土地区画整理事業の設計業務の件、小俣線の完成年度や旧道との接続部分交差点の計画など質疑がありましたが、この際、省略します。

次に、議案第97号 平成25年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について当局より補足説明があり、2款事業費、1項維持管理費、2目排水費、19節負担金補助及び交付金26万8,000円につきましては、生活扶助世帯に対する水洗便所設置費補助金を増額計上。同じく2項建設費、1目公共下水道建設費、15節工事請負費の幹線管渠改築工事を3,000万円減額し、ポンプ場改築工事へ500万円、13節委託料のポンプ場改築工事業務へ2,500万円組替え計上するもの。また、汚水処理施設整備基本構想に見直し業務として、13節委託料163万円を追加計上するもの。同じく2款事業費、2項建設費、2目特定環境保全公共下水道事業建設費につきましては、13節委託料550万円を減額し、15節工事請負費の赤木名地区汚水管路施設工事へ組替えを計上するものなど補足説明があり、委員より、公共下水道建設費の工事請負費幹線管渠改築工事3,000万円減額の内訳はとの質疑があり、今回の3,000万円の補正は、ポンプ場管渠改築工事で設備関係の工事への組替えで、ポンプ場改築関係の工事費の確定が当初予算の確定後となったために、今回補正するものと答弁がありました。ほかに質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第98号 平成25年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について当局から補足説明があり、2款事業費、2項建設費、1目農業集落排水事業費につきましては、根瀬部地区の契約額確定により13節委託料の管理台帳作成業務を220万円と15節工事請負費の処理施設建設工事430万円を減額し、佐仁地区管路施設工事へ650万円を組替えを計上し、また手花部の新規地区計画書作成業務委託として13節委託料を500万円追加計上しているとのことなど補足説明があり、委員より、佐仁地区の完成予定年度と総事業費はとの質疑があり、平成25年度から平成30年度の6年間で予定し、総事業費は4億2,3000万円を予定している。

また、委員より、手花部地区について特定環境保全公共下水道事業で実施するのではなかったのかとの質疑に対し、当初、特定環境保全公共下水道事業赤木名地区で計画をしていたが、手花部地区は平成34年度以降の着工予定で、大幅に遅くなることから、農業集落排水事業で整備するため、今回計画書を作成すること。計画では平成28年度の着工を予定しているとの答弁がありました。ほかに多くの質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第100号 奄美市名瀬大島紬共同のり張場条例を廃止する条例の制定について及び議案第101号 建物の譲与について当局から補足説明があり、今回譲与に至った経緯は、施設を利用している本場奄美大島紬組合から建物の改修要望や組合が譲与を受け、継続して管理運営していきたい旨の要望書を受け、市においても建物が市の所有、敷地が同組合ということから、財産の所在や維持管理主体の在り方について協議がなされ、大島紬の振興を図る上で現在の利用者が継続して利用できることや、自主運営管理に委ねるべき建物であるとの判断から無償譲与することに至ったとのこと。

委員より、契約書案の10条指定用途に供すべき期間5年間について質疑があり、指定用途の期間については御指摘もありましたので、本契約の際は5年間で10年間に変更したいと考えているとの答弁がありました。ほかに多くの質疑がありましたが、この際、省略させてい

たきます。

次に、議案第102号 奄美市農林産物直売所の指定管理者の指定について当局から補足説明があり、農林産物直売所は、農林産物の地産地消を推進し、農業経営及び農村生活の向上を図り、活力ある中山間地域の活性化に資することを目的とした施設である。引き続き名瀬農林産物直売所運営協議会に管理運営を指定したいと考えているとの説明があり、委員より、今回はこの団体だけが応募したのか。また、収入、支出のチェック等についての質疑があり、指名であるとのこと。また、平成23年度から指定管理を行っており、計画書や実績など精査をしているとの答弁がありました。

ほかに多くの質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

以上で産業建設委員会の審査報告を終わりますが、御質疑がございましたら他の委員の御協力を得てお答えしたいと思います。

議長（竹田光一君） 次に、総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（関 誠之君） 議場の皆さん、市民の皆さん、おはようございます。

総務企画委員会は、去る12月19日木曜日、1日間開催し、慎重に審査を行いました。

本会議において当委員会に付託されました議案第94号 平成25年度奄美市一般会計補正予算（第3号）中、総務企画委員会関係事項について、議案第103号 工事請負契約の締結についての議案2件につきましてお手元に配付いたしました総務企画委員会審査報告書のとおりすべて全会一致をもって原案どおり可決すべきものとしたしております。

以下、その審査内容について御報告をいたします。

議案第94号 平成25年度奄美市一般会計補正予算（第3号）中、総務企画委員会関係事項について当局から、2款総務費、1款総務管理費、1目一般管理費の職員手当500万円は、10月に接近した台風24号及び台風27号による職員の配備等に要した時間外手当である。次に、2款総務費、1項総務管理費、10目安全・安心対策費、11節の需用費は、防災無線等に係る電気料金の値上げによる増額分である。それから13節の委託料237万円については、デジタル防災行政無線施設整備工事監理業務の委託料である。8目東京事務所の9節旅費11万2,000円は、復帰記念式典出会時の東京事務所長の旅費であるとの説明がありました。

委員より、台風24号、27号のときに配備した職員は何か所で、何名ぐらい配置したのか。同じ時間外でも時間帯によって差があるのかとの質疑があり、当局から、奄美市の全避難所約100か所を開設している。1か所2名を基準に職員を配置している。それに各名瀬・笠利・住用支所の職員を第二配備としたので、その職員の人数を合計すると219名になる。また、時間外手当の支給の件は月曜日から金曜日の午後10時から翌日の午前5時までは通常よりも1.5倍の支給率になるとの答弁がありました。

ほかにも委員から、今年は復帰60周年ということで、いろんなイベントがありますが、そ

の効果のほどをどう思っているのか。それと残された12月25日を含めてどういう形で終わろうとしているのかとの質疑がありましたが、この際、省略いたします。

次に、財政課長から財政調整基金3,553万4,000円、剰余額積立の件、行政改革推進等事業費繰上償還の件、過疎債対策事業債である過疎地域自立促進特別事業債2億5,410万円、臨時財政対策債3,563万2,000円の増額計上の説明がありましたが、この際、省略をいたします。委員より、特段の質疑はありませんでした。

次に、企画課長から、今回の補正は住用と笠利庁舎の建設事業費1億530万3,000円と防災行政無線の整備事業費1億6,703万円を国庫補助対象社会資本総合交付金とすることに伴う補正であるとの説明がありました。委員から特段の質疑はありませんでした。

次に、税務課長から、1款市税、1項市民税、1目個人分、1節現年度課税分の1,300万円の減額は、当初予算において人口減や企業の実績等を考慮し、13億9,393万1,000円を計上していたが、9月末現在の調定額が見込んでいた額を下回ったことにより、減額補正をお願いするものである。1款市税、2項固定資産税、1目固定資産税、1節現年度課税分の1,000万円の減額は償却資産の減額分である。1款市税、4項市たばこ税、1目市たばこ税、1節現年度課税分の2,600万円の増額補正は、売上本数の減少幅が想定より少なく見込まれるため、増額の補正をお願いするものである。2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費、13節委託料244万9,000円の増額は、平成26年度4月に導入される新滞納システムと基幹システムとの連携に要する費用であるとの説明がありました。

委員より、償却資産の中身は何か、国の管轄する償却資産の予算は幾ら見込んでいたのかとの質疑があり、当局より、主なものは総務大臣、国の配分のうち航空機分の減額である。国の分は1億2,800万円ほどを見込んでいたとの答弁がありました。

他の委員から、新滞納システムの導入でどういう効果を期待し、その対策は具体的にどのようなものが掲げられるのか。システム導入に委託先は地元企業はできなかったのかとの質疑があり、当局より、税務、国保、介護、それ以外に対象が広がるということで、その滞納の管理がスムーズにいく、税金等を納めていただく方々の状況をしっかりと把握しながら、できるだけゆるやかな形の滞納整理ができる。委託先は鹿児島にある市町村会である。これを新しく開発するには膨大な時間と経費がかかるということであるとの答弁がありました。

ほかにも市税の個人分の減額の見込みはどのようにして当初予算に上げているのか。コンビニでの収納やカードでの納入についての質疑がありましたが、この際、省略をいたします。

住用地域総務課長から、19款諸収入、5項雑入、9目雑入、1節雑入3,512万9,000円のうち、建物総合損害共済金3,356万9,000円については、平成22年10月20日に発生した奄美豪雨災害により被災した公有建物11物件分の3,356万9,000円であるとの説明がありました。

委員より、いつ請求して、いつ入ったのか。その後、建物共済保険金に変化があったのか。保険請求には時効はとの質疑があり、当局より、請求権は3年である。やりとりに時間を要したが本年8月に全物件の受け入れが完了した。平成22年の水害時には医療機器は保険に加入

していなかった。平成23年の7月に医療機器も町村会の保険に加入できるということになりましたので、平成23年7月から医療機器についても加入しているとの答弁がありました。

笠利地域総務課長から、2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、13節委託料の13万8,000円については、笠利総合支所新庁舎に設置されたエレベーターの保守点検業務委託料であるとの説明がありました。委員より、特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第103号 工事請負契約の締結について当局より、議案第103号は、奄美市デジタル防災無線施設整備工事の請負契約を締結するにあたり、地方自治法第96条1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

委員より、制限付き一般競争入札、どう制限をつけたのか。入札は何業者。落札率は。今回の工事でどういったことが改善されるのか。入札に対してベンチャーは、共同企業体はできなかったのか。分離発注とか下請けとかで地元企業が幾らぐらい可能になるのかとの質疑がありました。

当局より、奄美市建設工事等入札参加資格者名簿に電気通信に係る登録がある業者であること。建設業法の第3条の規定により、電気通信工業に係る特定建設業の許可を有するもの。建設業法に基づく本社、本店、支店、営業所等が九州管内にあるもの。市町村の防災行政無線デジタルシステムの竣工実績が元請けとして過去10年間の間に2億円以上の竣工実績を1件以上有するもの等の条件を付した。入札の参加申し込みは5業者であった。入札率は予定価格の97.98パーセントである。庁舎とその集落の防災無線のところからお互いに通信が可能になる。ベンチャーという話もあったが、地元側でできるものは地元側でという分離発注することとで、今回の入札方法になった。全体事業計画3年間に於いて約27,28パーセントの部分を地元の方に発注する計画で現在進めているとの答弁がありました。

以上で総務企画委員会に付託されました議案審査を終わります。

なお、質疑がございましたら他の委員の協力を得てお答えをしたいと思います。

議長（竹田光一君） これから各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

24番（崎田信正君） 産業委員会の委員長報告に対して、若干の質疑を行いたいと思います。

委員長の報告では、議案第94号 平成25年度奄美市一般会計補正予算（第3号）、8款土木費、2項道路橋りょう費、3目緊急地方道路整備事業費の13節委託料のうち建物調査業務に3,000万円が計上されていることに委員会での審議の状況の報告がありました。委員長の報告では、この事業は県の事業であり、平成15年に事業開始、21年度まで進めて、その後中断になっているけれども、それが県のほうで19年と21年に見直しをされたということですが、この見直しをされて中断に至ったという、我々がそうかなという納得できるような説明があったのかどうかお伺いをいたします。

産業建設委員長（奥 輝人君） ただいまの崎田議員の御質問に答弁いたします。

今言われたことについての、事業の中止、継続についての、中断についての詳しい説明はありませんでした。ただですね、市としましては学校通学安全確保緊急合同点検実施報告を踏まえ、教育委員会の要望書やら、また赤木名地区の文化的まちなみ景観からの要望などなど、諸々要望書がたくさんあったということで、これを、この要望がたくさんあったということで、また県といろいろ相談して、今回23年度に道路法の17条が改定されて、市としましてもこの歩道についてはこれをやっていくという説明でありました。

24番（崎田信正君） もともと県の事業ですから、市が、条例が変わってね、市が代わってやってもいいということになったからということで、それは納得するんですが、その見直しをするというのは、報告がありましたように、子どもの安全、命がかかっているわけですよね、この道路は。それに対して具体的な説明、見直しに至った説明がないまま、この案を認めろというのはちょっと難しいかなと思います。そういったところの突っ込んだ話は、やっぱり出なかったんでしょうか。

産業建設委員長（奥 輝人君） その件については、私たちの午後からですね、赤木名地区の県道に足を出向いていろいろ視察などをしました。その中で、そういった報告はなかったと思います。

笠利総合支所内ですね、いろいろ説明を受けまして、そういった報告は受けましたので、すみませんでした。

議長（竹田光一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

24番（崎田信正君） 日本共産党の崎田信正です。今、産業委員会の委員長報告に対して質疑を行いましたけれども、このまま終わればね、何となく後味が悪いなと思いますので、私の思いで指摘するところはしておきたいというふうに思います。

議案第94号 平成25年度奄美市一般会計補正予算（第3号）、8款土木費、2項道路橋りょう費、3目緊急地方道路整備事業費の13節委託料のうち建物調査業務に3,000万円計上されていることに対する討論です。

この問題については当局から以前に各会派に説明があったものであります。そのときの説明では、県の財政状況が厳しいということだったと思いますけれども、その後ですね、例の上海航路の問題ですね、航空路線維持のために1,000名もの県職員を税金を使って研修目的

で派遣する計画が出されました。県民から大変な強い批判を受けたんですね。計画の変更を余儀なくされましたけれども、結局規模を縮小して税金を使って実施をされているわけです。その関係で言いますと、子供たちの通学路となっており、実際に過去に死亡事故なども発生している県道なんですね。これを工事を着工して、現在いびつな形で工事を中断するなどということについて、まず納得できないということでもあります。しかし今、各地で子どもたちの登下校時に車が突っ込んで、幼い子どもたちが犠牲になる事故が相次いで報告をされています。子どもの安全を願う保護者の姿もあるんですね。PTAからも要望書が出ているということですが、地域住民からの要望も強く出されていることも承知をしております。このままいびつな形で放置されるなら、いつ重大な事故が引き起こされるか分かりません。県の責任を、やはり明らかにすることを求めたいと思うんです。このようなことが二度と起こらないように、当局のしっかりとした対応を要望しておきたいと思います。私はこの議案に対しては子どもの安全確保を優先するという立場で認めることを述べて討論としたいと思います。賛成討論になりますかね。

議長（竹田光一君） 討論はほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

議案第94号から議案第103号までの10件を一括して採決いたします。

この議案は、議案10件に関する各委員長報告は、いずれも可決すべきものであります。

お諮りいたします。

議案10件は、各委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案10件は可決することに決しました。

○

議長（竹田光一君） 日程第2、請願第2号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2014年度政府予算に係る意見書採択の要請について、議題といたします。

本件に関する文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長（多田義一君） おはようございます。御報告申し上げます。

文教厚生委員会に付託されました請願につきましての審査の結果について御報告いたします。

請願第2号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2014年度政府予算に係る意見書採択の要請につきましては、お手元の配付いた

しました審査報告書のとおり、採択すべきものと決しております。

以下、主な内容について御報告いたします。

請願者は奄美市名瀬和光町、鹿児島県教職員組合奄美地区支部奄美地区協議会議長の當田和美さんからであります。

請願事項は、１．離島・山間部の多い鹿児島県において、教育の機会均等を保障するため、国の定数基準を改め、複式学級の解消に向けて適切な措置を講じてほしい。２．少人数学級を推進してほしい。具体的学級規模はＯＥＣＤ諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、３０人以下学級にしていだきたい。３．教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元してもらいたい、であります。

請願第２号については、審査の結果、全会一致により採択すべきものと決定いたしました。

なお、ただいま報告いたしました請願第２号に関しまして、採択と決した際には、後刻文教厚生委員長名で意見書の提出を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（竹田光一君） これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから、請願第２号について採決いたします。

請願第２号に関する委員長報告は採択すべきものであります。

お諮りいたします。

請願第２号については、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、請願第２号は採択することに決定いたしました。

○

議長（竹田光一君） 日程第３、陳情第６号 「県民の安全が担保されない拙速な川内原発１・２号機の再稼働を認めない意見書」の採択を求める陳情について、議題といたします。

本件に関する総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（関 誠之君） 議案第１０６号 企画総務委員会に付託されました「県民の安全が担保されない拙速な原発、川内原発１・２号機の再稼働を認めない意見書」の採択を求め

る陳情について御報告を申し上げます。

陳情者は、奄美市名瀬長浜に住む 菌 博明さんからの陳情であります。

陳情第6号について御報告申し上げます。

内容について、県民の生活と安全に責任を持つ鹿児島県知事は、以下県民の安全確保上重要な問題が解決するまでは拙速な川内原発1・2号機の稼働は認めない立場で国及び原子力規制委員会に対応することを求めるということで、4項目について陳情をしております。原発周辺の各断層の存在をすべて解明すること。火山災害に対する安全性の根拠を明らかにすること。地震・火山問題について、専門家による検討会を公開の場で実施すること。四つ目、実効的な避難計画を策定することを求めています。委員会の中で、それぞれ質疑がありましたが、採決の結果、お手元に報告をしてあります陳情6号、賛成多数で採決するものと決しておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（竹田光一君） これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

23番（竹山耕平君） 緊急動議を提案いたします。よろしいでしょうか。緊急動議の内容について説明をいたします。

ただいま総務企画委員長より御報告がございました陳情第6号に対し、継続審査を求める際付託を提案をいたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（竹田光一君） ただいま竹山耕平君から陳情第6号につきましては、総務企画常任委員会に再付託の上、継続審査にされたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

本動議を直ちに議題とし、採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りいたします。

本動議に賛成に方の起立を求めます。

（賛成者起立）

賛成多数であります。

よって、陳情第6号については、総務企画常任委員会に再付託の上、継続審査にされたいとの動議は可決されました。

この際、暫時休憩足します。（午前10時21分）

議長（竹田光一君） 再開します。（午前１０時３５分）

御報告申し上げます。

ただいま総務企画委員長から陳情第６号が継続審査となりましたので、議案第１０６号を取り下げたい旨の申し出がありました。

これを議長において許可いたしました。

（発言する者あり）

説明途中ですから、ちょっと待ってください。

よって、日程第５は日程から削除いたします。

１７番（栄 勝正君） 通常議案が出たら、議長から委員長に付託ということでいつもなされているわけです。そして委員会はその議案について十分は審議をし、そして最後に採決という結果になるわけでございます。この件につきましても、いろいろと私たちは十分な審査ができているものだと思っています。ですから、例えば、議長が委員会に付託する。そしたらこの付託がひっくり返るとなると、委員会というものは何なのかと。動議を出されて多数決であれば何でもひっくり返って委員会の結果はないということであればですね、委員会の弊害、委員会の存続、委員会というものはどういうものかというのが問われているんですけども、いかがですか。

議長（竹田光一君） この件については、議論は既に終結しておりまして、会議規則４６条に再付託できるという要件がございますので、それに沿って動議が出たということでございます。

１７番（栄 勝正君） 委員会では、採択という結果でありますので、やはりその委員会を尊重してですね、やらないと、今後、そういう委員会での結果が全部の思いでなければ緊急動議を出されて、また委員会に付託するという、その委員会は私たちは何で開いたのかと、時間の無駄じゃないのかなと思うんですけど、やはりこの際は、採決に反対か、賛成かということで、賛成ということで、委員の全会一致じゃないけれども、本会議では賛成か、反対かで反対が多ければこれは採決されないわけですから、例えばの話ですけども。そういうふうにもっていくのが議会じゃないかなと思うんですけども、いかがですか。

議長（竹田光一君） それは、意見として承っておきます。

１７番（栄 勝正君） 今後、こういう例を残しておく、いろいろと私、また委員会で採決されたものが緊急動議でひっくり返ったり、いろいろあると思うんですけどもですね、これは
（発言する者あり）

緊急動議が悪いと言ってないですよ。だから、それはそれで、緊急動議は動議ですから、さ

っきの竹山さんの意見は意見ですから、それは悪いとは言っていない。ただ、委員会で採択か不採択かを決めてあるのを、また別な形で差し戻すということで、これは、そういうことで今後よろしいんですかね。

（「議長」と呼ぶ者あり）

10番(戸内恭次君) 緊急動議がなされましたけれども、その委員会の採決というのとですね、食い違った動議が出されているわけですね。それについての議論というのは、この場でしないんですかね。賛成なり、反対なり、緊急動議に賛成反対という議論はなされないんですか。討論という形のものがあると思うんですが、いかがですか。

議長(竹田光一君) 緊急動議に対する採決は、起立採決で賛成が多数でありました。そして議会運営委員会において協議の結果、継続して審査するということになりましたので、そのような先ほどの意見と同じく承っております、この質疑はこれで終結したいと思います。

○

議長(竹田光一君) 日程第4、議案第105号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2014年度政府予算に係る意見書について、議題といたします。

お諮りいたします。

この際、本案は提案理由の説明を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略いたします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これから、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

○

議長（竹田光一君） 日程第6,「奄美・琉球」世界自然遺産登録推進特別委員会の中間報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

奄美・琉球世界自然遺産登録推進委員長（里 秀和君） おはようございます。「奄美・琉球」世界自然遺産登録推進特別委員会中間報告を行います。

本特別委員会は登録推進に向けた取組について調査項目とし、学識経験者を招いての研修会、視察、調査及び委員会の議論を重ねてまいりました。それらを踏まえて世界自然遺産登録推進に向けた提言等について、現時点においてとりまとめをいたしましたので、御報告いたします。

奄美・琉球の両地域は生態系及び生物多様性が世界的に重要な地域であります。平成25年1月付けで暫定リストへの記載をし今後、国内5か所目の世界自然遺産登録を目指しております。その前提として、規定では国の管理、いわゆる国立公園の指定が必要であります。このため、環境省は生態系管理型国立公園、また環境文化型国立公園の両方を目指しております。奄美群島では、奄美・琉球の自然遺産への登録を実現させるため、各市町村及び広域事務組合において国・県との連携を図り取り組んでおります。登録に向けて行政の活動だけではなく、何よりも市民の参加、協力が不可欠であります。そのためにはこれまで以上に登録に向けた市民の気運の醸成に取り組まなければなりません。

今回、次の3項目について中間報告書としてお手元に配付してあります。その一つは気運の醸成と啓発活動の強化であります。二つ目は生物多様性の保全・保護であります。そして三つ目は、ノイヌ・ノネコ・ノヤギ対策及び固有希少野生動植物対策についてであります。当局におかれましては、本提言を尊重し、明確なビジョンのもと、各部局間において連携を図り、早期の自然遺産登録の実現を市民と一体となって推進していただくよう要望し、中間報告といたします。

○

議長（竹田光一君） 日程第7, 議員派遣について議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります文書表のとおり、閉会中に議会報告会を開催するため、議員の諸君を各会場に派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、配付の文書表に基づき議員を派遣することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議会運営委員長、総務企画委員長及び文教厚生委員長から、お手元に配付の文書表のとおり閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

申し出のとおりこれを閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上で本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

これをもって平成25年第4回奄美市議会定例会を閉会いたします。(午前10時51分)

○

以上、本会議の次第を記載し、相違なかったことを認め、ここに署名する。

奄美市議会議長 竹田 光一

奄美市議会議員 安田 壮平

奄美市議会議員 栄 勝正

奄美市議会議員 渡 京一郎

(別 紙)

総務企画委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第94号	平成25年度奄美市一般会計補正予算(第3号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第103号	工事請負契約の締結について	原案可決すべきもの
(3)	陳情第6号	「県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼働を認めない意見書」の採択を求める陳情	採択とすべきもの

平成25年12月26日

総務企画委員長 関 誠之

奄美市議会議長 竹田 光一 殿

文教厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第94号	平成25年度奄美市一般会計補正予算(第3号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第95号	平成25年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について	原案可決すべきもの
(3)	議案第96号	平成25年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきもの
(4)	議案第99号	平成25年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(5)	請願第2号	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請	採択すべきもの

平成25年12月26日

文教厚生委員長 多田 義一

奄美市議会議長 竹田 光一 殿

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 110 条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件 名	審査の結果
(1)	議案第 94 号	平成 25 年度奄美市一般会計補正予算（第 3 号）について	原案可決すべきもの
(2)	議案第 97 号	平成 25 年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決すべきもの
(3)	議案第 98 号	平成 25 年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決すべきもの
(4)	議案第 100 号	奄美市名瀬大島紬共同のり張場条例を廃止する条例の制定について	原案可決すべきもの
(5)	議案第 101 号	建物の譲与について	原案可決すべきもの
(6)	議案第 102 号	奄美市農林産物直売所の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの

平成 25 年 12 月 26 日

産業建設委員長 奥 輝人

奄美市議会議長 竹田 光一 殿

「奄美・琉球」世界自然遺産登録推進特別委員会中間報告

平成 25 年 12 月 26 日

奄美市議会

「奄美・琉球」世界自然遺産登録推進特別委員会

はじめに

「奄美・琉球」は、この地域だけに残された遺存固有種が分布しており、島々が分離・結合を繰り返す過程で独自の進化が進んでいることや国際自然保護連合（IUCN）のレッドリストに掲載されている国際的希少種の生息・生育地で生態系及び生物多様性保全上、世界的に重要な地域であることが高く評価されています。

政府は、平成 25 年 1 月 31 日世界遺産条約関係省庁連絡会議において平成 15 年に世界自然遺産の候補地に選ばれた「奄美・琉球」を世界遺産暫定一覧表（暫定リスト）に記載することを決めました。今後、国内 5 か所目の世界自然遺産本登録を目指しています。また、世界自然遺産登録に伴い奄美地域での国立公園は、二つの点でこれまでになく新しい国立公園を目指しています。一つは、世界に類を見ない固有種・希少種が生息・生育する亜熱帯照葉樹林を中心とする生態系とそれが醸し出す景観を保全するためには、生態系全体の管理手法にまで踏み込んでいく必要があります、「生態系管理型国立公園」を目指し、もう一つは、奄美地域の森や川、浜などの自然資源は、伝統的な人々の暮らし、営みなど、文化と深く関わりを持ってきました。その関わりが、現在の自然資源の姿を形作ってきたとも言えることから、関係そのものを守っていく意識を持って、住民と利用者がともに楽しみ、ともに守る「環境文化型国立公園」を目指しています。

奄美群島では、「奄美・琉球」の世界自然遺産への登録を実現させるため各市町村及び広域事務組合において国・県との連携を図り取り組んでいます。また、登録に向けて行政の活動だけではなく、なによりも市民の参加・協力が不可欠であり、そのためにもこれまで以上に登録へ向けた市民の機運の醸成に取り組まなければなりません。

本特別委員会は、登録推進に向けた取り組みについてを調査項目とし、学識経験者を招いての研修会、視察調査及び委員会の議論を重ねてきました。それらを踏まえ世界自然遺産登録推進に向けた提言等について現時点において取りまとめました。

当局におかれましては、本提言を尊重し、明確なビジョンのもと各部局間において連携をはかり早期の世界自然遺産登録の実現を市民と一体となって推進していただくよう要望いたします。

1 特別委員会の設置等

(1) 特別委員会の設置

平成 25 年 7 月 5 日

(2) 付託事件

世界自然遺産登録推進に関する調査

(3) 調査期限

本特別委員会は、(2)に掲げる事件の調査が終了するまで閉会中もなお継続審査することができる。

(4) 委員会構成

委員数 9 名

委員長 里 秀和

副委員長 渡 雅之

委員 師玉 敏代, 関 誠之, 叶 幸與, 平川 久嘉, 竹田 光一
竹山 耕平, 崎田 信正

(5) 委員会開催状況

回	開催日	協議内容
1	H25 年 8 月 14 日	1. 「奄美・琉球」世界自然遺産登録の現状と課題及び今後の取組等について（研修会）
2	H25 年 10 月 17 日	1. 現地調査 大川ダム：ビオ・トープの現状と課題及び今後の活用計画について 2. 世界自然遺産登録推進特別委員会の今後の取組及びスケジュールについて
3	H25 年 11 月 28 日	1. ノイヌ・ノネコ対策及び希少野生動植物対策における条例施行後の現状，課題及び取組み等について 2. 「奄美・琉球」世界自然遺産登録推進特別委員会の今後のスケジュールについて
4	H25 年 12 月 17 日	1. 「奄美・琉球」世界自然遺産登録推進特別委員会中間報告書作成

協議事項

1. 機運の醸成・啓発活動の強化について

【現状】

世界自然遺産登録について市民の関心は未だ低く，機運が十分高まっているとは言い難い。また，啓発活動についても，十分とは言えない。

《 提 言 》

(1) 機運の醸成

世界自然遺産登録について市民の機運を盛り上げるため，各地域・各団体等に対し計画的に説明会を開催すること。また，地元住民が主体的に活動へ参画できるよう支援策を検討すること。

【施策案】

- 世界自然遺産登録に向けての説明会，シンポジウム等の開催についての情報を積極的に発信する。
- 市民を対象とした説明会やシンポジウム等を継続的に開催する。
- 自然観察を通したエコツーリズム推進のための事業を展開する。

(2) 啓発活動の強化

国内外に対して「奄美・琉球」世界自然遺の価値や希少性等について周知を図る取り組みを強化する。

【施策案】

- 積極的にマスコミやインターネット等を活用し，PR活動の強化を図る。
- 各総合支所にPR用の常設ブースを設置する。
- 子供たちのふれあい，学習の場をとおして自然観察への関心を高める。
- シンボルバッジ等を製作し，啓発活動の強化を図る。

2. 生物多様性の保全について

【現状】

下水道の普及により，市街地でも河川・海岸に自然回復が見られるようになった。山間部も自然の持つ回復力により樹木の生長が促進され，亜熱帯照葉樹林をつくっており，希少な動植物の生息地となっている。

《 提 言 》

- (1) ビオ・トープ（生物社会の生活空間）を活用した環境学習を通して，子ども達に自然の素晴らしさ，奄美が世界に誇れる地域ということを学習する。
- (2) 奄美の優れた生物多様性を広く広報するため，世界自然遺産推進室にホームページを作り，国内外に発信する。
- (3) 金作原等の一点観光（観察）だけでなく，奄美の広いフィールドや文化・民俗芸能を体験させる。

【施策案】

○外来生物（動植物・ノヤギ）等の駆除を手掛け，根絶まで継続して実施する。
また，奄美海域の海洋生物を通じた環境学習も極めて重要なテーマであり，小中学校の教材に取り入れる。とりわけウミガメの観察は環境学習の中心として取り組む。

3. ノイヌ・ノネコ・ノヤギ対策，希少野生動植物対策について

① ノイヌ・ノネコ対策

【現状】

- ・ノイヌ・ノネコ等対策は，県においてイヌの捕獲は実施しているが，ノラネコ・ノネコ対策はない。
- ・国においては，ジャワマングース対策を実施し捕獲頭数は減少傾向にある。また，ノネコの捕獲を行っている。
- ・市町村は，飼い猫登録制やチップの埋め込み，また，ノラネコ避妊・去勢等を行っている。
- ・ノヤギ対策として，国・県の補助事業を導入している

《 提 言 》

【施策案】

- 県が霧島市隼人町に設置した動物愛護センターを自然遺産登録を見据え奄美にも設置すべきであり，強く要望する。
- ノラネコの避妊・去勢処置を継続的に実施する。

② 希少野生動植物対策

【現状】 希少野生動植物

- ・国＝9種，県＝26種，市町村＝57種とそれぞれ指定されているが，一般市民への啓発が十分とはいえない。
- ・ノヤギ特区に指定され4市町村で国・県の補助を受けヤギ被害防除事業（事業費約840万円）を実施している。

《 提 言 》

- ・市民向けチラシ配布（現在行っている）
- ・ノヤギ対策は猟友会と共に対策会議をもち，希少植物の保全を図るべき

【施策案】

- 盗掘・盗採防止対策として，パトロールの強化を図るとともに市民からの情報提供を受け入れる体制の充実を図る。
- ノヤギ駆除後の処理については，食文化の視点に立ち郷土料理として活用できるよう強く県に要望する。
- 自家栽培している希少種等については，登録届出制度の創設を図る。

参 考 資 料

(意 見 書)

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2014 年度政府予算に係る意見書

35 人以下学級について、小学校 1 年生、2 年生と続いてきた 35 人以下学級の拡充が予算措置されていません。

日本は、OECD 諸国に比べて、1 学級当たりの児童生徒数や教員 1 人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約 6 割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26 人～30 人を挙げています。このように、保護者も 30 人以下学級を望んでいることは明らかです。

鹿児島県においては 2 学年の子どもが一つの教室で学ぶ複式学級も多く、単式学級で学ぶ子どもたちと比較したとき、教育の機会均等が保障されているとは言えません。子どもの教育の機会均等と学びの保障の観点から、複式学級の解消は、極めて重要な課題です。

社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細やかな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応等も課題となっています。いじめ、不登校等生徒指導の課題も深刻化しています。こうしたことの解決にむけて、計画的に定数改善が必要です。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算については、GDP に占める教育費の割合は、OECD 加盟国（データのある 31 か国）の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合は 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、2014 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう強く要請いたします。

記

- 1 離島・山間部の多い鹿児島県において、教育の機会均等を保障するため、国の定数基準を改めて複式学級の解消に向けて適切な措置を講ずること。
- 2 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD 諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30 人以下学級とすること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度

の負担割合を2分の1に復元すること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月26日

奄美市議会